

文部科学省科学研究費

特定領域研究

「法化社会における紛争処理と民事司法」

ワーキングペーパー第4集

2008年5月

目次

はじめに ii

被告側訴訟代理人の訴訟追行と訴訟評価
— 記述統計を中心として — 太田 勝造 1

はじめに

このワーキングペーパー第4集は、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」のなかの訴訟行動調査を担当した、C班の研究成果の一部である、太田論文を収録する。

被告側訴訟代理人の訴訟追行と訴訟評価

— 記述統計を中心として —

太田 勝造

東京大学大学院法学政治学研究科

sota@j.u-tokyo.ac.jp

【論文要旨】 民事訴訟の被告側代理人に対して実施した質問票調査の基本的分析を実施した。事件類型、依頼人の人数、依頼人と代理人の関係、訴訟前交渉、訴訟利用における考慮要素、訴訟追行において代理人と依頼人（被告）が考慮したこと、相手方弁護士についての評価、和解交渉における考慮要素と裁判所の介入の態様、証拠収集・主張立証における依頼人と弁護士の、協働、結果（和解・判決）の評価、裁判官評価、訴訟追行の事後評価など詳細なデータの分析を行った。

【キーワード】 被告側代理人弁護士調査 被告側の弁護士・依頼者関係 被告側側弁護士の訴訟追行 被告側弁護士による民事裁判評価

【目次】

1. はじめに
2. 事件と依頼人について
 2. 1. 事件類型
 2. 2. 依頼人
 2. 3. 依頼された時点での見通しとその第一審結果の達成度
 2. 4. 相談時点での依頼人の希望
 2. 5. 訴訟前交渉
 2. 6. 応訴の際の依頼人と弁護士
3. 一審手続き
 3. 1. 代理人の数
 3. 2. 一審での被告側代理人の重視したもの
 3. 3. 一審での被告と被告側弁護士の関係

- 3. 4. 一審での相手方弁護士
- 3. 5. 一審での和解交渉
 - 3. 5. 1. 相手方弁護士の和解交渉
 - 3. 5. 2. 裁判官の和解勧誘
 - 3. 5. 3. 和解決断の際の考慮要素
- 3. 6. 一審での報酬関係の説明
- 3. 7. 一審での証拠収集と主張立証
- 4. 第一審結果
 - 4. 1. 判決評価
 - 4. 2. 第一審結果の評価
- 5. 第一審裁判官評価
- 6. コスト
- 7. 訴訟追行の事後評価
- 8. 最終結果
- 9. おわりに

1. はじめに

本稿は、2004年に終了した民事訴訟事件からランダム抽出した1032件の自然人被告の訴訟代理人（弁護士）に対して実施した質問票調査の集計と若干の分析である。記録からデータを採集できた被告側弁護士は719名であったが、転居(6)、長期不在(8)、住所不明(1)、死亡などによる対象不適格(6)を除く698名の内、113名が回答をしてくれた。この結果、回収率は16.2%とかなり低いものとなった。

2. 事件と依頼人について

2. 1. 事件類型

訴訟類型を答えてもらった結果、賃金関係、交通事故関係、交通事故以外の損害賠償、土地・建物の明け渡し、相続関係が10%を超えていた。原告側の弁護士の場合、交通事故関係、交通事故以外の損害賠償、土地・建物の明け渡しが10%を超えていた。したがって、賃金関係と相続関係で被告側弁護士の回答と原告側弁護士の回答で10%を超えていた類型に差が出ている。

2. 2. 依頼人

依頼人の人数としては、1人のみが68%と約3分の2を占め、2人以上の依頼人がいた被告側代理人は32%であった。原告側弁護士の場合は1人のみ65%と2人以上35%であった。原告側と被告側とで統計的有意さはなかった（ χ^2 二乗検定 $p=0.62$ ）

依頼人が2人以上いたこの32%の弁護士に、依頼人との関係を尋ねた。それによれば、親

族関係が大多数の 64%であり、他に会社・仕事関係が 28%、友人・知人が 11%という結果であった。原告側代理人の回答では親族関係が 70%、会社・仕事関係が 11%、友人・知人が 2.7%であった。

複数の依頼人の中で対立が生じたことがあったか否かについての被告側弁護士の回答は、「場合によっては対立することがあった」のは 5.6%のみであり、88.9%の大多数でまったく対立はなかった。わからない、が 5.6%あった。原告側弁護士の回答はそれぞれ 12%と 88%であり、わからない、がいなかった。複数依頼者間で対立が生じるのは原告、被告ともに少数派であった。複数の依頼人の中で発言力に差があったか否かについては、67%では差がなかった。ただし、社会的地位で発言力に差があったが 11%あった。原告側代理人の回答によれば、54.8%で差がなかった。総じて原告側の方が依頼人での発言力の差が高めに出ている(10%前後)。

主だった依頼人の性別は、回答者の 72%が男性で 28%が女性であった。原告側代理人の回答では 63.5%が男性で 36.5%が女性であった。クロス集計表の χ^2 乗検定では有意差はなかった ($p=0.16$)。

本件訴訟受任前の依頼者との関係としては、面識がなかったが 61.6%と過半数であったが、別件で相談や代理をしたが 20.5%、顧問先が 12.4%であった。原告側代理人の回答では、面識がなかったが 77.9%と大多数であったが、別件で相談や代理をしたが 13.0%あった。これに対し、顧問先は 2.9%と被告側より少なかった。

従前は面識がなかった場合に、本件で受任する契機として目立つものは、顧問先とつながりがあった(26.19%)、過去の依頼人とつながりがあった(18.8%)、自分の事務所内の弁護士・専門家からの紹介(17.4%)である。

事件を受任することを決めた理由を 1. 該当しない、から、5. 該当するまでの 5 段階尺度で答えてもらった。平均スコアが有意に 3 を超えて該当する方向の回答だったものは、(1) 依頼された以上断れないと思ったの平均スコア 3.7、(2) 自分の専門領域に属する事件だったの平均スコア 3.49、(6) 依頼人に同情すべき事件だったの平均スコア 3.51 であった。これら以外はすべて有意に 3 より小さい平均スコアであった。中でも比較的 3 のどちらとも言えないに近いものは、(3) 弁護士としてやらねばならない社会的責務を負う事件だと思ったの平均スコア 2.67、(4) 依頼人との関係を形成あるいは維持したかったの平均スコア 2.70、(5) 仲介者との関係を形成あるいは維持したかったの平均スコア 2.48、(9) 内容的に興味深い事件だったの平均スコア 2.60、(11) 勝てそうな事件だったの平均スコア 2.63 であった。これに対し、該当しないとの傾向の強いものとしては、(7) 事務所内の事件の割当ての結果、引き受けることになったの平均スコア 1.96、(8) 公益的事件だったの平均スコア 1.42、(10) 報酬額が大きい事件だったの平均スコア 1.53、(12) 弁護士の間での自分の評価を高める事件だと思ったの平均スコア 1.50、(13) 自分の社会的評価を高める事件だと思ったの平均スコア 1.42 であった。このようにすべて 3 とは有意に異なっていた。原告側代理人の回答の場合、(1) 依頼された以上断れないと思ったの平均スコア 3.05、(9) 内容的に興味深い事件だったの平均スコア 2.97 は 3 と有意差がなかった。原告代理人と被告代理人とで同じ方向の回答(3 より大か小か)で

はあるが有意差が生じていたものは、(1) 依頼された以上断れないと思った、(3) 弁護士としてやらねばならない社会的責務を負う事件だと思った、(4) 依頼人との関係を形成あるいは維持したかった、(6) 依頼人に同情すべき事件だった、(8) 公益的事件だった、(9) 内容的に興味深い事件だった、(11) 勝てそうな事件だった、である。これに対し、(3) 弁護士としてやらねばならない社会的責務を負う事件だと思った、と(11) 勝てそうな事件だったは3を挟んで反対方向に有意に異なっていた。すなわち、両者とも被告側は3より小さく該当しない傾向の回答であったのに対し、原告側は3より大きい方向で該当するという傾向の回答であった。

ジェンダーに関しては、「あなたの性別が男（女）であることが、あなたと依頼人の関係にどのように影響を与えたと思いますか。」と尋ねた。その結果は、1. プラスの影響を与えたと思う13%、2. マイナスの影響を与えたと思う1%、3. 影響は与えなかったと思う75%、4. わからない11%、であった。

2. 3. 依頼された時点での見通しとその第一審結果の達成度

依頼された時点で、事件の見通しがどちらに有利だったかを、1. 依頼者側に有利、から5. 相手方に有利の5段階尺度で尋ねた。平均スコアは3.11であったが、3とは有意差がない。依頼者有利方向と相手方有利方向全体にまんべんなく分布している。これに対し、原告側の場合には平均スコア2.15で自分の依頼人有利方向に有意にシフトしている。

第一審の結果が、最初の見通しに照らしてどの程度達成されたかについては、0%から100%まで分布しているが、70%以上の達成との回答が多く、平均は73.1%となっている。この点は原告側代理人の回答もほぼ全く同じである（平均73.7%）。原告側と被告側の代理人の回答に有意差はなかった。

2. 4. 相談時点での依頼人の希望

初めて相談に来たときの依頼人のもっとも希望していたことを訪ねた。その結果は、57.5%が応訴してほしいであり、17%が交渉か訴訟かを問わず事件を任せてしまいたいであった。この傾向は原告側代理人の回答にも見られる。弁護士に相談するときは事件を任せようとしてきているということになる。

2. 5. 訴訟前交渉

相手方から訴えが提起される前に交渉をしたのは17%のみであった。交渉を試みたが交渉にはいたらなかったのは7%のみであった。これに対し原告側代理人の回答では、28.2%が交渉しており、20.0%が交渉を試みたが交渉には至らなかったと答えている。

2. 6. 応訴の際の依頼人と弁護士

応訴の際に依頼人にとって気になったと被告代理人が考えたことを1. 気になった、から、5. 気にならなかったの5段階尺度で尋ねた。(1) 裁判にかかる費用の平均スコア3.1(3と

有意差なし), (2) 裁判にかかる時間の平均スコア 3.0 (3 と有意差なし), (3) 裁判に勝つ見込みの平均スコア 2.2 (<3), (4) 見込まれる判決または和解が履行されない可能性の平均スコア 3.6 (>3), (5) 裁判についての家族や勤務先・近所等の受け止め方の平均スコア 3.7 (>3), (6) 裁判のために、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性の平均スコア 4.0 (>3) という結果であった。応訴の際に依頼者(被告)が気にしたのは、結局、裁判に勝つ見込みだけであった。これに対し、原告は(1)裁判にかかる費用(2.59), (2)裁判にかかる時間(2.69), (3)裁判に勝つ見込み(2.10)を気にしており、費用と時間の点で原告と被告に差が生じている。(4)履行については3.14と3と有意差がなく、(5)家族等の受け止め方(4.15)と(6)迷惑がかかる可能性(4.32)は気にしていない、などは原告と被告で同じ傾向である。

依頼人が気にする事項と弁護士のそれとを比較するために同様の項目について、弁護士自身がどの程度気になったかを尋ねた。(a)裁判にかかる費用の平均スコア 3.7, (b)裁判にかかる時間の平均スコア 3.4, (c)裁判に勝つ見込みの平均スコア 2.6, (d)見込まれる判決または和解が履行されない可能性の平均スコア 3.8, (e)応訴についての依頼人の家族や勤務先・近所等の受け止め方の平均スコア 4.2, (f)応訴をしたために、依頼人の家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性の平均スコア 4.6であった。これらはすべて3と有意に異なっている。裁判に勝つ見込みだけが気になった点で依頼人が気になったと代理人が考えたことと同様の結果といえるが、当然かもしれない。原告側代理人については、(a)裁判にかかる費用の平均スコア 3.56, (b)裁判にかかる時間の平均スコア 3.23, (c)裁判に勝つ見込みの平均スコア 2.70, (d)見込まれる判決または和解が履行されない可能性の平均スコア 3.2, (e)応訴についての依頼人の家族や勤務先・近所等の受け止め方の平均スコア 4.36, (f)応訴をしたために、依頼人の家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性の平均スコア 4.58であった。このように原告代理人と被告代理人との間でほぼ同様の傾向である。

応訴の判断における依頼人と弁護士とのイニシアティブの分配については、依頼人のイニシアティブ(29.5%), どちらかといえば依頼人のイニシアティブ(12.4%)と依頼人主体傾向の合計は41.9%であり、どちらかといえば弁護士のイニシアティブ(21.9%), 弁護士のイニシアティブ(10.5%)と弁護士主導傾向の合計は32.4%と拮抗しているが、依頼人主体傾向の方が多い(双方同程度が25.7%)。この点は原告側代理人の回答とは逆となっている。すなわち原告の場合、依頼人のイニシアティブ(18.8%), どちらかといえば依頼人のイニシアティブ(13.7%)と依頼人主体傾向の合計は32.5%であり、どちらかといえば弁護士のイニシアティブ(20.3%), 弁護士のイニシアティブ(18.3%)と弁護士主導傾向の合計は38.6%と拮抗しているが、弁護士主体傾向の方が多い(双方同程度が28.9%)。

弁護士自身が応訴をする際に相手方の請求を争うことをどのように位置付けているかを尋ねた結果は以下のようであった。1.相手方との和解に持ち込む手段として位置づけていた(31.2%), 2.依頼人に納得してもらうための手段として位置づけていた(11.0%), 3.判決で白黒をつけるための手段として位置づけていた(12.8%), 4.勝訴判決を得るための手段として位置づけていた(17.4%), 5.本件の紛争の根本にある問題の解決のための手段として位置

づけていた(21.1%), 6. 依頼人のための時間的猶予を得るための手段として位置づけていた(1.8%), 7. その他(4.6%).

訴訟救助と法律扶助について、弁護士は依頼人に説明をしたのか否かを尋ねた結果は、訴訟救助を説明した弁護士は3.6%で95.5%は説明していない。法律扶助の場合、やはり大多数の88.2%は説明しておらず、11.8%のみで説明していた。もちろん、被告側であるという事情や、依頼者の資産状況や事案の内容と係争物の価額との関係で、もともとこれらを説明する必要がないとされた場合も多いであろうことにも注意を要する。原告側代理人の回答では、訴訟救助を説明したが8.5%、法律扶助について説明したが9.9%、となっている。

3. 一審手続き

3. 1. 代理人の数

一審での被告側代理人の人数は、一人(回答者一人)が51%、回答者を含めて二人以上が49%とほぼ半々であった。原告側代理人の人数は、一人(回答者一人)が54%、回答者を含めて二人以上が46%とやはりほぼ半々であった(原告側と被告側で有意差なし)。被告側代理人が二人以上の場合も二人が35%、三人が26%、四人が13%で、四人以内で74%とほぼ四分之三を占めていた。これに対し原告側代理人の場合、被告側代理人が二人以上の場合も二人が49%、三人が14%で、三人以内で63%を占めていた。複数の代理人が被告側についていた場合、回答者が主として仕事をしたのは61%、そうではなかったのが22%であった(何とも言えない17%)。原告側の場合も、回答者が主として仕事をしたのは60%、そうではなかったのが22%でほとんど同じであった(何とも言えない18%)。

3. 2. 一審での被告側代理人の重視したもの

一審での被告側代理人が重視したものとして、訴訟物レベルの勝敗と、背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決のいずれであったかを両極尺度五段階評価で回答してもらった。訴訟物レベルの勝敗を重視する傾向のものが33.6%、どちらとも言えない6.5%、根本問題の解決重視傾向のものが59.8%と二極化していたが、根本問題の解決重視の方が多かった。平均スコア3.24はであり、原告側代理人の場合の平均スコア3.02と有意差は検出されなかった。

3. 3. 一審での被告と被告側弁護士の関係

被告によるその弁護士に対する評価を尋ねた。具体的には、「総合的に考えて、あなたの依頼人は、あなたの第一審での仕事ぶりにどの程度満足したと思いますか」について、1. 満足したと思う、から、5. 満足しなかったと思う、までの5段階尺度で尋ねた。結果は、「満足したと思う」49%と「どちらかといえば満足したと思う」39%で合計88%が依頼人は自分の仕事ぶりに満足したと考えている。平均スコア1.75は原告側代理人の場合の1.85と有意差がなかった。このように、被告側代理人で回答した弁護士は、依頼者が満足したと考えていることがわかるとともに、原告側代理人の場合も同様である。

被告側代理人と依頼人との間の信頼関係についての代理人の評価を尋ねた。1. うまくいった, から, 5. うまくいかなかったまでの5段階尺度で尋ねた。結果は, 「うまくいった」55%と「どちらかといえばうまくいった」34%で合計89%が依頼人と自分との信頼関係を肯定的に評価している。平均スコア1.61は原告側代理人の場合の1.76と有意差がなかった。

3. 4. 一審での相手方弁護士

相手方（原告側）に代理人が付いていたのは93%に上る。そのうちの92%は男性であった。これらに対し、原告代理人の回答の場合、相手方（被告側）に代理人が付いていたのは66%でありそのうちの94%は男性であった。

相手方弁護士についての評価を尋ねた。まず、(1) 相手方弁護士は準備をよくしていましたか, との問いに対して, 1. よく準備をしていた, から, 5. 準備をしていなかった, の5段階尺度で回答してもらった。その結果は, 1. よく準備をしていた20%, どちらかといえば準備をしていた44%と合計64%が相手方弁護士の準備を肯定的に評価している。平均スコア2.33は原告側代理人による相手方弁護士（被告側弁護士）の準備評価の平均スコア2.45と有意差がなかった。次いで(2) 相手方弁護士は有能だと思いませんか, と尋ねた。回答は, 1. 有能だ, から5. 有能ではない, の5段階尺度で答えてもらった。その結果は, 1. 有能だ13%, どちらかといえば有能だ32%と合計45%が相手方弁護士の能力を肯定的に評価している。平均スコア2.66は原告側代理人による相手方弁護士（被告側弁護士）の能力評価の平均スコア2.56と有意差がなかった。(3) 相手方弁護士は信頼できる弁護士だと思いませんか, との問いに, 1. 信頼できる, から5. 信頼できないの5段階尺度で回答してもらった。結果は, 1. 信頼できる22%, どちらかといえば信頼できる40%と合計62%が相手方弁護士の信頼性を肯定的に評価している。平均スコア2.35は原告側代理人による相手方弁護士（被告側弁護士）の信頼性評価の平均スコア2.35と有意差がなかった。最後に, (4) 相手方弁護士は, 本件の訴訟物レベルの勝敗と, 背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決のいずれを重視していましたか, と尋ね, 1. 訴訟物レベルの勝敗, から5. 根本問題の解決の両極5段階尺度に回答してもらった。結果は, 1. 訴訟物レベルの勝敗28%, どちらかといえば訴訟物レベルの勝敗22%と合計50%が訴訟物レベルの勝敗を重視する傾向であり, 根本問題の解決12%, どちらかといえば根本問題の解決21%と33%が根本問題の解決を重視する傾向であると評価されていた。平均スコア2.66は原告側代理人による相手方弁護士（被告側弁護士）の同じ質問での平均スコア2.66と有意差がなかった。

3. 5. 一審での和解交渉

3. 5. 1. 相手方弁護士の和解交渉

和解交渉における相手方弁護士についての評価を被告側代理人に訪ねた（和解交渉をしていない場合はNAに○をつけてもらった）。まず, (1) 相手方弁護士はフェアな交渉者でしたか, と尋ね, 1. フェアだった, から5. フェアでなかったの5段階尺度で回答してもらった。結

果は、1. フェアだった 33%, どちらかといえばフェアだった 42%と合計 74%が相手方弁護士をフェアとの方向で評価している。平均スコア 2.02 は原告側代理人による相手方弁護士（被告側弁護士）のフェアさ評価の平均スコア 2.07 と有意差がなかった。次いで、(2) 相手方弁護士の交渉態度はどうでしたか、と尋ね、1. 協調協力的だった、から 5. 対立競争的だったの両極 5 段階尺度に回答してもらった。結果は、1. 協調協力的だった 19%, どちらかといえば協調協力的だった 38%と合計 56%が相手方弁護士を協調協力的ので評価しており、5. 対立競争的だった 10%, 4. どちらかといえば対立競争的だった 5%と 15%のみが相手方を対立競争的の方向に評価している。平均スコア 2.50 は原告側代理人による相手方弁護士（被告側弁護士）の交渉態度評価の平均スコア 2.60 と有意差がなかった。(3) 相手方弁護士の交渉技術は効果的でしたか、との問いに対して、1. 効果的だった、から 5. 効果的でなかったの 5 段階尺度で回答してもらった。結果は、1. 効果的だった 5%, どちらかといえば効果的だった 17%と合計 22%のみが相手方弁護士を効果的との方向で評価しており、過半数の 55%が 3 の「どちらともいえない」であった。平均スコア 3.01 は原告側代理人による相手方弁護士（被告側弁護士）の交渉態度の実効性評価の平均スコア 3.01 と有意差がなかった。さらに、(4) 相手方弁護士は交渉を誠意をもって行っていましたか、との問いに対して、1. 誠意をもって、から 5. 誠意をもっていなかったの 5 段階尺度に回答してもらった。結果は、1. 誠意をもって 19%, どちらかといえば誠意をもって 44%と合計 63%が相手方弁護士に誠意を感じる方向で評価していた。平均スコア 2.36 は原告側代理人による相手方弁護士（被告側弁護士）の誠意評価の平均スコア 2.40 と有意差がなかった。最後に、(5) 相手方弁護士は、手ごわい交渉相手でしたか、それとも非力な交渉相手でしたか、との問いに、1. 手ごわい交渉相手だった、から 5. 非力な交渉相手だったの両極 5 段階尺度で回答してもらった。結果は、1. 手ごわい交渉相手だった 6%, どちらかといえば手ごわい交渉相手だった 13%と合計 19%が相手方弁護士を手ごわい方向で評価しており、5. 非力な交渉相手だった 3%, 4. どちらかといえば非力な交渉相手だった 15%と 18%が相手方を非力方向に評価している。平均スコア 2.95 は原告側代理人による相手方弁護士（被告側弁護士）の交渉力評価の平均スコア 2.86 と有意差がなかった。

3. 5. 2. 裁判官の和解勧誘

裁判官の和解勧誘について、まず(1) 裁判官はどの程度和解を勧めたかを、1. 非常に強く勧めた、から 5. 勧めなかったの 5 段階尺度で尋ねた。結果は、1. 非常に強く勧めた 9%, 2. 強く勧めた 31%, 3. ある程度勧めた 32%, 4. それほどは勧めなかった 8%, 5. 勧めなかった 20%, という結果で、平均値スコア 3.0 である。和解勧誘への裁判官の熱心さが分かる一方で、5 分の 1 に相当する場合に和解を進めていないことも注目される。原告側代理人の回答によれば、1. 非常に強く勧めた 10%, 2. 強く勧めた 26%, 3. ある程度勧めた 30%, 4. それほどは勧めなかった 9%, 5. 勧めなかった 26%, というほとんど同様の結果で（勧めなかったが 4 分の 1 に増えていることを除けば）、平均値スコア 3.15 は被告側と有意差がない。

和解勧誘の際に裁判官が言及した事項を、した、しなかった、覚えていないの 3 選択で尋ね

た(和解を裁判官が勧めたと回答した場合だけ)。結果は、(a) 執行の困難さは、言及した15%、しなかった72%、覚えていない13%であった。(b) 具体的な和解案は、提示した54%、しなかった33%、覚えていない13%であった。(c) 心証開示は、した51%、しなかった38%、覚えていない11%であった。(d) 上訴の可能性は、言及した15%、しなかった64%、覚えていない21%であった。(e) 時間的なコストは、言及した27%、しなかった56%、覚えていない17%であった。(f) 金銭的なコストは、言及した20%、しなかった63%、覚えていない18%であった。(g) 敗訴の可能性は、言及した28%、しなかった54%、覚えていない17%であった。ちなみに、原告側代理人の回答からは、(a) 執行の困難さは、言及した15%、しなかった75%、覚えていない10%であった。(b) 具体的な和解案は、提示した55%、しなかった35%、覚えていない10%であった。(c) 心証開示は、した45%、しなかった45%、覚えていない10%であった。(d) 上訴の可能性は、言及した12%、しなかった72%、覚えていない15%であった。(e) 時間的なコストは、言及した38%、しなかった50%、覚えていない12%であった。(f) 金銭的なコストは、言及した18%、しなかった69%、覚えていない13%であった。(g) 敗訴の可能性は、言及した15%、しなかった73%、覚えていない12%であった。最後の(g)だけ、原告と被告とで有意差が検出された(χ^2 二乗検定)。

和解交渉の際に、対席面接方式と、個別面接方式との割合を尋ねた。その結果は、1. 常に双方対席だった9%、2. 双方対席の方が多かった16%、3. 半々だった19%、4. 別々の方が多かった34%、5. 常に別々だった15%、である。1と2の和が25%であるのに対し、4と5の和が49%であり、個別面接方式が一般的であることが分かる。ちなみに原告側代理人の回答によれば、1. 常に双方対席だった14%、2. 双方対席の方が多かった16%、3. 半々だった12%、4. 別々の方が多かった32%、5. 常に別々だった16%、であるが、原告側代理人回答と被告側代理人回答とで有意差はない。

3. 5. 3. 和解決断の際の考慮要素

第一審の結果が**1. 訴訟上の和解が成立したまたは2. 裁判外の和解が成立して訴えを取り下げたと回答した者に対して、和解を決断したときの依頼人の考慮要素を尋ねた。厳密には、代理人弁護士による依頼人の考慮の推測についての質問である。**

まず、(a) 裁判官の勧めについては、1. 考慮した31%、2. どちらかといえば考慮した29%、3. どちらともいえない24%、4. どちらかといえば考慮しなかった5%、5. 考慮しなかった11%、で平均スコア2.37である。これは原告側の平均スコア2.44と有意差がない。裁判官の勧めは考慮要素とされているといえる。

(b) 弁護士であるあなたの勧めについては、1. 考慮した66%、2. どちらかといえば考慮した29%、3. どちらともいえない3%、4. どちらかといえば考慮しなかった0%、5. 考慮しなかった2%、で平均スコア1.42である。これは原告側の平均スコア1.44と有意差がない。弁護士である回答者の勧めは大きな考慮要素とされている。

(c) 紛争に早く決着を付けることについては、1. 考慮した59%、2. どちらかといえば考慮した23%、3. どちらともいえない9%、4. どちらかといえば考慮しなかった8%、5. 考慮

しなかった2%, で平均スコア1.70である。これは原告側の平均スコア1.76と有意差がない。紛争の早期決着は大きな考慮要素とされている。

(d) 和解しないと費用がかさむことについては、1. 考慮した20%, 2. どちらかといえば考慮した16%, 3. どちらともいえない22%, 4. どちらかといえば考慮しなかった17%, 5. 考慮しなかった27%, で平均スコア3.17である。これは原告側の平均スコア3.60と有意差がない。費用の増大は考慮要素とされていないといえる。

(e) 和解の内容が納得できることについては、1. 考慮した50%, 2. どちらかといえば考慮した35%, 3. どちらともいえない9%, 4. どちらかといえば考慮しなかった6%, 5. 考慮しなかった0%, で平均スコア1.71である。これは原告側の平均スコア1.54と有意差がない。和解内容が納得できることは大きな考慮要素とされているといえる。

(f) もめごとに疲れたことについては、1. 考慮した10%, 2. どちらかといえば考慮した21%, 3. どちらともいえない23%, 4. どちらかといえば考慮しなかった19%, 5. 考慮しなかった27%, で平均スコア3.34である。これは原告側の平均スコア3.69と有意差がない。もめごとに疲れたことは考慮要素とされていないといえる。

(g) 家族のプレッシャーについては、1. 考慮した2%, 2. どちらかといえば考慮した14%, 3. どちらともいえない26%, 4. どちらかといえば考慮しなかった14%, 5. 考慮しなかった44%, で平均スコア3.84である。これは原告側の平均スコア4.21と有意差がない。家族のプレッシャーは考慮要素とまったくされていないといえる。

(h) 履行の確保については、1. 考慮した8%, 2. どちらかといえば考慮した8%, 3. どちらともいえない13%, 4. どちらかといえば考慮しなかった10%, 5. 考慮しなかった60%, で平均スコア4.05である。これは原告側の平均スコア3.314と有意な差が生じている。履行確保は考慮要素とされていないといえる。

(i) 紛争解決の相場に沿った和解であることについては、1. 考慮した32%, 2. どちらかといえば考慮した33%, 3. どちらともいえない20%, 4. どちらかといえば考慮しなかった7%, 5. 考慮しなかった8%, で平均スコア2.27である。これは原告側の平均スコア2.19と有意差がない。紛争解決の相場に沿った和解か否かは考慮要素とされているといえる。

(j) 裁判の継続に対する、家族や勤務先・近所の人の受けとめ方については、1. 考慮した4%, 2. どちらかといえば考慮した13%, 3. どちらともいえない11%, 4. どちらかといえば考慮しなかった13%, 5. 考慮しなかった60%, で平均スコア4.13である。これは原告側の平均スコア4.40と有意差がない。家族や勤務先・近所の受けとめ方は考慮要素とまったくされていないといえる。

(k) 訴訟継続が家族や勤務先、近所に迷惑がかかる可能性については、1. 考慮した6%, 2. どちらかといえば考慮した15%, 3. どちらともいえない4%, 4. どちらかといえば考慮しなかった9%, 5. 考慮しなかった67%, で平均スコア4.18である。これは原告側の平均スコア4.50と有意差がない。家族や勤務先、近所への迷惑の可能性は考慮要素とまったくされていないといえる。

3. 6. 一審での報酬関係の説明

裁判にかかった費用を請求するときに、弁護士費用と裁判所に収める費用の区別の説明をしたか否かを尋ねた。79%と大多数が説明したと回答している。弁護士報酬と弁護士実費の区別についても79%が説明したと回答している。原告側代理人による回答の場合は、弁護士費用と裁判所に収める費用の区別については93%、弁護士報酬と弁護士実費の区別については85%が説明したと、答えていてともに被告側代理人よりも高い数値となっている。

3. 7. 一審での証拠収集と主張立証

証拠の収集における依頼人と弁護士の役割分担について尋ねた（複数選択）。その結果は、1. 依頼人の用意した証拠方法を主として利用した31%、2. 依頼人に細かく指示して、証拠方法を探索させた58%、3. 弁護士として自分で独自に証拠方法を探索した27%、4. その他5%、5. 探索なかった7%であった。原告弁護士の回答の結果は、1. 依頼人の用意した証拠方法を主として利用した46%、2. 依頼人に細かく指示して、証拠方法を探索させた55%、3. 弁護士として自分で独自に証拠方法を探索した40%、4. その他6%、5. 探索なかった1%であった。1と3で原告側の弁護士の方が高く出ている。

興信所などの調査機関については、1. 依頼人が使った1%、2. 自分が使った1%、3. 使わなかった94%、4. わからない4%、とほとんど使われていないことがわかった（複数選択）。原告側代理人の場合、1. 依頼人が使った1.4%、2. 自分が使った1.4%、3. 使わなかった94%、4. わからない1%、とほとんど同じ傾向であることがわかった。

証拠方法の収集で苦労しましたかどうかについて複数選択で尋ねた。その結果は、1. 第三者のもとにある証拠方法を調べることが困難だった、またはできなかった12%、2. 相手方の持っている証拠方法を調べることが困難だった、またはできなかった7%、3. 官公署（警察、消防署、役所など）のもとにある証拠方法を調べることが困難だった、またはできなかった3%、4. 特に困難ではなかった60%、5. 証拠方法を探索する必要はなかった12%、6. その他6%であった。証拠収集に困難を感じていない弁護士が多いが、一部に多様な困難にも直面していることが分かる。原告側代理人の回答では、1. 第三者のもとにある証拠方法を調べることが困難だった、またはできなかった10%、2. 相手方の持っている証拠方法を調べることが困難だった、またはできなかった16%、3. 官公署（警察、消防署、役所など）のもとにある証拠方法を調べることが困難だった、またはできなかった6%、4. 特に困難ではなかった56%、5. 証拠方法を探索する必要はなかった9%、6. その他10%であった。2の相手方の持っている証拠方法を調べることが困難だった、またはできなかったにつき、被告側代理人よりも原告側代理人で顕著に数値が高い点が注目される。

請求や法的な主張、反論をするにあたって、どのように決定したかをたずねた。その結果は、1. ほとんど弁護士である自分だけで決定した17%、2. 依頼人と相談しながら、自分が主として決定した79%、3. 弁護士である自分と相談しながら、依頼人が主として決定した2%、4.

ほとんど依頼人が決定した1%、5. その他1%、であった。依頼人と相談しつつ弁護士主導で法的な主張・反論を決定していることが分かる。原告側代理人の回答は、1. ほとんど弁護士である自分だけで決定した30%、2. 依頼人と相談しながら、自分が主として決定した61%、3. 弁護士である自分と相談しながら、依頼人が主として決定した2%、4. ほとんど依頼人が決定した1%、5. その他7%、であった。

訴訟追行中に、証拠、事実関係、法律問題に関して、他の弁護士や専門家に相談したかどうかを尋ねた（複数選択）。その結果は、1. 特に相談しなかった71%、2. 同じ事務所の弁護士に相談した19%、3. 別の事務所の弁護士に相談した2%、4. 弁護士以外の専門家に相談した8%、5. その他2%、であった。特に相談しない場合がほとんどであり、相談するとすれば事務所の他の弁護士であることが分かる。それと同時に、弁護士以外の専門家の助力が必要な場合も少数ではあるが存在することが分かる。原告側代理人調査の結果は、1. 特に相談しなかった69%、2. 同じ事務所の弁護士に相談した14%、3. 別の事務所の弁護士に相談した7%、4. 弁護士以外の専門家に相談した10%、5. その他2%、であった。

第一審での法律問題の調査の有無を尋ねた。リーガル・リサーチをしたのは46%、しなかったのが54%であった。このように被告側では若干リサーチしていない方が多い結果であったが、原告側代理人の場合は、リーガル・リサーチをしたのは52%、しなかったのが48%と若干リサーチをした方が多い結果となっている。

4. 第一審結果

第一審の結果については、当事者複数の場合の問題が生じる。質問票では最も当てはまるもの1つを選んでもらったが、実際の回答では当てはまるものすべてに○をつけた場合が多かった。結果は単純集計で、1. 訴訟上の和解が成立した58%、2. 裁判外の和解が成立して訴えを取り下げた2%、3. 判決となった37%、4. 上記以外3%との結果であった。原告側の場合は、単純集計ベースで、1. 訴訟上の和解が成立した45%、2. 裁判外の和解が成立して訴えを取り下げた8%、3. 判決となった41%、4. 上記以外5%との結果であった。

4. 1. 判決評価

第一審の結果が判決となったと回答した者に対して、判決書の中の判決理由の部分のどのよう

に評価するかを、1. 高く評価できた、から5. 全く評価できなかったの5段階尺度で回答してもらった。

まず、(a) 事実認定についての評価を聞いた。平均スコア2.45でどちらかといえば高く評価できたという回答であるといえる。ちなみに原告側代理人の評価は平均スコア2.60で有意差はない。(b) 法的判断についての評価は平均スコアが2.55でやはりどちらかといえば評価できたという回答であるといえる。ちなみに原告側代理人の評価は平均スコア2.67で有意差はない。

4. 2. 第一審結果の評価

本件裁判の第一審の結果（判決、和解、取下げ等）は、あなたの側にとって有利なものだったか、不利なものだったかを、1. 実質勝訴である、から5. 実質敗訴であるの両極5段階尺度で尋ねた。平均スコアは2.60で、実質勝訴29%とどちらかといえば実質勝訴26%との評価が多い。原告側弁護士による評価の平均スコアは1.91で有意差が検出されている。被告側弁護士よりも原告側弁護士の方が第一審結果を自分に有利なものと評価していることになる。なお、原告代理人の回答においても被告代理人の回答においても、第一審が判決で終わったか和解で終わったかで有意な差は出ていない。

本件裁判の第一審の結果（判決、和解、取下げ等）を、どのように評価するかを、1. 正当である、から5. 不当であるの両極5段階尺度で尋ねた。平均スコアは1.87で、正当である43%またはどちらかといえば正当である37%との評価が圧倒的である。原告側弁護士による評価の平均スコアは1.74で有意差はない。また、原告代理人の回答においても被告代理人の回答においても、第一審が判決で終わったか和解で終わったかで有意な差は出ていない。

5. 第一審裁判官評価

第一審の裁判官についての種々の評価を訪ねた。まず、(a) 裁判官は問題とその背景を良く理解していた、という点について、1. そう思う、から5. そう思わないの5段階尺度で回答してもらった。結果は、1. そう思う21%、2. どちらかといえばそう思う49%、3. どちらともいえない23%、4. どちらかといえばそう思わない3%、5. そう思わない5%、であり、平均スコアは2.23であった。この問いについて、判決か和解かで有意差は生じていない。なお、原告側代理人の回答においては判決か和解かで有意な差が生じており（和解平均スコア1.94、判決平均スコア2.30）、和解の方が裁判官に対する評価が高い。原告側代理人か被告側代理人かでは有意差が生じていない。

(b) 裁判官は相手方に味方しているように見えた、という点についての結果は、1. そう思う1%、2. どちらかといえばそう思う8%、3. どちらともいえない31%、4. どちらかといえばそう思わない14%、5. そう思わない47%、であり、平均スコアは3.98であった。この問いについて、判決か和解かで有意差は生じていない。また、原告側代理人の回答においても判決か和解かで有意差が生じていない。原告側代理人か被告側代理人かでも有意差が生じていないが、 $p=0.054$ であり、被告側代理人の方が若干そう思う方向にシフトしている（原告平均スコア4.22、被告平均スコア3.98）。とはいえともにそう思わないという回答であることに違いはない。

(c) 裁判官の訴訟指揮は強引だった、という点についての結果は、1. そう思う1%、2. どちらかといえばそう思う6%、3. どちらともいえない28%、4. どちらかといえばそう思わない17%、5. そう思わない49%、であり、平均スコアは4.07であった。この問いについて、判決か和解かで有意差は生じていない。なお、原告側代理人の回答においては判決か和解かで有意差が生じていないが $p=0.061$ と傾向性はうかがうことができ、和解の方が若干そう思う方向

にシフトしているといえる（和解平均スコア 4.03, 判決平均スコア 4.33）。とはいえ、ともにそう思わないという回答であることに違いはない。原告側代理人か被告側代理人かでも有意差が生じていない。

審理の途中で裁判官の異動があったか否かについては、1. 異動はなかった 76%, 2. 裁判長のみ異動があった 4%, 3. 裁判長以外の裁判官の異動があった 6%, 4. 覚えていない 14%, という結果である。この 2 と 3 の回答者について、裁判官の異動の影響を尋ねた（複数選択）。その結果は、1. 影響はなかった 46%, 2. 審理が遅延した 0%, 3. 証人の証言から受ける心証形成に影響が出た 9%, 4. 事実認定に影響した 27%, 5. 法的判断に影響した 9%, 6. かえって審理が充実した 27%, 7. その他 0%, という結果であった。かえって審理が充実したとの回答が目される。ちなみに原告側代理人の回答では、1. 異動はなかった 81%, 2. 裁判長のみ異動があった 8%, 3. 裁判長以外の裁判官の異動があった 4%, 4. 覚えていない 7%, という結果である。裁判官の異動の影響は、1. 影響はなかった 63%, 2. 審理が遅延した 21%, 3. 証人の証言から受ける心証形成に影響が出た 13%, 4. 事実認定に影響した 8%, 5. 法的判断に影響した 8%, 6. かえって審理が充実した 8%, 7. その他 0%, という結果であった。

6. コスト

時間的コストに関して、まず、「この裁判を振り返って、この事件のための望ましい第一審の審理期間はどのくらいであるべきだと思いますか。提訴から終結までの月数でお答え下さい。」と自由記入をしてもらった。回答は1月から72ヵ月まで分布し、単純平均は10.2ヵ月であった。原告代理人の場合は9.1ヵ月で、有意差はなかった。

金銭的コストとして「この裁判を振り返って、この裁判のために依頼人が**第一審で負担する総費用（弁護士費用を含む）**はどのくらいであるべきだと思いますか。万円単位でお答え下さい。」と尋ねた。5万円から1000万円まで分布し、単純平均は121.5万円である。ただし、係争物の価額を統制しないとこれだけでは意味はあまりない。

7. 訴訟追行の事後評価

弁護士として被告側代理人が、事件の第一審を振り返って、どのような考慮をして訴訟追行に努めたかを尋ねた。項目を挙げ、それぞれについて1. 考慮した、から5. 考慮しなかったの5段階尺度で回答してもらった。

(a) 依頼人の利益を最大限実現すること、についての平均スコアは1.26であり、大きく考慮して訴訟追行をしたとの回答である。(b) 依頼人の言い分が正しいことを明らかにすること、についての平均スコアは1.67であり、やはり大きく考慮して訴訟追行をしたとの回答である。(c) 依頼人の心をケアすること、についての平均スコアは2.30であり、考慮して訴訟追行をしたとの回答である。(d) 依頼人のみならず、当事者双方に配慮した解決を図ること、についての平均スコアは3.04であり、どちらともいえないとの回答である。(e) 先例や相場に合致した解決を図ること、についての平均スコアは2.53であり、考慮して訴訟追行をしたとの回

答である。(f) 背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決を図ること、についての平均スコアは2.32であり、考慮して訴訟追行をしたとの回答である。(g) 裁判官が正しい判断を下せるように、判断資料を収集・提供すること、についての平均スコアは1.83であり、大きく考慮して訴訟追行をしたとの回答である。(h) 社会正義を実現すること、についての平均スコアは2.71であり、考慮して訴訟追行をしたとの回答である。これらの項目の中で、原告側代理人と被告側代理人とで有意な差が検出されたのは(h) 社会正義を実現することであり、被告側代理人の平均スコア2.71に対し原告側代理人の平均スコア2.20と、原告側代理人の方が強く考慮して訴訟追行をしている。(b) 依頼人の言い分が正しいことを明らかにすることについては、 $p=0.075$ と傾向性がみられ、被告側代理人の平均スコア1.67に対し1.50と、原告側代理人の方が若干強く考慮して訴訟追行した傾向があるといえる。被告側代理人の回答において、判決と和解で有意差が見られたのは、(d) 依頼人のみならず、当事者双方に配慮した解決を図ることであり、判決平均スコア3.38に対し和解平均スコア2.79と、和解で解決した事件の被告側代理人の方が当事者双方に配慮した解決に努めていたといえる。(b) 依頼人の言い分が正しいことを明らかにすることについては和解平均スコア1.78、判決平均スコア1.48、 $p=0.099$ 、(c) 依頼人の心をケアすることについては和解平均スコア2.00、判決平均スコア2.46、 $p=0.066$ と傾向性が見られ、依頼人の言い分が正しいことを明らかにすることを判決で終わった事件の被告側弁護士の方がより強く努めていたとの傾向性と、依頼人の心をケアすることについては和解で終わった事件の被告側弁護士の方が重視する傾向性を読み取ることができるかもしれない。

上記の選択肢(a)から(h)のなかでもっとも重視したものを一つ答えてもらった。その結果は、(a) 依頼人の利益を最大限実現すること52%と、(f) 背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決を図ること20%が突出して重視されていた。

8. 最終結果

事件全体の最終結果については、1. 判決31%、2. 訴訟上の和解59%、3. 裁判外の和解による訴えの取下げ3%、4. 訴えの取下げ**(3の場合を除く)2%**、5. その他2%、6. わからない5%、であった。原告側代理人の回答では、1. 判決34%、2. 訴訟上の和解49%、3. 裁判外の和解による訴えの取下げ8%、4. 訴えの取下げ**(3の場合を除く)1%**、5. その他4%、6. わからない4%、であった。

9. おわりに

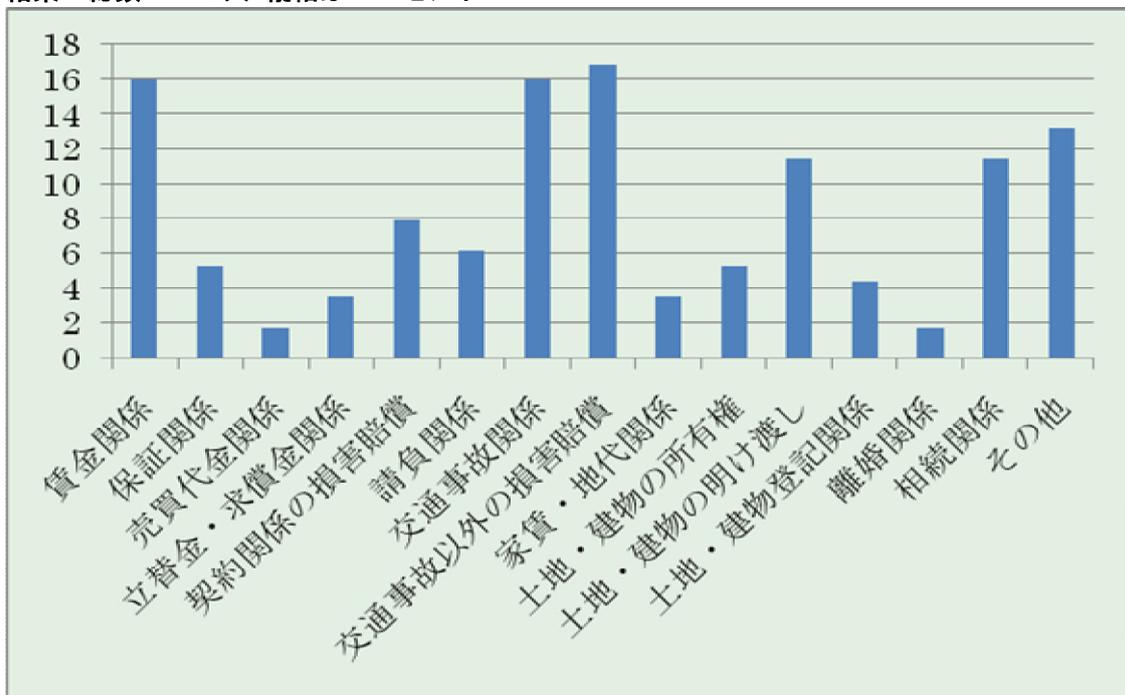
本稿では、被告側代理人の質問票調査の結果についての基礎的分析をしてきた。さらなる分析は、原告側代理人調査、訴訟当事者調査、一般人調査、記録調査、インターネット調査等の成果と合わせて分析することで明らかとしてゆきたい。

《付録》

問1 本件の訴訟は、どのような訴訟でしたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 貸金関係 | 9 家賃・地代関係 |
| 2 保証関係 | 10 土地・建物の所有権 |
| 3 売買代金関係 | 11 土地・建物の明け渡し |
| 4 立替金・求償金関係 | 12 土地・建物登記関係 |
| 5 契約関係の損害賠償 | 13 離婚関係 |
| 6 請負関係 | 14 相続関係 |
| 7 交通事故関係 | 15 その他：内容をご記入下さい |
| 8 交通事故以外の損害賠償 | () |

結果：総数113人 縦軸はパーセント

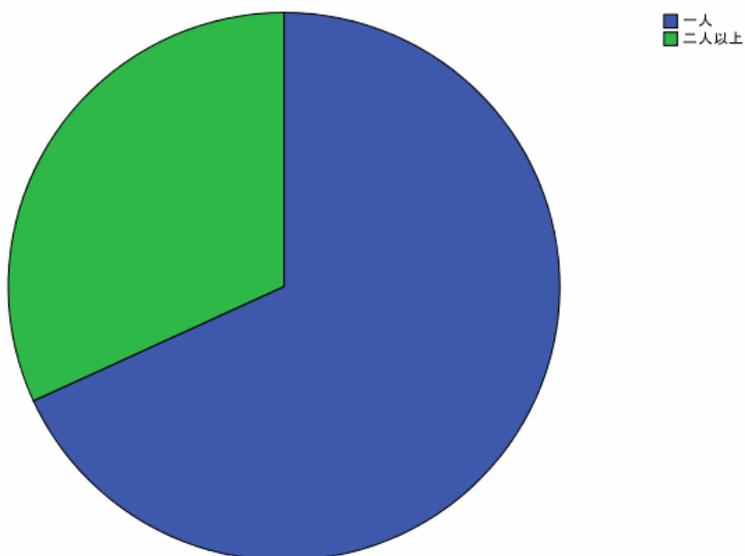


Q1.訴訟内容	パーセント	度数
賃金関係	16	18
保証関係	5	6
売買代金関係	2	2
立替金・求償金関係	4	4
契約関係の損害賠償	8	9
請負関係	6	7
交通事故関係	16	18
交通事故以外の損害賠償	17	19
家賃・地代関係	4	4
土地・建物の所有権	5	6
土地・建物の明け渡し	12	13
土地・建物登記関係	4	5
離婚関係	2	2
相続関係	12	13
その他	13	15

問2 この事件には依頼人が何人いましたか。第一審についてお答え下さい。

- 1 一人 ⇒ 問4へ
2 二人以上

Q2.依頼人の人数



Q2.依頼人の人数

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 一人	77	68.1	68.1	68.1
二人以上	36	31.9	31.9	100.0
合計	113	100.0	100.0	

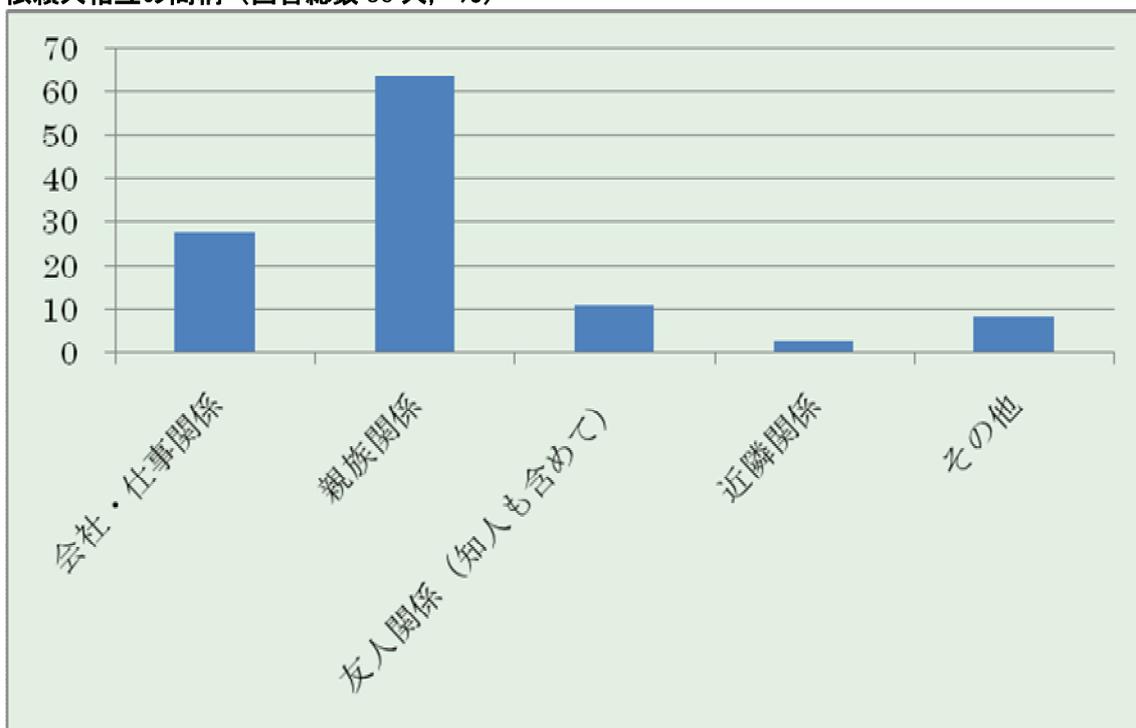
【問2で「2 二人以上」と答えた方にうかがいます。】

問3 依頼人が複数の場合についてうかがいます。

(1) 依頼人相互はどのような間柄でしたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 会社・仕事関係 | 4 近隣関係 |
| 2 親族関係 | 5 その他：内容をご記入下さい |
| 3 友人関係（知人も含めて） | () |

依頼人相互の間柄（回答総数 36 人，％）



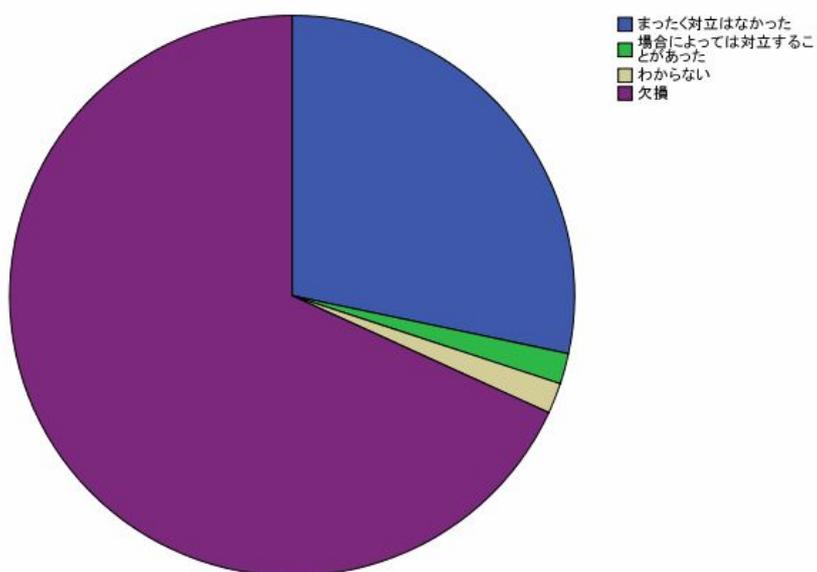
Q3_1.依頼人相互の関係(総数 36 人)

	複数依頼者中パーセント	度数	全体内パーセント
会社・仕事関係	28	10	9
親族関係	64	23	20
友人関係(知人も含めて)	11	4	4
近隣関係	3	1	1
その他	8	3	3

(2) 依頼人相互が対立することはありましたか、ありませんでしたか。 **もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

- 1 まったく対立はなかった
- 2 場合によっては対立することがあった
- 3 対立することが多かった
- 4 わからない

Q3_2.依頼人間の対立の有無



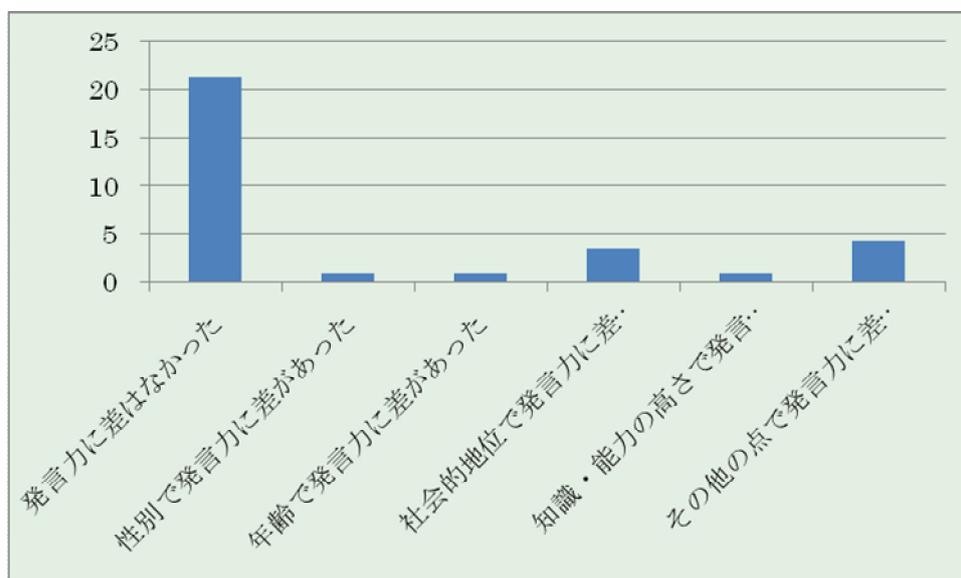
Q3_2.依頼人間の対立の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	まったく対立はなかった	32	28.3	88.9	88.9
	場合によっては対立することがあった	2	1.8	5.6	94.4
	わからない	2	1.8	5.6	100.0
	合計	36	31.9	100.0	
欠損値	非該当	77	68.1		
合計		113	100.0		

(3) 依頼人の中で発言力に差がありましたか、ありませんでしたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 発言力に差はなかった
- 2 性別で発言力に差があった
- 3 年齢で発言力に差があった
- 4 社会的地位で発言力に差があった
- 5 知識・能力の高さで発言力に差があった
- 6 その他の点で発言力に差があった
(内容をご記入下さい：)

依頼者間の発言力の格差の有無 (36人中, %)



Q3_3.依頼人間の発言力(36人)

	度数	36人中パーセント	全体中パーセント
発言力に差はなかった	24	67	21
性別で発言力に差があった	1	3	1
年齢で発言力に差があった	1	3	1
社会的地位で発言力に差があった	4	11	4
知識・能力の高さで発言力に差があった	1	3	1
その他の点で発言力に差があった	5	14	4

【すべての方にうかがいます。】

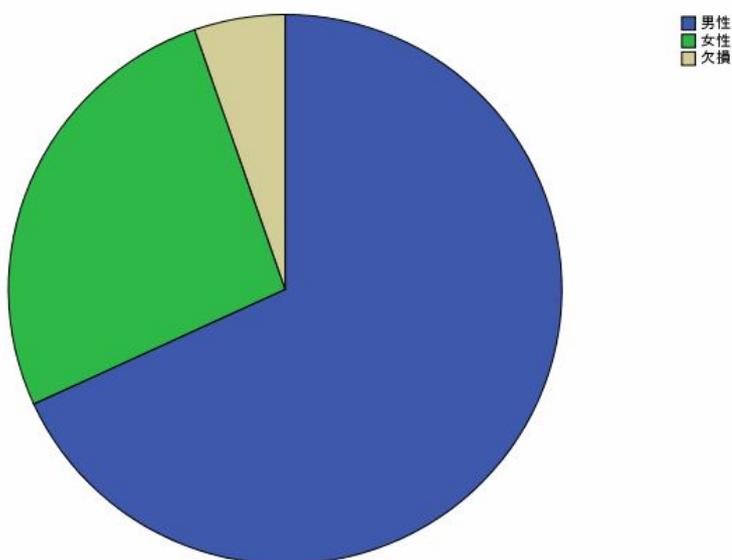
問4 あなたの依頼人についてうかがいます。なお、依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。

(1) 依頼人は男性でしたか、女性でしたか。

1
男 性

2
女 性

Q4_1.依頼人の性別



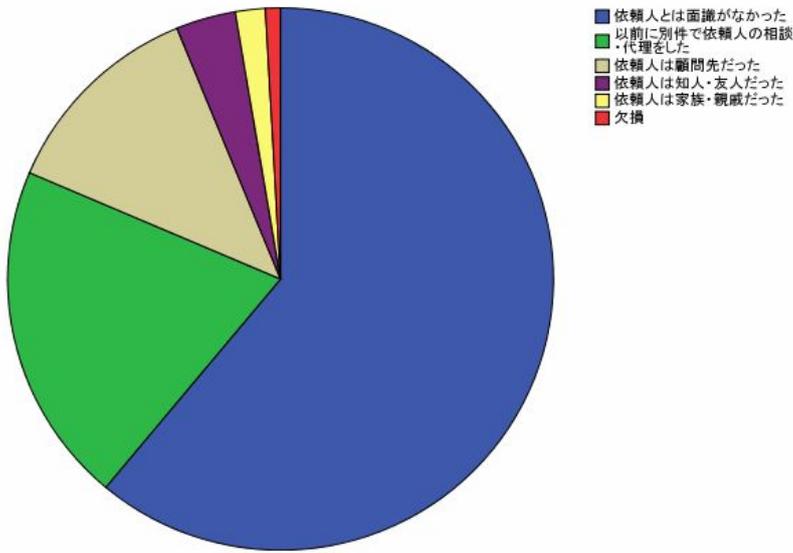
Q4_1.依頼人の性別

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	77	68.1	72.0	72.0
	女性	30	26.5	28.0	100.0
	合計	107	94.7	100.0	
欠損値	無回答	6	5.3		
合計		113	100.0		

(2) 本件訴訟で受任する以前、依頼人とあなたはどのような間柄でしたか。 **もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

- 1 依頼人とは面識がなかった
 - 2 以前に別件で依頼人の相談・代理をした
 - 3 依頼人は顧問先だった
 - 4 依頼人は知人・友人だった
 - 5 依頼人は家族・親戚だった
- ⇒ } 問5へ
→ 問6へ

Q4.2.本件訴訟受任以前の依頼人との関係



Q4.2.本件訴訟受任以前の依頼人との関係

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
依頼人とは面識がなかった	69	61.1	61.6	61.6
以前に別件で依頼人の相談・代理をした	23	20.4	20.5	82.1
依頼人は顧問先だった	14	12.4	12.5	94.6
依頼人は知人・友人だった	4	3.5	3.6	98.2
依頼人は家族・親戚だった	2	1.8	1.8	100.0
合計	112	99.1	100.0	
欠損値				
無回答	1	.9		
合計	113	100.0		

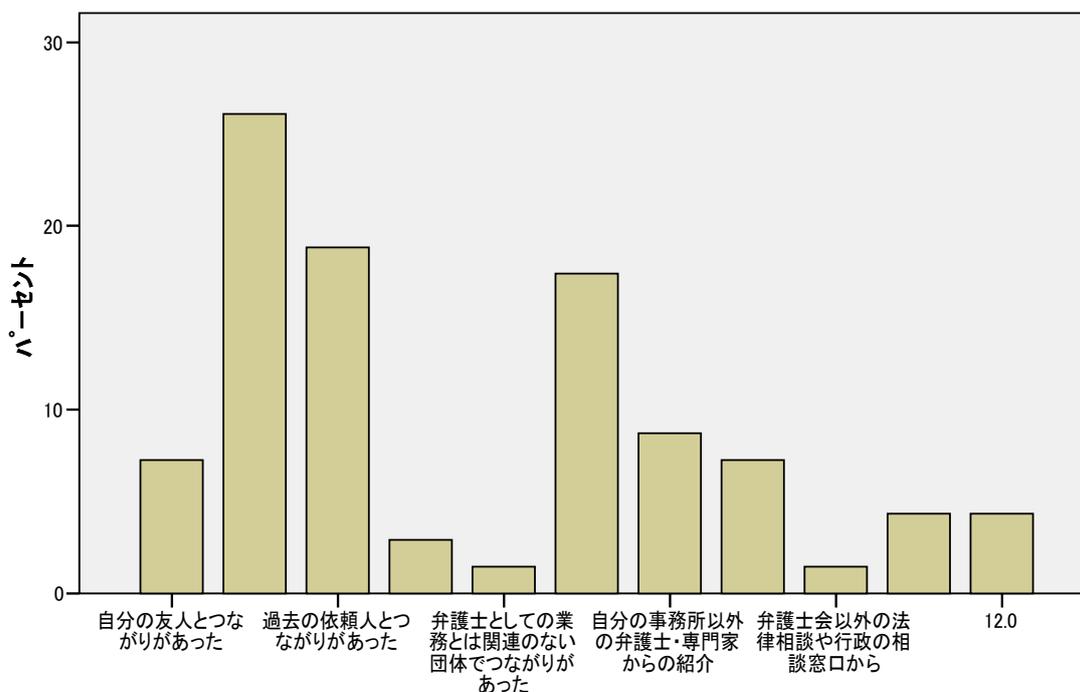
【(2) で「1 依頼人とは面識がなかった」と答えた方にうかがいます。】

(3) 依頼人になった契機はどのようなものでしたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 自分の家族・親戚とつながりがあった
 - 2 自分の友人とつながりがあった
 - 3 自分の顧問先とつながりがあった
 - 4 過去の依頼人とつながりがあった
 - 5 自分の弁護士としての業務と関連のある団体でつながりがあった
(被害者の会、環境団体、NPO など)
 - 6 弁護士としての業務とは関連のない団体でつながりがあった
(商工会議所、町内会、PTA、ロータリークラブ、ライオンズクラブなど)
 - 7 自分の事務所内の弁護士・専門家(司法書士・税理士・弁理士など)からの紹介(事務所内での事件の割当てを含む)
 - 8 自分の事務所以外の弁護士・専門家(司法書士・税理士・弁理士など)からの紹介
 - 9 弁護士会の法律相談から
 - 10 弁護士会以外の法律相談や行政の相談窓口から
 - 11 依頼人とのつながりや第三者の紹介は特になかった
 - 12 上記に該当するものがない
- (内容をご記入下さい：)

⇒ 問6へ

Q4.3.依頼人になった契機



Q4.3.依頼人になった契機

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
自分の友人とつながりがあった	5	4.4	7.2	7.2
自分の顧問先とつながりがあった	18	15.9	26.1	33.3
過去の依頼人とつながりがあった	13	11.5	18.8	52.2
弁護士としての業務と関連のある団体でつながりがあった	2	1.8	2.9	55.1
弁護士としての業務とは関連のない団体でつながりがあった	1	.9	1.4	56.5
自分の事務所内の弁護士・専門家からの紹介	12	10.6	17.4	73.9
自分の事務所以外の弁護士・専門家からの紹介	6	5.3	8.7	82.6
弁護士会の法律相談から	5	4.4	7.2	89.9
弁護士会以外の法律相談や行政の相談窓口から	1	.9	1.4	91.3
依頼人とのつながりや第三者の紹介は特になかった	3	2.7	4.3	95.7
12.0	3	2.7	4.3	100.0
合計	69	61.1	100.0	
欠損値				
非該当	44	38.9		
合計	113	100.0		

【問4(2)で2、3、4と答えた方にうかがいます。】

問5 この事件の依頼人と知り合ったのはいつですか。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。西暦または元号を用いてお答え下さい。

西暦 _____年 _____月頃

(

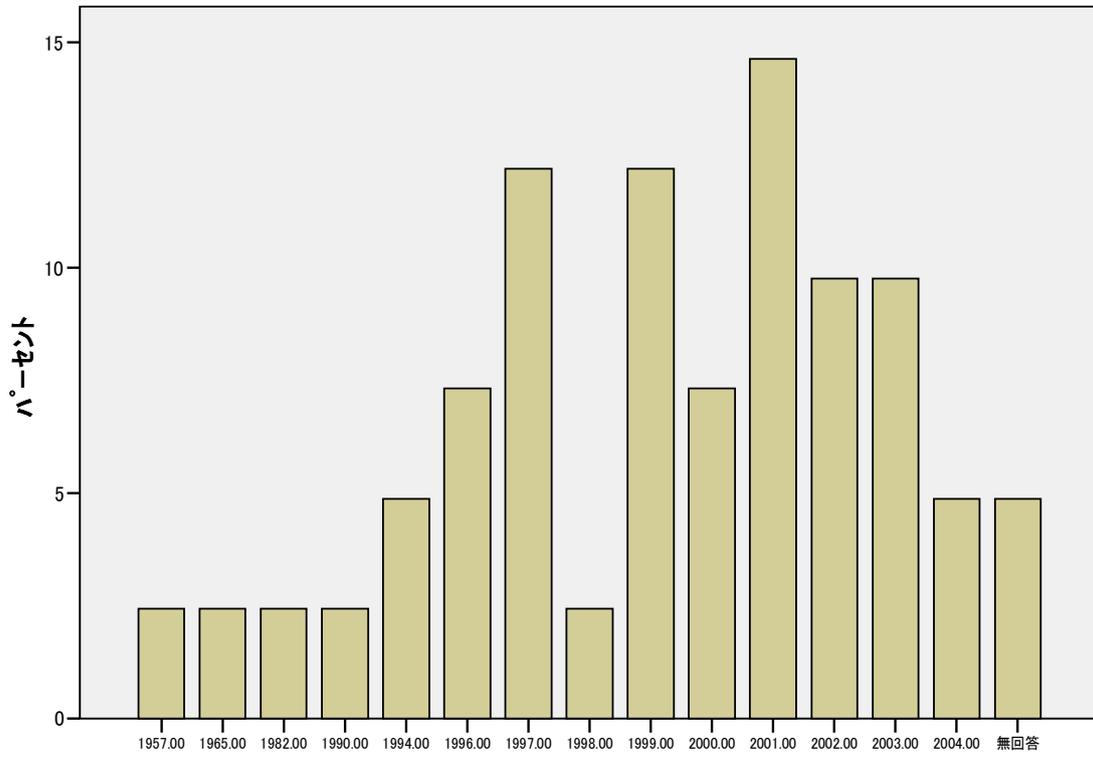
 1 明治 _____年 _____月頃

 2 大正 _____年 _____月頃

 3 昭和 _____年 _____月頃

)

Q5_YEAR.依頼人と知り合った時期(年)



Q5_YEAR.依頼人と知り合った時期(年)

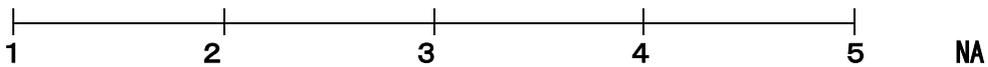
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1957.00	1	.9	2.4	2.4
	1965.00	1	.9	2.4	4.9
	1982.00	1	.9	2.4	7.3
	1990.00	1	.9	2.4	9.8
	1994.00	2	1.8	4.9	14.6
	1996.00	3	2.7	7.3	22.0
	1997.00	5	4.4	12.2	34.1
	1998.00	1	.9	2.4	36.6
	1999.00	5	4.4	12.2	48.8
	2000.00	3	2.7	7.3	56.1
	2001.00	6	5.3	14.6	70.7
	2002.00	4	3.5	9.8	80.5
	2003.00	4	3.5	9.8	90.2
	2004.00	2	1.8	4.9	95.1
	無回答	2	1.8	4.9	100.0
	合計	41	36.3	100.0	
	欠損値	非該当	72	63.7	
合計		113	100.0		

【以下、すべての方にうかがいます。】

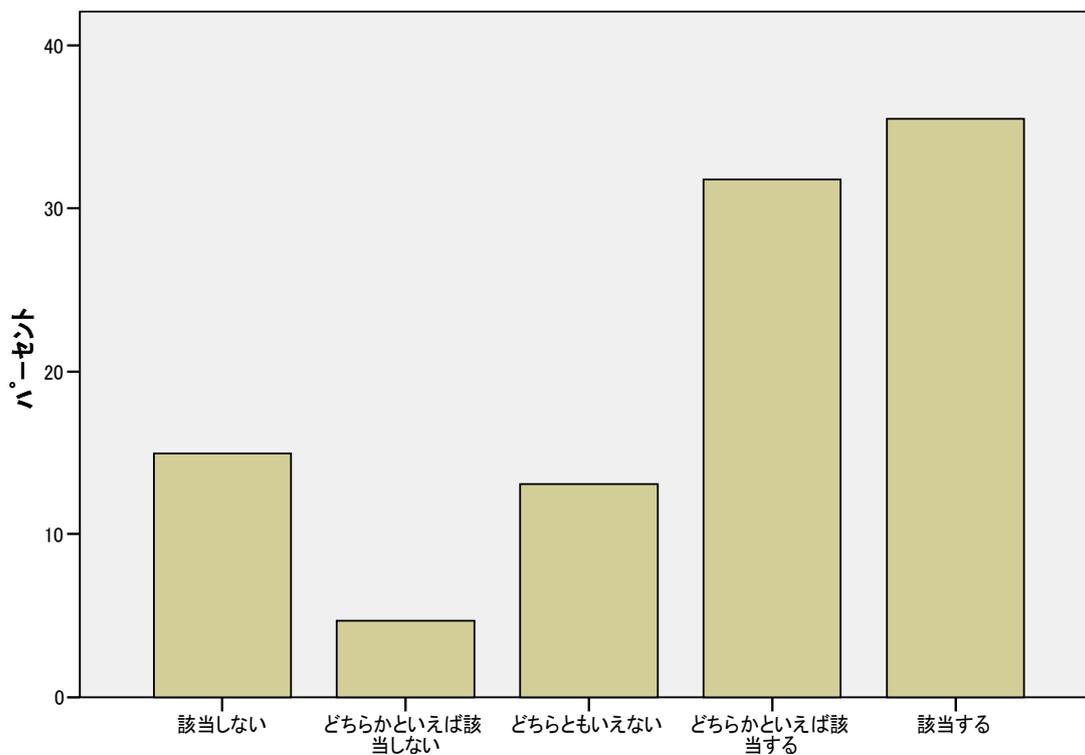
問6 あなたがこの事件を引き受けることを決めた理由として、以下の点はどの程度該当しましたか。当てはまる程度でお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(1) 依頼された以上断れないと思った

該当 どちらかといえば どちらとも どちらかといえば 該当する わからない
 しない 該当しない いえない 該当する



Q6_1.事件を引き受けることを決めた理由・依頼された以上断れないと思った

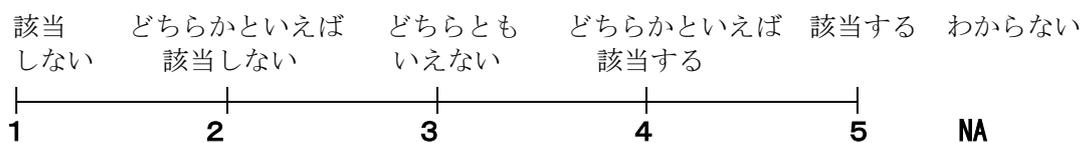


度数 欠損値 平均値
107 6 3.68

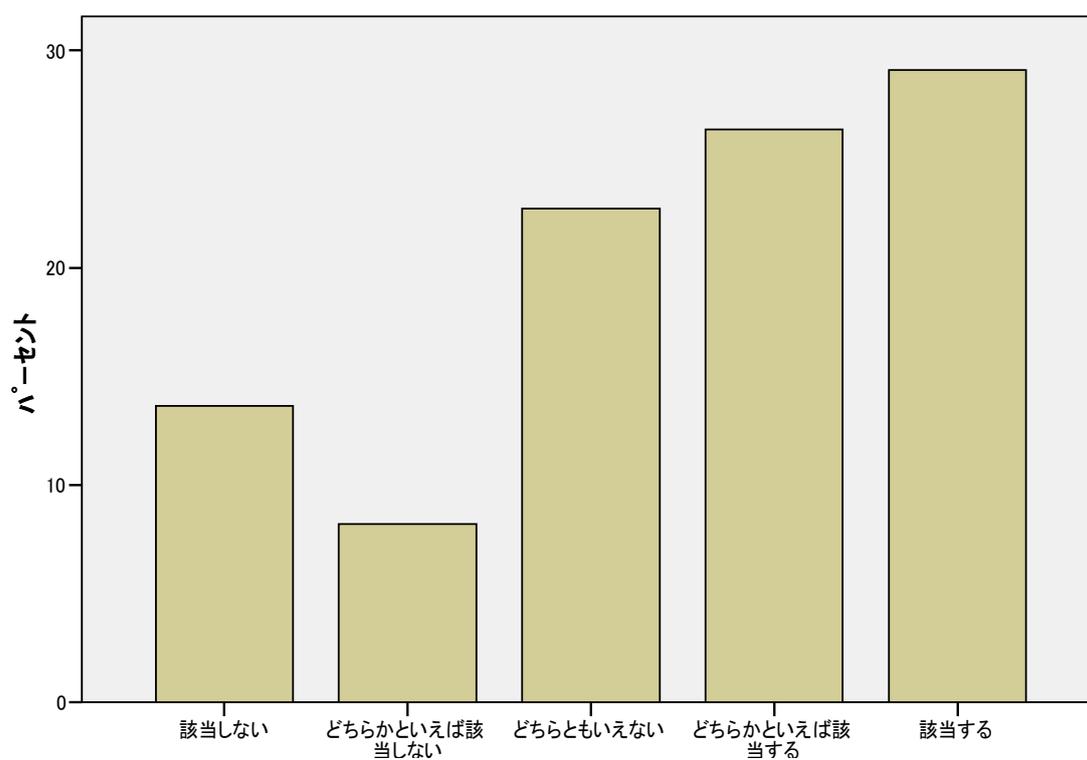
Q6_1.事件を引き受けることを決めた理由・依頼された以上断れないと思った

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	16	14.2	15.0	15.0
	どちらかといえば該当しない	5	4.4	4.7	19.6
	どちらともいえない	14	12.4	13.1	32.7
	どちらかといえば該当する	34	30.1	31.8	64.5
	該当する	38	33.6	35.5	100.0
合計		107	94.7	100.0	
欠損値	わからない	5	4.4		
	無回答	1	.9		
	合計	6	5.3		
合計		113	100.0		

(2) 自分の専門領域に属する事件だった



Q6_2.事件を引き受けることを決めた理由・自分の専門領域に属する事件だった

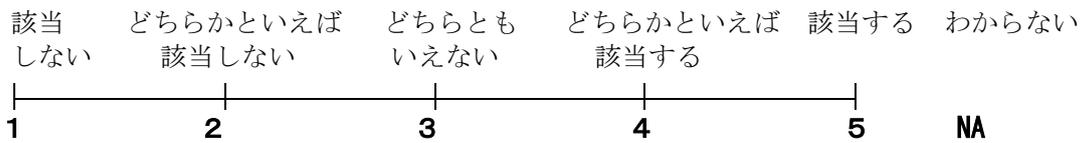


度数	欠損値	平均値
110	3	3.49

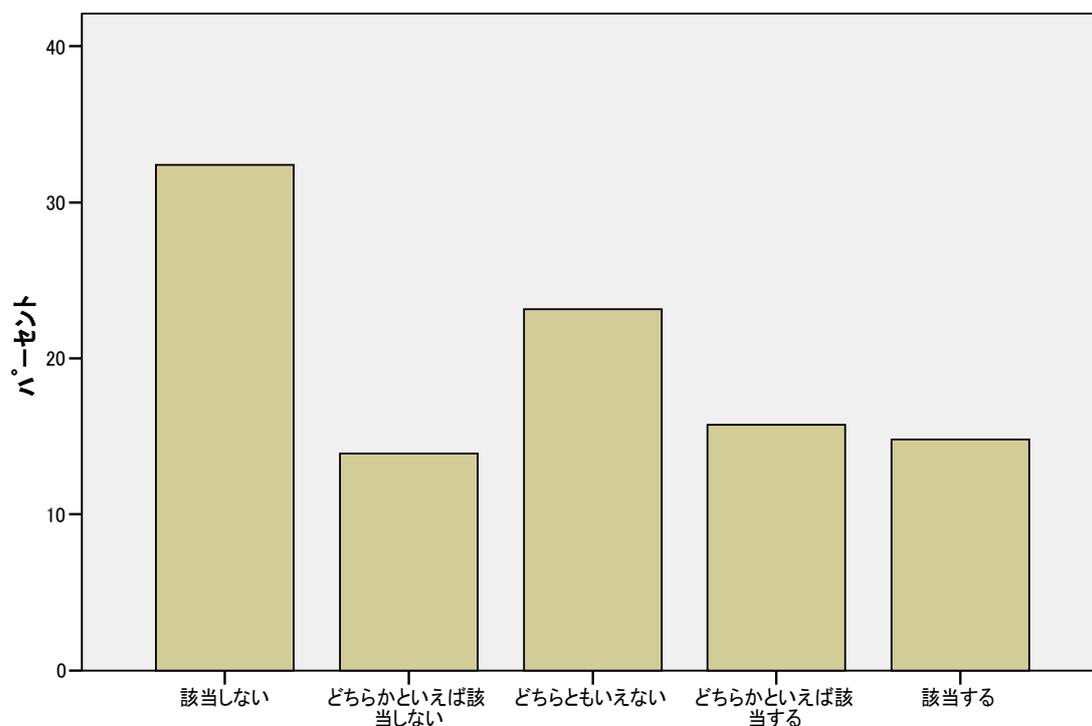
Q6_2.事件を引き受けることを決めた理由・自分の専門領域に属する事件だった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	15	13.3	13.6	13.6
	どちらかといえば該当しない	9	8.0	8.2	21.8
	どちらともいえない	25	22.1	22.7	44.5
	どちらかといえば該当する	29	25.7	26.4	70.9
	該当する	32	28.3	29.1	100.0
	合計	110	97.3	100.0	
欠損値	わからない	3	2.7		
合計		113	100.0		

(3) 弁護士としてやらねばならない社会的責務を負う事件だと思った



Q6_3.事件を引き受けることを決めた理由・やらねばならない社会的責務を負う事件と思った

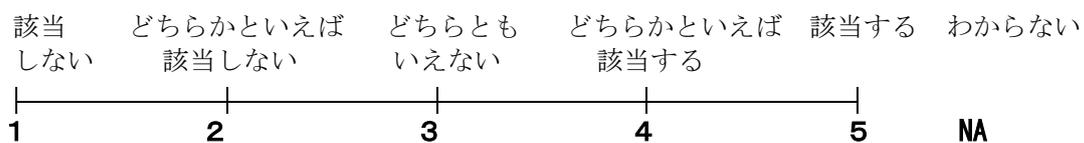


度数 欠損値 平均値
108 5 2.67

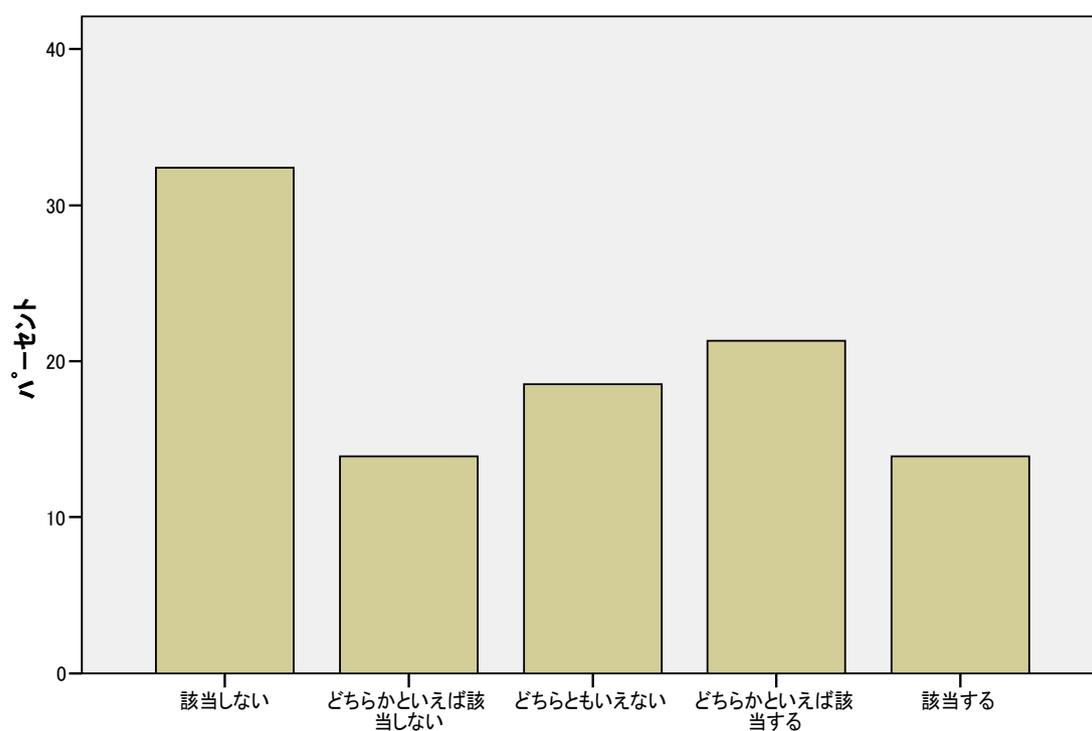
Q6_3.事件を引き受けることを決めた理由・やらねばならない社会的責務を負う事件と思った

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	35	31.0	32.4	32.4
	どちらかといえば該当しない	15	13.3	13.9	46.3
	どちらともいえない	25	22.1	23.1	69.4
	どちらかといえば該当する	17	15.0	15.7	85.2
	該当する	16	14.2	14.8	100.0
	合計	108	95.6	100.0	
欠損値	わからない	5	4.4		
合計		113	100.0		

(4) 依頼人との関係を形成あるいは維持したかった



Q6_4.事件を引き受けることを決めた理由・依頼人との関係を形成あるいは維持したかった

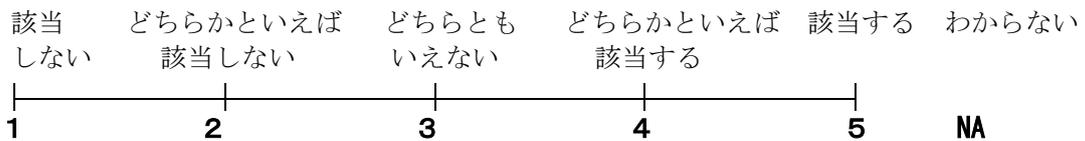


度数	欠損値	平均値
108	5	2.70

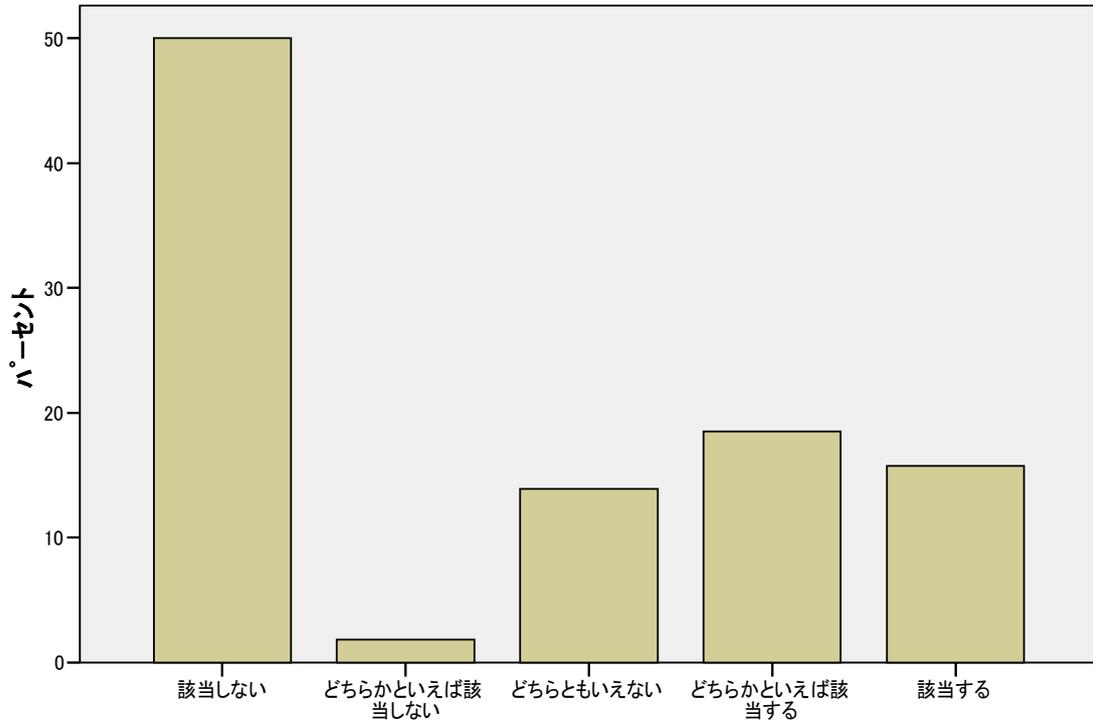
Q6_4.事件を引き受けることを決めた理由・依頼人との関係を形成あるいは維持したかった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	35	31.0	32.4	32.4
	どちらかといえば該当しない	15	13.3	13.9	46.3
	どちらともいえない	20	17.7	18.5	64.8
	どちらかといえば該当する	23	20.4	21.3	86.1
	該当する	15	13.3	13.9	100.0
	合計	108	95.6	100.0	
欠損値	わからない	5	4.4		
合計		113	100.0		

(5) 仲介者との関係を形成あるいは維持したかった



Q6_5.事件を引き受けることを決めた理由・仲介者との関係を形成あるいは維持したかった

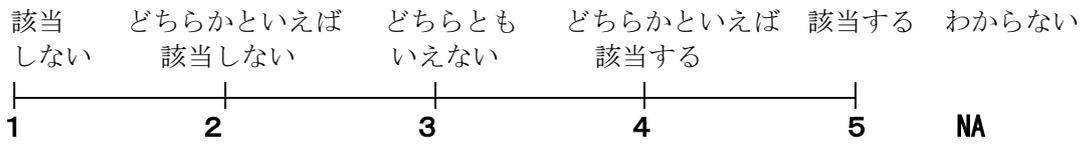


度数 欠損値 平均値
108 5 2.48

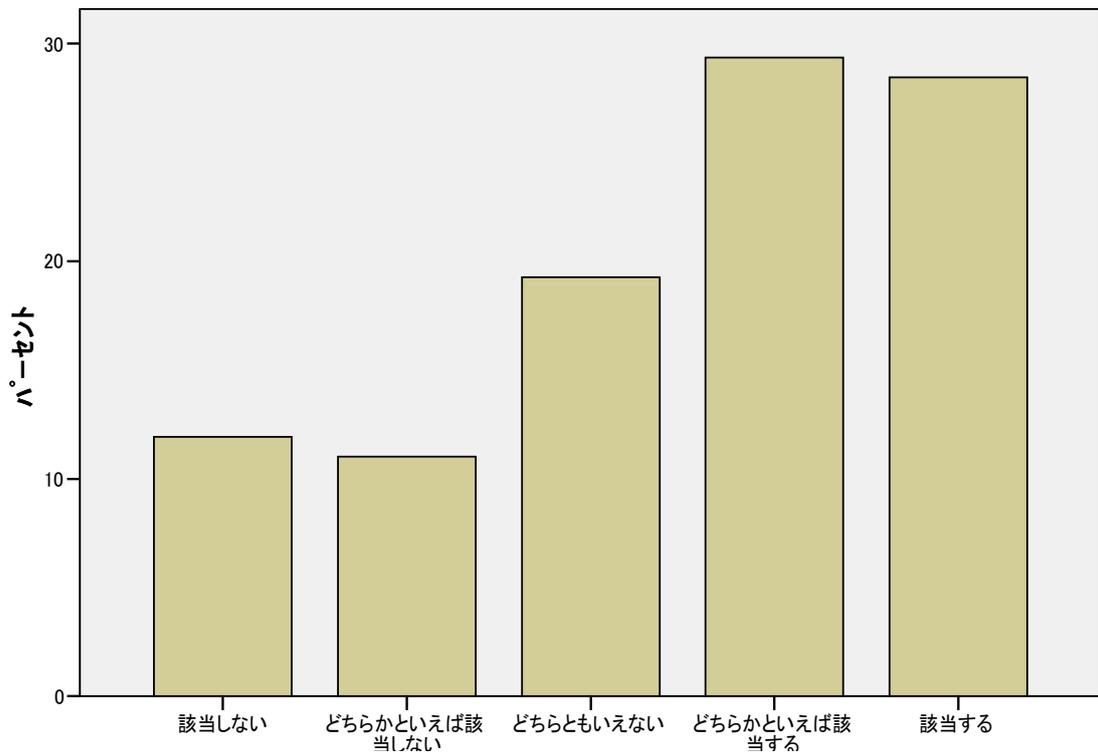
Q6_5.事件を引き受けることを決めた理由・仲介者との関係を形成あるいは維持したかった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	54	47.8	50.0	50.0
	どちらかといえば該当しない	2	1.8	1.9	51.9
	どちらともいえない	15	13.3	13.9	65.7
	どちらかといえば該当する	20	17.7	18.5	84.3
	該当する	17	15.0	15.7	100.0
	合計	108	95.6	100.0	
欠損値	わからない	4	3.5		
	無回答	1	.9		
	合計	5	4.4		
合計	113	100.0			

(6) 依頼人に同情すべき事件だった



Q6_6.事件を引き受けることを決めた理由・依頼人に同情すべき事件だった

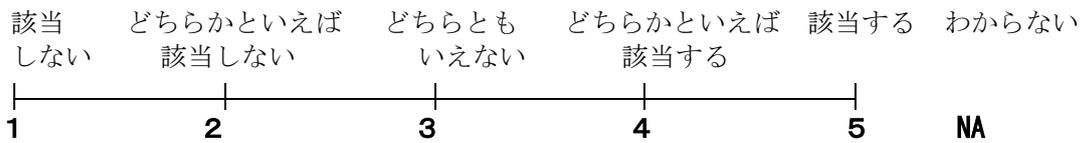


度数	欠損値	平均値
109	4	3.51

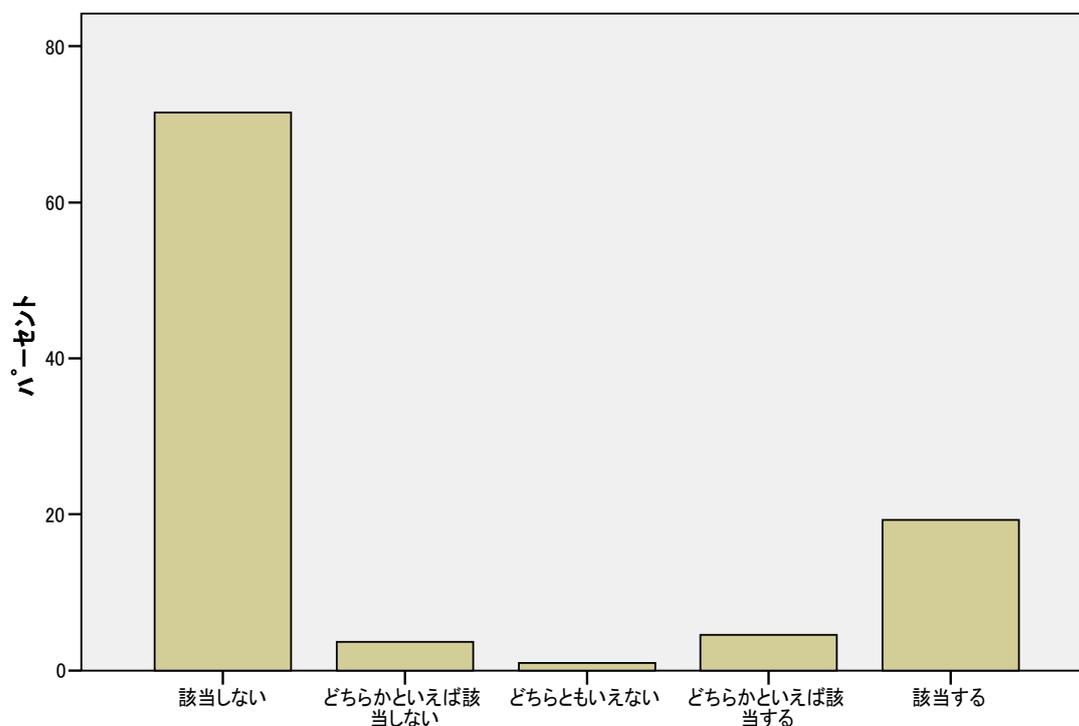
Q6.事件を引き受けることを決めた理由・依頼人に同情すべき事件だった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	13	11.5	11.9	11.9
	どちらかといえば該当しない	12	10.6	11.0	22.9
	どちらともいえない	21	18.6	19.3	42.2
	どちらかといえば該当する	32	28.3	29.4	71.6
	該当する	31	27.4	28.4	100.0
	合計	109	96.5	100.0	
欠損値	わからない	4	3.5		
合計		113	100.0		

(7) 事務所内の事件の割当ての結果、引き受けることになった



Q6_7.事件を引き受けることを決めた理由・事務所内の割当ての結果、引き受けることに

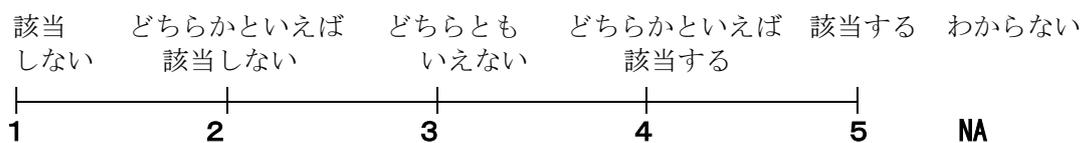


度数 欠損値 平均値
109 4 1.96

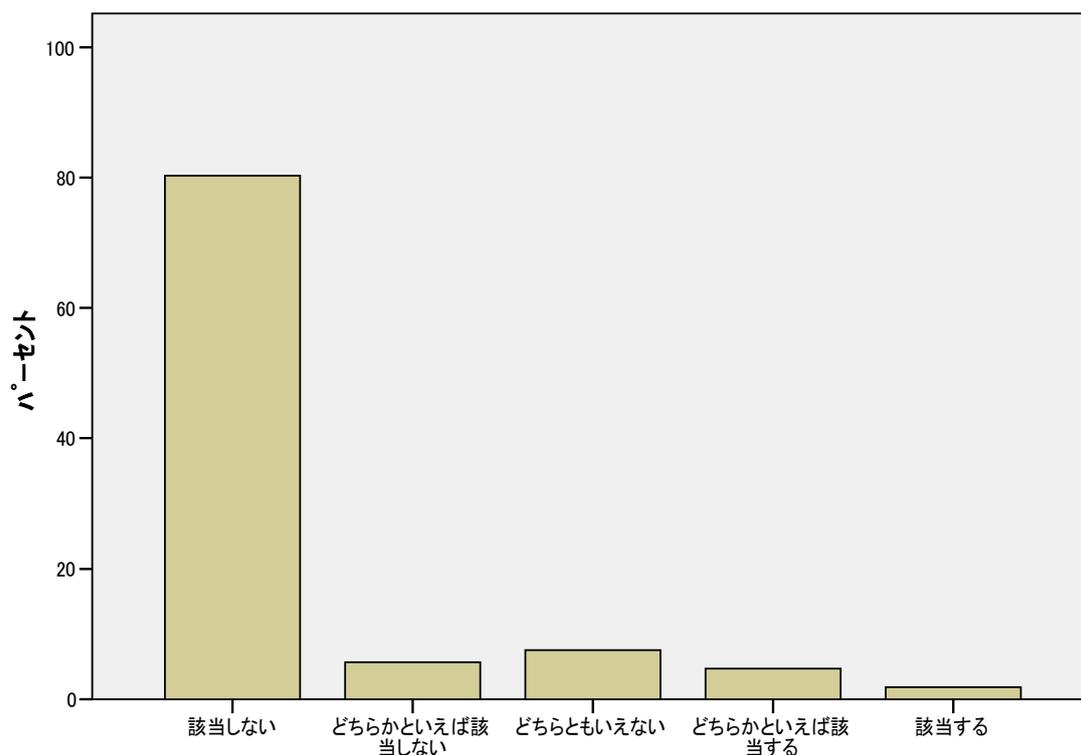
Q6_7.事件を引き受けることを決めた理由・事務所内の割当ての結果、引き受けることに

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	78	69.0	71.6	71.6
	どちらかといえば該当しない	4	3.5	3.7	75.2
	どちらともいえない	1	.9	.9	76.1
	どちらかといえば該当する	5	4.4	4.6	80.7
	該当する	21	18.6	19.3	100.0
	合計	109	96.5	100.0	
欠損値	わからない	4	3.5		
合計		113	100.0		

(8) 公益的イベントだった



Q6_8. 事件を引き受けることを決めた理由・公益的イベントだった

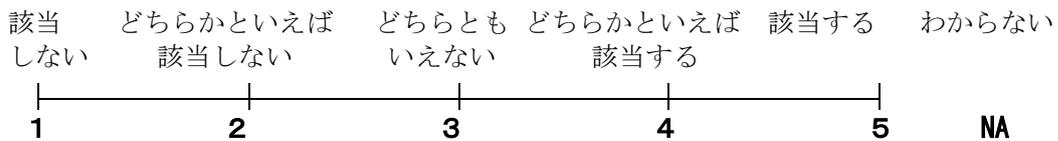


度数	欠損値	平均値
107	6	1.42

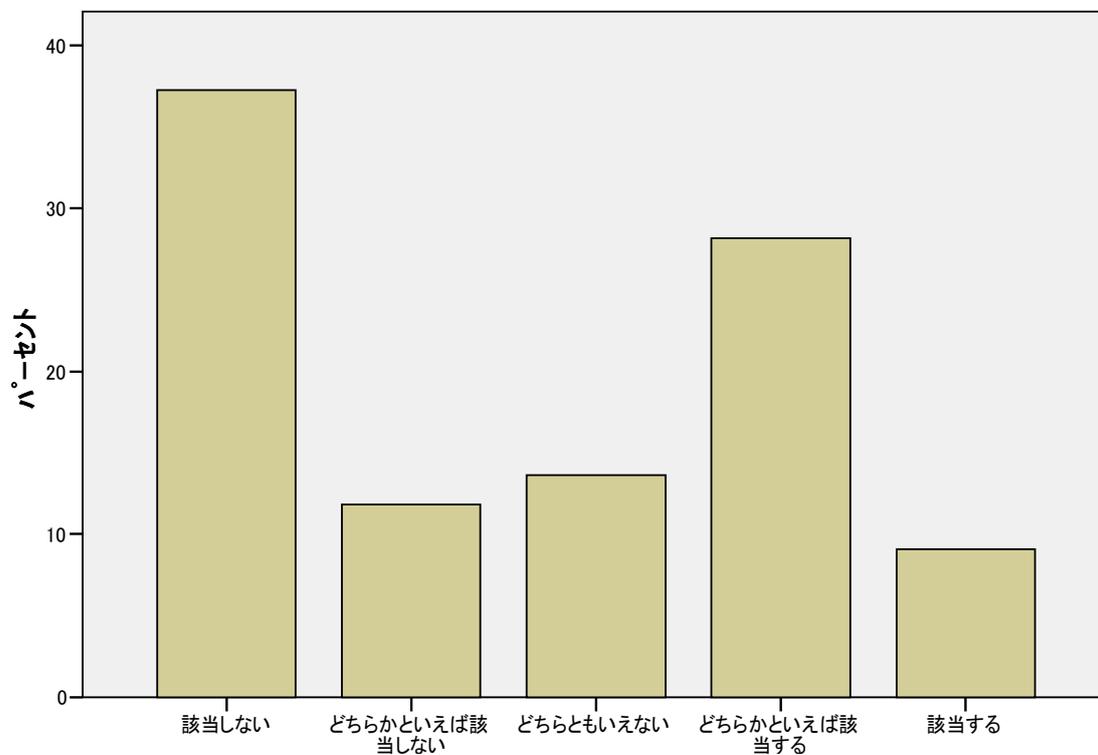
Q6_8.事件を引き受けることを決めた理由・公益的事件だった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	86	76.1	80.4	80.4
	どちらかといえば該当しない	6	5.3	5.6	86.0
	どちらともいえない	8	7.1	7.5	93.5
	どちらかといえば該当する	5	4.4	4.7	98.1
	該当する	2	1.8	1.9	100.0
	合計	107	94.7	100.0	
欠損値	わからない	6	5.3		
合計		113	100.0		

(9) 内容的に興味深い事件だった



Q6_9.事件を引き受けることを決めた理由・内容的に興味深い事件だった

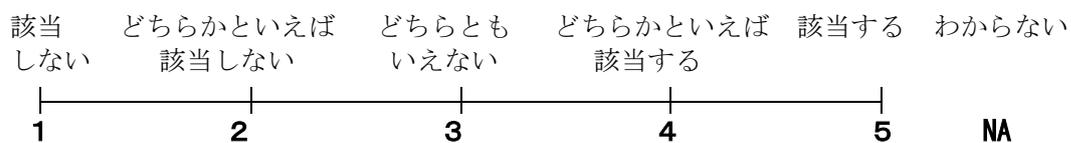


度数 欠損値 平均値
110 3 2.60

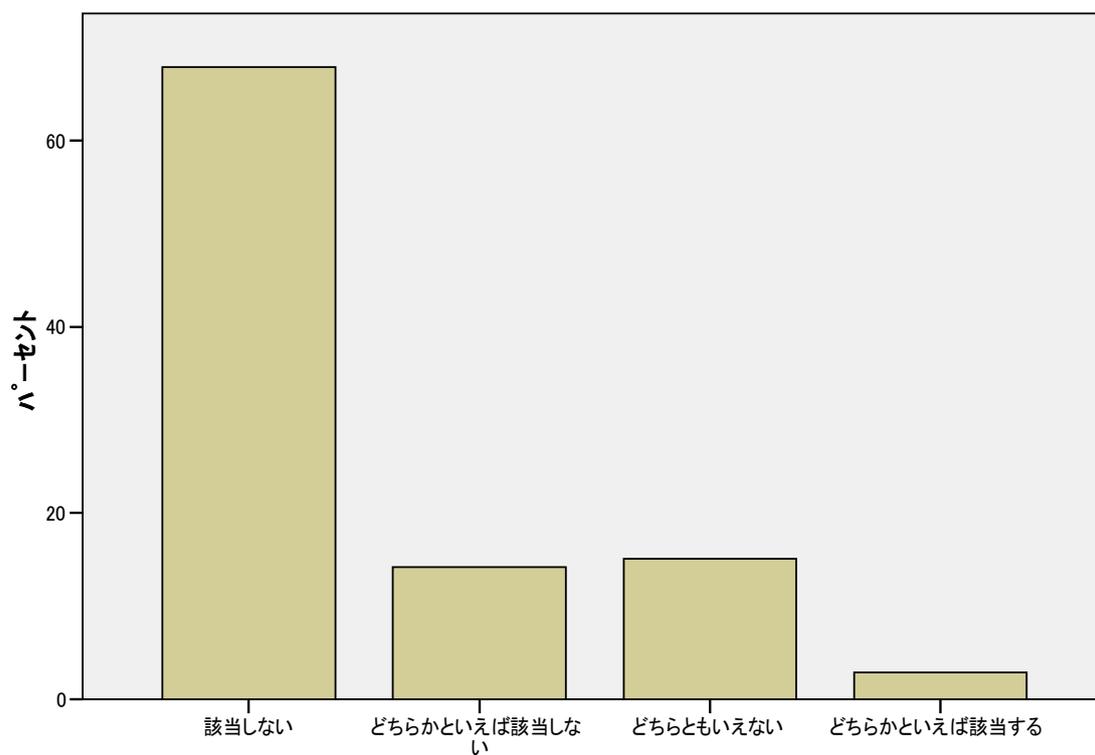
Q6_9.事件を引き受けることを決めた理由・内容的に興味深い事件だった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	41	36.3	37.3	37.3
	どちらかといえば該当しない	13	11.5	11.8	49.1
	どちらともいえない	15	13.3	13.6	62.7
	どちらかといえば該当する	31	27.4	28.2	90.9
	該当する	10	8.8	9.1	100.0
	合計	110	97.3	100.0	
欠損値	わからない	3	2.7		
	合計	113	100.0		

(10) 報酬額が大きい事件だった



Q6_10.事件を引き受けることを決めた理由・報酬額が大きい事件だった

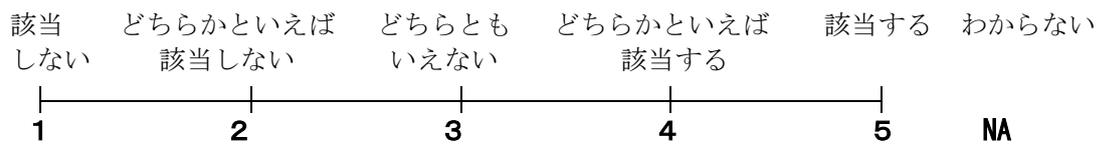


度数	欠損値	平均値
106	7	1.53

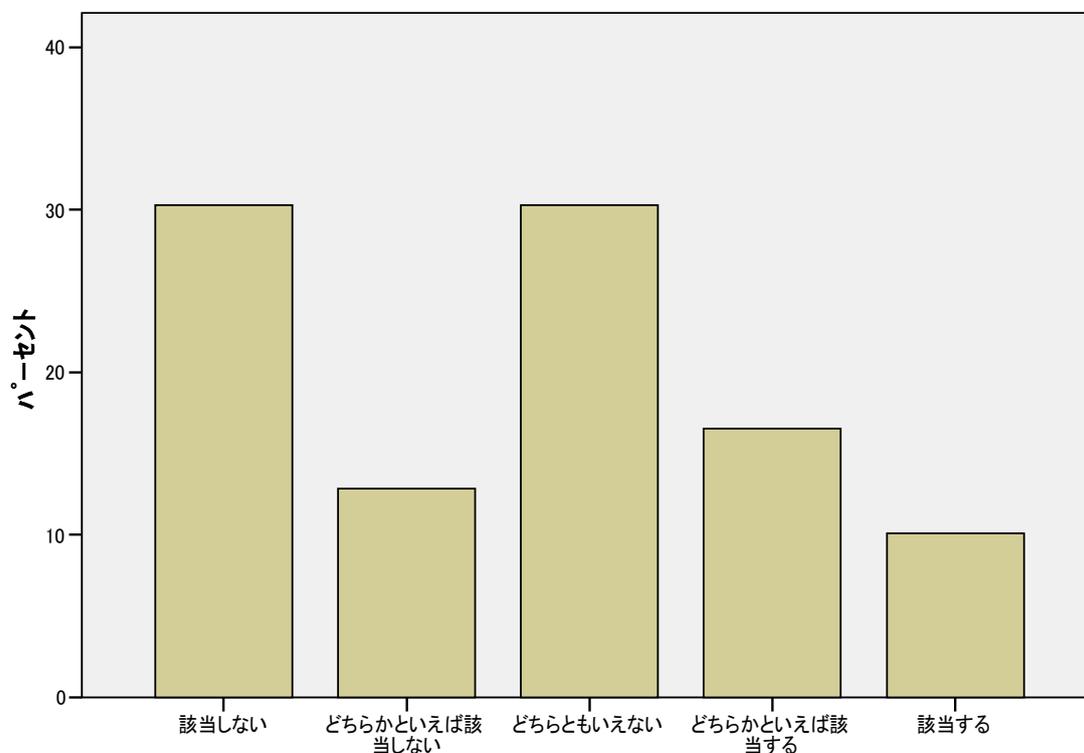
Q6_10.事件を引き受けることを決めた理由・報酬額が大きい事件だった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	72	63.7	67.9	67.9
	どちらかといえば該当しない	15	13.3	14.2	82.1
	どちらともいえない	16	14.2	15.1	97.2
	どちらかといえば該当する	3	2.7	2.8	100.0
	合計	106	93.8	100.0	
欠損値	わからない	7	6.2		
合計		113	100.0		

(11) 勝てそうな事件だった



Q6_11.事件を引き受けることを決めた理由・勝てそうな事件だった

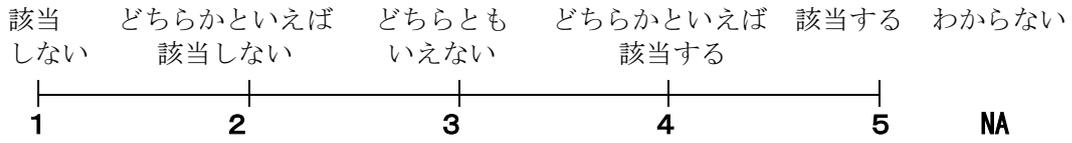


度数 欠損値 平均値
109 4 2.63

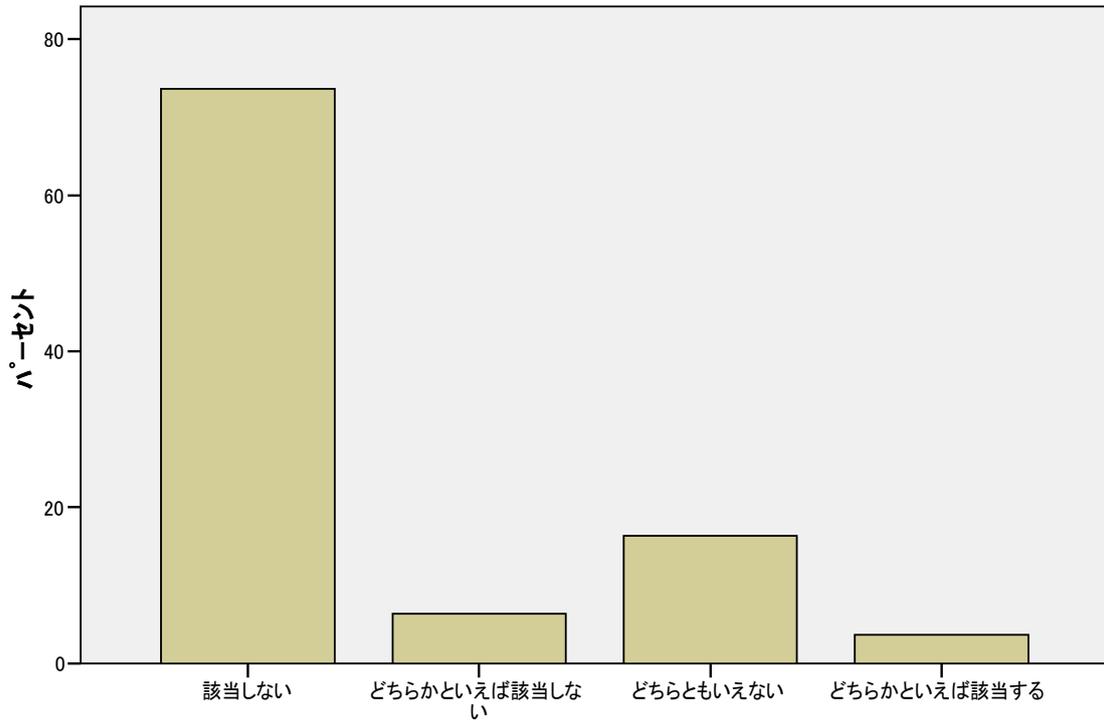
Q6_11.事件を引き受けることを決めた理由・勝てそうな事件だった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	33	29.2	30.3	30.3
	どちらかといえば該当しない	14	12.4	12.8	43.1
	どちらともいえない	33	29.2	30.3	73.4
	どちらかといえば該当する	18	15.9	16.5	89.9
	該当する	11	9.7	10.1	100.0
	合計	109	96.5	100.0	
欠損値	わからない	4	3.5		
合計		113	100.0		

(12) 弁護士の間での自分の評価を高める事件だと思った



Q6_12.事件を引き受けることを決めた理由・弁護士間で自分の評価を高める事件だと思った

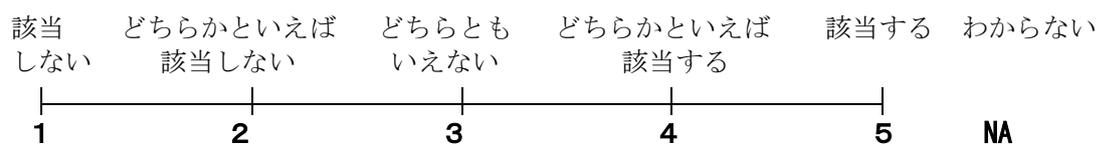


度数	欠損値	平均値
110	3	1.50

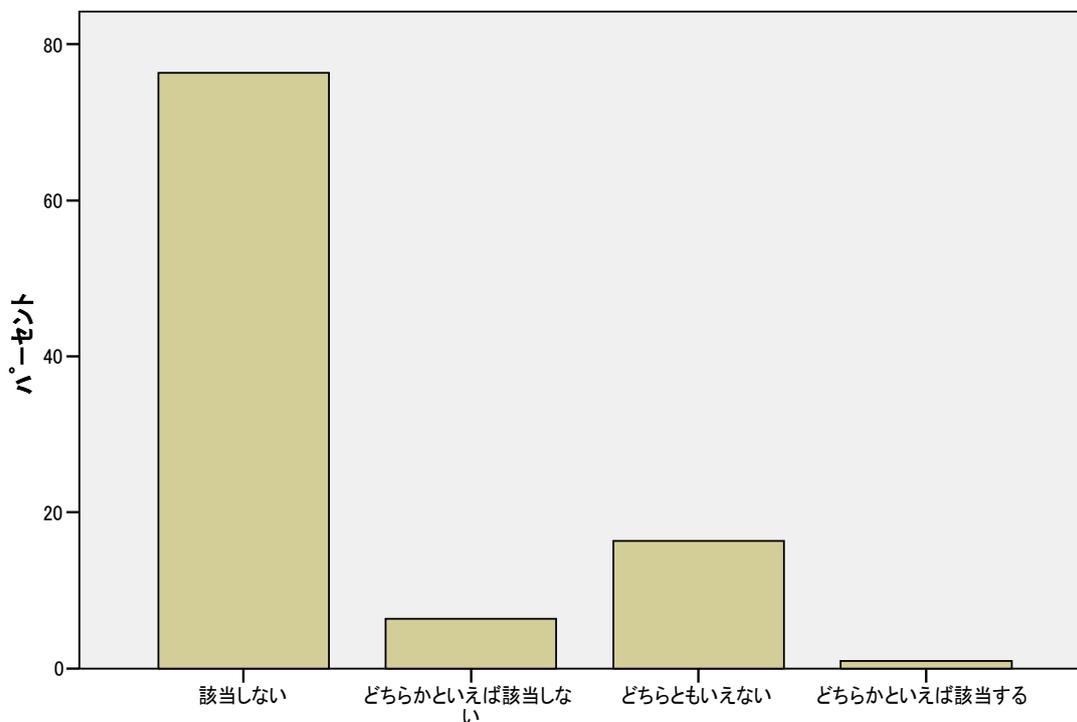
Q6_12.事件を引き受けることを決めた理由・弁護士間で自分の評価を高める事件だと思った

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	81	71.7	73.6	73.6
	どちらかといえば該当しない	7	6.2	6.4	80.0
	どちらともいえない	18	15.9	16.4	96.4
	どちらかといえば該当する	4	3.5	3.6	100.0
	合計	110	97.3	100.0	
欠損値	わからない	3	2.7		
合計		113	100.0		

(13) 自分の社会的評価を高める事件だと思った



Q6_13.事件を引き受けることを決めた理由・自分の社会的評価を高める事件だと思った



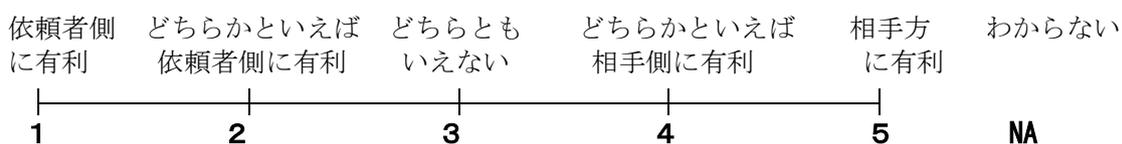
度数 欠損値 平均値
110 3 1.42

Q6_13.事件を引き受けることを決めた理由・自分の社会的評価を高める事件だと思った

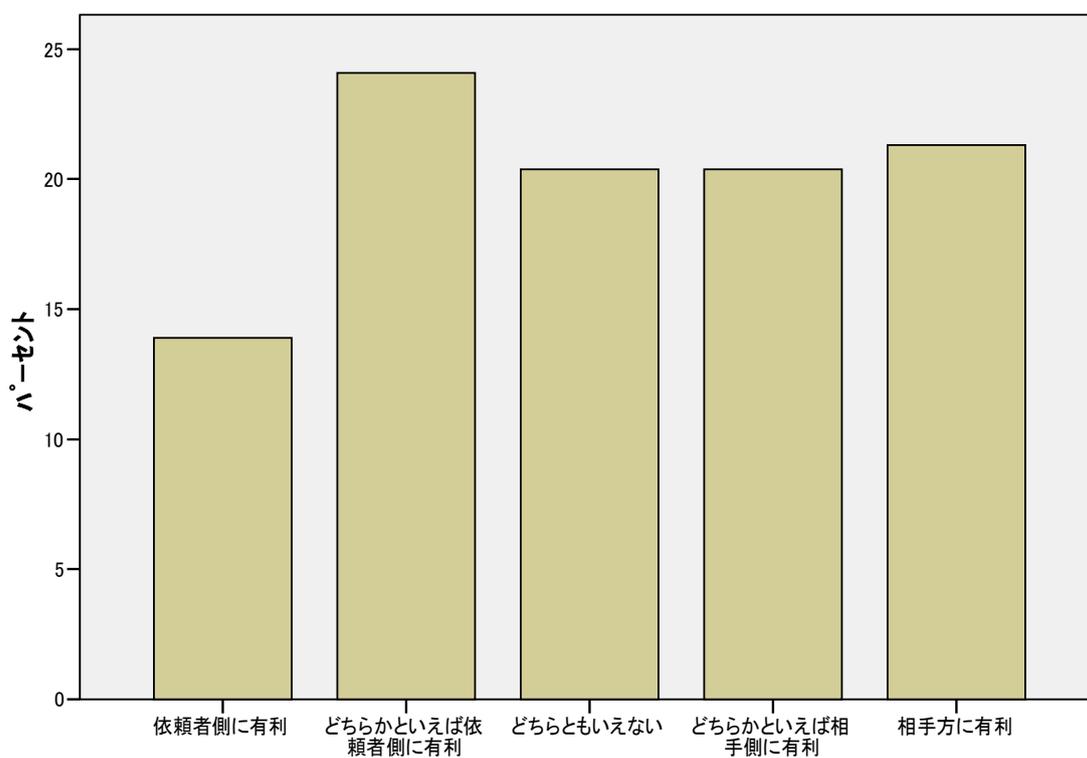
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	該当しない	84	74.3	76.4	76.4
	どちらかといえば該当しない	7	6.2	6.4	82.7
	どちらともいえない	18	15.9	16.4	99.1
	どちらかといえば該当する	1	.9	.9	100.0
	合計	110	97.3	100.0	
欠損値	わからない	3	2.7		
合計		113	100.0		

問7 本件を依頼された時点での見通しについてうかがいます。

(1) 依頼された時点で、事件の見通しはどちらに有利でしたか。当てはまる程度でお答え下さい。 **もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



Q7_1.依頼された時点での見通し



	度数	欠損値	平均値
Q7_1.依頼された時点での見通し	108	5	3.111111

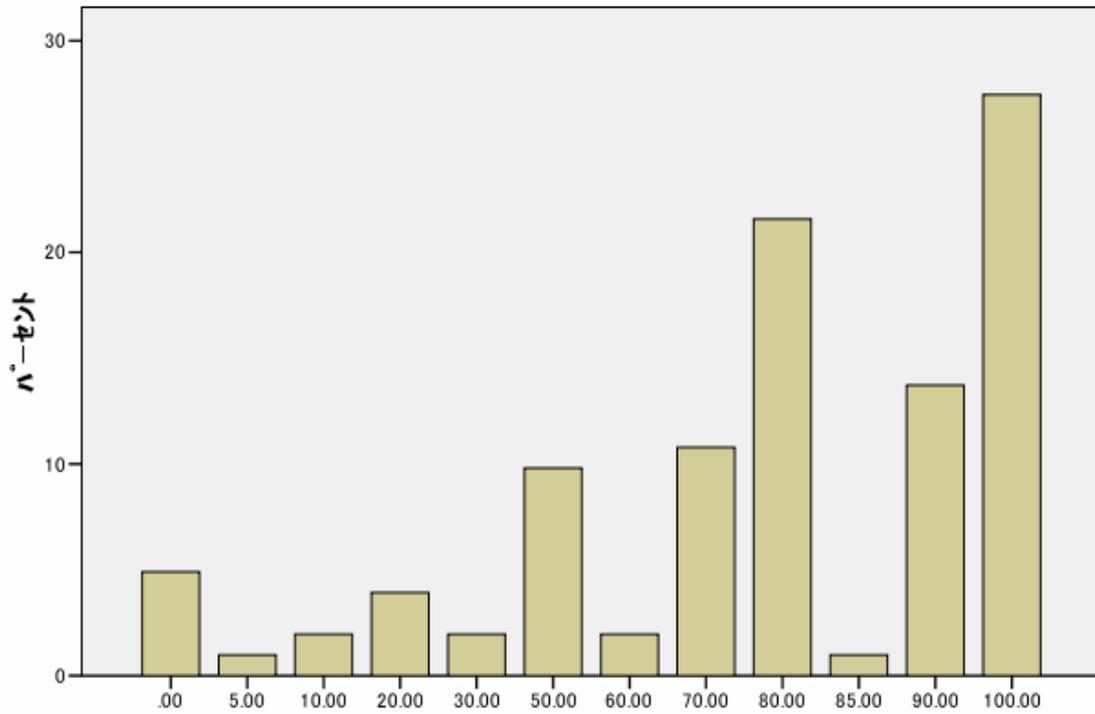
Q7_1.依頼された時点での見通し

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
依頼者側に有利	15	13.3	13.9	13.9
どちらかといえば依頼者側に有利	26	23.0	24.1	38.0
どちらともいえない	22	19.5	20.4	58.3
どちらかといえば相手側に有利	22	19.5	20.4	78.7
相手方に有利	23	20.4	21.3	100.0
合計	108	95.6	100.0	
欠損				
わからない	4	3.5		
値				
無回答	1	.9		
合計	5	4.4		
合計	113	100.0		

- (2) **第一審の結果**は、最初の見通しに照らしてどの程度達成されましたか。**パーセンテージ**でお答え下さい。

<div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"> </div>	パーセントの達成度
--	-----------

Q7_2.第一審結果の達成度



	度数	欠損値	平均値
Q7_2.第一審結果の達成度	102	11	73.13725

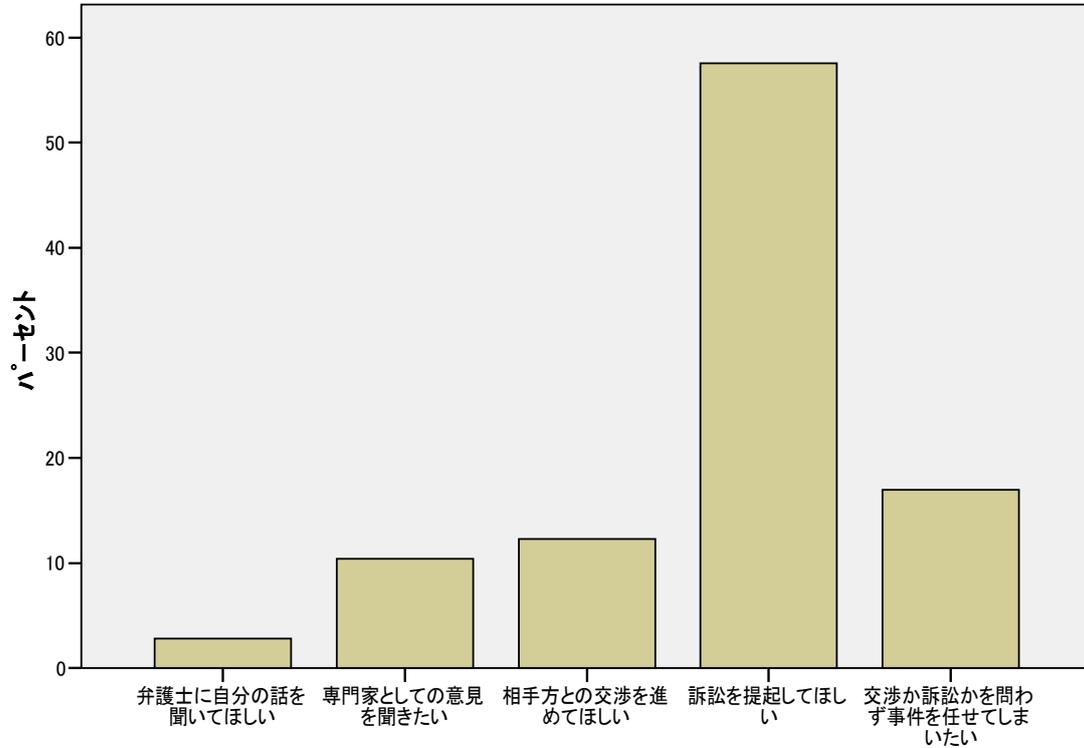
Q7.2.第一審結果の達成度

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	.00	5	4.4	4.9	4.9
	5.00	1	.9	1.0	5.9
	10.00	2	1.8	2.0	7.8
	20.00	4	3.5	3.9	11.8
	30.00	2	1.8	2.0	13.7
	50.00	10	8.8	9.8	23.5
	60.00	2	1.8	2.0	25.5
	70.00	11	9.7	10.8	36.3
	80.00	22	19.5	21.6	57.8
	85.00	1	.9	1.0	58.8
	90.00	14	12.4	13.7	72.5
	100.00	28	24.8	27.5	100.0
	合計	102	90.3	100.0	
欠損値	無回答	11	9.7		
合計		113	100.0		

問8 この問題で初めて相談に来たとき、相談の開始時点で依頼人がもっとも希望していたことは以下のどれだったと思いますか。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

- 1 弁護士に自分の話を聞いてほしい
- 2 専門家としての意見を聞きたい
- 3 相手方との交渉を進めてほしい
- 4 応訴してほしい
- 5 交渉か訴訟かを問わず事件を任せてしまいたい
- 6 上記以外（内容をご記入下さい： _____)

Q8.相談開始時点で依頼人がもっとも希望していたこと



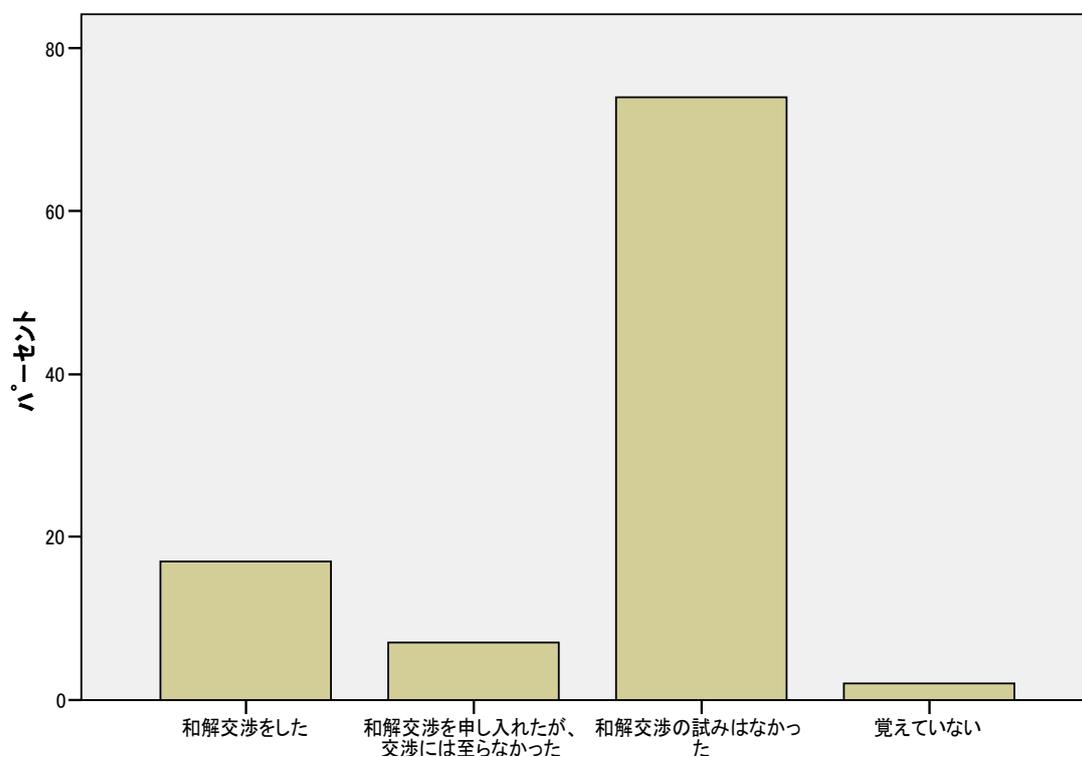
Q8.相談開始時点で依頼人がもっとも希望していたこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	弁護士に自分の話を聞いてほしい	3	2.7	2.8	2.8
	専門家としての意見を聞きたい	11	9.7	10.4	13.2
	相手方との交渉を進めてほしい	13	11.5	12.3	25.5
	応訴してほしい	61	54.0	57.5	83.0
	交渉か訴訟かを問わず事件を任せたい	18	15.9	17.0	100.0
	合計	106	93.8	100.0	
欠損値	上記以外	5	4.4		
	無回答	2	1.8		
	合計	7	6.2		
	合計	113	100.0		

問9 相手方から訴えが提起される前の交渉の有無についてうかがいます。訴え提起前に弁護士として相手方と和解交渉をしましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 和解交渉をした
- 2 自分または相手方が和解交渉を申し入れたが、交渉には至らなかった
- 3 和解交渉の試みはなかった
- 4 覚えていない
- 5 わからない

Q9.訴え提起前の交渉の有無

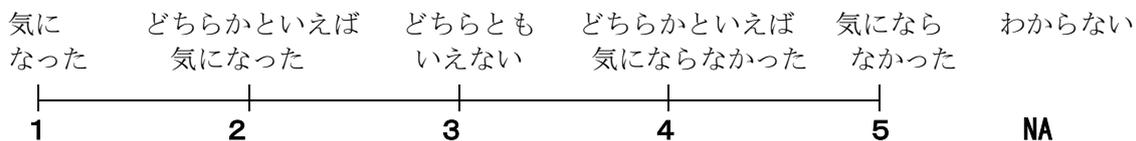


Q9.訴え提起前の交渉の有無

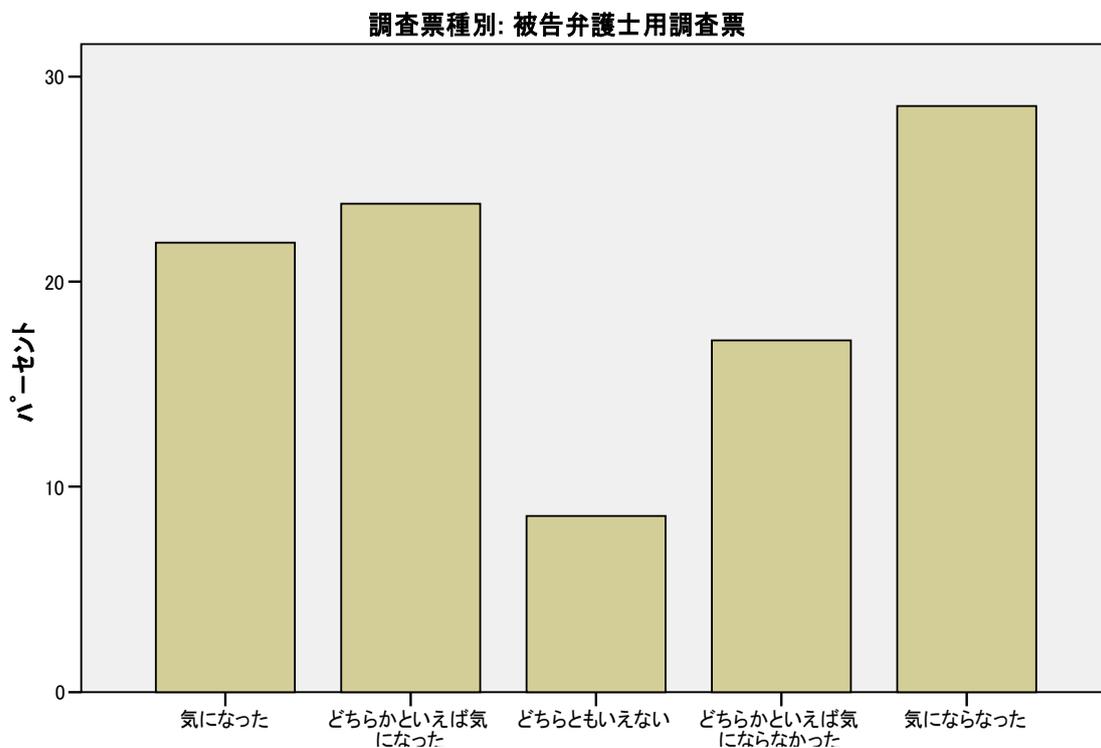
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	和解交渉をした	17	15.0	17.0	17.0
	和解交渉を申し入れたが、 交渉には至らなかった	7	6.2	7.0	24.0
	和解交渉の試みはなかった	74	65.5	74.0	98.0
	覚えていない	2	1.8	2.0	100.0
	合計	100	88.5	100.0	
欠損	わからない	10	8.8		
値	無回答	3	2.7		
	合計	13	11.5		
合計		113	100.0		

問10 応訴の際に、あなたの依頼人にとって、以下の事項はどの程度気になったと思いますか。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(1) 裁判にかかる費用



Q10_1.依頼人が気になったこと・裁判にかかる費用



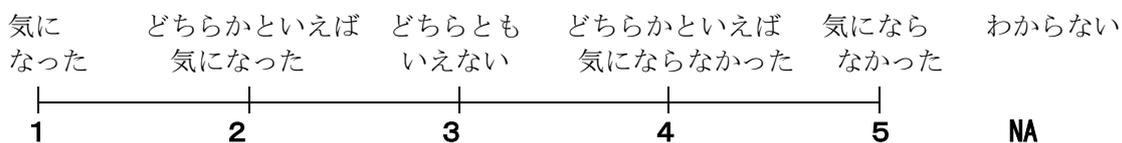
度数	欠損値	平均値
105	8	3.1

Q10_1.依頼人が気になったこと・裁判にかかる費用(a)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	23	20.4	21.9	21.9
	どちらかといえば気 になった	25	22.1	23.8	45.7
	どちらともいえない	9	8.0	8.6	54.3
	どちらかといえば気 にならなかった	18	15.9	17.1	71.4
	気にならなかった	30	26.5	28.6	100.0
	合計	105	92.9	100.0	
	欠損	わからない	7	6.2	
値	無回答	1	.9		
	合計	8	7.1		
合計		113	100.0		

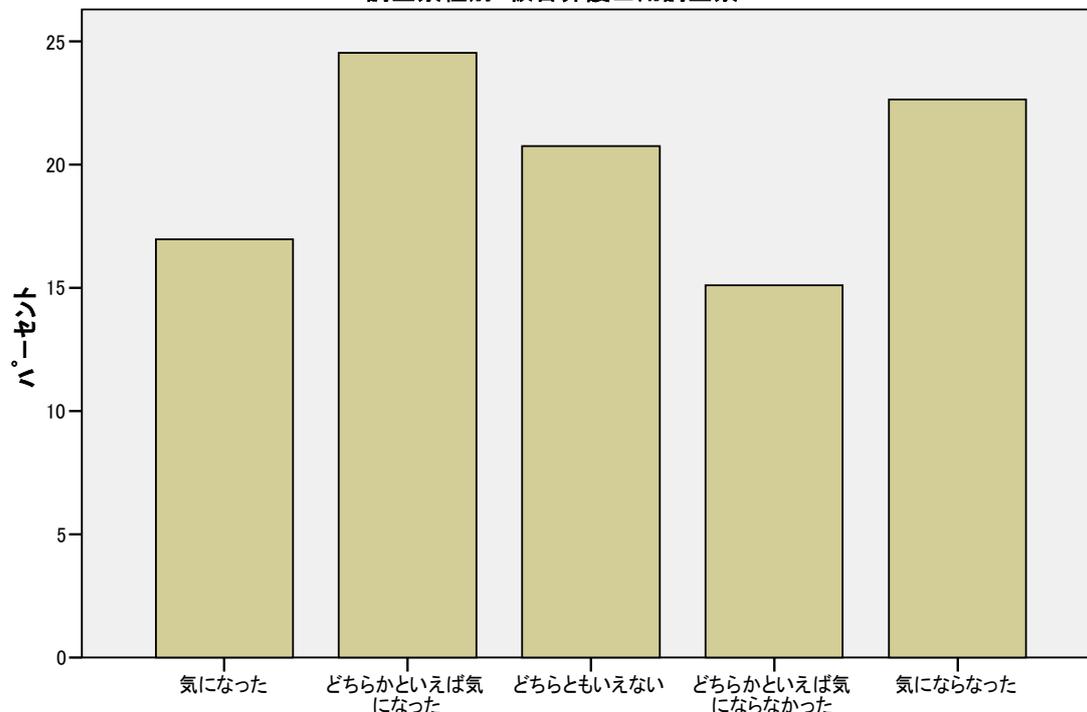
a 調査票種別 = 被告弁護士用調査票

(2) 裁判にかかる時間



Q10_2.依頼人が気になかかること・裁判にかかる時間

調査票種別: 被告弁護士用調査票

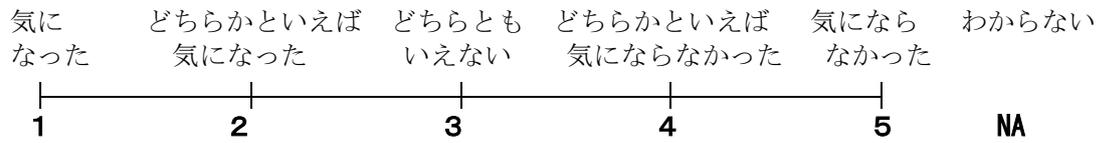


度数 欠損値 平均値
106 7 3.0

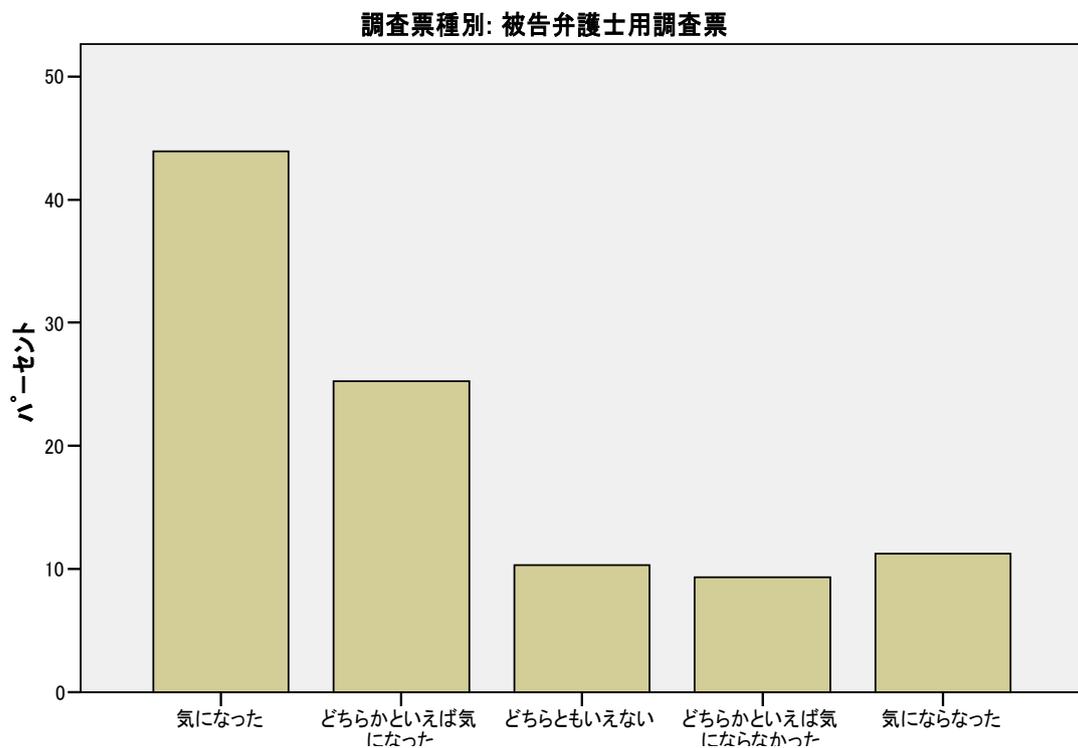
Q10_2.依頼人が気になったこと・裁判にかかる時間

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	18	15.9	17.0	17.0
	どちらかといえば気になった	26	23.0	24.5	41.5
	どちらともいえない	22	19.5	20.8	62.3
	どちらかといえば気にならなかった	16	14.2	15.1	77.4
	気にならなかった	24	21.2	22.6	100.0
	合計	106	93.8	100.0	
欠損値	わからない	6	5.3		
	無回答	1	.9		
	合計	7	6.2		
合計		113	100.0		

(3) 裁判に勝つ見込み



Q10_3.依頼人が気になったこと・裁判に勝つ見込み

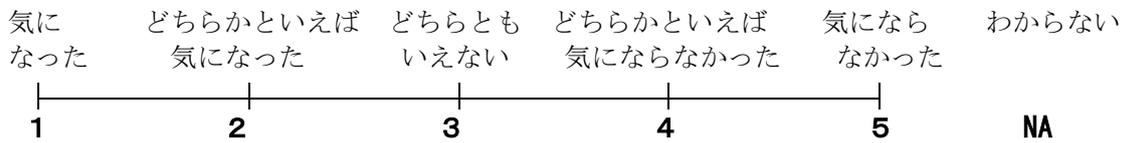


度数	欠損値	平均値
107	6	2.2

Q10_3.依頼人が気になったこと・裁判に勝つ見込み

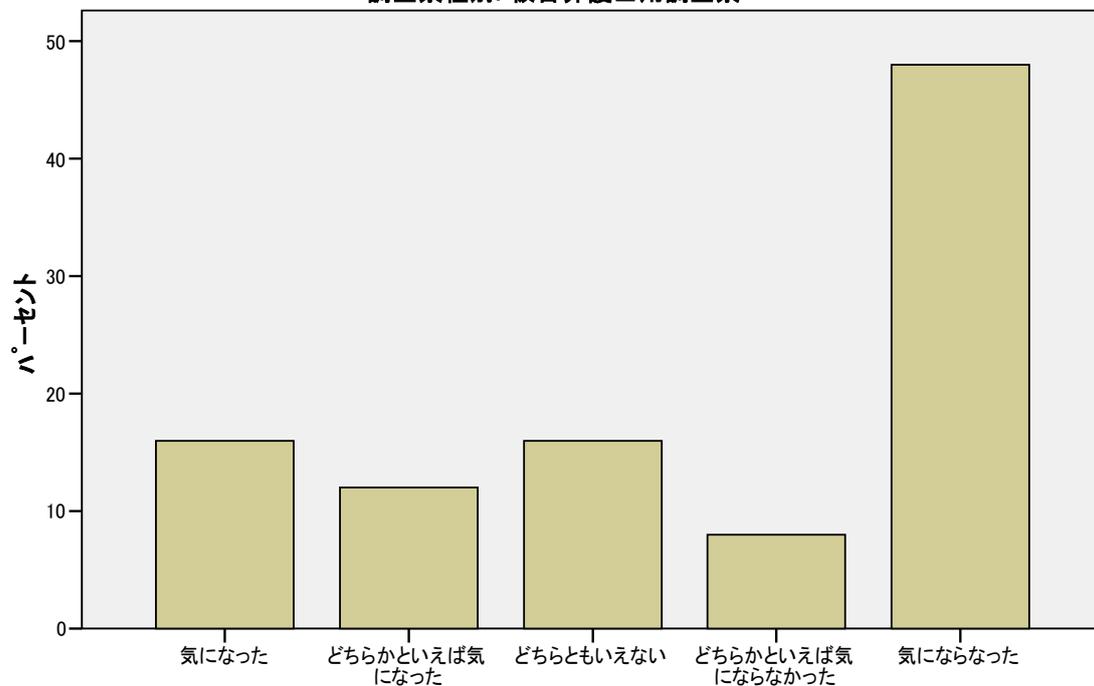
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	47	41.6	43.9	43.9
	どちらかといえば気 になった	27	23.9	25.2	69.2
	どちらともいえない	11	9.7	10.3	79.4
	どちらかといえば気 にならなかった	10	8.8	9.3	88.8
	気にならなかった	12	10.6	11.2	100.0
	合計	107	94.7	100.0	
	欠損	わからない	5	4.4	
値	無回答	1	.9		
	合計	6	5.3		
合計		113	100.0		

(4) 見込まれる判決または和解が履行されない可能性



Q10_4.依頼人が気になったこと・見込まれる判決または和解が履行されない可能性

調査票種別: 被告弁護士用調査票

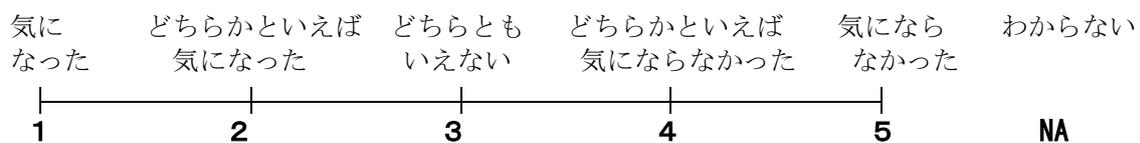


度数 欠損値 平均値
100 13 3.6

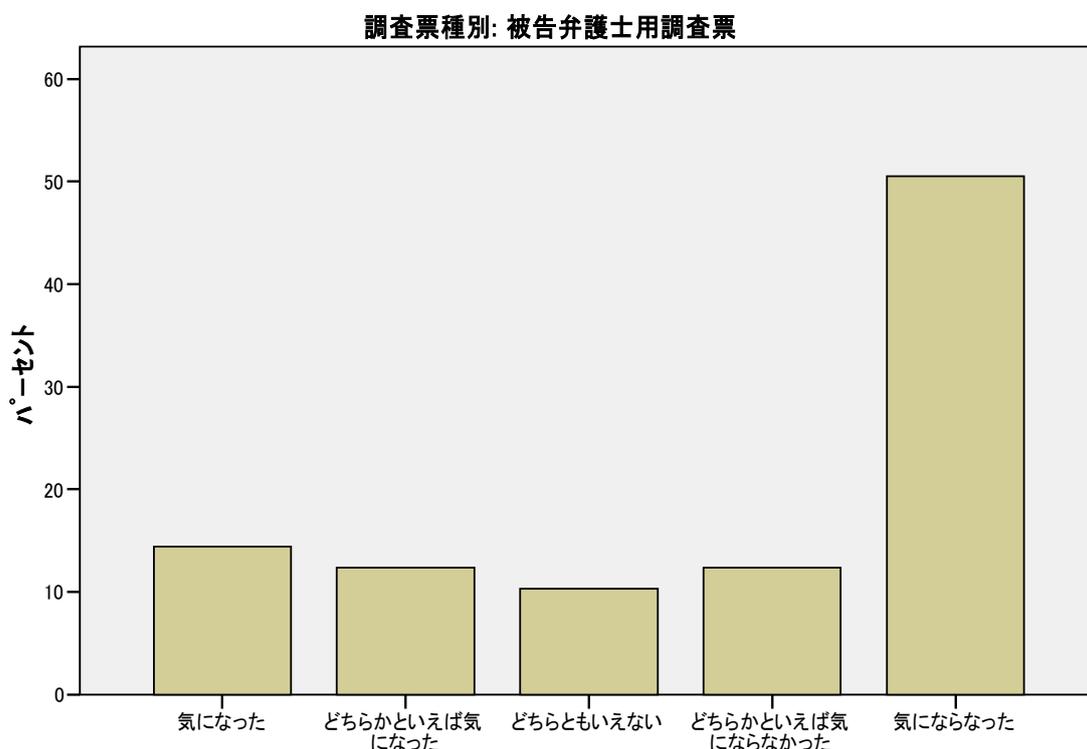
Q10_4.依頼人が気になったこと・見込まれる判決または和解が履行されない可能性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	16	14.2	16.0	16.0
	どちらかといえば気になった	12	10.6	12.0	28.0
	どちらともいえない	16	14.2	16.0	44.0
	どちらかといえば気にならなかった	8	7.1	8.0	52.0
	気にならなかった	48	42.5	48.0	100.0
合計		100	88.5	100.0	
欠損値	わからない	10	8.8		
	無回答	3	2.7		
合計		13	11.5		
合計		113	100.0		

(5) 裁判についての家族や勤務先・近所等の受けとめ方



Q10_5.依頼人が気になったこと・裁判についての家族や勤務先等の受けとめ方

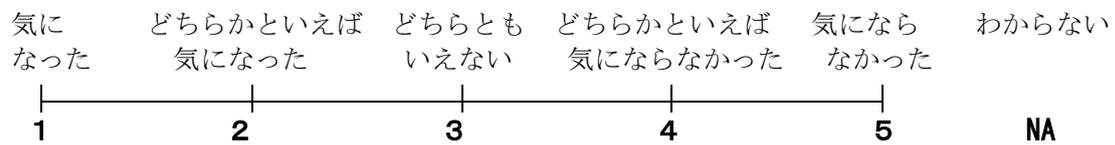


度数	欠損値	平均値
97	16	3.7

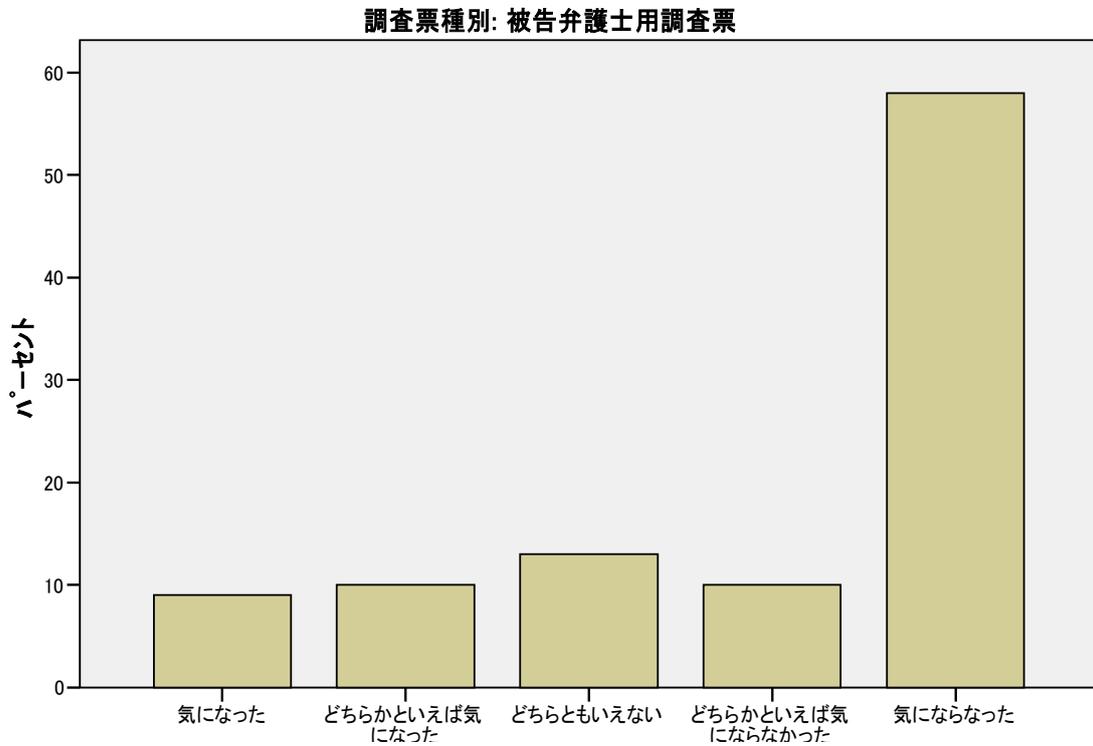
Q10_5.依頼人が気になったこと・裁判についての家族や勤務先等の受けとめ方

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	14	12.4	14.4	14.4
	どちらかといえば気 になった	12	10.6	12.4	26.8
	どちらともいえない	10	8.8	10.3	37.1
	どちらかといえば気 にならなかった	12	10.6	12.4	49.5
	気にならなかった	49	43.4	50.5	100.0
	合計	97	85.8	100.0	
	欠損	わからない	14	12.4	
値	無回答	2	1.8		
	合計	16	14.2		
合計		113	100.0		

(6) 裁判のために、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性



Q10_6.依頼人が気になったこと・家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性



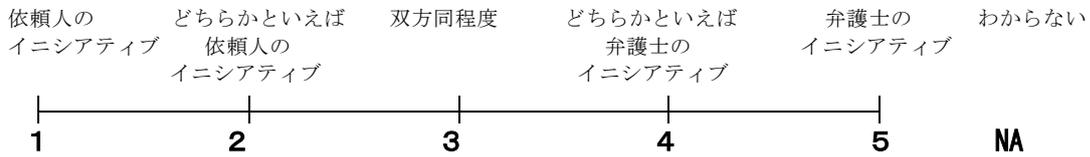
度数 欠損値 平均値
100 13 4.0

Q10_6.依頼人が気になったこと・家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	9	8.0	9.0	9.0
	どちらかといえば気 になった	10	8.8	10.0	19.0
	どちらともいえない	13	11.5	13.0	32.0
	どちらかといえば気 にならなかった	10	8.8	10.0	42.0
	気にならなかった	58	51.3	58.0	100.0
	合計	100	88.5	100.0	
欠損 値	わからない	11	9.7		
	無回答	2	1.8		
	合計	13	11.5		
	合計	113	100.0		

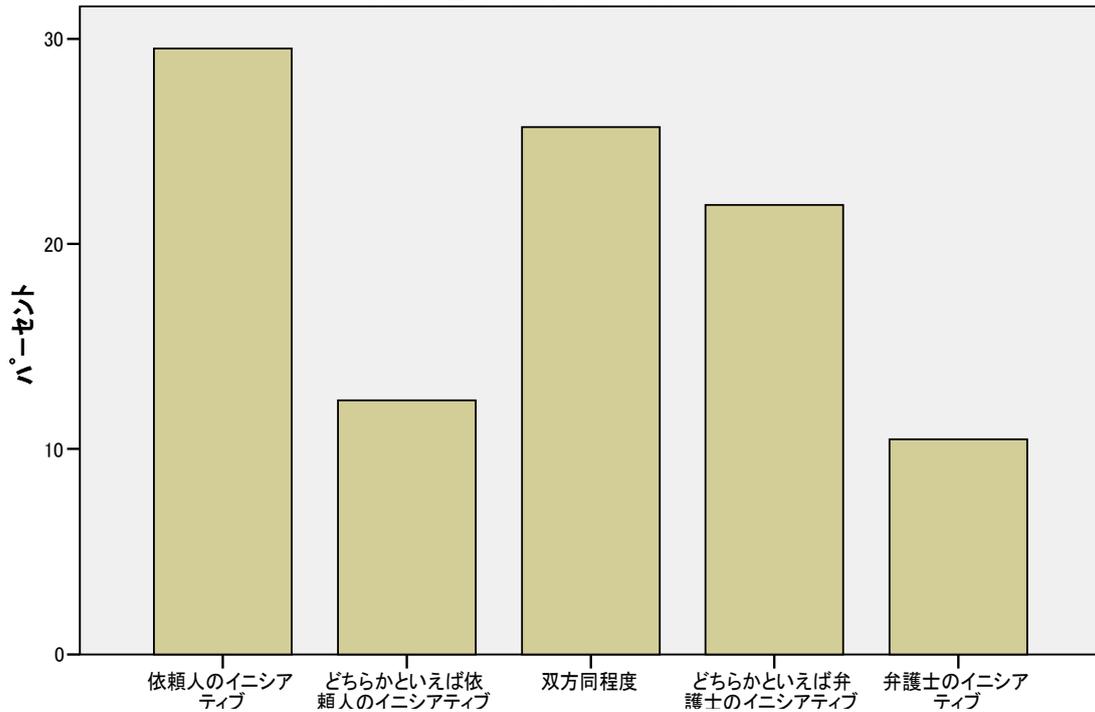
問 11 応訴の際の意思決定についてうかがいます。

- (1) 応訴をする際にイニシアティブ（主導権）をとったのは、弁護士のあなたと依頼人のどちらでしたか。当てはまる程度でお答え下さい。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



Q11_1.意思決定・主導権

調査票種別: 被告弁護士用調査票



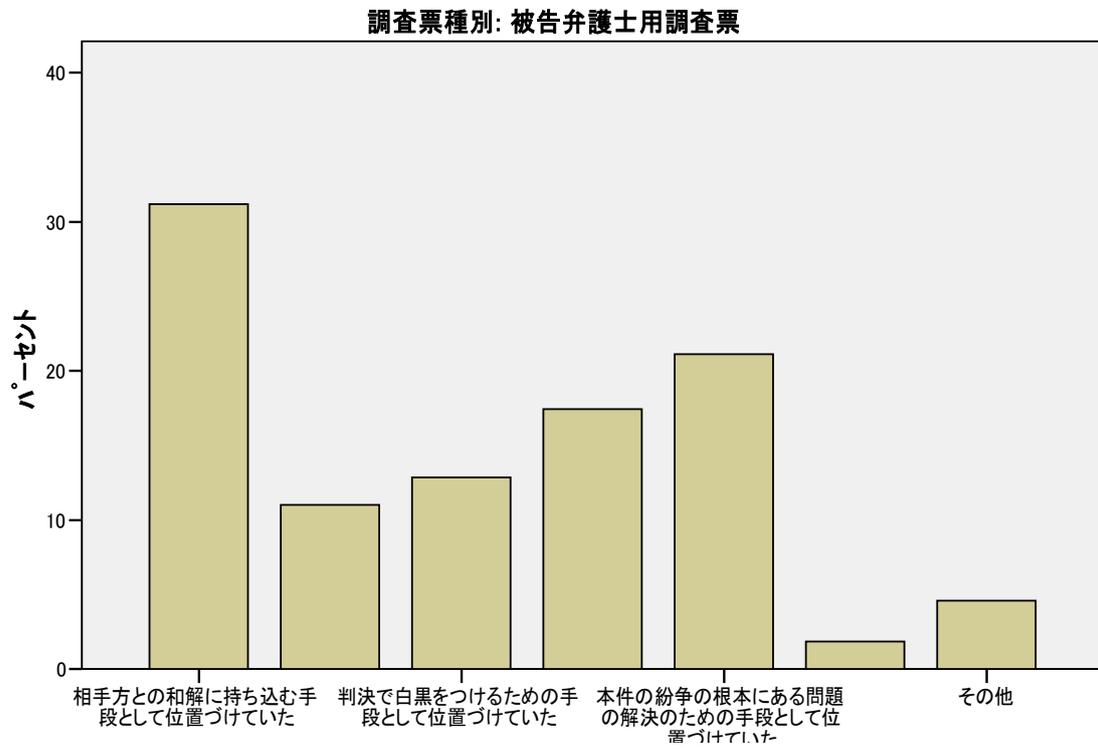
Q11_1.応訴の際の意思決定・主導権

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	依頼人のイニシアティブ	31	27.4	29.5	29.5
	どちらかといえば依頼人のイニシアティブ	13	11.5	12.4	41.9
	双方同程度	27	23.9	25.7	67.6
	どちらかといえば弁護士のイニシアティブ	23	20.4	21.9	89.5
	弁護士のイニシアティブ	11	9.7	10.5	100.0
	合計	105	92.9	100.0	
欠損	わからない	6	5.3		
値	無回答	2	1.8		
	合計	8	7.1		
合計		113	100.0		

(2) 応訴をする際に、**あなたご自身は**本件で相手方の請求を争うことをどのように位置づけていましたか。 **もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

- 1 相手方との和解に持ち込む手段として位置づけていた
- 2 依頼人に納得してもらうための手段として位置づけていた
- 3 判決で白黒をつけるための手段として位置づけていた
- 4 勝訴判決を得るための手段として位置づけていた
- 5 本件の紛争の根本にある問題の解決のための手段として位置づけていた
- 6 依頼人のための時間的猶予を得るための手段として位置づけていた
- 7 その他（内容をご記入下さい： _____)

Q11_2d. 応訴の際の意思決定・位置づけ



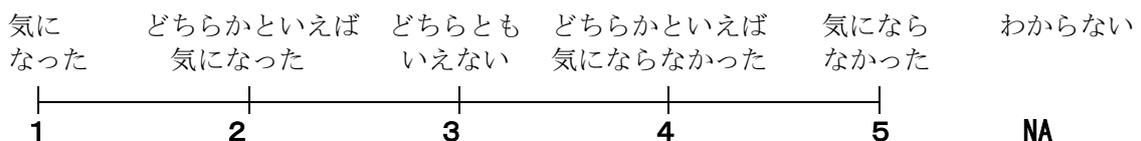
Q11_2d.応訴の際の意思決定-位置づけ(a)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	相手方との和解に持ち込む手段として位置づけていた	34	30.1	31.2	31.2
	依頼人に納得してもらうための手段として位置づけていた	12	10.6	11.0	42.2
	判決で白黒をつけるための手段として位置づけていた	14	12.4	12.8	55.0
	勝訴判決を得るための手段として位置づけていた	19	16.8	17.4	72.5
	本件の紛争の根本にある問題の解決のための手段として位置づけていた	23	20.4	21.1	93.6
	依頼人のための時間的猶予を得るための手段として位置づけていた	2	1.8	1.8	95.4
	その他	5	4.4	4.6	100.0
	合計	109	96.5	100.0	
欠損値	無回答	4	3.5		
合計		113	100.0		

a 調査票種別 = 被告弁護士用調査票

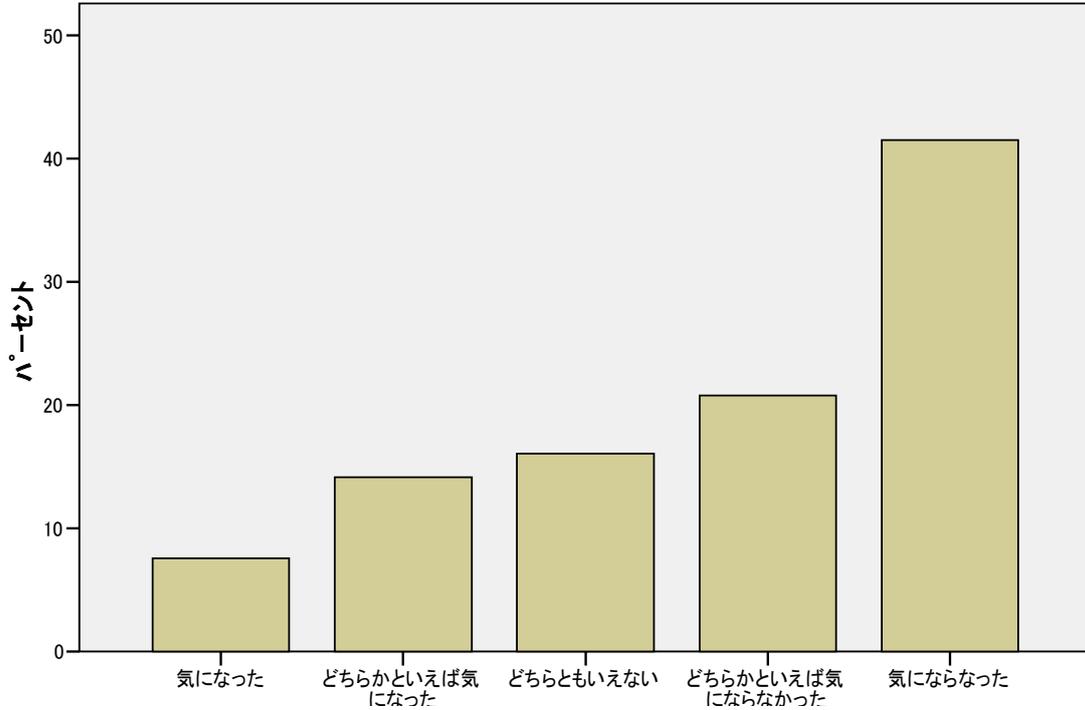
(3) 応訴をする際に、**あなたにとって**、以下の事項はどの程度気になりましたか。
それぞれにつき、**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

(a) 裁判にかかる費用



Q11_3_a.弁護士本人が気になったこと・裁判にかかる費用

調査票種別: 被告弁護士用調査票

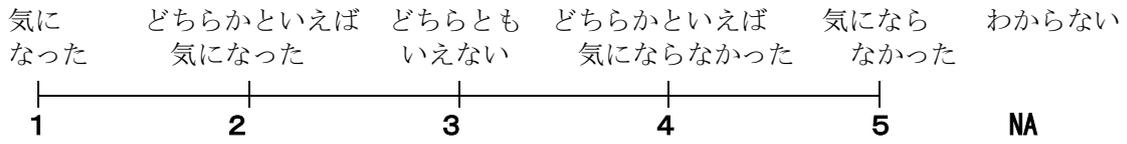


度数 欠損値 平均値
106 7 3.8

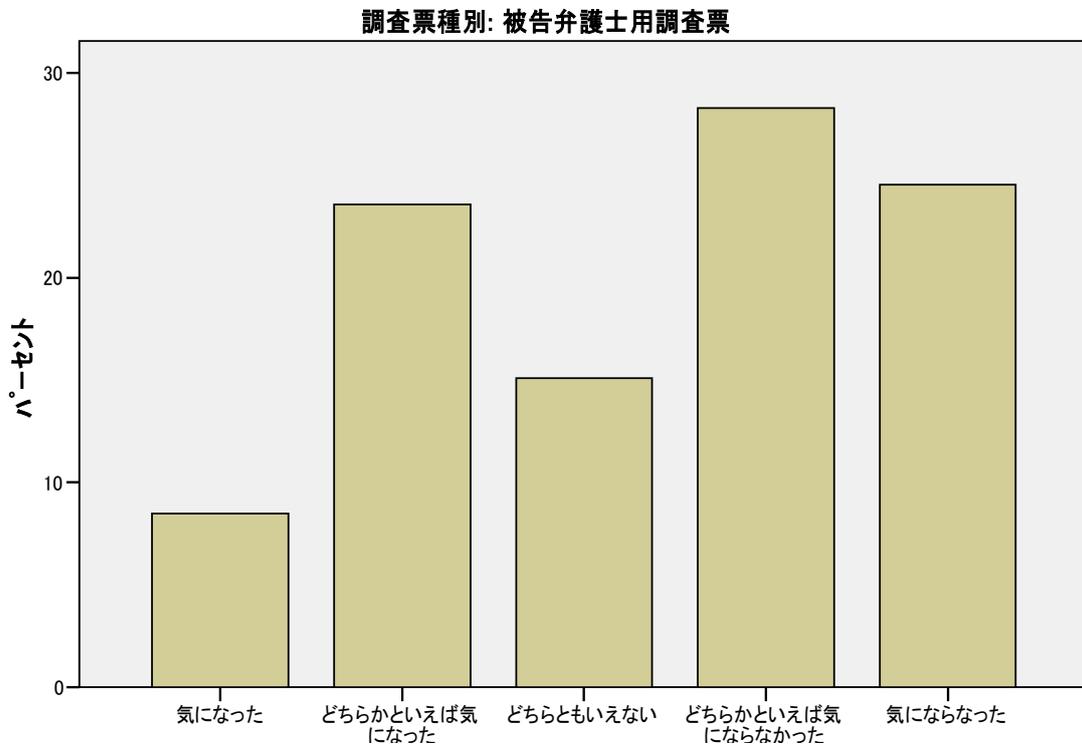
Q11_3_a.応訴の際の意思決定-弁護士本人が気になったこと・裁判にかかる費用

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	8	7.1	7.5	7.5
	どちらかといえば気になった	15	13.3	14.2	21.7
	どちらともいえない	17	15.0	16.0	37.7
	どちらかといえば気にならなかった	22	19.5	20.8	58.5
	気にならなかった	44	38.9	41.5	100.0
	合計	106	93.8	100.0	
欠損値	わからない	5	4.4		
	無回答	2	1.8		
	合計	7	6.2		
合計		113	100.0		

(b) 裁判にかかる時間



Q11_3_b.弁護士本人が気になったこと・裁判にかかる時間

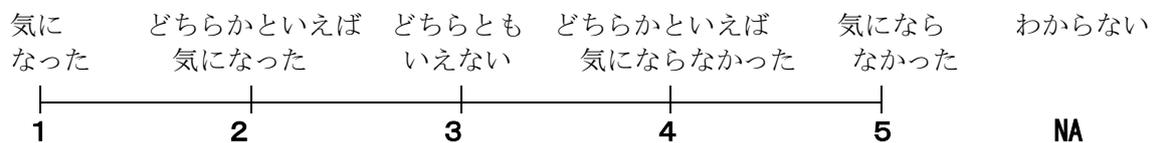


度数	欠損値	平均値
106	7	3.4

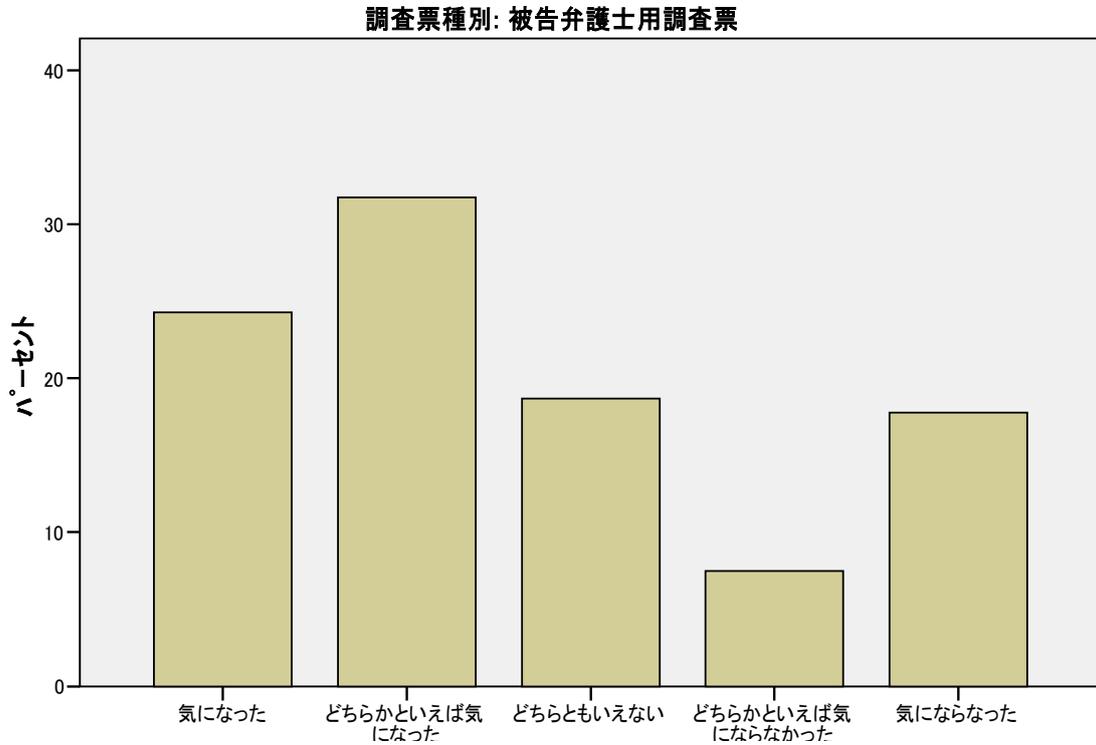
Q11_3_b.応訴の際の意思決定-弁護士本人が気になったこと・裁判にかかる時間

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	9	8.0	8.5	8.5
	どちらかといえば気 になった	25	22.1	23.6	32.1
	どちらともいえない	16	14.2	15.1	47.2
	どちらかといえば気 にならなかった	30	26.5	28.3	75.5
	気にならなかった	26	23.0	24.5	100.0
	合計	106	93.8	100.0	
	欠損	わからない	5	4.4	
値	無回答	2	1.8		
	合計	7	6.2		
合計		113	100.0		

(c) 裁判に勝つ見込み



Q11_3_c.弁護士本人が気になったこと・裁判に勝つ見込み

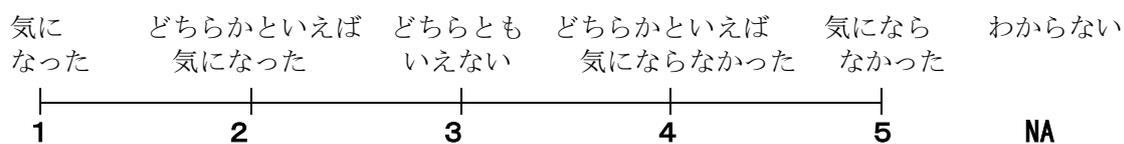


度数 欠損値 平均値
107 6 2.6

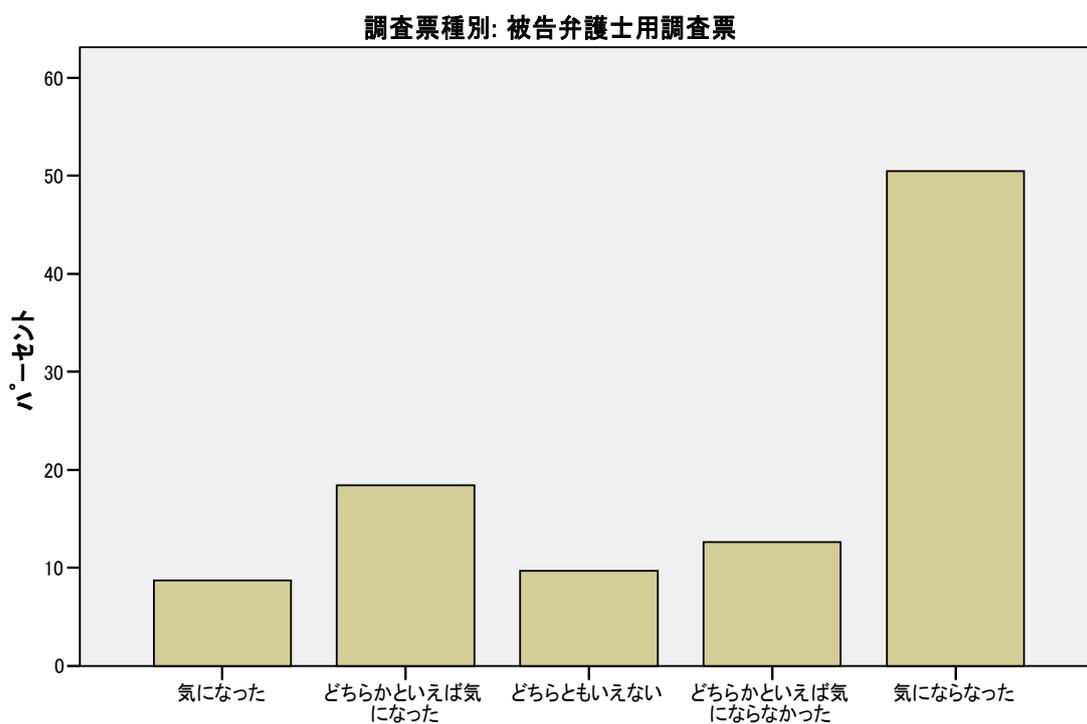
Q11_3_c.応訴の際の意思決定-弁護士本人が気になったこと・裁判に勝つ見込み

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	26	23.0	24.3	24.3
	どちらかといえば気になった	34	30.1	31.8	56.1
	どちらともいえない	20	17.7	18.7	74.8
	どちらかといえば気にならなかった	8	7.1	7.5	82.2
	気にならなかった	19	16.8	17.8	100.0
	合計	107	94.7	100.0	
欠損値	わからない	4	3.5		
	無回答	2	1.8		
	合計	6	5.3		
合計		113	100.0		

(d) 見込まれる判決または和解が履行されない可能性



Q11_3_d.弁護士本人が気になったこと・見込まれる判決または和解が履行されない可能性

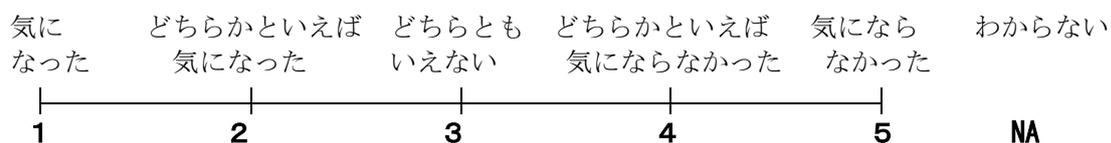


度数	欠損値	平均値
103	10	3.8

Q11_3_d.応訴の際の意思決定-弁護士本人が気になったこと・見込まれる判決または和解が履行されない可能性

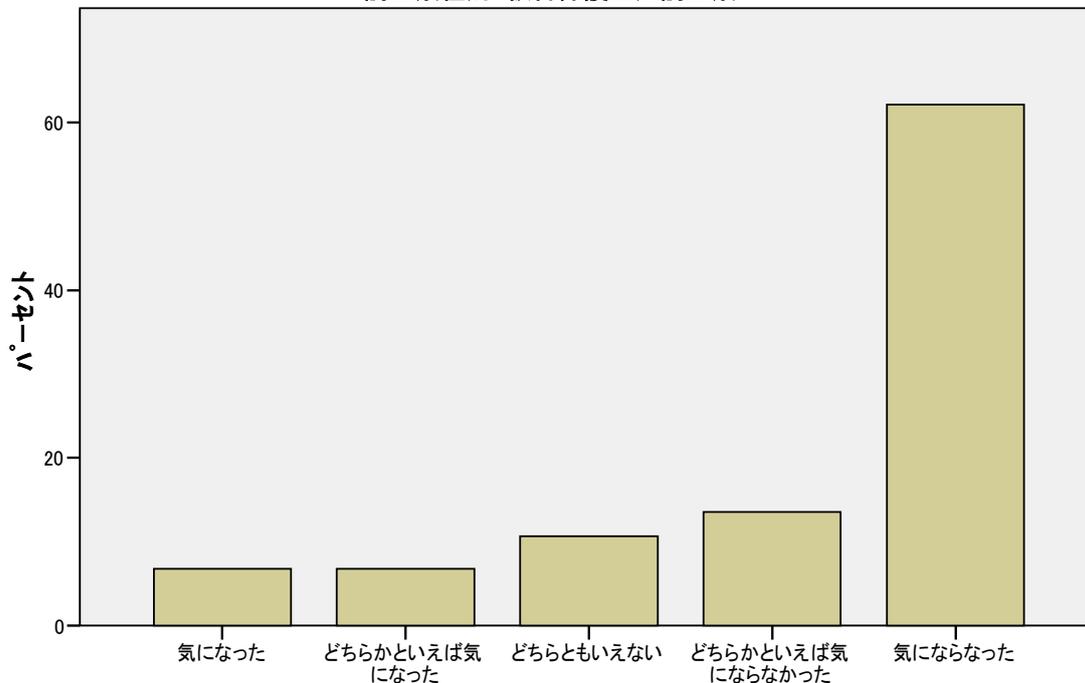
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	9	8.0	8.7	8.7
	どちらかといえば気	19	16.8	18.4	27.2
	になった	10	8.8	9.7	36.9
	どちらともいえない	13	11.5	12.6	49.5
	どちらかといえば気	52	46.0	50.5	100.0
	にならなかった	103	91.2	100.0	
	気にならなかった				
	合計	103	91.2	100.0	
欠損	わからない	6	5.3		
	無回答	4	3.5		
	合計	10	8.8		
	合計	113	100.0		

(e) 応訴についての依頼人の家族や勤務先・近所等の受けとめ方



Q11_3_e.弁護士本人が気になったこと・訴訟について依頼人家族や勤務先等の受けとめ方

調査票種別: 被告弁護士用調査票

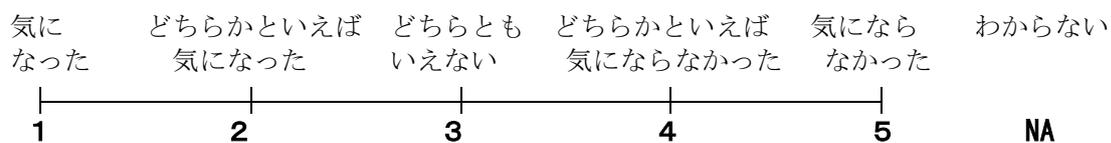


度数 欠損値 平均値
103 10 4.2

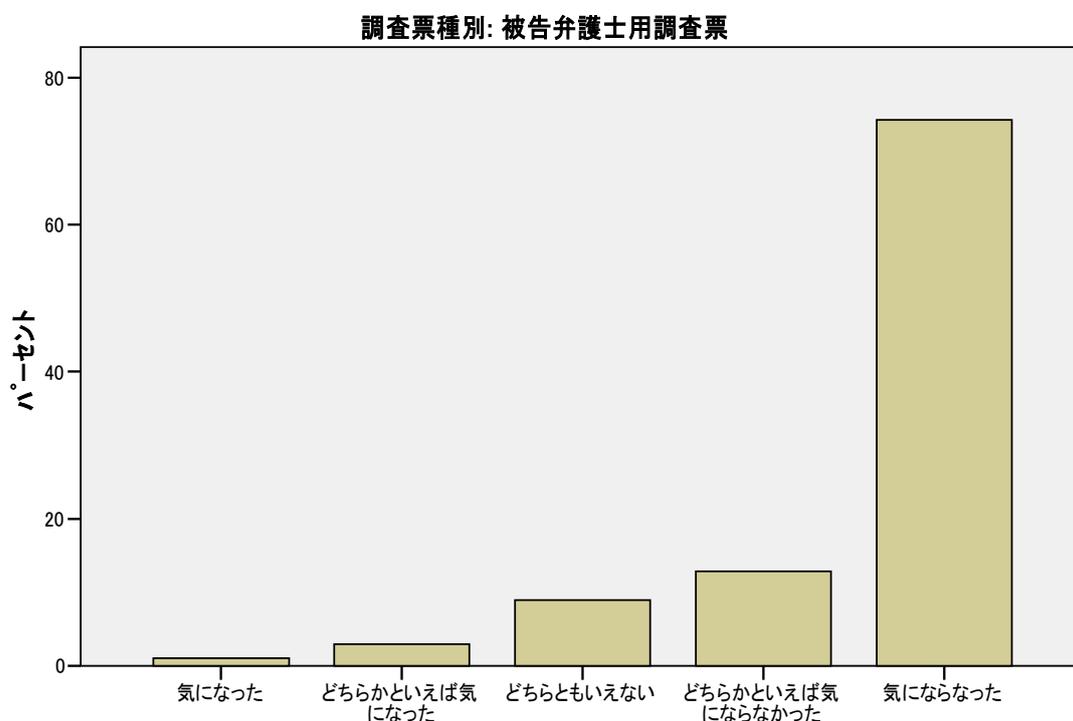
Q11_3_e.応訴の際の意思決定-弁護士本人が気になったこと・訴訟について依頼人家族や勤務先等の受けとめ方

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	7	6.2	6.8	6.8
	どちらかといえば気になった	7	6.2	6.8	13.6
	どちらともいえない	11	9.7	10.7	24.3
	どちらかといえば気にならなかった	14	12.4	13.6	37.9
	気にならなかった	64	56.6	62.1	100.0
合計		103	91.2	100.0	
欠損値	わからない	8	7.1		
	無回答	2	1.8		
合計		10	8.8		
合計		113	100.0		

(f) 応訴をしたために、依頼人の家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性



Q11_3.f.弁護士本人が気になったこと・依頼人の家族や勤務先等に迷惑がかかる可能性



度数	欠損値	平均値
101	12	4.6

Q11_3.f.応訴の際の意思決定-弁護士本人が気になったこと・依頼人の家族や勤務先等に迷惑がかかる可能性

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
気になった	1	.9	1.0	1.0
どちらかといえば気 になった	3	2.7	3.0	4.0
どちらともいえない	9	8.0	8.9	12.9
どちらかといえば気 にならなかった	13	11.5	12.9	25.7
気にならなかった	75	66.4	74.3	100.0
合計	101	89.4	100.0	
欠損				
わからない	8	7.1		
値				
無回答	4	3.5		
合計	12	10.6		
合計	113	100.0		

問 12 あなたは以下の事項について依頼人に説明をしましたか。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

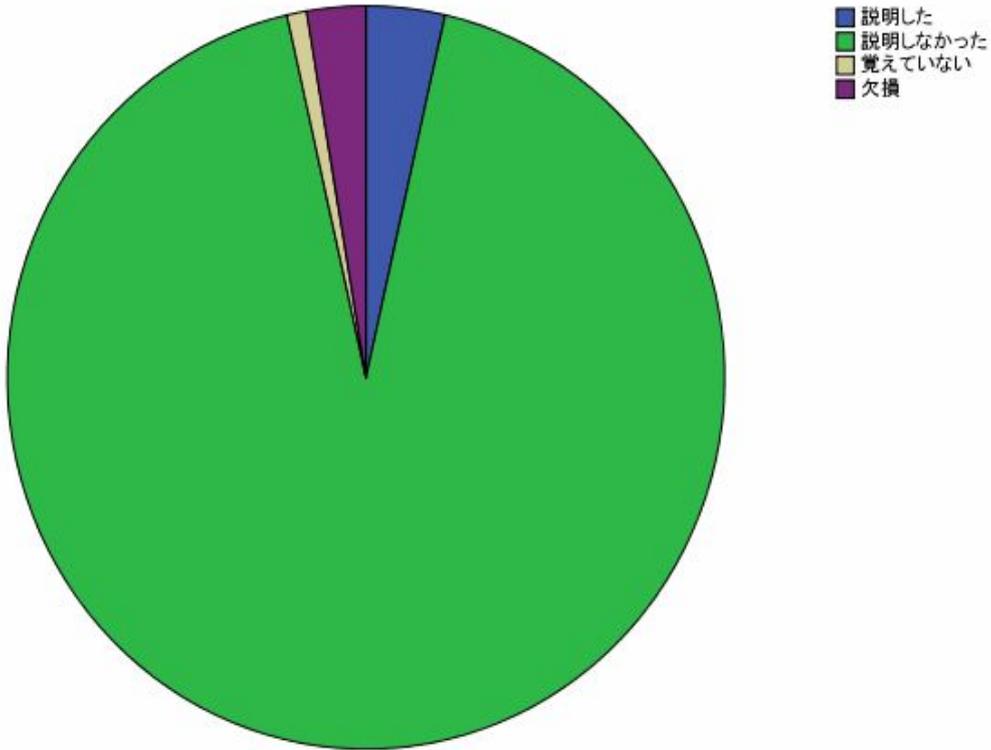
(1) 訴訟救助の制度

1
説明した

2
説明しなかった

3
覚えていない

Q12_1.訴訟救助制度の説明の有無



Q12_1.訴訟救助制度の説明の有無

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 説明した	4	3.5	3.6	3.6
説明しなかった	105	92.9	95.5	99.1
覚えていない	1	.9	.9	100.0
合計	110	97.3	100.0	
欠損値 無回答	3	2.7		
合計	113	100.0		

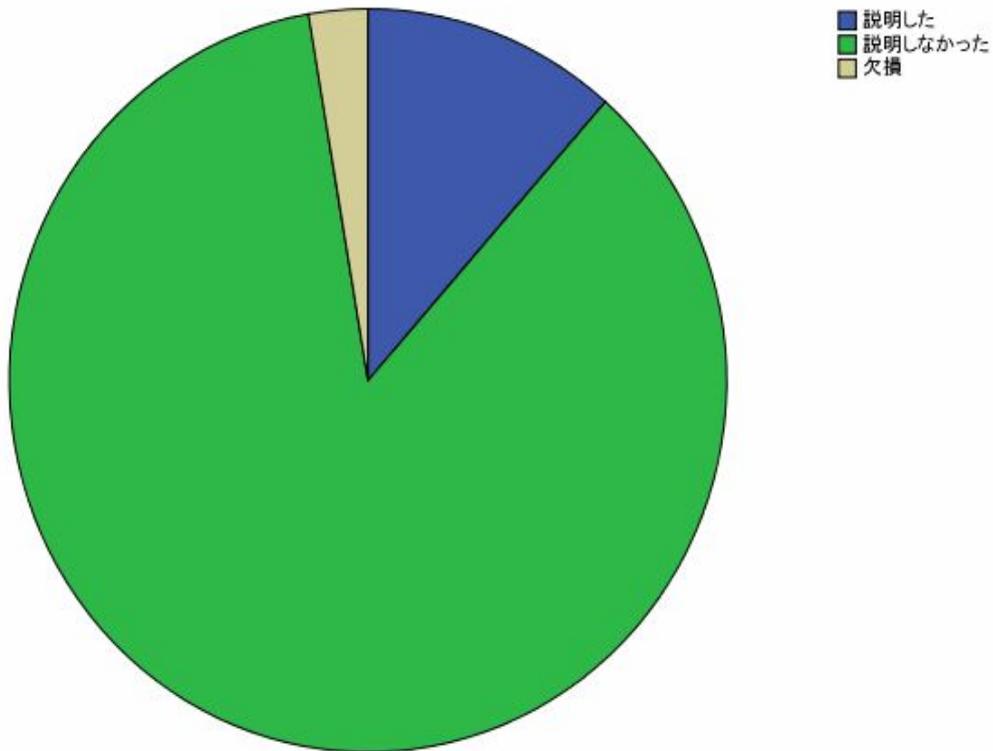
(2) 法律扶助制度

1
説明した

2
説明しなかった

3
覚えていない

Q12_2.法律扶助制度の説明の有無



Q12_2.法律扶助制度の説明の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	説明した	13	11.5	11.8	11.8
	説明しなかった	97	85.8	88.2	100.0
	合計	110	97.3	100.0	
欠損値	無回答	3	2.7		
合計		113	100.0		

☆ 以下は、第一審の訴え係属後についてうかがいます。

問 13 第一審での代理人についてうかがいます。

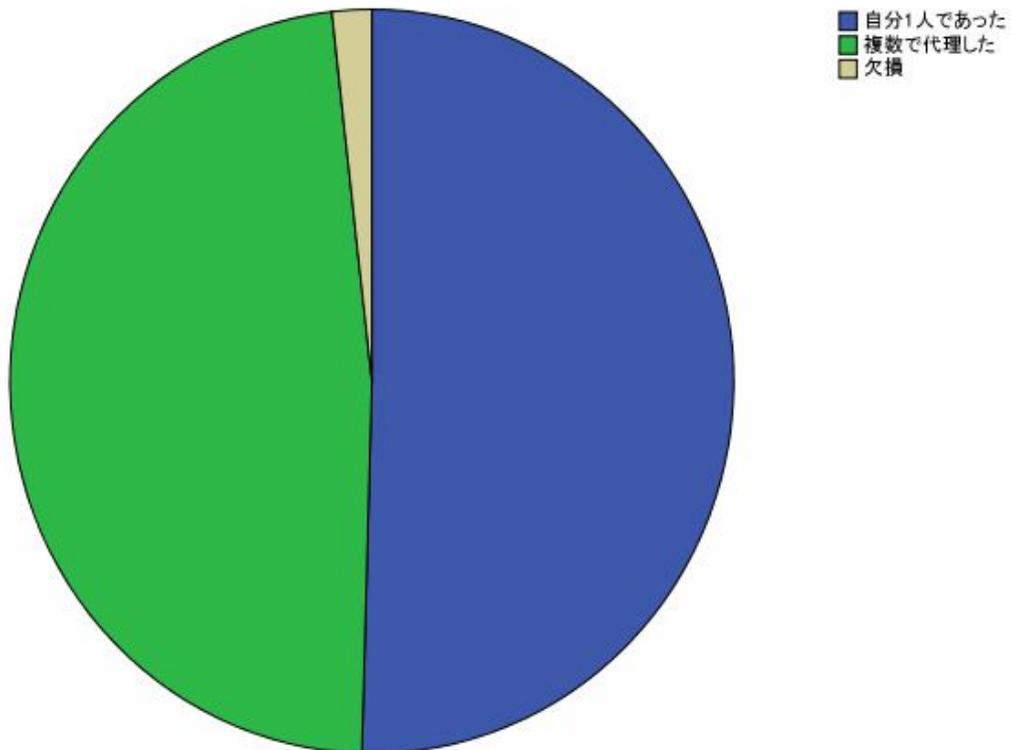
- (1) 本件で代理人となった弁護士はあなたの他にいましたか。複数の代理人がいた場合は、人数も（ ）の中にご記入下さい。途中で弁護士が替わった場合は、延べ人数でお答え下さい。

- 1 自分1人であった ⇒ 問14へ
 2 複数で代理した：あなたを含め全員で（ ）人

Q13_1.代理人は複数か

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	自分1人であった	57	50.4	51.4	51.4
	複数で代理した	54	47.8	48.6	100.0
	合計	111	98.2	100.0	
欠損値	無回答	2	1.8		
合計		113	100.0		

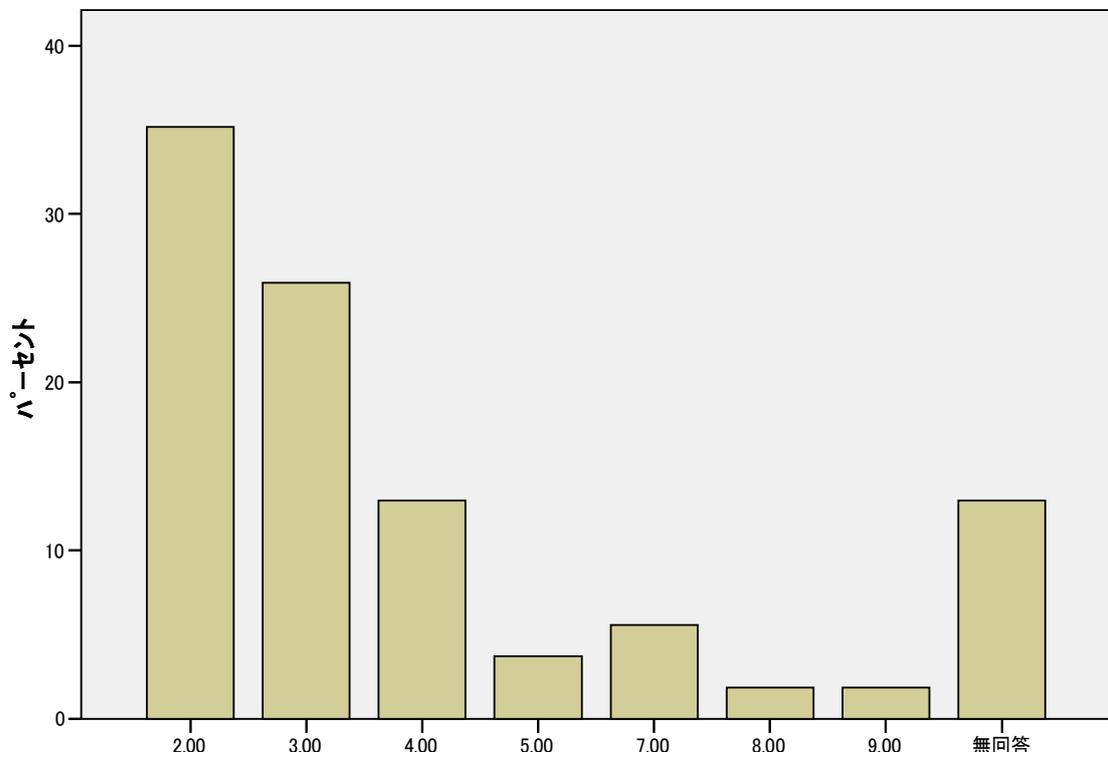
Q13_1.代理人は複数か



Q13_1SQ.代理人となった弁護士数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	2.00	19	35.2	35.2	35.2
	3.00	14	25.9	25.9	61.1
	4.00	7	13.0	13.0	74.1
	5.00	2	3.7	3.7	77.8
	7.00	3	5.6	5.6	83.3
	8.00	1	1.9	1.9	85.2
	9.00	1	1.9	1.9	87.0
	無回答	7	13.0	13.0	100.0
	合計	54	100.0	100.0	

Q13_1SQ.代理人となった弁護士数



【(1) で2と答えた方にうかがいます。】

(2) 本件で、代理人としての仕事を主としてしたのはあなたですか。 **もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

1
はい

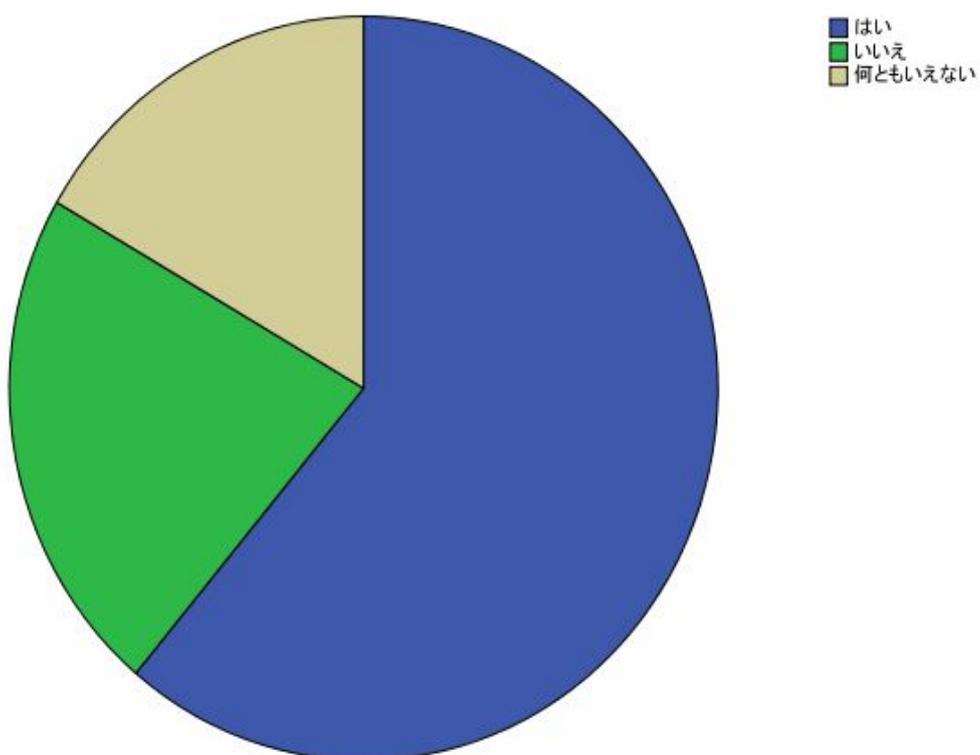
2
いいえ

3
何ともいえない

Q13_2.主として代理人の仕事をしたか

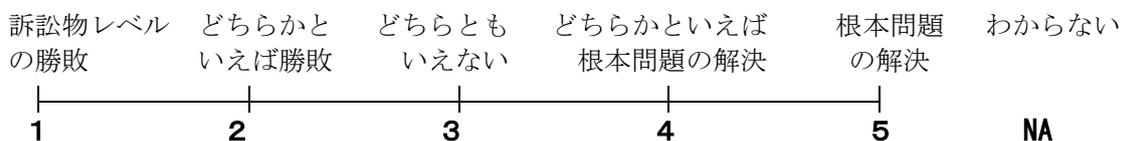
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 はい	33	61.1	61.1	61.1
いいえ	12	22.2	22.2	83.3
何ともいえない	9	16.7	16.7	100.0
合計	54	100.0	100.0	

Q13_2.主として代理人の仕事をしたか



【すべての方にうかがいます。】

問 14 あなたは、本件の訴訟物レベルの勝敗と、背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決のいずれを重視していましたか。 **もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



統計量

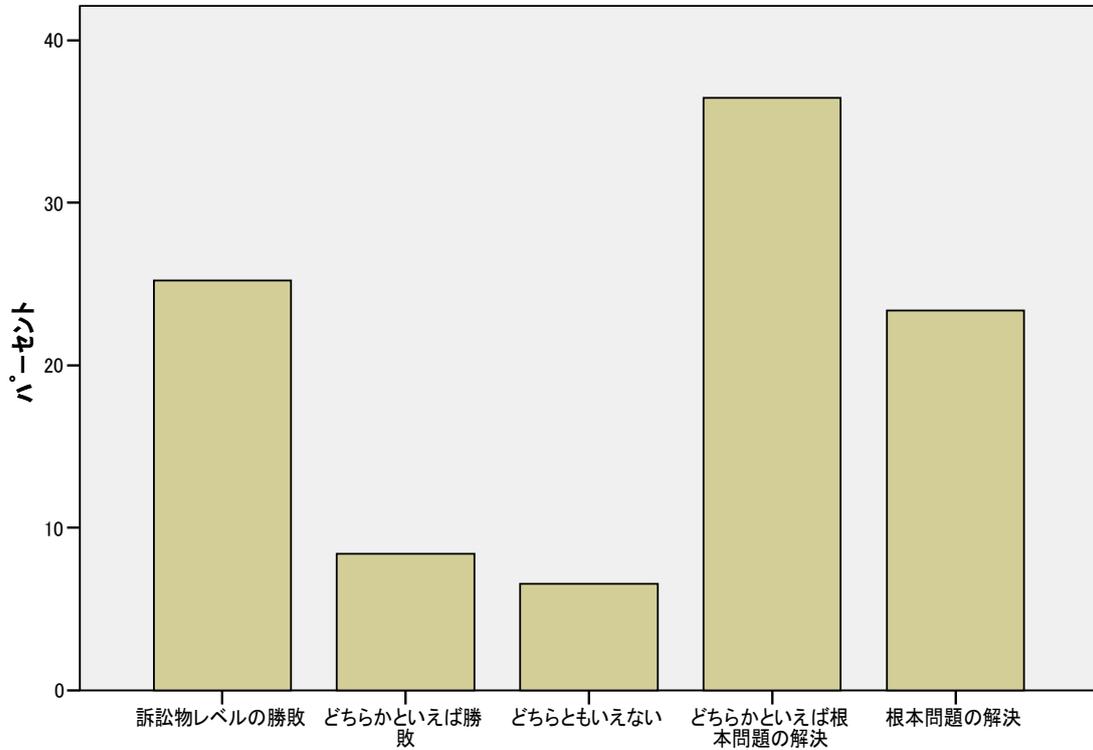
Q14.重視していた点

度数	有効	107
	欠損値	6
平均値		3.24

Q14.重視していた点

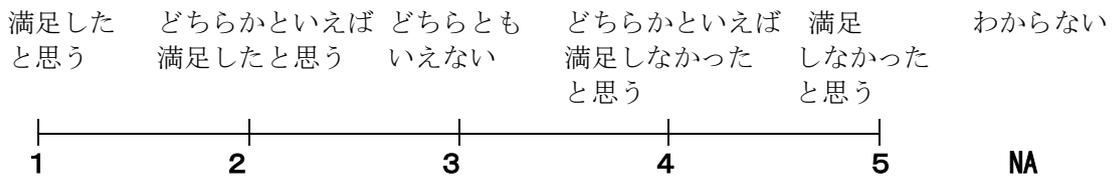
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	訴訟物レベルの勝敗	27	23.9	25.2	25.2
	どちらかといえば勝敗	9	8.0	8.4	33.6
	どちらともいえない	7	6.2	6.5	40.2
	どちらかといえば根本 問題の解決	39	34.5	36.4	76.6
	根本問題の解決	25	22.1	23.4	100.0
合計		107	94.7	100.0	
欠損値	わからない	6	5.3		
合計		113	100.0		

Q14.重視していた点



問 15 依頼人とあなたの関係についてうかがいます。

- (1) 総合的に考えて、あなたの依頼人は、あなたの第一審での仕事ぶりにどの程度満足したと思いますか。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



統計量

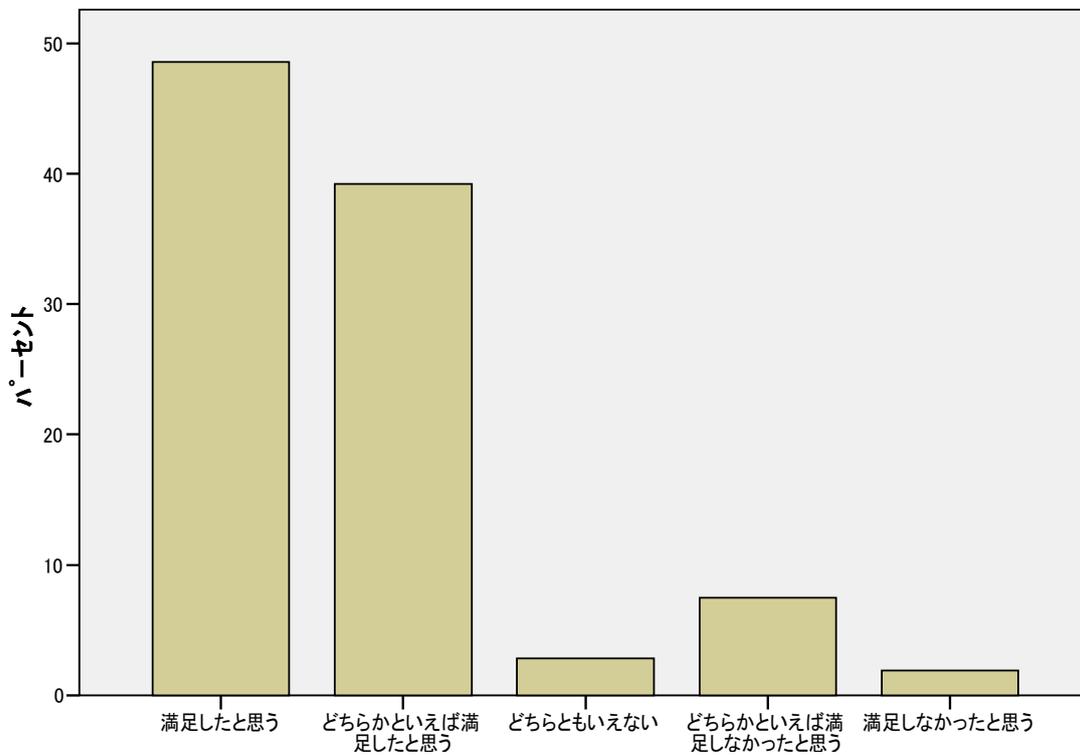
Q15.1.依頼人との関係・仕事振りへの満足度

度数	有効	107
	欠損値	6
平均値		1.75

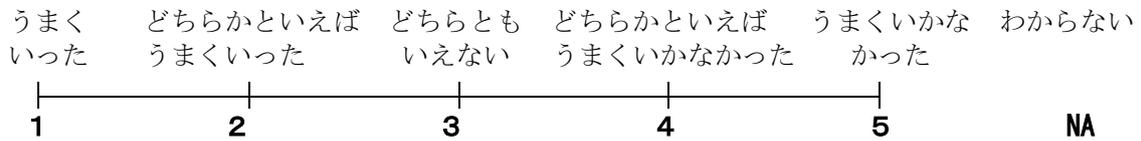
Q15_1.依頼人との関係・仕事振りへの満足度

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	満足したと思う	52	46.0	48.6	48.6
	どちらかといえば満足したと思う	42	37.2	39.3	87.9
	どちらともいえない	3	2.7	2.8	90.7
	どちらかといえば満足しなかったと思う	8	7.1	7.5	98.1
	満足しなかったと思う	2	1.8	1.9	100.0
	合計	107	94.7	100.0	
	欠損値	わからない	6	5.3	
合計		113	100.0		

Q15_1.依頼人との関係・仕事振りへの満足度



(2) あなたと依頼人との信頼関係の構築は、どの程度うまくいきましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



統計量

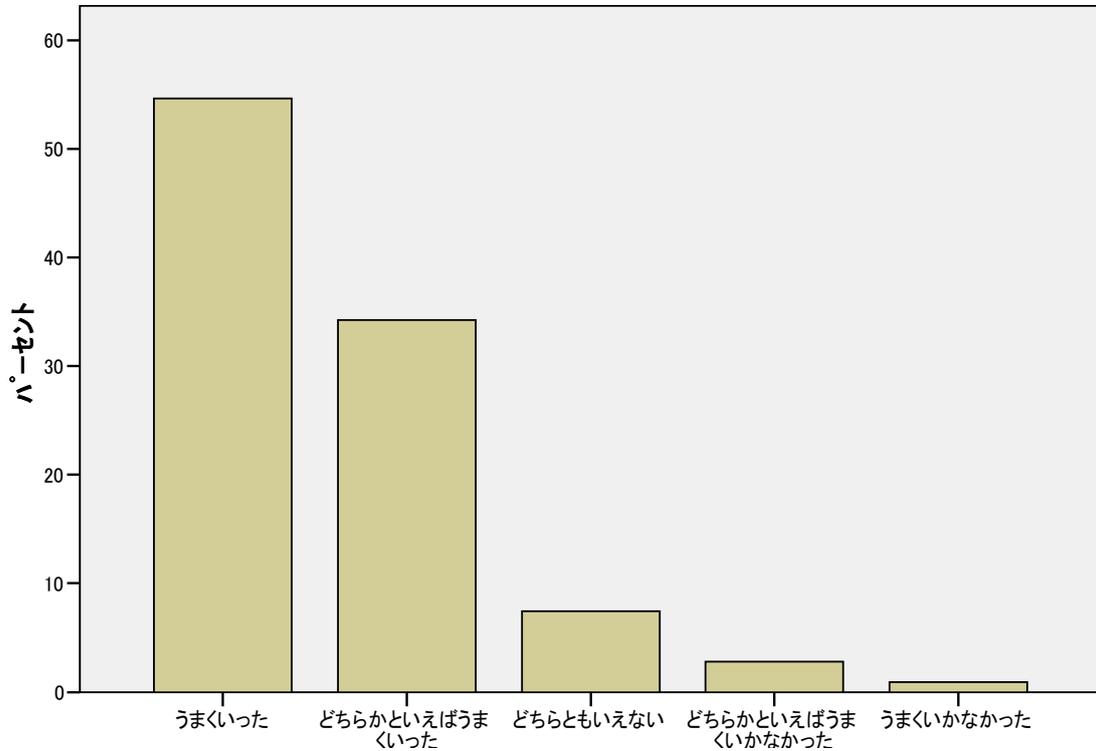
Q15.2.依頼人との関係・信頼関係の構築

度数	有効	108
	欠損値	5
平均値		1.61

Q15.2.依頼人との関係・信頼関係の構築

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	うまくいった	59	52.2	54.6	54.6
	どちらかといえぱう	37	32.7	34.3	88.9
	まくいった				
	どちらともいえない	8	7.1	7.4	96.3
	どちらかといえぱう	3	2.7	2.8	99.1
	まくいかなかった				
	うまくいかなかった	1	.9	.9	100.0
	合計	108	95.6	100.0	
欠損値	わからない	5	4.4		
合計		113	100.0		

Q15_2.依頼人との関係・信頼関係の構築



★ 以下では、相手方弁護士についてうかがいます。

問 16 相手方には弁護士が付いていましたか。第一審についてお答え下さい。

1 付いていた

⇒ (付問) 相手方弁護士は男性でしたか、女性でしたか。(複数付いていた場合は主だった弁護士一人についてお答え下さい。)

1 男性

2 女性

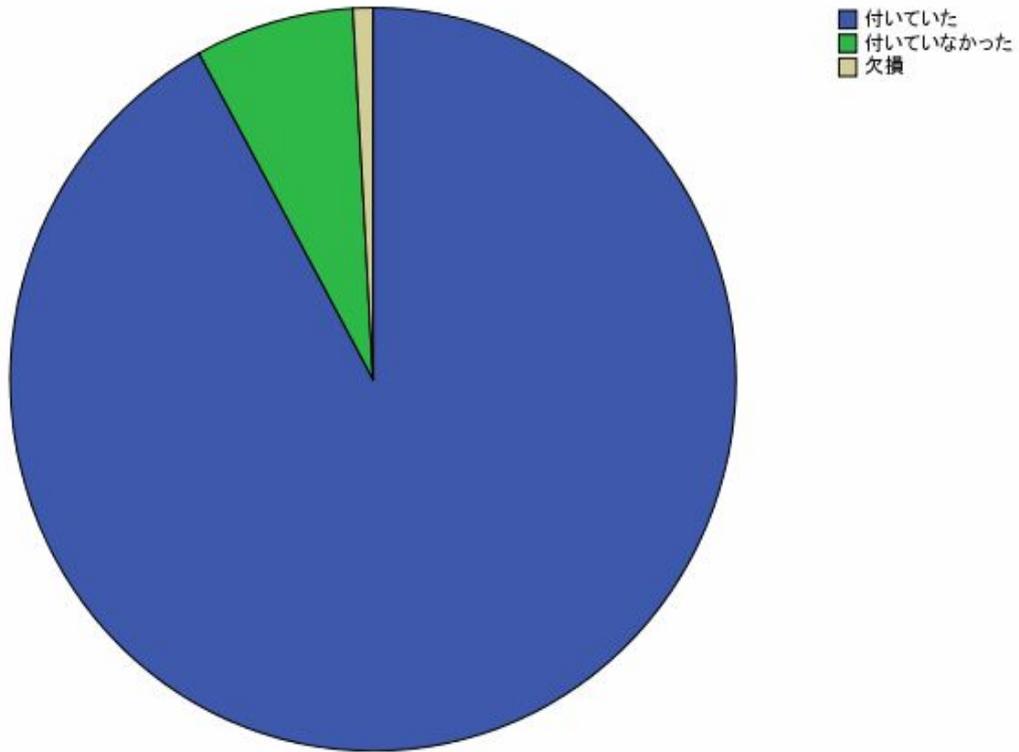
} ⇒ 問 17 へ

2 付いていなかった ⇒ 問 19 へ

Q16.相手方弁護士の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	付いていた	104	92.0	92.9	92.9
	付いていなかった	8	7.1	7.1	100.0
	合計	112	99.1	100.0	
欠損値	無回答	1	.9		
合計		113	100.0		

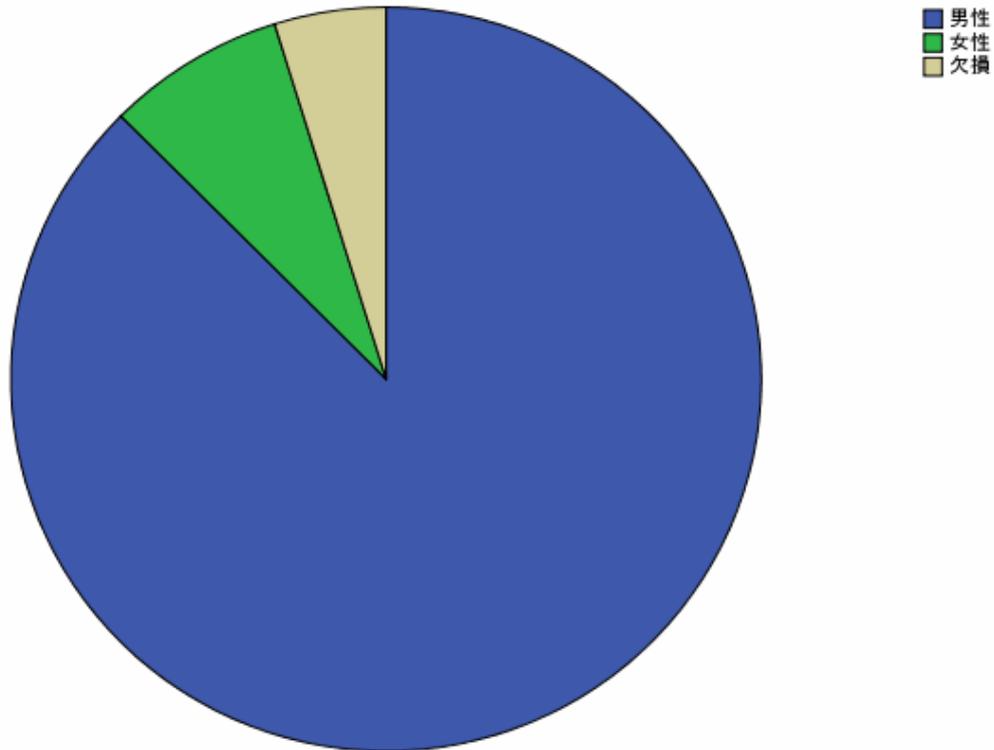
Q16.相手方弁護士の有無



Q16SQ.相手方弁護士の性別

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	91	87.5	91.9	91.9
	女性	8	7.7	8.1	100.0
	合計	99	95.2	100.0	
欠損値	無回答	5	4.8		
合計		104	100.0		

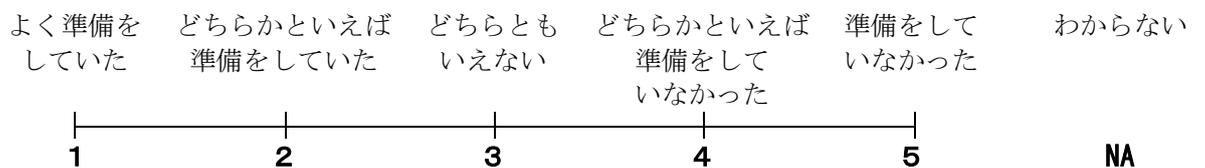
Q16SQ.相手方弁護士の性別



【問16で1と答えた方にうかがいます。】

問17 第一審の相手方弁護士について、あなたの評価をお答え下さい。相手方弁護士が複数だった場合は、主だった相手方弁護士一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(1) 相手方弁護士は準備をよくしていましたか。

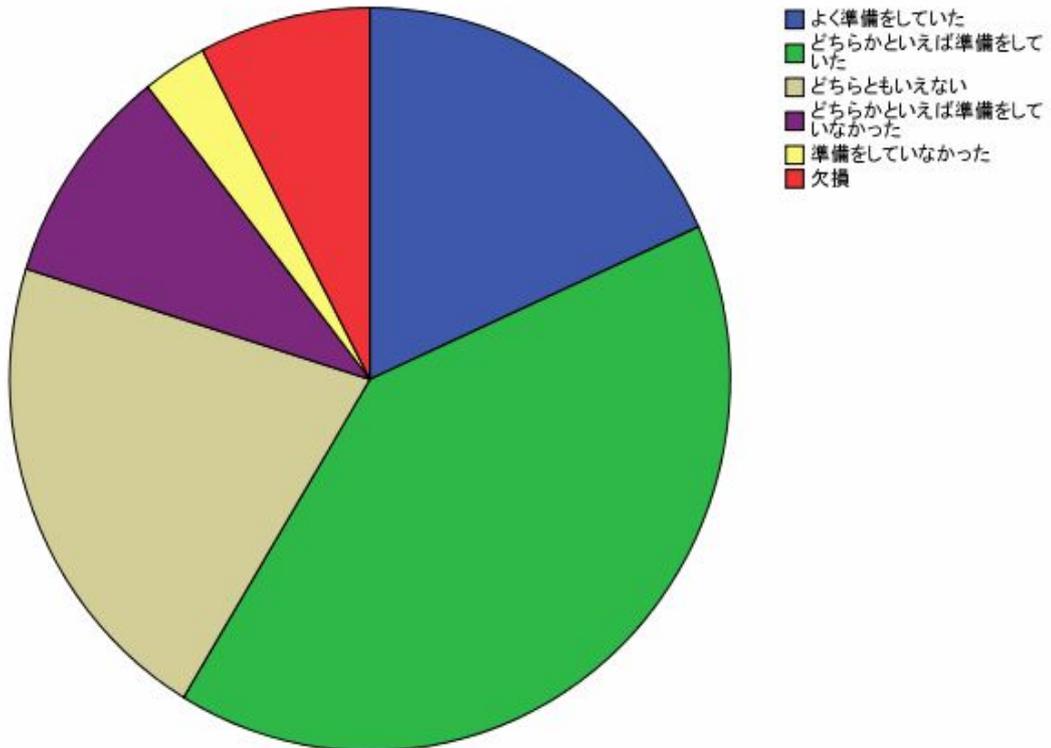


統計量		
		Q17_1.相手方弁護士に対する評価・準備
度数	有効	96
	欠損値	8
平均値		2.3

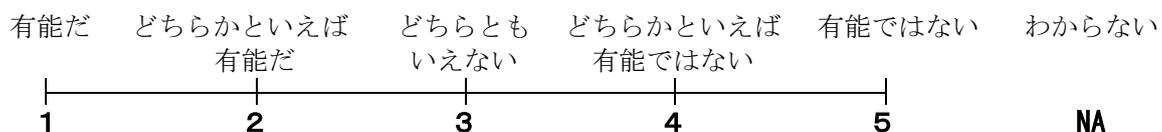
Q17_1.相手方弁護士に対する評価・準備

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
よく準備をしていた	19	18.3	19.8	19.8
どちらかといえば準備をしていた	42	40.4	43.8	63.5
どちらともいえない	22	21.2	22.9	86.5
どちらかといえば準備をしていなかった	10	9.6	10.4	96.9
準備をしていなかった	3	2.9	3.1	100.0
合計	96	92.3	100.0	
欠損				
わからない	7	6.7		
値				
無回答	1	1.0		
合計	8	7.7		
合計	104	100.0		

Q17_1.相手方弁護士に対する評価・準備



(2) 相手方弁護士は有能だと思いませんか。

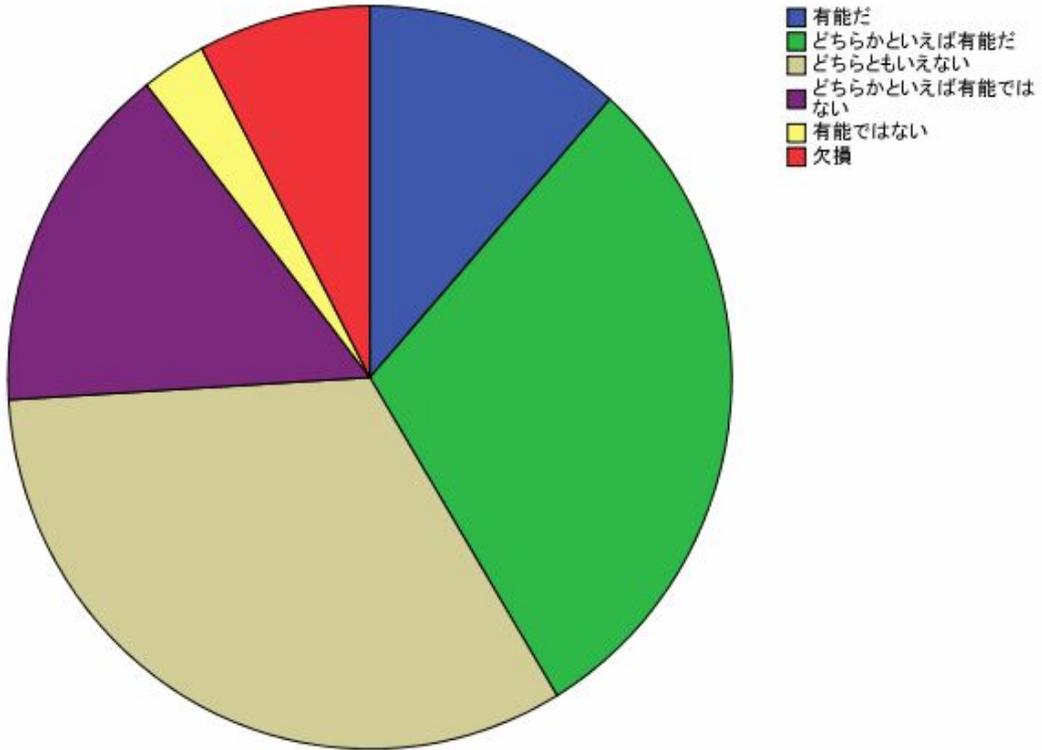


統計量		
		Q17_2.相手方弁護士に対する評価・有能さ
度数	有効	96
	欠損値	8
平均値		2.7

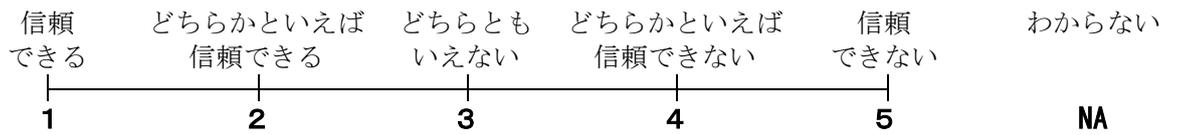
Q17_2.相手方弁護士に対する評価・有能さ

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	有能だ	12	11.5	12.5	12.5
	どちらかといえば有能だ	31	29.8	32.3	44.8
	どちらともいえない	34	32.7	35.4	80.2
	どちらかといえば有能ではない	16	15.4	16.7	96.9
	有能ではない	3	2.9	3.1	100.0
	合計	96	92.3	100.0	
	欠損値	わからない	7	6.7	
無回答		1	1.0		
合計		8	7.7		
合計	104	100.0			

Q17_2.相手方弁護士に対する評価・有能さ



(3) 相手方弁護士は信頼できる弁護士だと思いませんか。

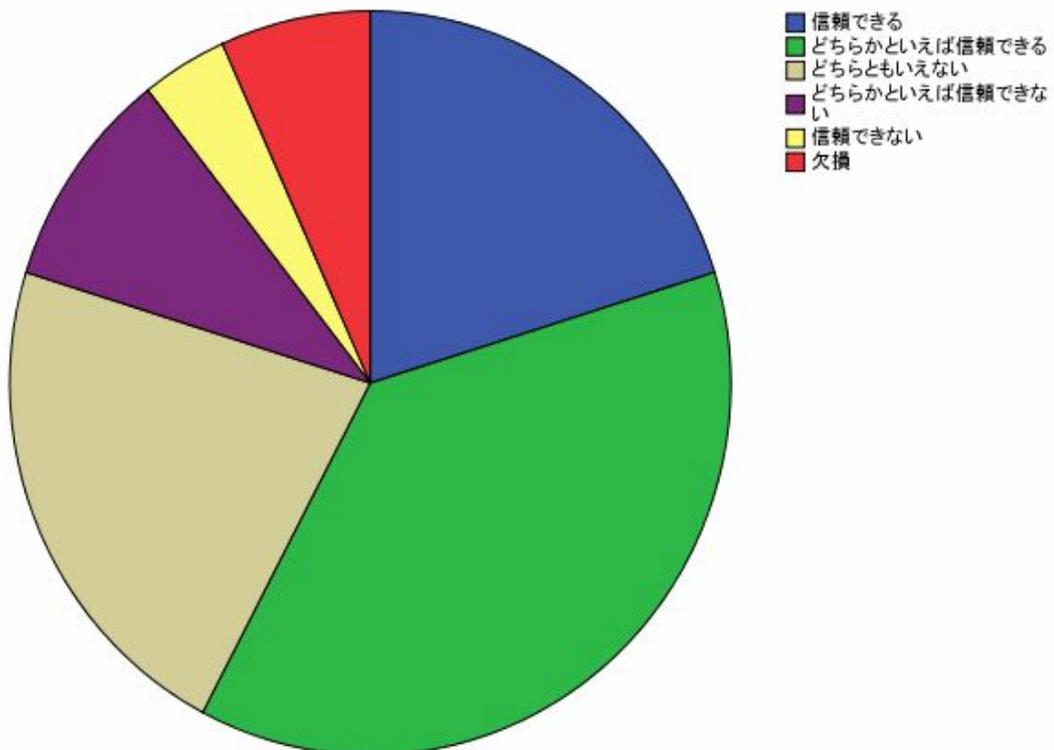


統計量		
		Q17_3.相手方弁護士に対する評価・信頼
度数	有効	97
	欠損値	7
平均値		2.4

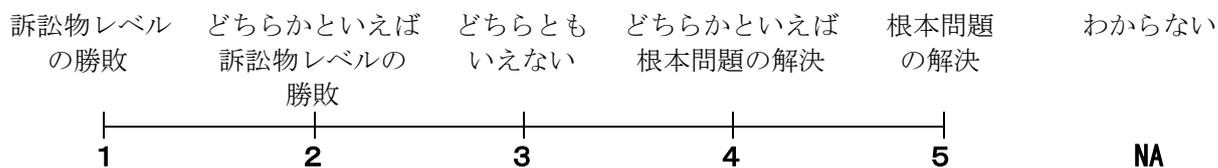
Q17_3.相手方弁護士に対する評価・信頼

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
信頼できる	21	20.2	21.6	21.6
どちらかといえば信頼できる	39	37.5	40.2	61.9
どちらともいえない	23	22.1	23.7	85.6
どちらかといえば信頼できない	10	9.6	10.3	95.9
信頼できない	4	3.8	4.1	100.0
合計	97	93.3	100.0	
欠損				
わからない	6	5.8		
値				
無回答	1	1.0		
合計	7	6.7		
合計	104	100.0		

Q17_3.相手方弁護士に対する評価・信頼



(4) 相手方弁護士は、本件の訴訟物レベルの勝敗と、背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決のいずれを重視していましたか。

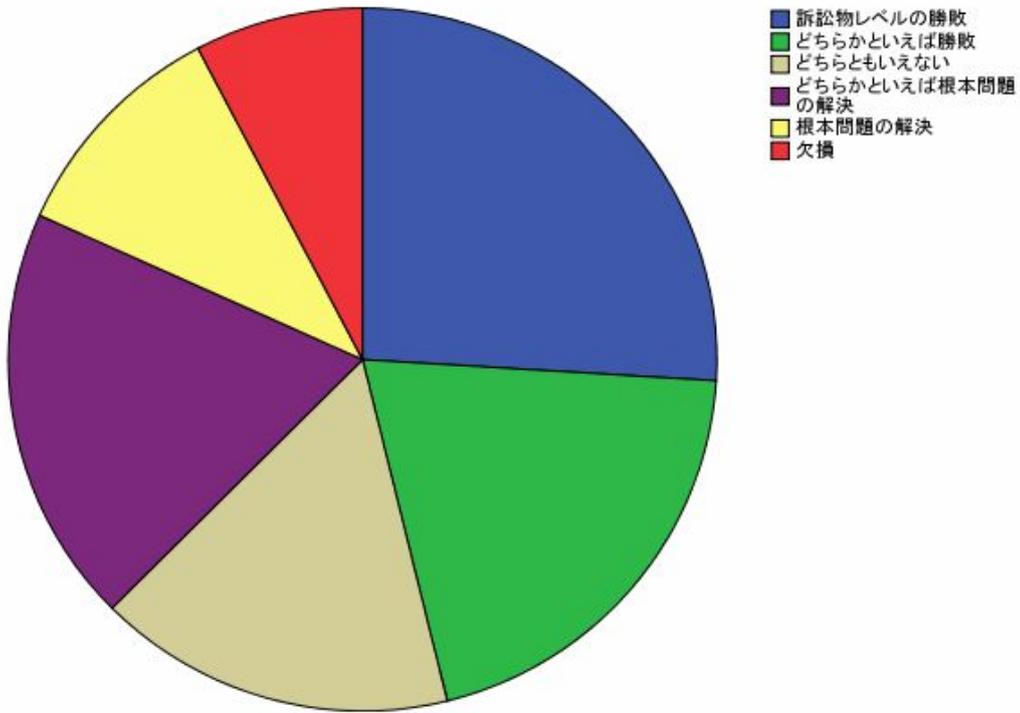


統計量		
		Q17_4.相手方弁護士が重視していた点
度数	有効	96
	欠損値	8
平均値		2.7

Q17_4.相手方弁護士が重視していた点

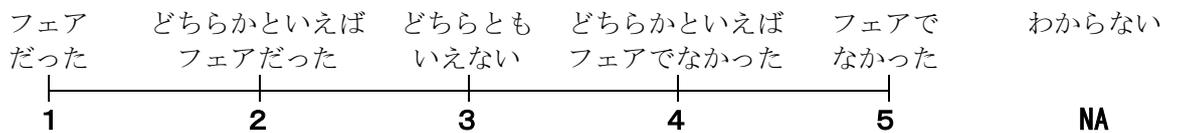
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	訴訟物レベルの勝敗	27	26.0	28.1	28.1
	どちらかといえば勝敗	21	20.2	21.9	50.0
	どちらともいえない	17	16.3	17.7	67.7
	どちらかといえば根本問題の解決	20	19.2	20.8	88.5
	根本問題の解決	11	10.6	11.5	100.0
	合計	96	92.3	100.0	
	欠損値	わからない	7	6.7	
無回答		1	1.0		
合計		8	7.7		
合計		104	100.0		

Q17_4.相手方弁護士が重視していた点



問 18 第一審での和解交渉における、相手方弁護士についてのあなたの評価をお答えください。
相手方弁護士が複数だった場合は、主だった相手方弁護士一人を選んでお答え下さい。
相手方弁護士と和解交渉していない場合はNAに○を付けて下さい。
それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(1) 相手方弁護士はフェアな交渉者でしたか。相手方弁護士と和解交渉していない場合はNAに○を付けて下さい。



統計量

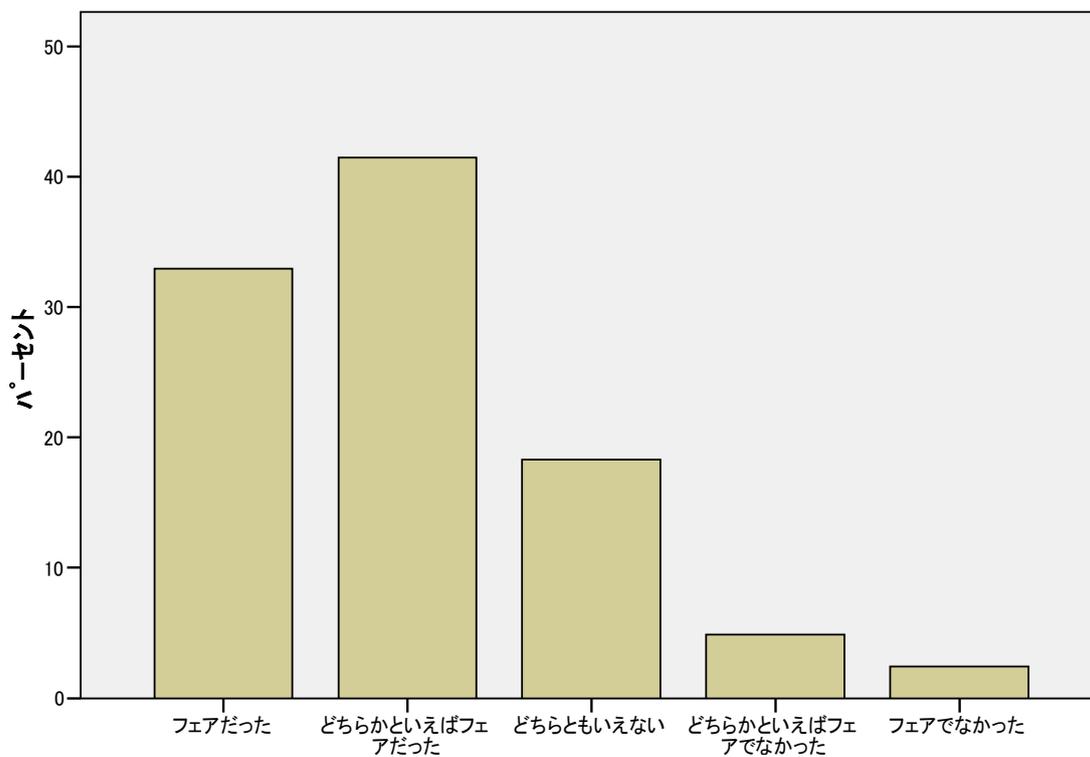
Q18_1.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・フェア

度数	有効	82
	欠損値	22
平均値		2.02

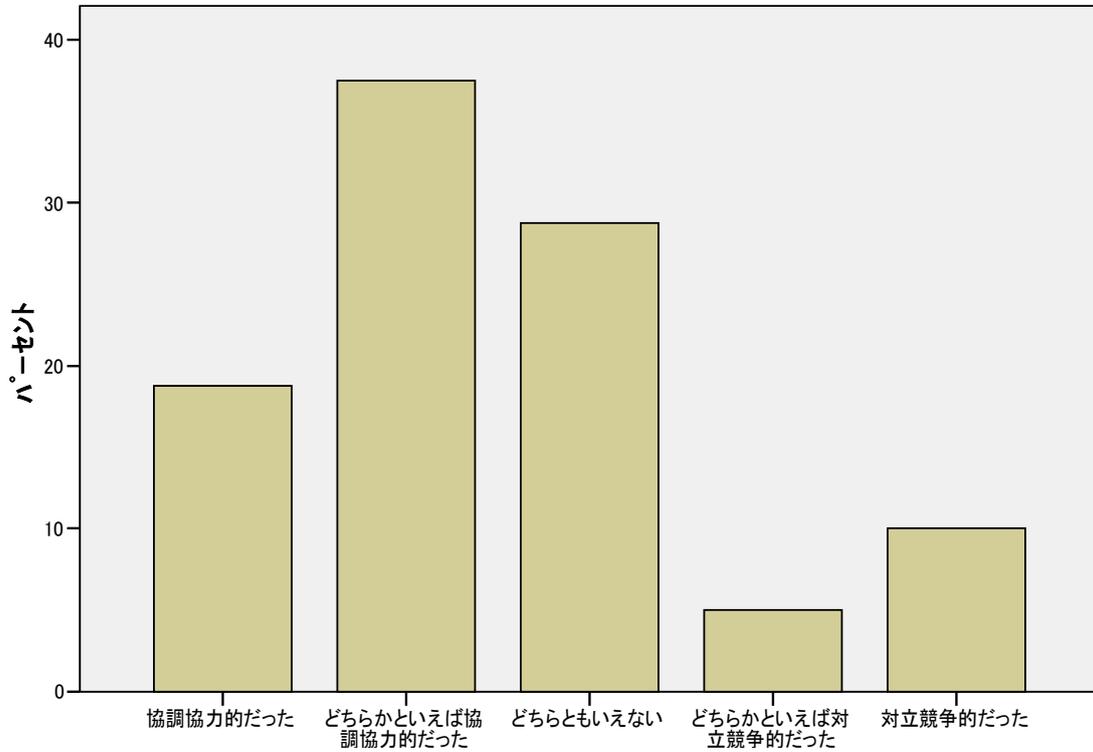
Q18_1.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・フェア

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	フェアだった	27	26.0	32.9	32.9
	どちらかといえばフ	34	32.7	41.5	74.4
	ェアだった				
	どちらともいえない	15	14.4	18.3	92.7
	どちらかといえばフ	4	3.8	4.9	97.6
	ェアでなかった				
	フェアでなかった	2	1.9	2.4	100.0
	合計	82	78.8	100.0	
欠損	わからない	21	20.2		
	無回答	1	1.0		
	合計	22	21.2		
	合計	104	100.0		

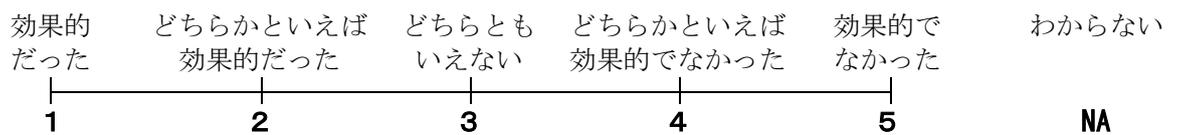
Q18_1.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・フェア



Q18_2.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・交渉態度



(3) 相手方弁護士の交渉技術は効果的でしたか。相手方弁護士と和解交渉していない場合はNAに○を付けて下さい。



統計量

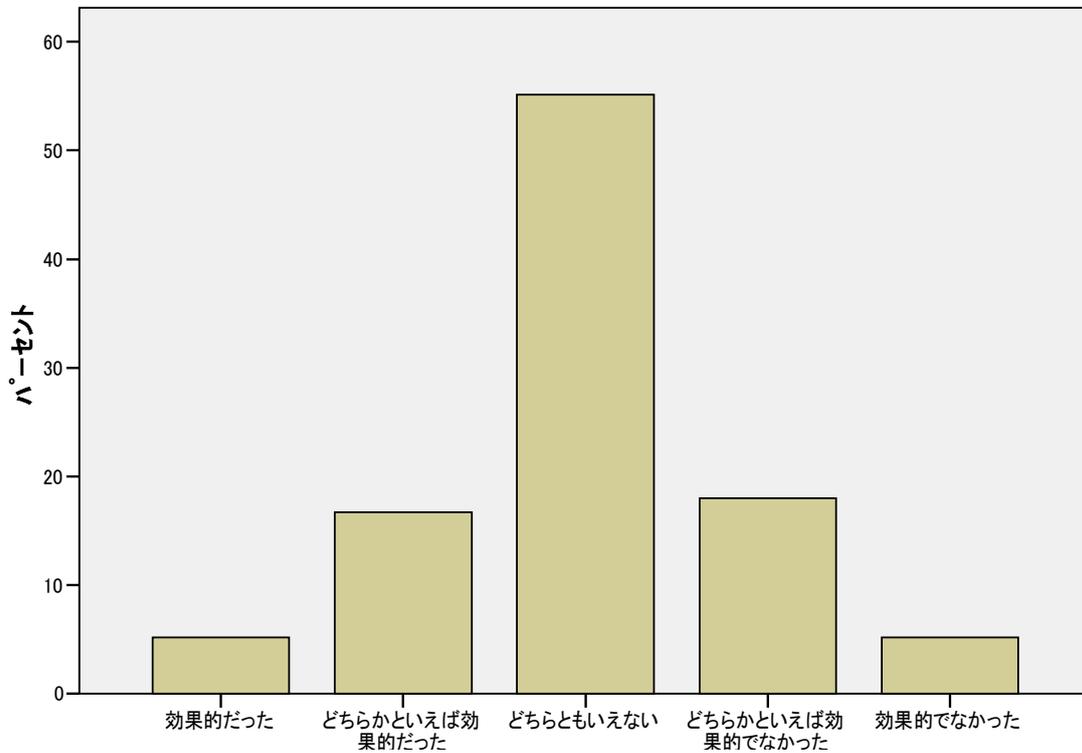
Q18.3.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・交渉技術

度数	有効	78
	欠損値	26
平均値		3.01

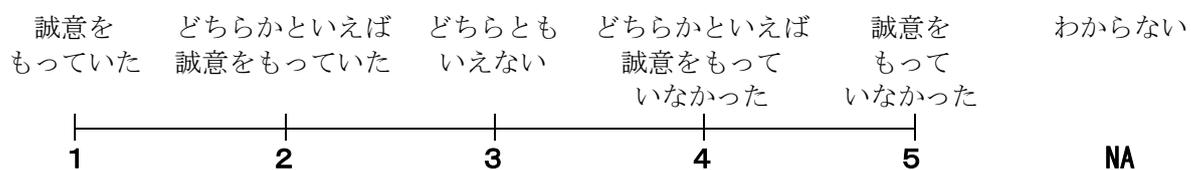
Q18.3.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・交渉技術

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	効果的だった	4	3.8	5.1	5.1
	どちらかといえば効果的だった	13	12.5	16.7	21.8
	どちらともいえない	43	41.3	55.1	76.9
	どちらかといえば効果的でなかった	14	13.5	17.9	94.9
	効果的でなかった	4	3.8	5.1	100.0
	合計	78	75.0	100.0	
	欠損	わからない	25	24.0	
値	無回答	1	1.0		
	合計	26	25.0		
合計		104	100.0		

Q18.3.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・交渉技術



(4) 相手方弁護士は交渉を誠意をもって行っていましたか。相手方弁護士と和解交渉していない場合はNAに○を付けて下さい。



統計量

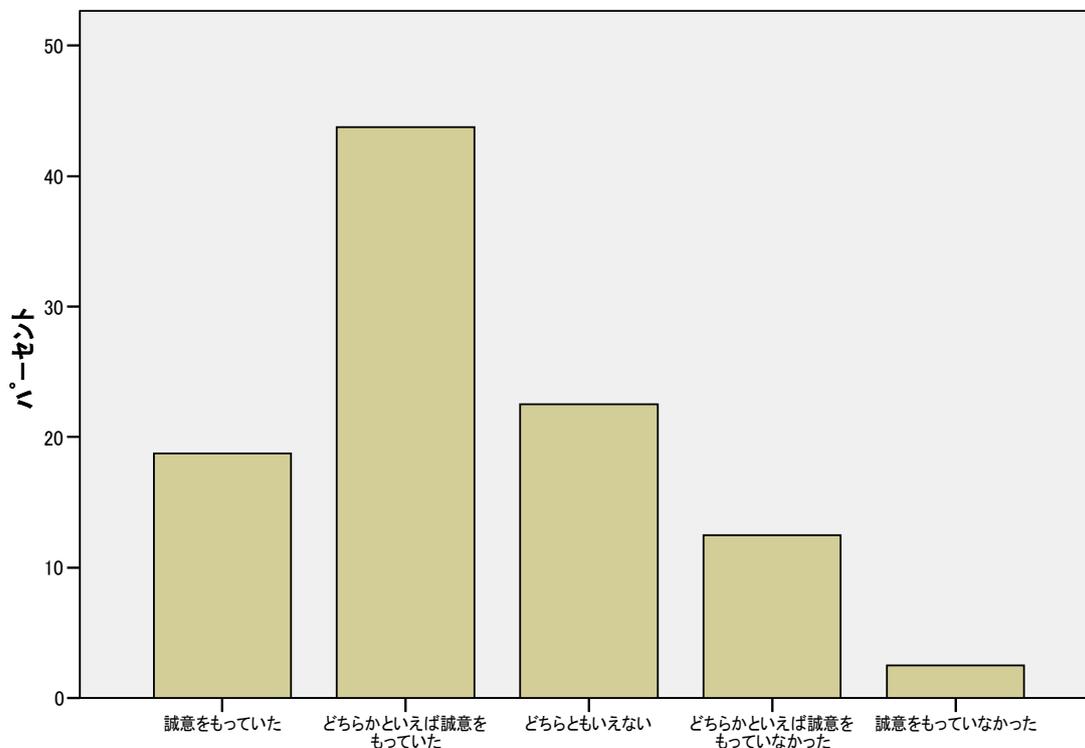
Q18.4.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・誠意

度数	有効	80
	欠損値	24
平均値		2.36

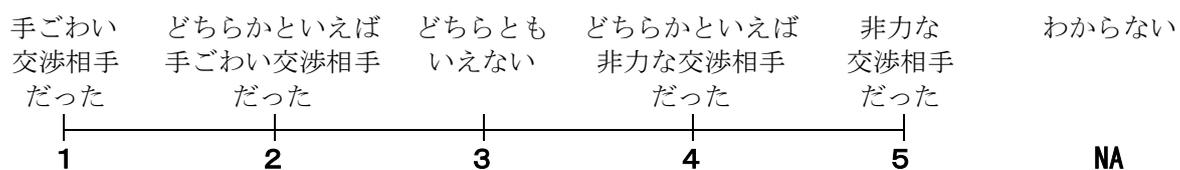
Q18.4.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・誠意

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	誠意をもってしていた	15	14.4	18.8	18.8
	どちらかといえば誠意をもってしていた	35	33.7	43.8	62.5
	どちらともいえぬ	18	17.3	22.5	85.0
	どちらかといえば誠意をもっていなかった	10	9.6	12.5	97.5
	誠意をもっていなかった	2	1.9	2.5	100.0
	合計	80	76.9	100.0	
欠損値	わからない	23	22.1		
	無回答	1	1.0		
	合計	24	23.1		
合計	104	100.0			

Q18_4.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・誠意



(5) 相手方弁護士は、手ごわい交渉相手でしたか、それとも非力な交渉相手でしたか。
相手方弁護士と和解交渉していない場合はNAに○を付けて下さい。



統計量

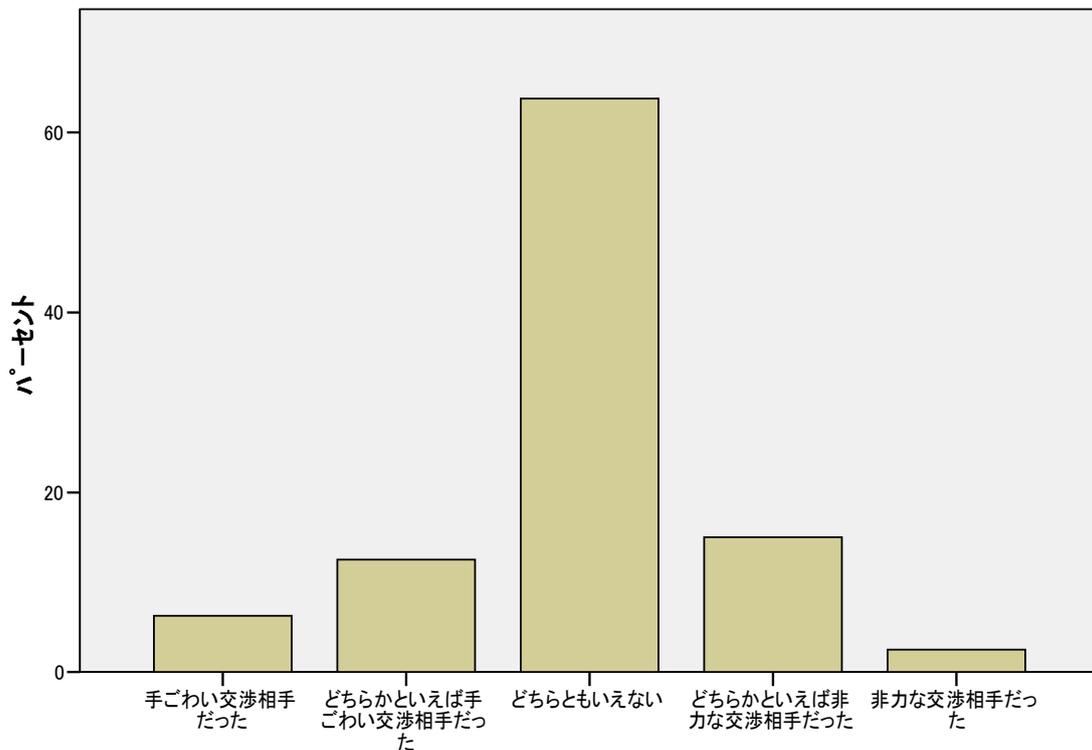
Q18_5.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・力量

度数	有効	80
	欠損値	24
平均値		2.95

Q18_5.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・力量

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	手ごわい交渉相手だった	5	4.8	6.3	6.3
	どちらかといえば手ごわい交渉相手だった	10	9.6	12.5	18.8
	どちらともいえない	51	49.0	63.8	82.5
	どちらかといえば非力な交渉相手だった	12	11.5	15.0	97.5
	非力な交渉相手だった	2	1.9	2.5	100.0
	合計	80	76.9	100.0	
	欠損	わからない	23	22.1	
値	無回答	1	1.0		
	合計	24	23.1		
合計		104	100.0		

Q18_5.第一審での和解交渉における相手方弁護士への評価・力量



【すべての方にうかがいます。】

問 19 裁判にかかった費用を請求するとき、以下の内訳の説明をどの程度しましたか。

それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

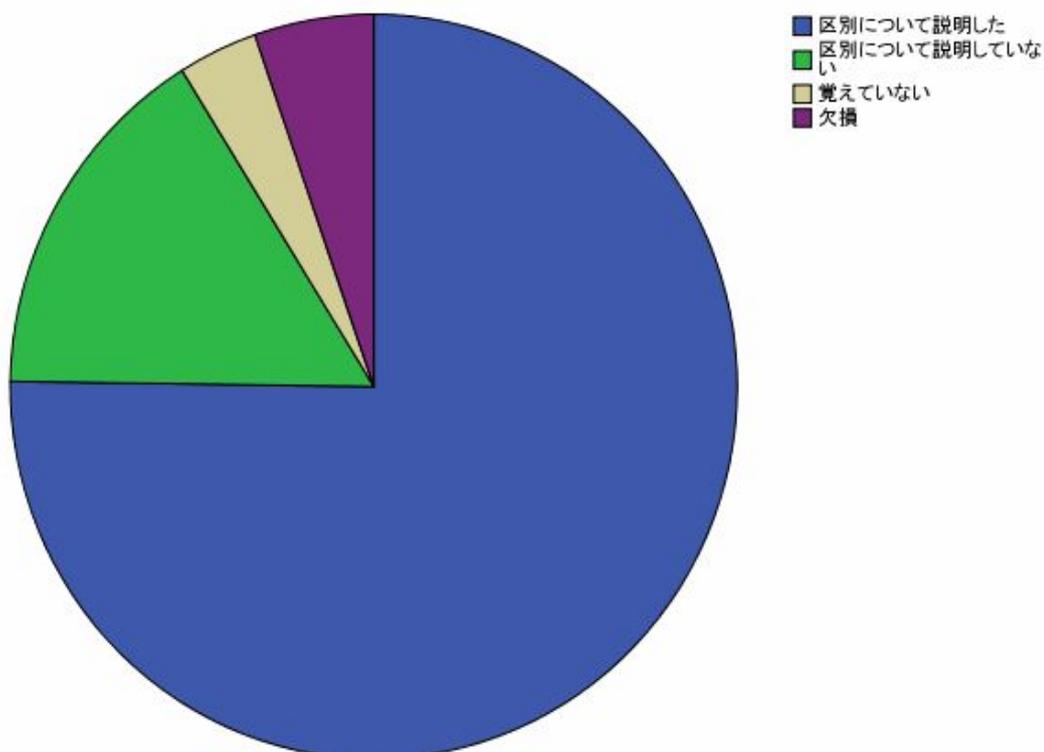
(1) 弁護士費用と裁判所に納める費用の区別

- 1 区別について説明した
- 2 区別について説明していない
- 3 覚えていない
- 4 わからない

Q19_1.裁判費用の内訳の説明・弁護士費用と裁判所に納める費用

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	区別について説明した	85	75.2	79.4	79.4
	区別について説明して いない	18	15.9	16.8	96.3
	覚えていない	4	3.5	3.7	100.0
	合計	107	94.7	100.0	
欠損値	わからない	6	5.3		
合計		113	100.0		

Q19_1.裁判費用の内訳の説明・弁護士費用と裁判所に納める費用



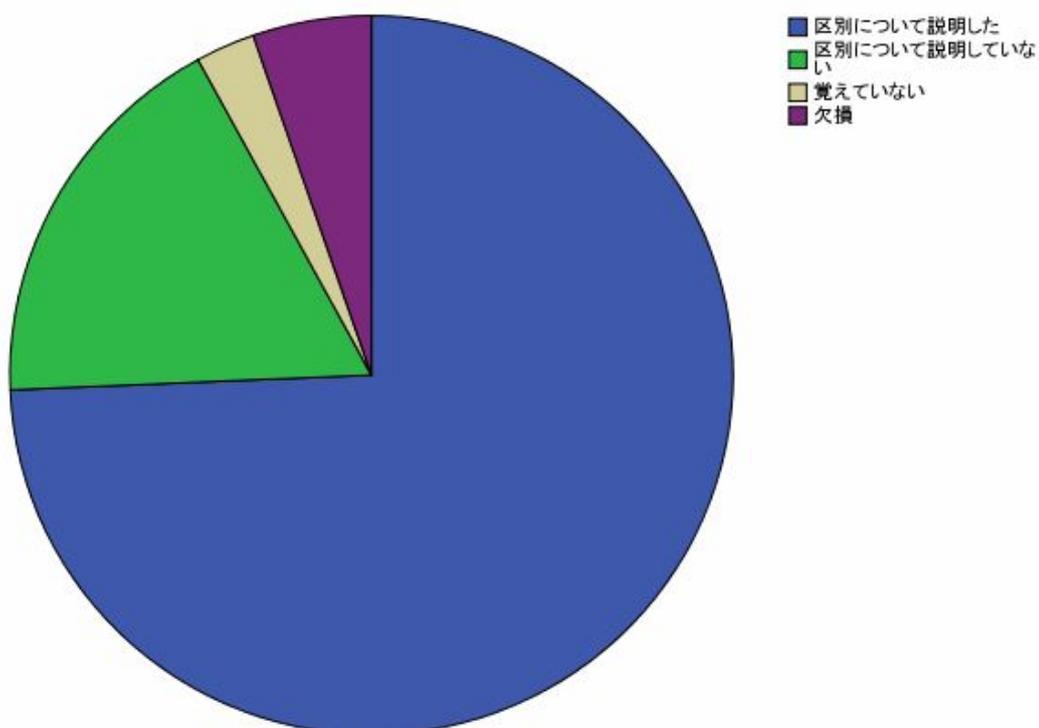
(2) 弁護士報酬と弁護士実費の区別

- 1 区別について説明した
- 2 区別について説明していない
- 3 覚えていない
- 4 わからない

Q19_2.裁判費用の内訳の説明・弁護士報酬と弁護士実費

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
区別について説明した	84	74.3	78.5	78.5
区別について説明していない	20	17.7	18.7	97.2
覚えていない	3	2.7	2.8	100.0
合計	107	94.7	100.0	
欠損値				
わからない	6	5.3		
合計	113	100.0		

Q19_2.裁判費用の内訳の説明・弁護士報酬と弁護士実費



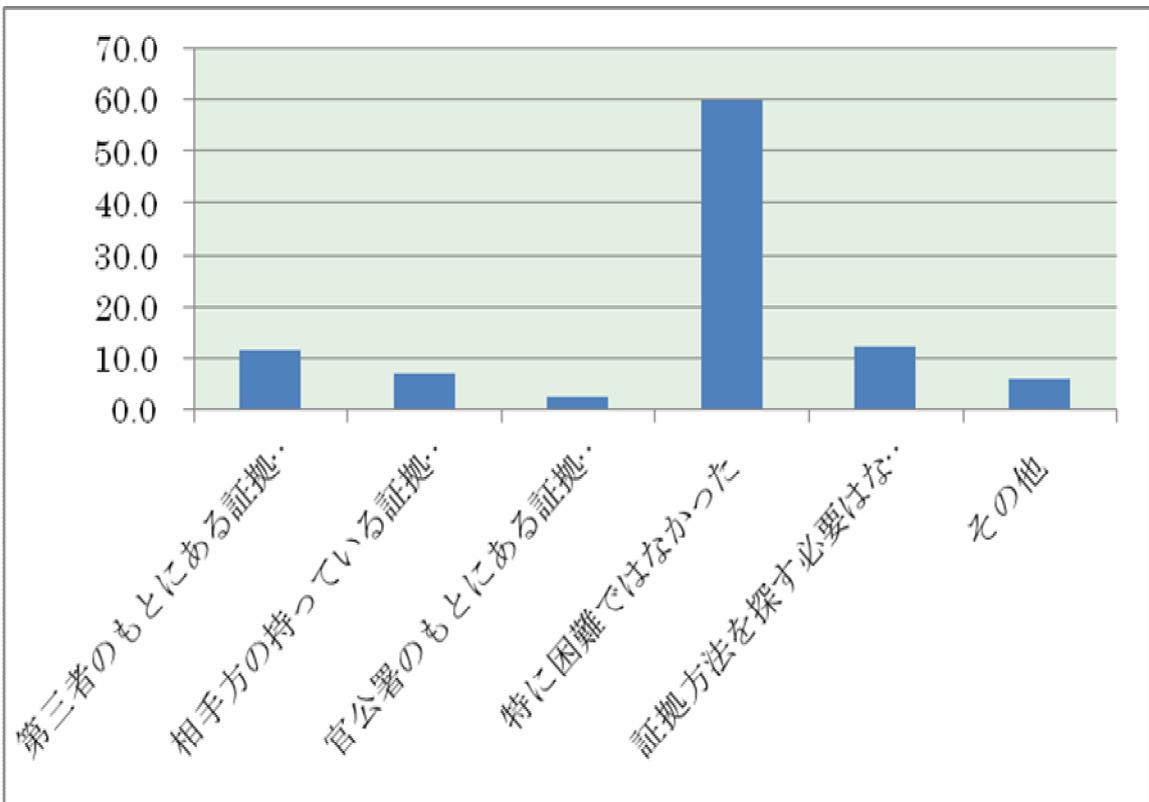
問 20 第一審での証拠方法の収集についてうかがいます。

(1) どのように証拠方法の収集をしましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 依頼人の用意した証拠方法を主として利用した
- 2 依頼人に細かく指示して、証拠方法を探させた
- 3 弁護士として自分で独自に証拠方法を探した
- 4 その他（内容をご記入下さい：)
- 5 探さなかった

Q20_1x1.証拠方法の収集方法-依頼人の用意した証拠方法を主として利用した		
	35	31.0%
Q20_1x2.証拠方法の収集方法-依頼人に細かく指示して、証拠方法を探させた		
	66	58.4%
Q20_1x3.証拠方法の収集方法-弁護士として自分で独自に証拠方法を探した		
	31	27.4%
Q20_1x4.証拠方法の収集方法-その他		
	6	5.3%
Q20_1x5.証拠方法の収集方法-探さなかった		
	8	7.1%

Q21x1.証拠収集で苦勞の有無-第三者のもとにある証拠方法を調べるのが困難だった、またはできなかった	13	11.5%
Q21x2.証拠収集で苦勞の有無-相手方の持っている証拠方法を調べるのが困難だった、またはできなかった	8	7.1%
Q21x3.証拠収集で苦勞の有無-官公署のもとにある証拠方法を調べるのが困難だった、またはできなかった	3	2.7%
Q21x4.証拠収集で苦勞の有無-特に困難ではなかった	68	60.2%
Q21x5.証拠収集で苦勞の有無-証拠方法を探す必要はなかった	14	12.4%
Q21x6.証拠収集で苦勞の有無-その他	7	6.2%



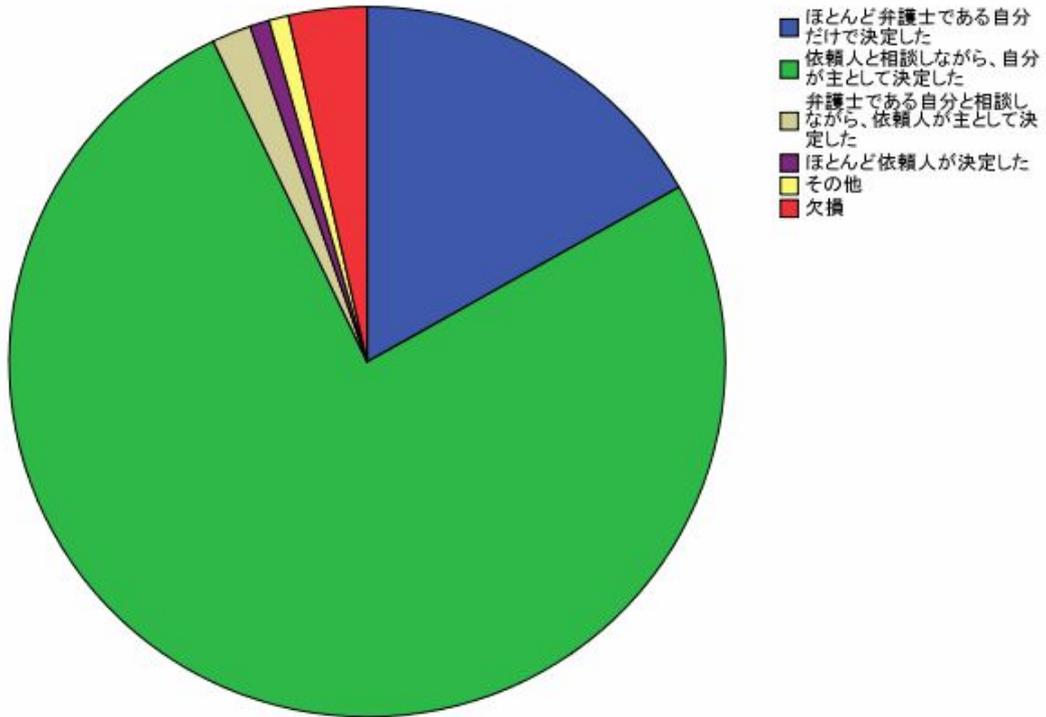
問 22 請求や法的な主張、反論をするにあたって、どのように決定しましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 ほとんど弁護士である自分だけで決定した
- 2 依頼人と相談しながら、自分が主として決定した
- 3 弁護士である自分と相談しながら、依頼人が主として決定した
- 4 ほとんど依頼人が決定した
- 5 その他（内容をご記入下さい：)

Q22.法的主張等をする際の決定者

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
ほとんど弁護士である自分だけで決定した	19	16.8	17.4	17.4
依頼人と相談しながら、自分が主として決定した	86	76.1	78.9	96.3
弁護士である自分と相談しながら、依頼人が主として決定した	2	1.8	1.8	98.2
ほとんど依頼人が決定した	1	.9	.9	99.1
その他	1	.9	.9	100.0
合計	109	96.5	100.0	
欠損値				
無回答	4	3.5		
合計	113	100.0		

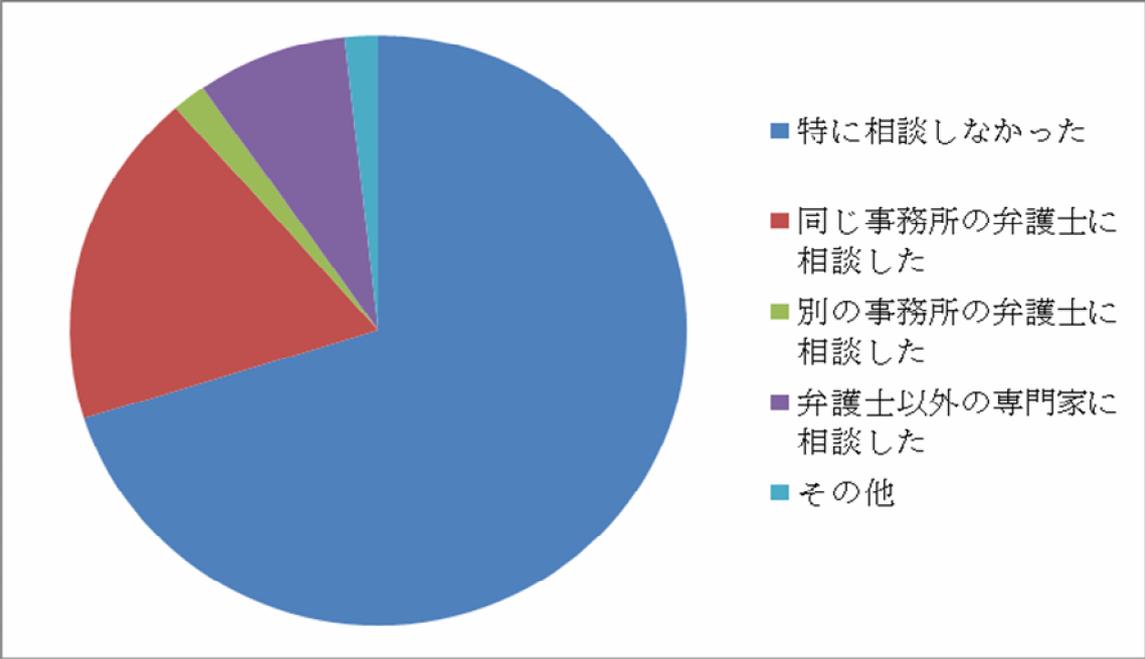
Q22. 法的主張等をする際の決定者



問 23 本件訴訟の追行中に、証拠、事実関係、法律問題に関して、他の弁護士や専門家に相しましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 特に相談しなかった
- 2 同じ事務所の弁護士に相談した
- 3 別の事務所の弁護士に相談した
- 4 弁護士以外の専門家に相談した (ご記入下さい:)
- 5 その他 (内容をご記入下さい:)

Q23x1.訴訟中の相談者の有無-特に相談しなかった	80	70.8%
Q23x2.訴訟中の相談者の有無-同じ事務所の弁護士に相談した	21	18.6%
Q23x3.訴訟中の相談者の有無-別の事務所の弁護士に相談した	2	1.8%
Q23x4.訴訟中の相談者の有無-弁護士以外の専門家に相談した	9	8.0%
Q23x5.訴訟中の相談者の有無-その他	2	1.8%



問 24 第一審での法律問題の調査についてうかがいます。

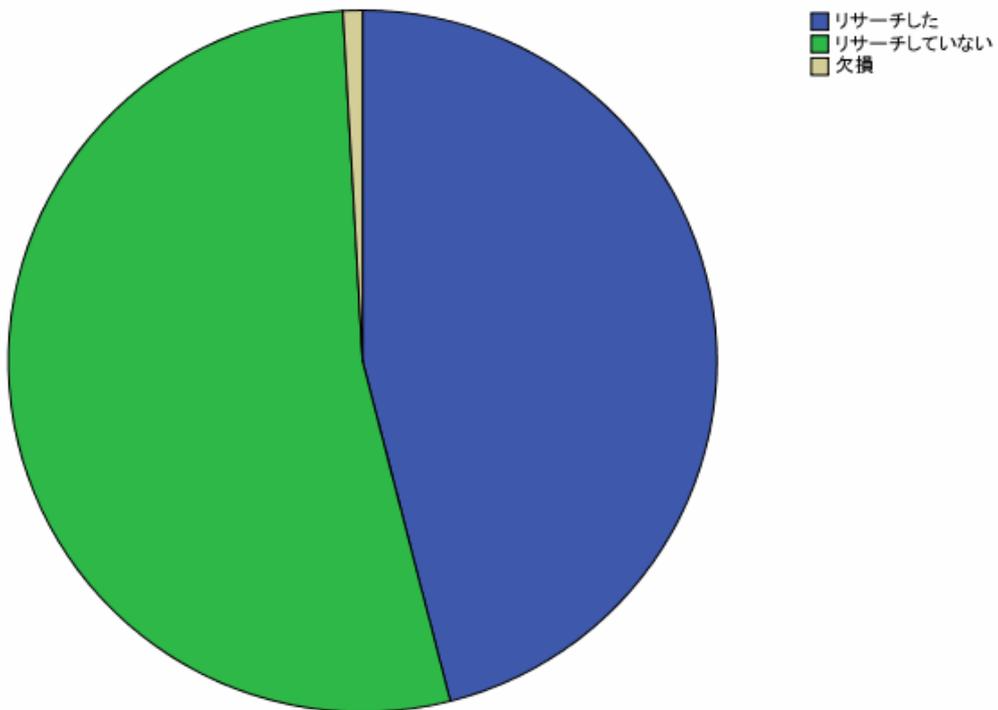
本件訴訟の追行に際して、法律問題に関してのリサーチをしましたか。

- 1 リサーチした
- 2 リサーチしていない

Q24.訴訟中の法律問題についてのリサーチの有無

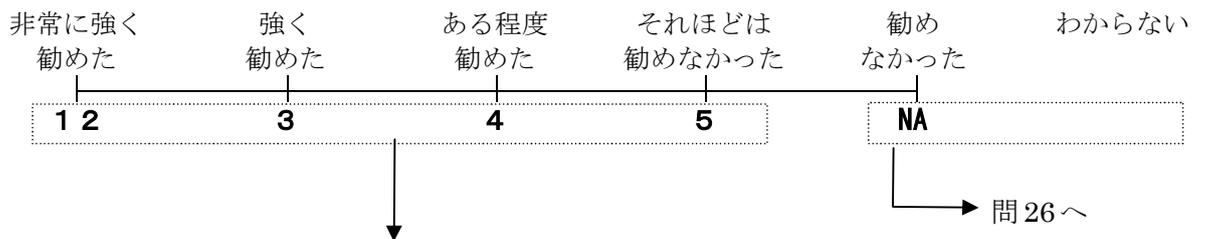
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	リサーチした	52	46.0	46.4	46.4
	リサーチしていない	60	53.1	53.6	100.0
	合計	112	99.1	100.0	
欠損値	無回答	1	.9		
合計		113	100.0		

Q24.訴訟中の法律問題についてのリサーチの有無



問 25 第一審での和解交渉についてうかがいます。

- (1) 裁判官はどの程度和解を勧めましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



統計量

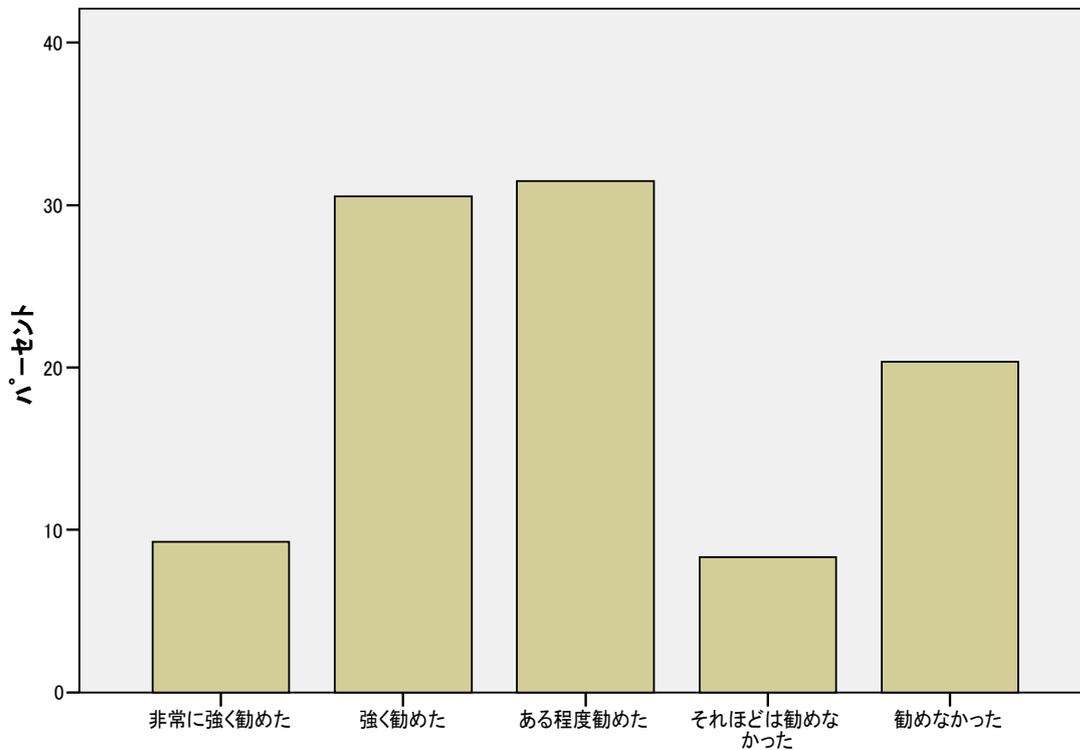
Q25_1.裁判官が和解を勧めた程度

度数	有効	108
	欠損値	5
平均値		3.00

Q25_1.裁判官が和解を勧めた程度

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	非常に強く勧めた	10	8.8	9.3	9.3
	強く勧めた	33	29.2	30.6	39.8
	ある程度勧めた	34	30.1	31.5	71.3
	それほどは勧めなかった	9	8.0	8.3	79.6
	勧めなかった	22	19.5	20.4	100.0
合計		108	95.6	100.0	
欠損値	わからない	5	4.4		
合計		113	100.0		

Q25_1.裁判官が和解を勧めた程度



【問 25(2)と問 25(3)は、(1)で 1 から 4 と答えた方にうかがいます。】

(2) 裁判官は和解交渉の際に次の事項をしましたか。それぞれにつき、1つを選んで下さい。

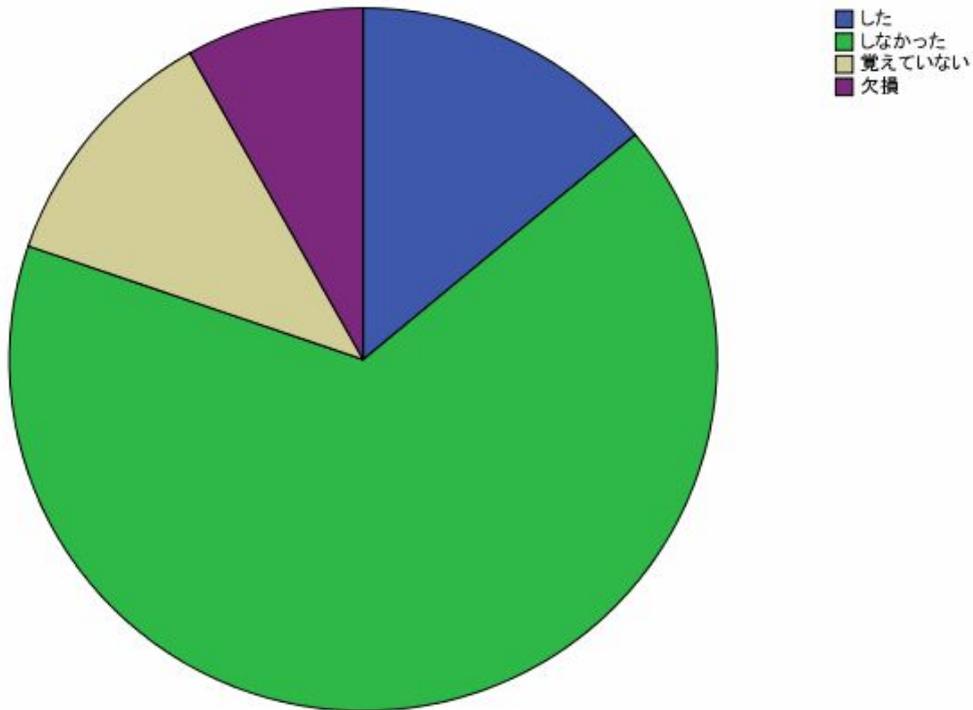
	した	しなかった	覚えていない
(a) 執行の困難さへの言及	1	2	3
(b) 具体的な和解案の提示	1	2	3
(c) 心証開示	1	2	3
(d) 上訴の可能性への言及	1	2	3
(e) 時間的なコストへの言及	1	2	3
(f) 金銭的成本への言及	1	2	3
(g) 敗訴の可能性への言及	1	2	3

(a) 執行の困難さへの言及

Q25_2.a.和解交渉の際、言及したこと・執行の困難さへの言及

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	12	14.0	15.2	15.2
	しなかった	57	66.3	72.2	87.3
	覚えていない	10	11.6	12.7	100.0
	合計	79	91.9	100.0	
欠損値	無回答	7	8.1		
合計		86	100.0		

Q25_2_a.和解交渉の際、言及したこと・執行の困難さへの言及

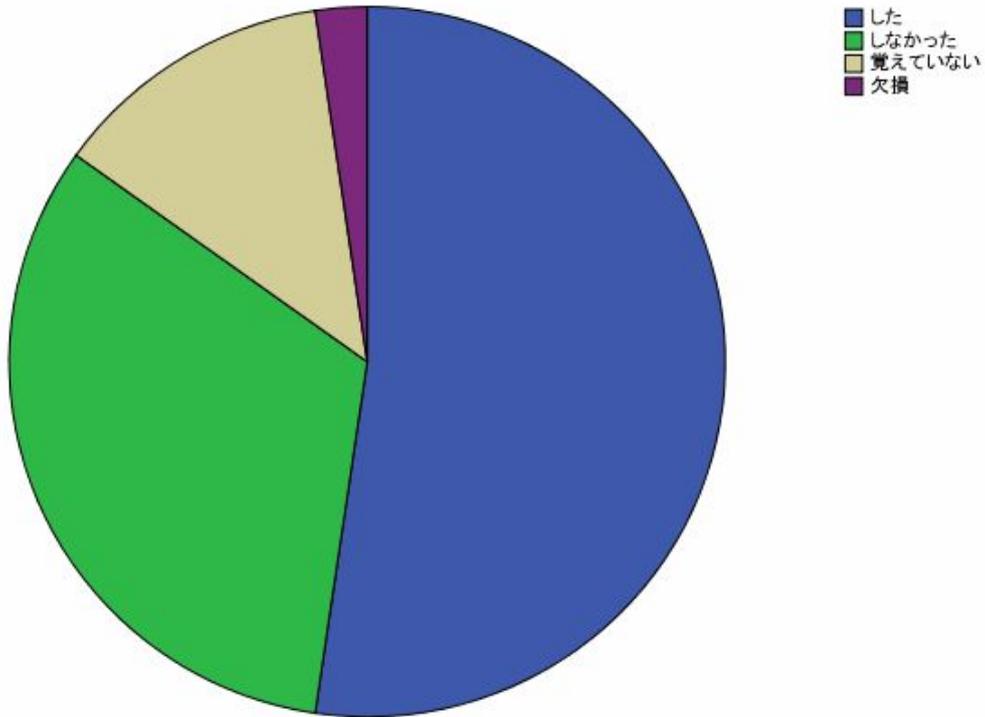


(b) 具体的な和解案の提示

Q25_2_b.和解交渉の際、言及したこと・具体的な和解案の提示

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	45	52.3	53.6	53.6
	しなかった	28	32.6	33.3	86.9
	覚えていない	11	12.8	13.1	100.0
	合計	84	97.7	100.0	
欠損値	無回答	2	2.3		
合計		86	100.0		

Q25_2_b.和解交渉の際、言及したこと・具体的な和解案の提示

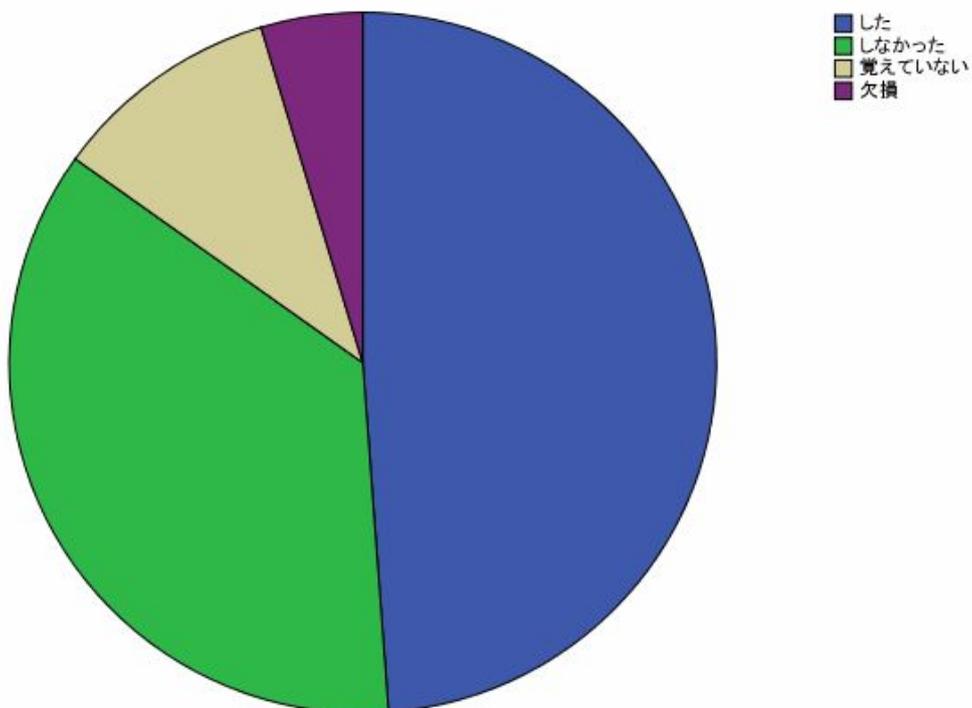


(c) 心証開示

Q25_2_c.和解交渉の際、言及したこと・心証開示

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	42	48.8	51.2	51.2
	しなかった	31	36.0	37.8	89.0
	覚えていない	9	10.5	11.0	100.0
	合計	82	95.3	100.0	
欠損値	無回答	4	4.7		
合計		86	100.0		

Q25_2_c.和解交渉の際、言及したこと・心証開示

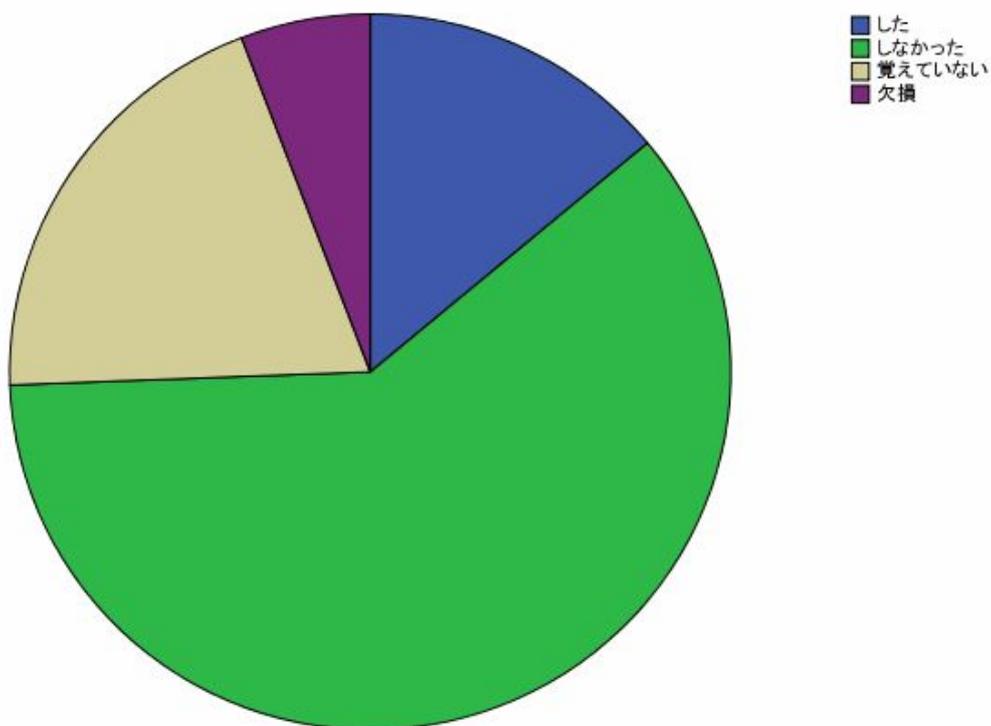


(d) 上訴の可能性への言及

Q25_2_d.和解交渉の際、言及したこと・上訴の可能性への言及

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	12	14.0	14.8	14.8
	しなかった	52	60.5	64.2	79.0
	覚えていない	17	19.8	21.0	100.0
	合計	81	94.2	100.0	
欠損値	無回答	5	5.8		
合計		86	100.0		

Q25_2_d.和解交渉の際、言及したこと・上訴の可能性への言及

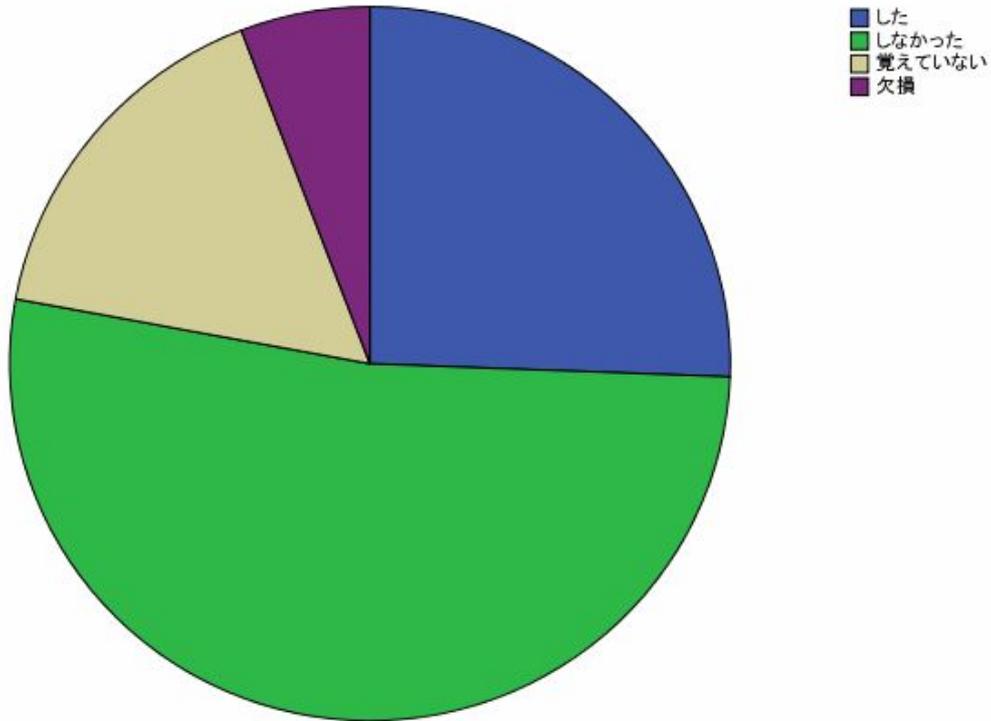


(e) 時間的なコストへの言及

Q25_2_e.和解交渉の際、言及したこと・時間的なコストへの言及

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	22	25.6	27.2	27.2
	しなかった	45	52.3	55.6	82.7
	覚えていない	14	16.3	17.3	100.0
	合計	81	94.2	100.0	
欠損値	無回答	5	5.8		
合計		86	100.0		

Q25_2_e. 和解交渉の際、言及したこと・時間的なコストへの言及

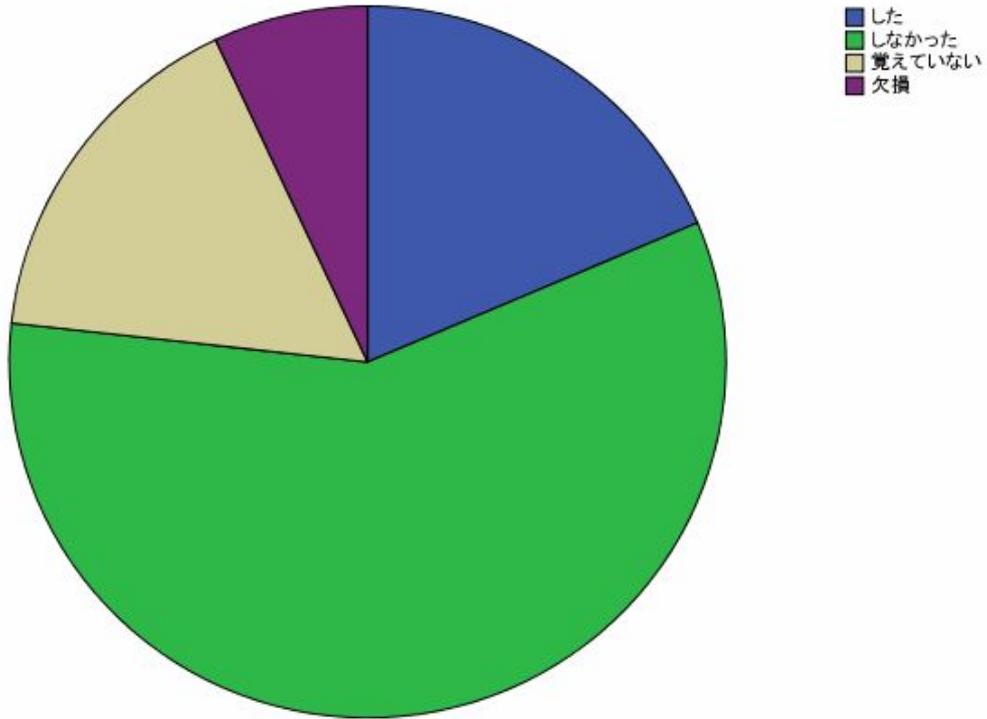


(f) 金銭的成本への言及

Q25_2_f. 和解交渉の際、言及したこと・金銭的成本への言及

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	16	18.6	20.0	20.0
	しなかった	50	58.1	62.5	82.5
	覚えていない	14	16.3	17.5	100.0
	合計	80	93.0	100.0	
欠損値	無回答	6	7.0		
合計		86	100.0		

Q25_2.f.和解交渉の際、言及したこと・金銭的成本への言及

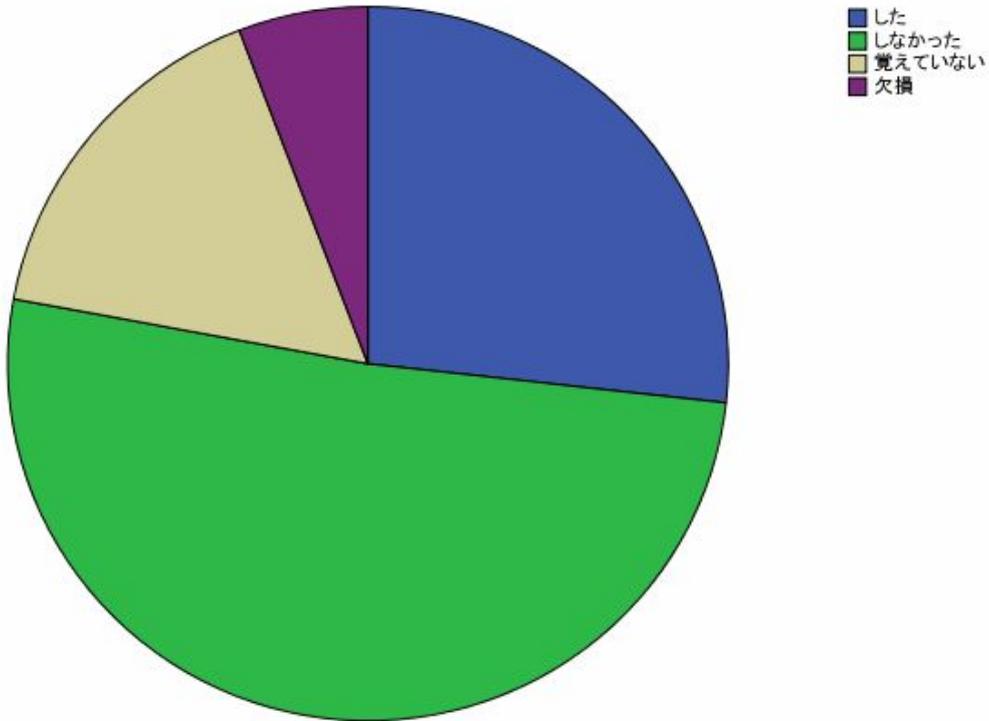


(g) 敗訴の可能性への言及

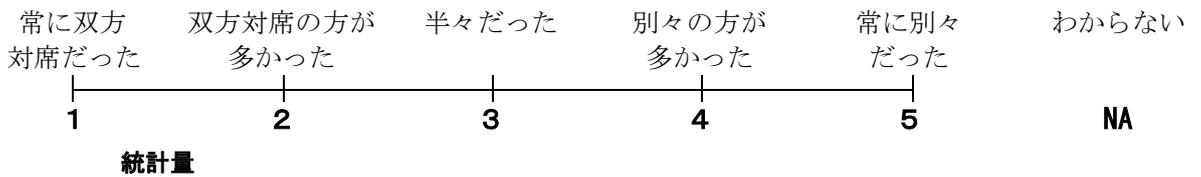
Q25_2.g.和解交渉の際、言及したこと・敗訴の可能性への言及

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	23	26.7	28.4	28.4
	しなかった	44	51.2	54.3	82.7
	覚えていない	14	16.3	17.3	100.0
	合計	81	94.2	100.0	
欠損値	無回答	5	5.8		
合計		86	100.0		

Q25_2_g.和解交渉の際、言及したこと・敗訴の可能性への言及



(3) 和解交渉の際に、双方対席での話し合いをした場合（対席面接方式）と、相手方抜きで裁判官と話し合いをした場合（個別面接方式）とは、どのような割合でしたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



統計量

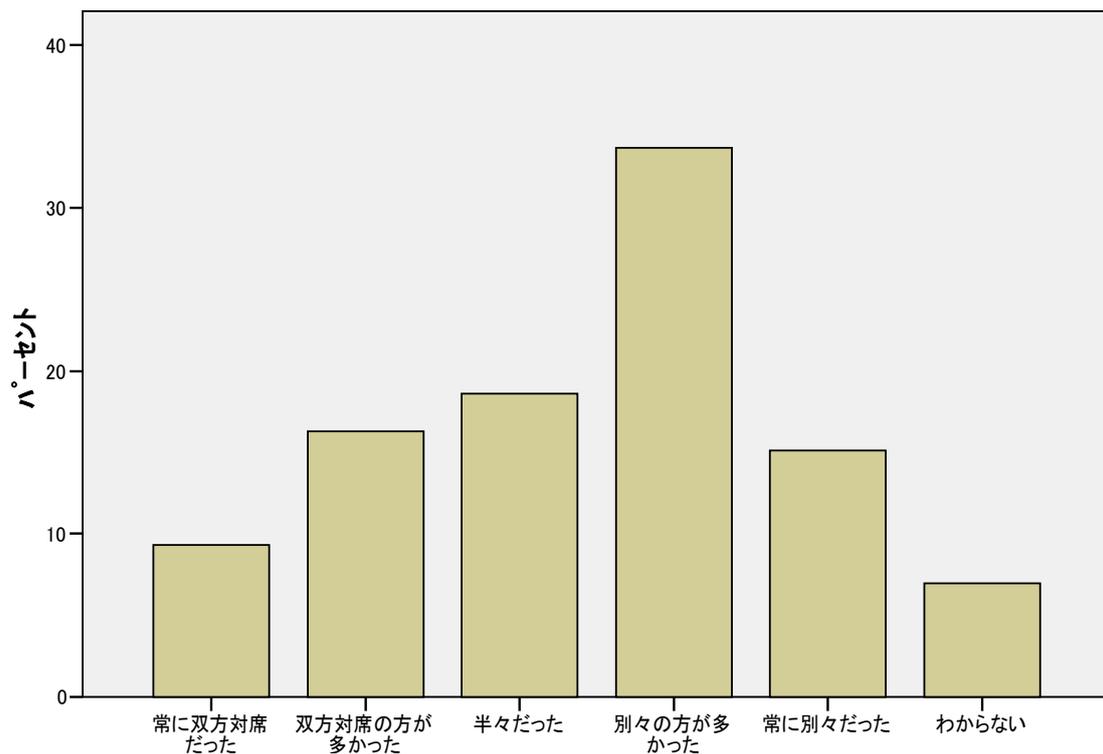
Q25.3.個別面接と対席面接の割合

度数	有効	86
	欠損値	0
平均値		3.50

Q25_3.個別面接と対席面接の割合

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
常に双方対席だった	8	9.3	9.3	9.3
双方対席の方が多かった	14	16.3	16.3	25.6
半々だった	16	18.6	18.6	44.2
別々の方が多かった	29	33.7	33.7	77.9
常に別々だった	13	15.1	15.1	93.0
わからない	6	7.0	7.0	100.0
合計	86	100.0	100.0	

Q25_3.個別面接と対席面接の割合



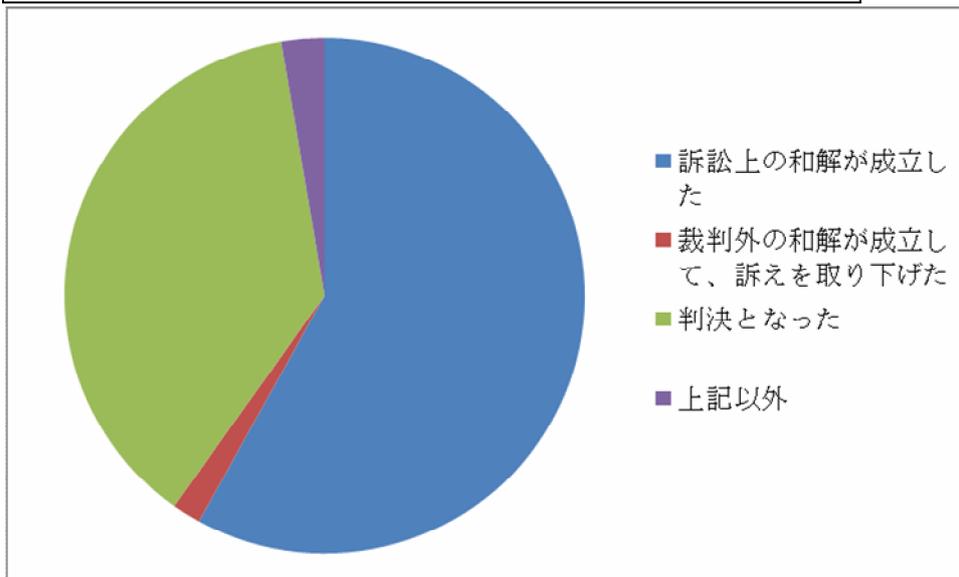
【すべての方にうかがいます。】

問 26 第一審の結果についてうかがいます。

- (1) 第一審で和解は成立しましたか、判決となりましたか。 **もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

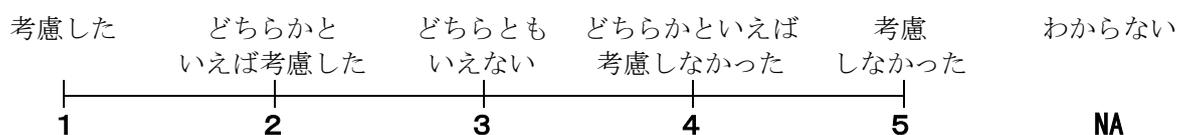
- 1 訴訟上の和解が成立した
- 2 裁判外の和解が成立して、訴えを取り下げた
- 3 判決となった ⇒ 問 26 (3) 以下へ
- 4 上記以外 () ⇒ 問 27 へ

Q26_1x1.第一審の結果-訴訟上の和解が成立した	65	57.5%
Q26_1x2.第一審の結果-裁判外の和解が成立して、訴えを取り下げた	2	1.8%
Q26_1x3.第一審の結果-判決となった	42	37.2%
Q26_1x4.第一審の結果-上記以外	3	2.7%



【(1)で1または2と答えた方にうかがいます。】(2) 依頼人が訴訟上の和解を決断した際、以下の事項をどの程度考慮したとご意見を伺いますか。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(a) 裁判官の勧め



統計量

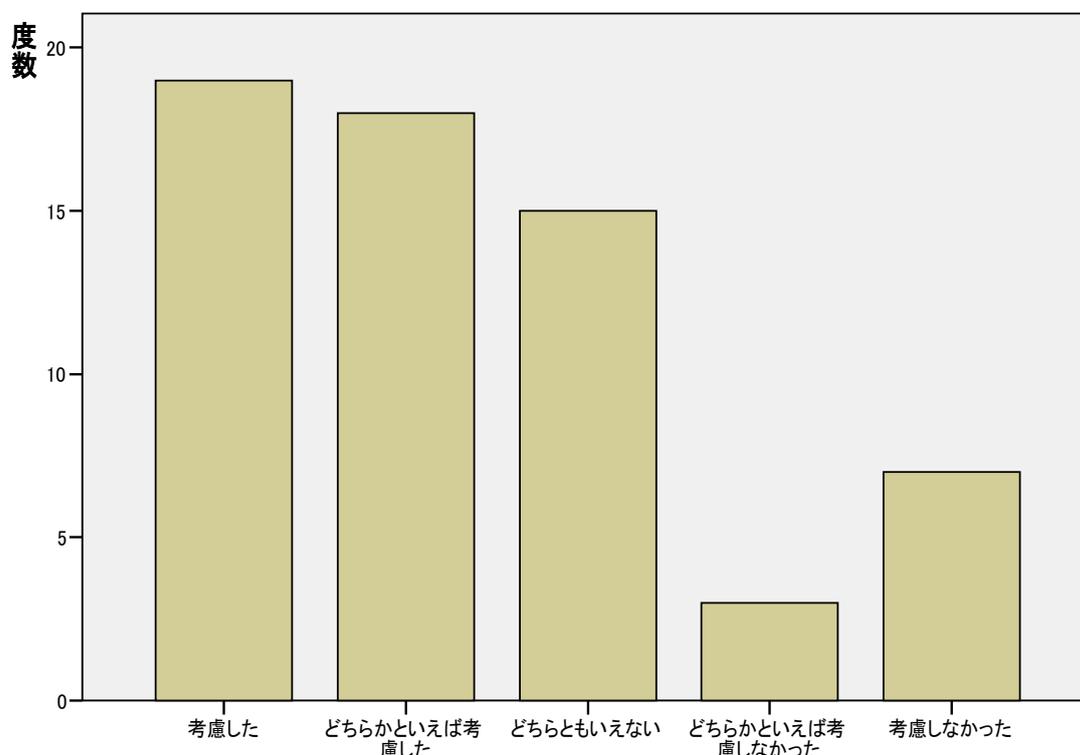
Q26_2_a.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・裁判官の勧め

度数	有効	62
	欠損値	5
平均値		2.37

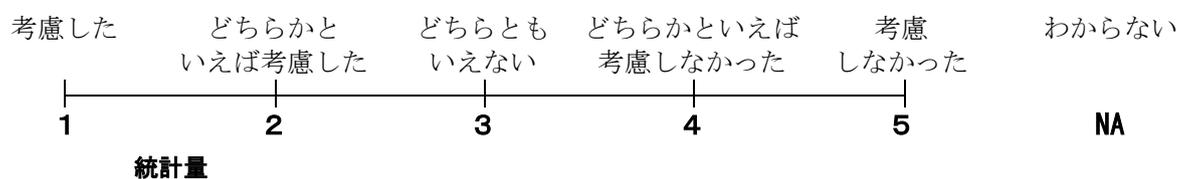
Q26_2_a.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・裁判官の勧め

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	19	28.4	30.6	30.6
	どちらかといえば考慮した	18	26.9	29.0	59.7
	どちらともいえない	15	22.4	24.2	83.9
	どちらかといえば考慮しな かった	3	4.5	4.8	88.7
	考慮しなかった	7	10.4	11.3	100.0
	合計	62	92.5	100.0	
欠損 値	わからない	3	4.5		
	無回答	2	3.0		
	合計	5	7.5		
合計		67	100.0		

Q26_2_a.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・裁判官の勧め



(b) 弁護士であるあなたの勧め



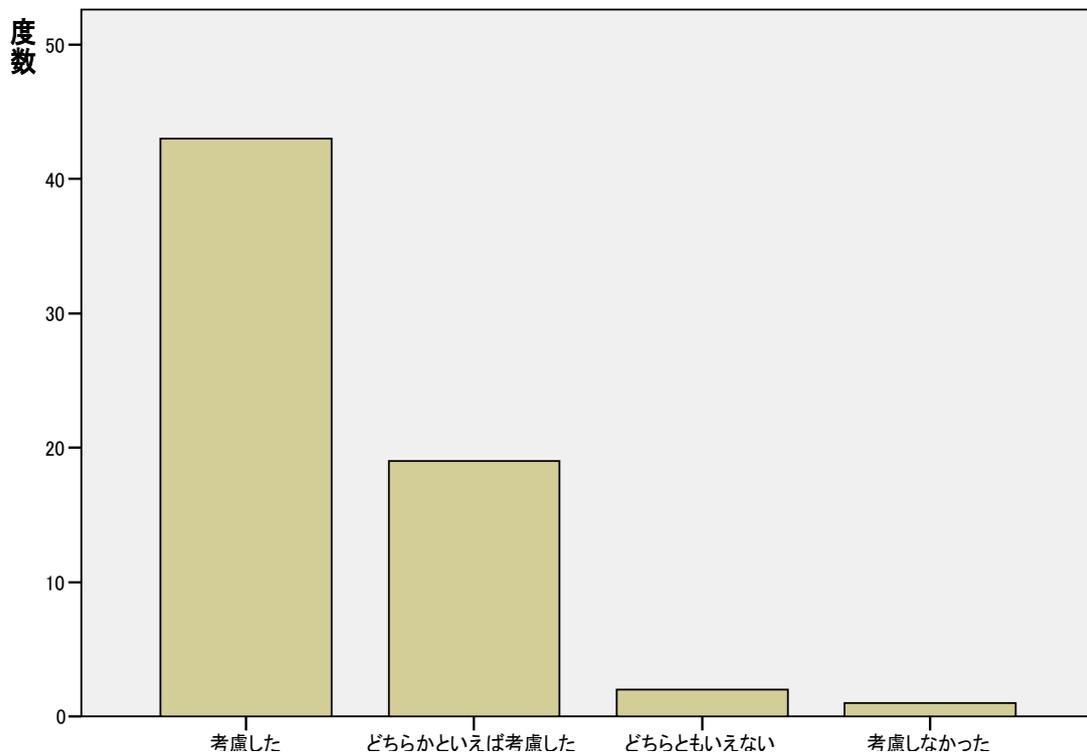
Q26_2_b.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・弁護士であるあなたの勧め

度数	有効	65
	欠損値	2
平均値		1.42

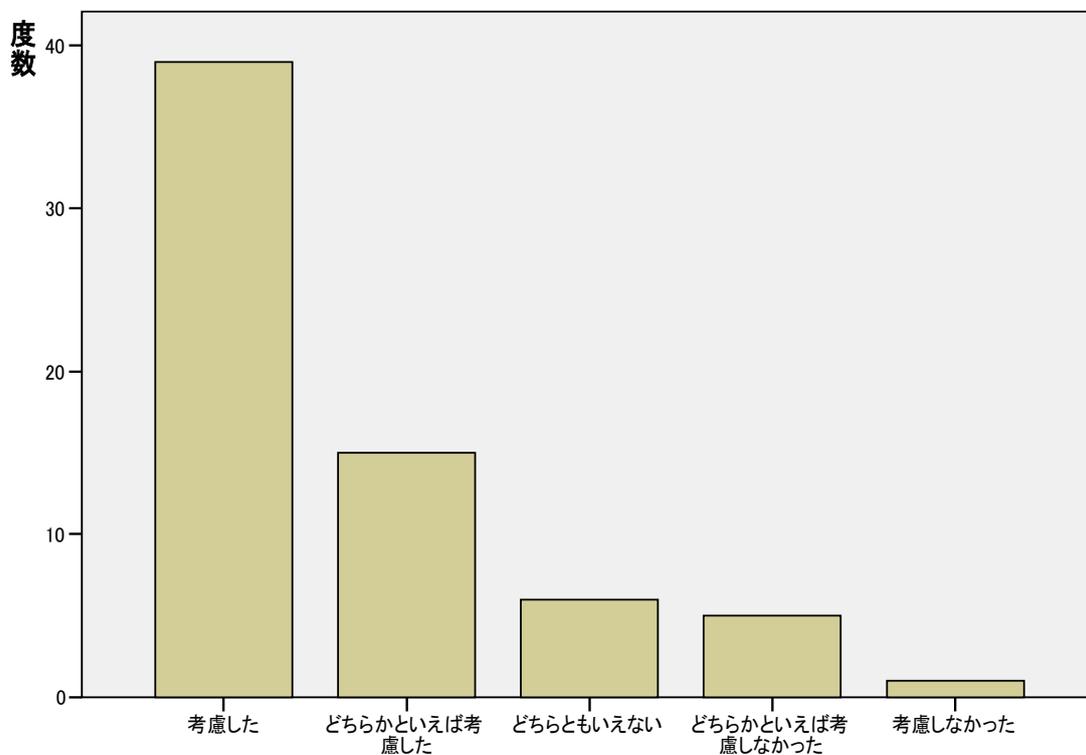
Q26_2_b.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・弁護士であるあなたの勧め

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	43	64.2	66.2	66.2
	どちらかといえば考慮した	19	28.4	29.2	95.4
	どちらともいえない	2	3.0	3.1	98.5
	考慮しなかった	1	1.5	1.5	100.0
	合計	65	97.0	100.0	
欠損	わからない	1	1.5		
値	無回答	1	1.5		
	合計	2	3.0		
合計		67	100.0		

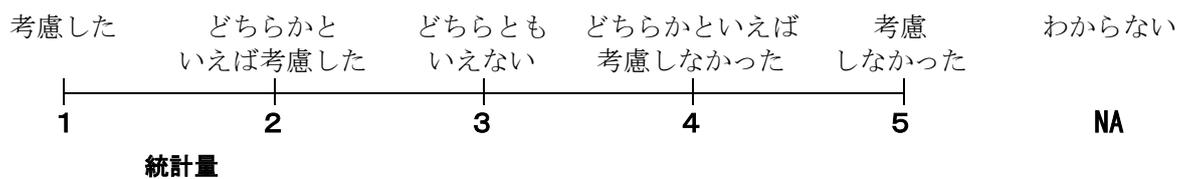
Q26_2_b.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・弁護士であるあなたの勧め



Q26_2_c.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・紛争に早く決着を付けること



(d) 和解しないと費用がかさむこと



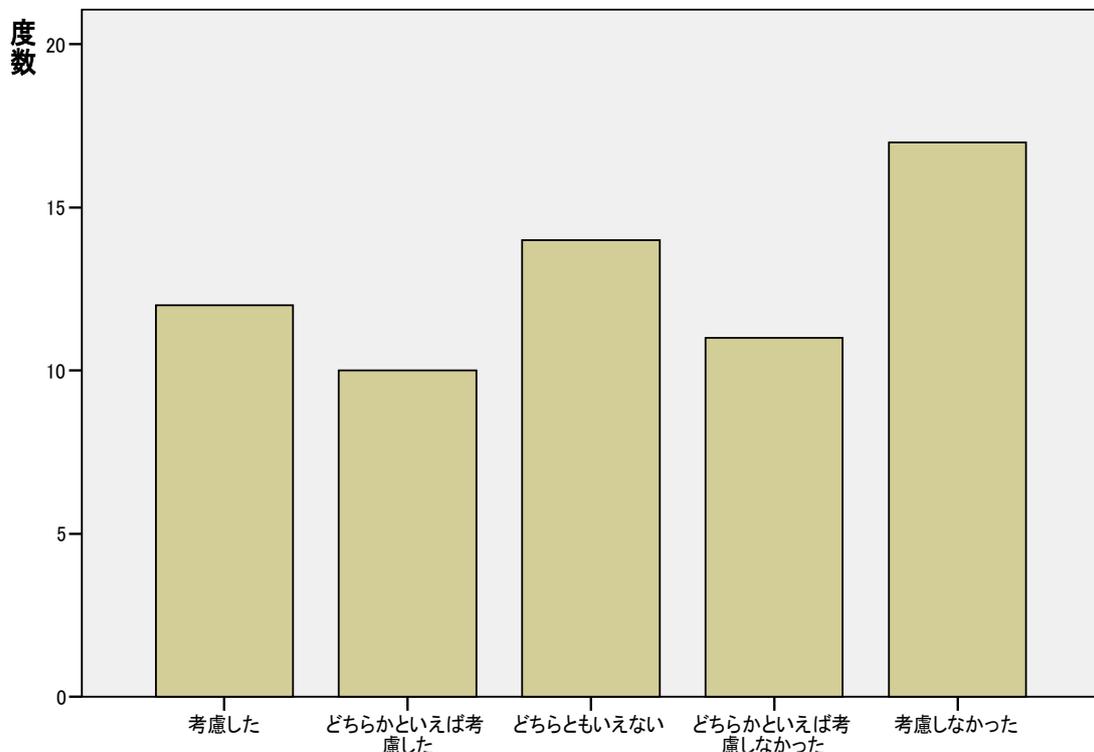
Q26_2_d.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・和解しないと費用がかさむこと

度数	有効	64
	欠損値	3
平均値		3.17

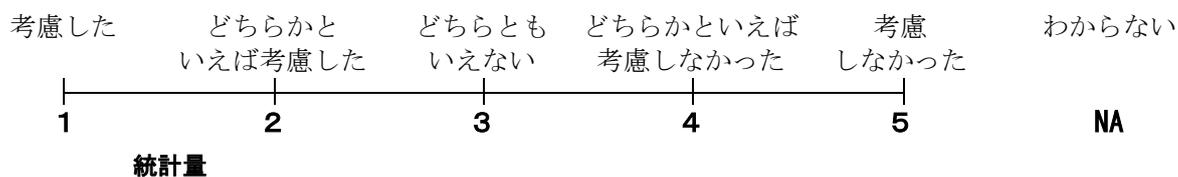
Q26_2_d.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・和解しないと費用がかさむこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	12	17.9	18.8	18.8
	どちらかといえば考慮した	10	14.9	15.6	34.4
	どちらともいえない	14	20.9	21.9	56.3
	どちらかといえば考慮しな かった	11	16.4	17.2	73.4
	考慮しなかった	17	25.4	26.6	100.0
	合計	64	95.5	100.0	
	欠損	わからない	1	1.5	
値	無回答	2	3.0		
	合計	3	4.5		
合計		67	100.0		

Q26_2_d.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・和解しないと費用がかさむこと



(e) 和解の内容が納得できること



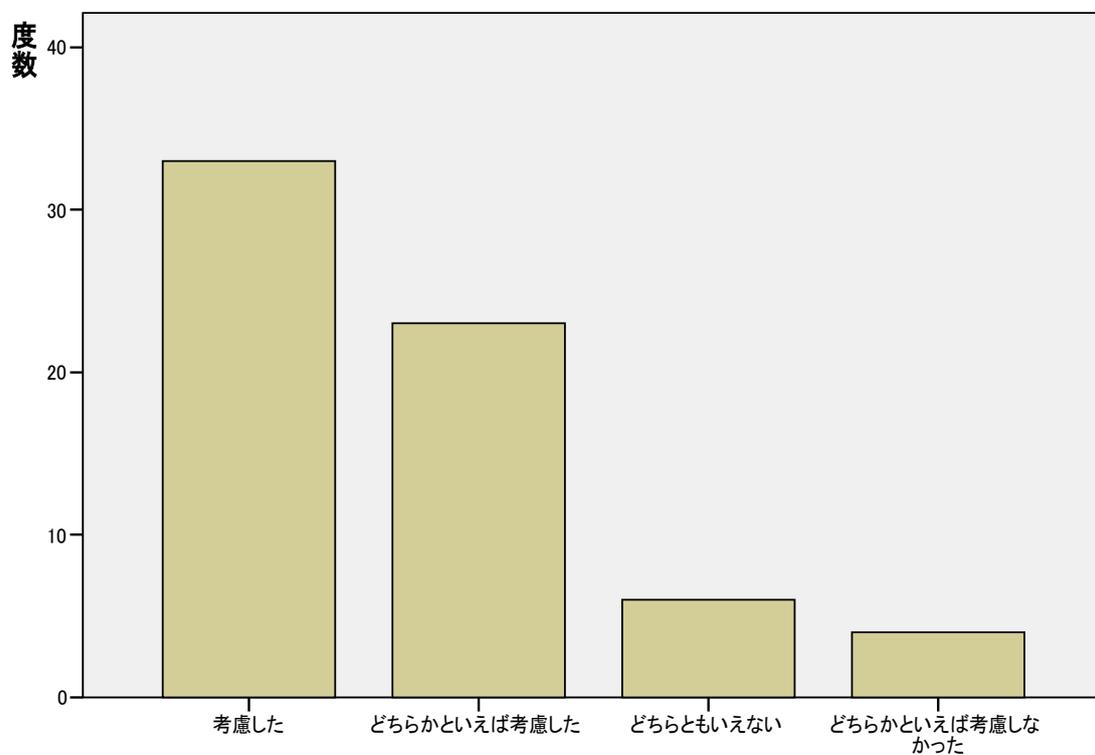
Q26_2_e.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・和解の内容が納得できること

度数	有効	66
	欠損値	1
平均値		1.71

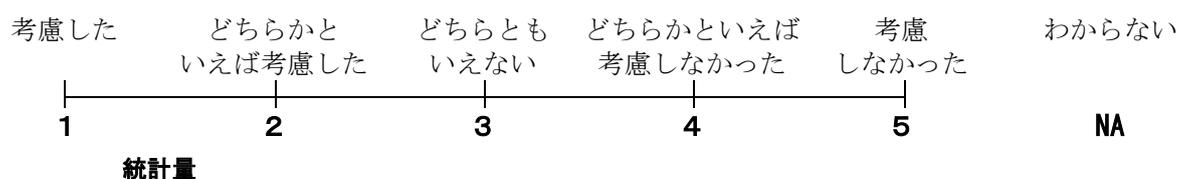
Q26_2_e.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・和解の内容が納得できること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	33	49.3	50.0	50.0
	どちらかといえ れば考慮した	23	34.3	34.8	84.8
	どちらともいえ ない	6	9.0	9.1	93.9
	どちらかといえ れば考慮しな かった	4	6.0	6.1	100.0
	合計	66	98.5	100.0	
欠損値	わからない	1	1.5		
合計		67	100.0		

Q26_2_e.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・和解の内容が納得できること



(f) もめごとに疲れたこと



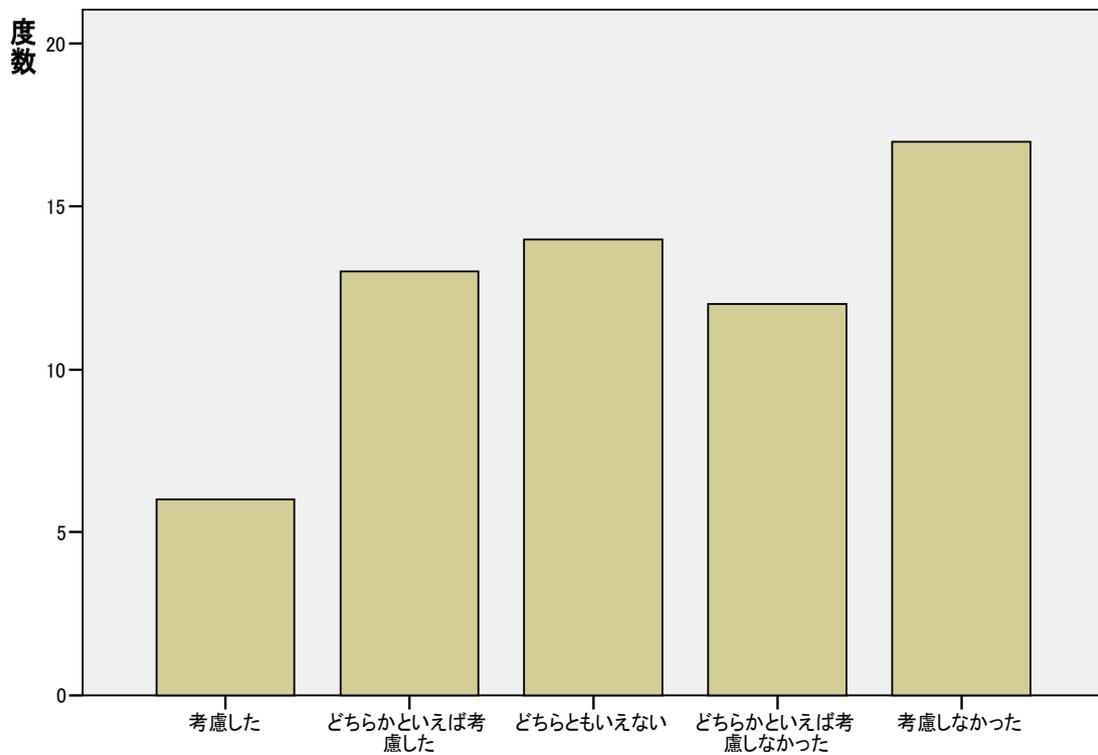
Q26_2_f.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・もめごとに疲れたこと

度数	有効	62
	欠損値	5
平均値		3.34

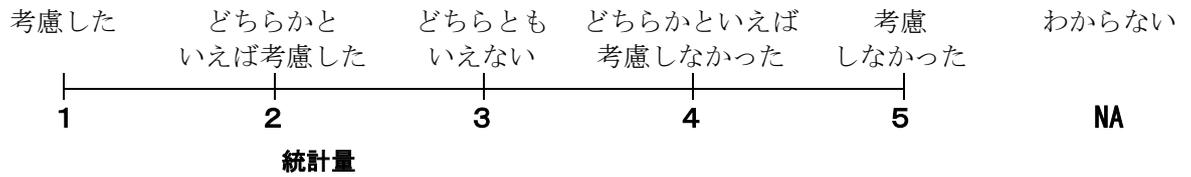
Q26_2.f.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・もめごとに疲れたこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	6	9.0	9.7	9.7
	どちらかといえば考慮した	13	19.4	21.0	30.6
	どちらともいえない	14	20.9	22.6	53.2
	どちらかといえば考慮しな かった	12	17.9	19.4	72.6
	考慮しなかった	17	25.4	27.4	100.0
	合計	62	92.5	100.0	
	欠損	わからない	2	3.0	
値	無回答	3	4.5		
	合計	5	7.5		
合計		67	100.0		

Q26_2.f.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・もめごとに疲れたこと



(g) 家族のプレッシャー



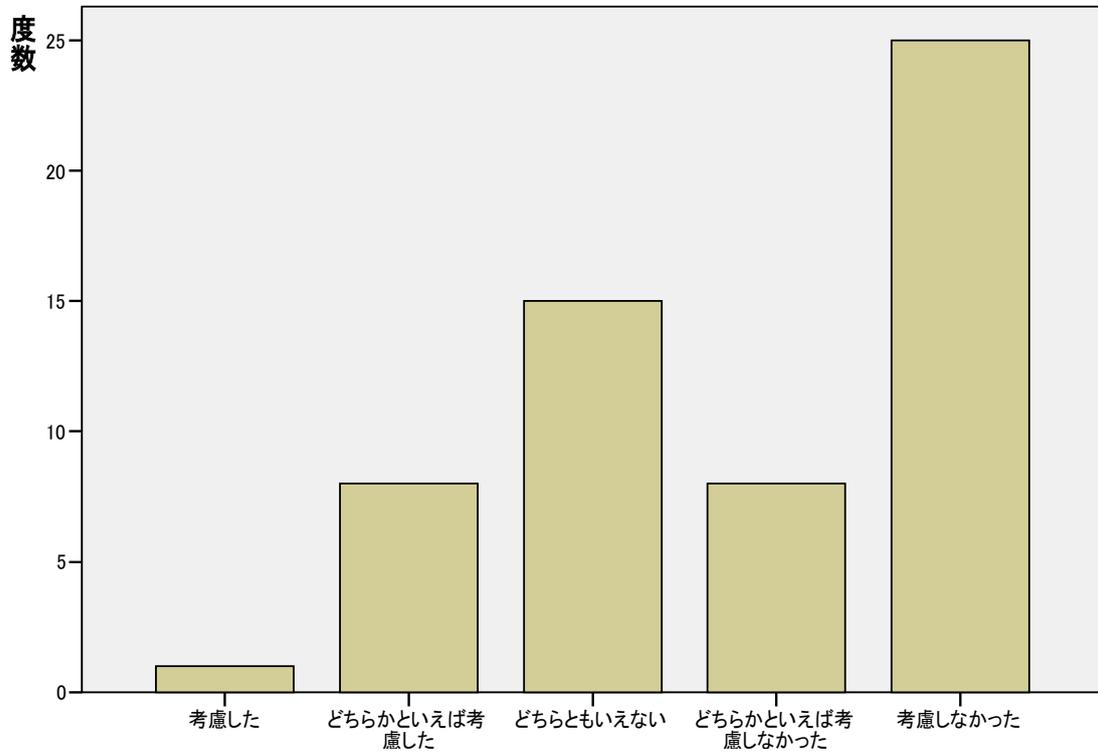
Q26_2.g.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・家族のプレッシャー

度数	有効	57
	欠損値	10
平均値		3.84

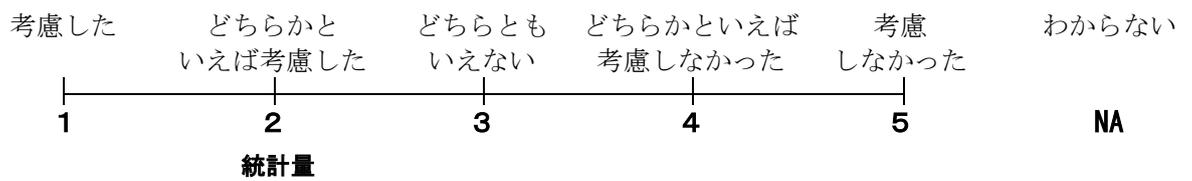
Q26_2.g.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・家族のプレッシャー

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	1	1.5	1.8	1.8
	どちらかといえば考慮した	8	11.9	14.0	15.8
	どちらともいえない	15	22.4	26.3	42.1
	どちらかといえば考慮しな	8	11.9	14.0	56.1
	かった	25	37.3	43.9	100.0
	考慮しなかった	57	85.1	100.0	
欠損	わからない	7	10.4		
	無回答	3	4.5		
	合計	10	14.9		
合計		67	100.0		

Q26_2_g.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・家族のプレッシャー



(h) 履行の確保



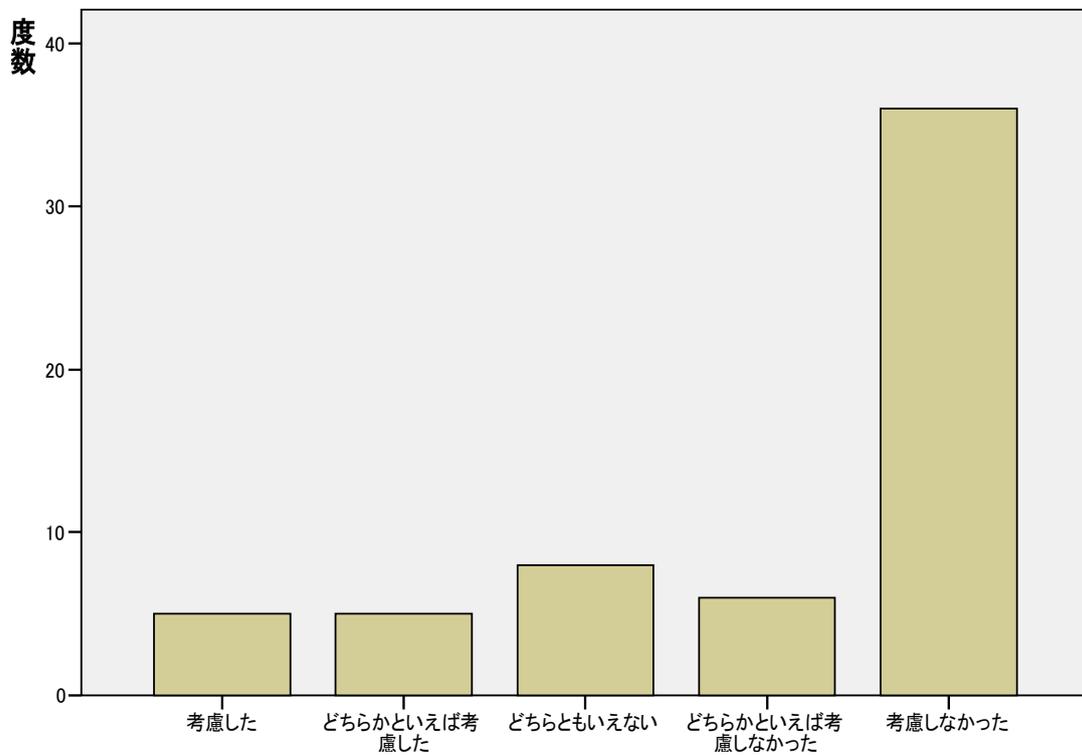
Q26.2_h.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・履行の確保

度数	有効	60
	欠損値	7
平均値		4.05

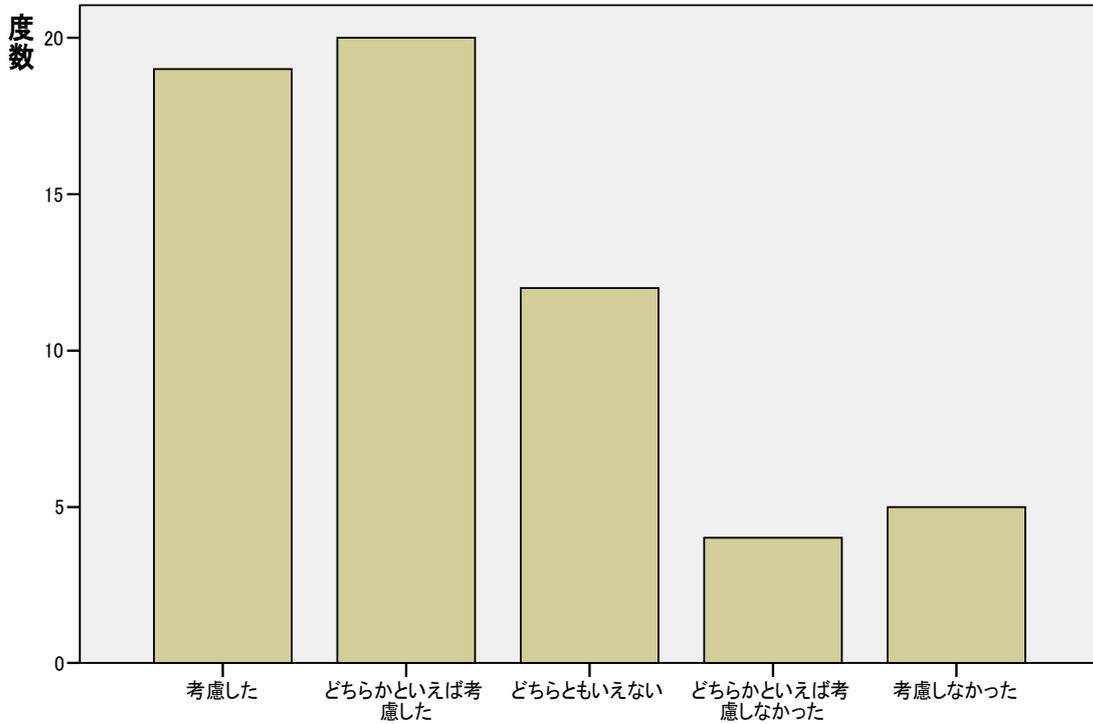
Q26_2_h.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・履行の確保

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	5	7.5	8.3	8.3
	どちらかといえば考慮した	5	7.5	8.3	16.7
	どちらともいえない	8	11.9	13.3	30.0
	どちらかといえば考慮しな かった	6	9.0	10.0	40.0
	考慮しなかった	36	53.7	60.0	100.0
	合計	60	89.6	100.0	
	欠損	わからない	5	7.5	
値	無回答	2	3.0		
	合計	7	10.4		
合計		67	100.0		

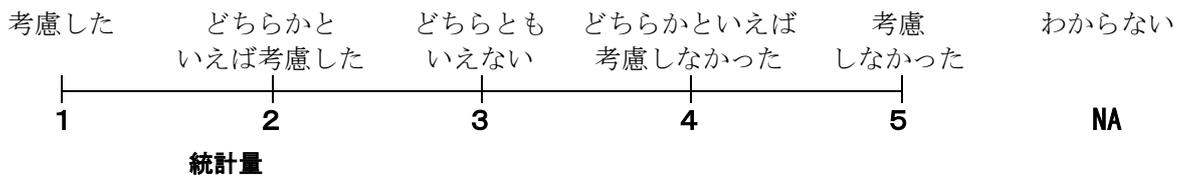
Q26_2_h.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・履行の確保



Q26_2.i.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・紛争解決の相場に沿った和解であること



(j) 裁判の継続に対する、家族や勤務先・近所の人の受けとめ方



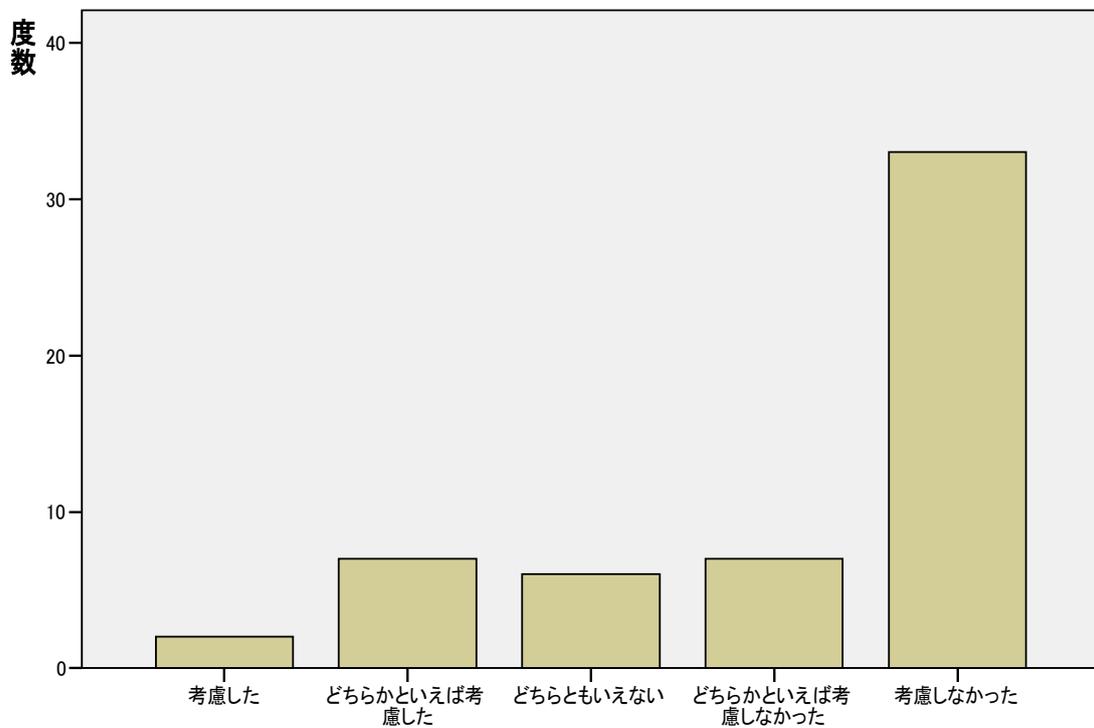
Q26_2.j.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・裁判継続に対する家族や勤務先等の受けとめ方

度数	有効	55
	欠損値	12
平均値		4.13

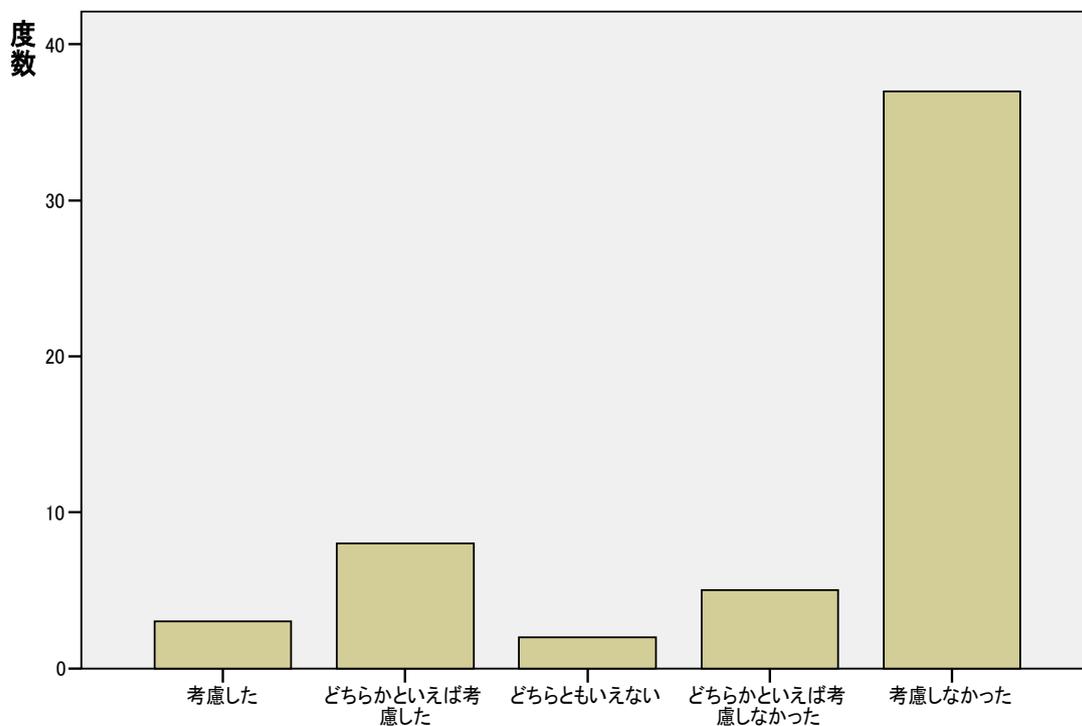
Q26_2.j.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・裁判継続に対する家族や勤務先等の受けとめ方

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	2	3.0	3.6	3.6
	どちらかといえば考慮した	7	10.4	12.7	16.4
	どちらともいえない	6	9.0	10.9	27.3
	どちらかといえば考慮しな かった	7	10.4	12.7	40.0
	考慮しなかった	33	49.3	60.0	100.0
	合計	55	82.1	100.0	
	欠損	わからない	11	16.4	
値	無回答	1	1.5		
	合計	12	17.9		
合計		67	100.0		

Q26_2.j.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・裁判継続に対する家族や勤務先等の受けとめ方



Q26_2_k.和解決断の際、依頼人が考慮したこと・訴訟継続が家族等に迷惑がかかる可能性

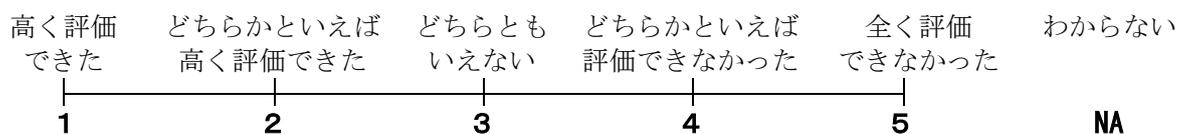


⇒ 問 27 へ

【(1)で「3 判決となった」と答えた方にうかがいます。】

(3) 判決書の中の判決理由の部分をごどのように評価しますか。当てはまる程度でお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(a) 事実認定について



統計量

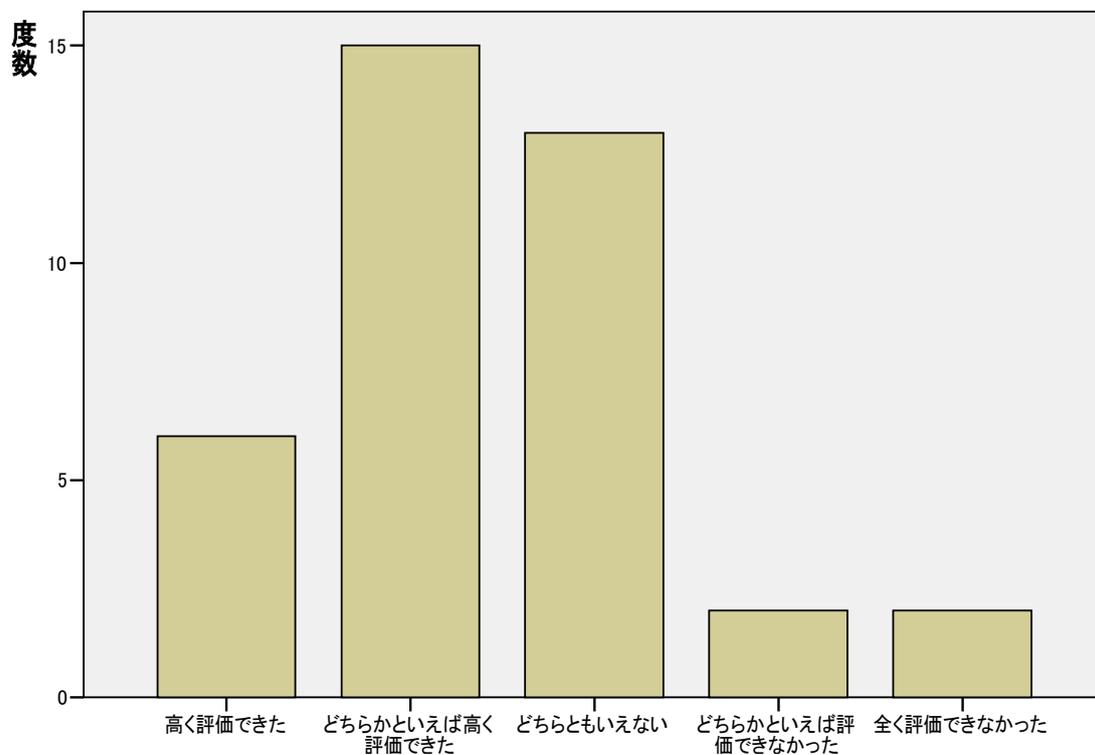
Q26_3_a.判決理由部分の評価・事実認定

度数	有効	38
	欠損値	4
平均値		2.45

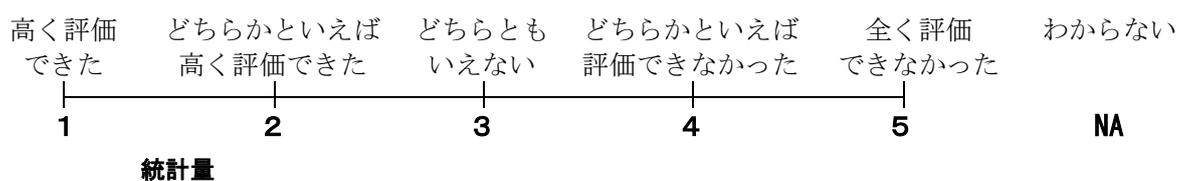
Q26_3_a.判決理由部分の評価・事実認定

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	高く評価できた	6	14.3	15.8	15.8
	どちらかといえば高く 評価できた	15	35.7	39.5	55.3
	どちらともいえない	13	31.0	34.2	89.5
	どちらかといえば評価 できなかった	2	4.8	5.3	94.7
	全く評価できなかった	2	4.8	5.3	100.0
	合計	38	90.5	100.0	
欠損値	わからない	4	9.5		
合計		42	100.0		

Q26_3_a.判決理由部分の評価・事実認定



(b) 法的判断について



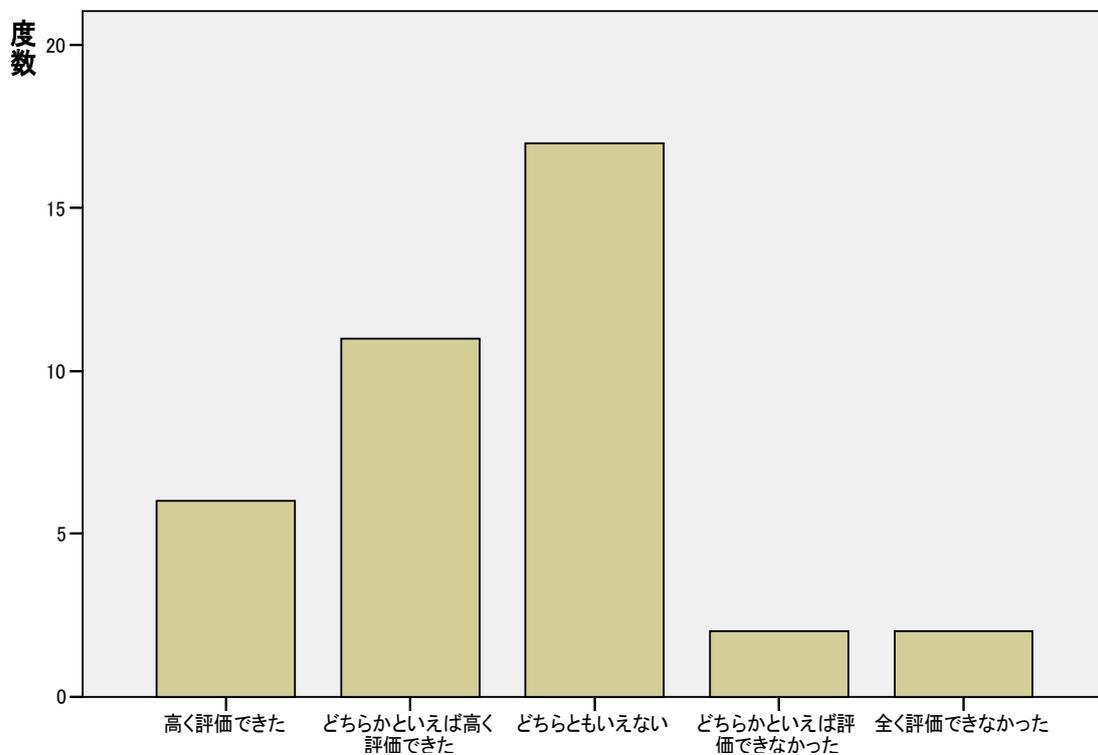
Q26_3_b.判決理由部分の評価・法的判断

度数	有効	38
	欠損値	4
平均値		2.55

Q26_3_b.判決理由部分の評価・法的判断

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	高く評価できた	6	14.3	15.8	15.8
	どちらかといえば高く 評価できた	11	26.2	28.9	44.7
	どちらともいえない	17	40.5	44.7	89.5
	どちらかといえば評価 できなかった	2	4.8	5.3	94.7
	全く評価できなかった	2	4.8	5.3	100.0
	合計	38	90.5	100.0	
	欠損値	わからない	4	9.5	
合計		42	100.0		

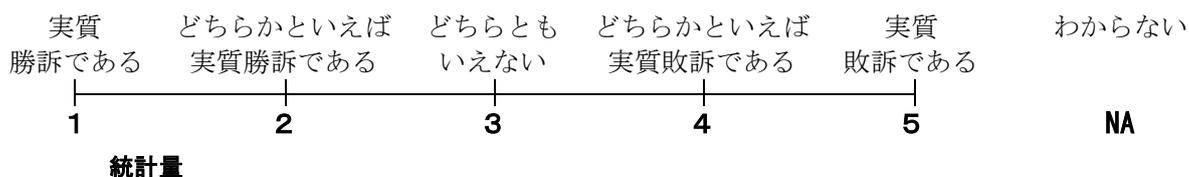
Q26_3_b.判決理由部分の評価・法的判断



【すべての方にうかがいます。】

問 27 第一審の結果についての評価をうかがいます。

- (1) 本件裁判の第一審の結果（判決、和解、取下げ等）は、あなたの側にとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。当てはまる程度でお答え下さい。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



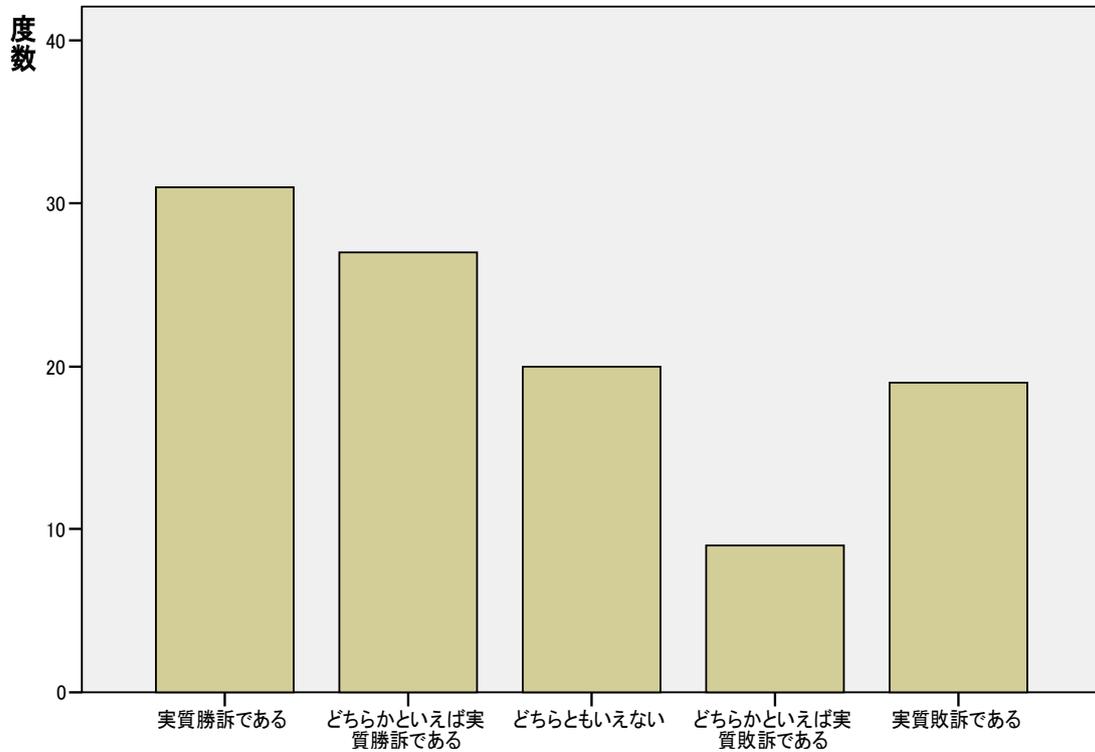
Q27_1.第一審結果の評価・勝敗

度数	有効	106
	欠損値	7
平均値		2.60

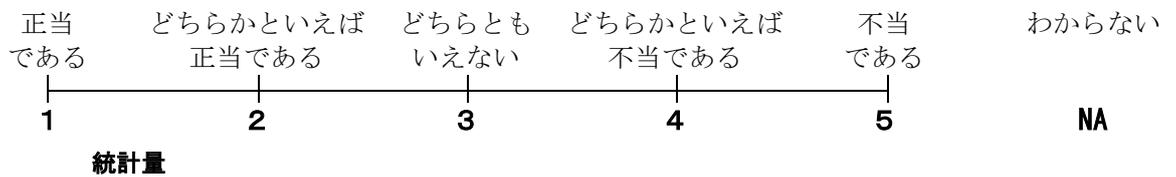
Q27_1.第一審結果の評価・勝敗

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	実質勝訴である	31	27.4	29.2	29.2
	どちらかといえば実質勝訴である	27	23.9	25.5	54.7
	どちらともいえない	20	17.7	18.9	73.6
	どちらかといえば実質敗訴である	9	8.0	8.5	82.1
	実質敗訴である	19	16.8	17.9	100.0
	合計	106	93.8	100.0	
欠損値	わからない	3	2.7		
	無回答	4	3.5		
	合計	7	6.2		
合計		113	100.0		

Q27_1.第一審結果の評価・勝敗



(2) 本件裁判の第一審の結果（判決、和解、取下げ等）をどのように評価されますか。当てはまる程度でお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



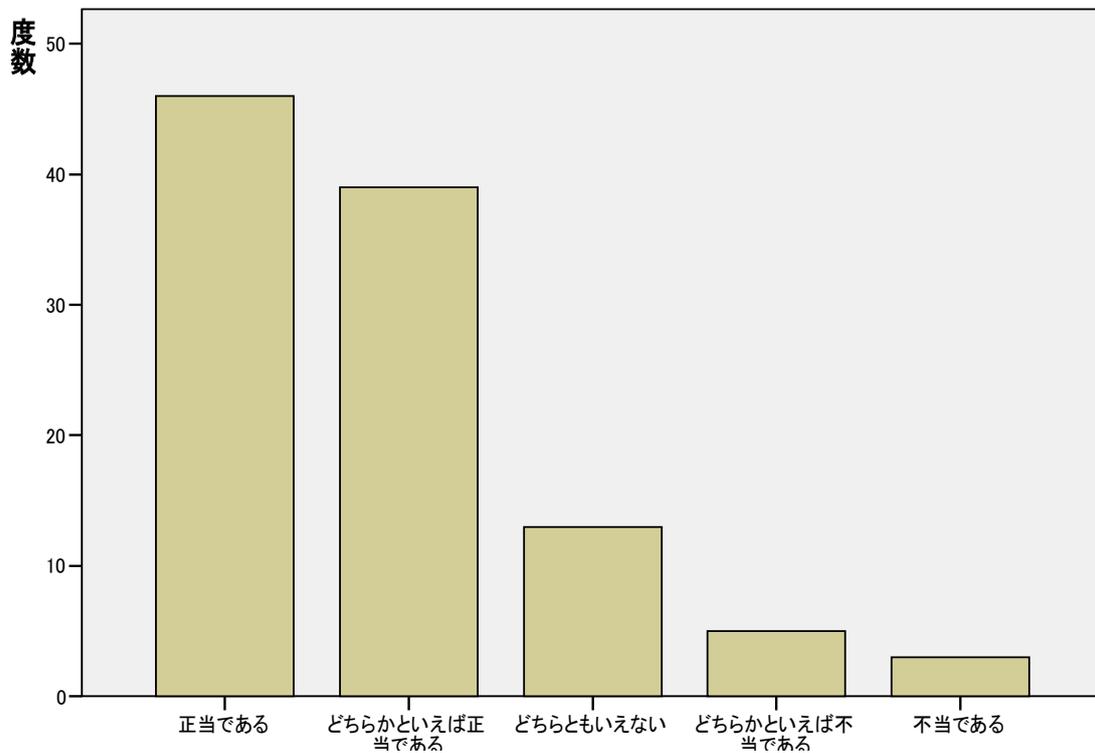
Q27.2.第一審結果の評価・正当性

度数	有効	106
	欠損値	7
平均値		1.87

Q27_2.第一審結果の評価・正当性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当である	46	40.7	43.4	43.4
	どちらかといえば正 当である	39	34.5	36.8	80.2
	どちらともいえない	13	11.5	12.3	92.5
	どちらかといえば不 当である	5	4.4	4.7	97.2
	不当である	3	2.7	2.8	100.0
	合計	106	93.8	100.0	
	欠損 値	わからない	3	2.7	
	無回答	4	3.5		
	合計	7	6.2		
合計		113	100.0		

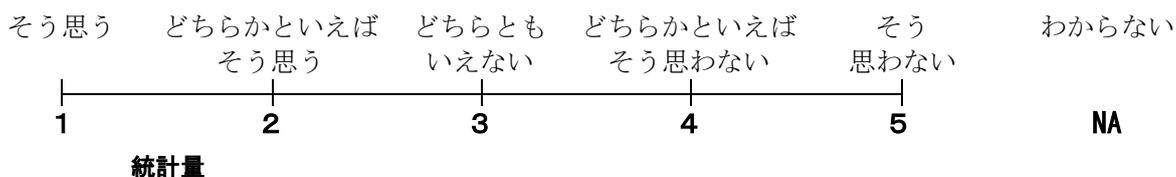
Q27_2.第一審結果の評価・正当性



問 28 第一審の裁判官についてうかがいます。

(1) 第一審の裁判官についてのあなたの評価をうかがいます。**合議だった場合は裁判長について、途中で異動があった場合は審理の最終段階の裁判官・裁判長について、お答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。**

(a) 裁判官は問題とその背景を良く理解していた



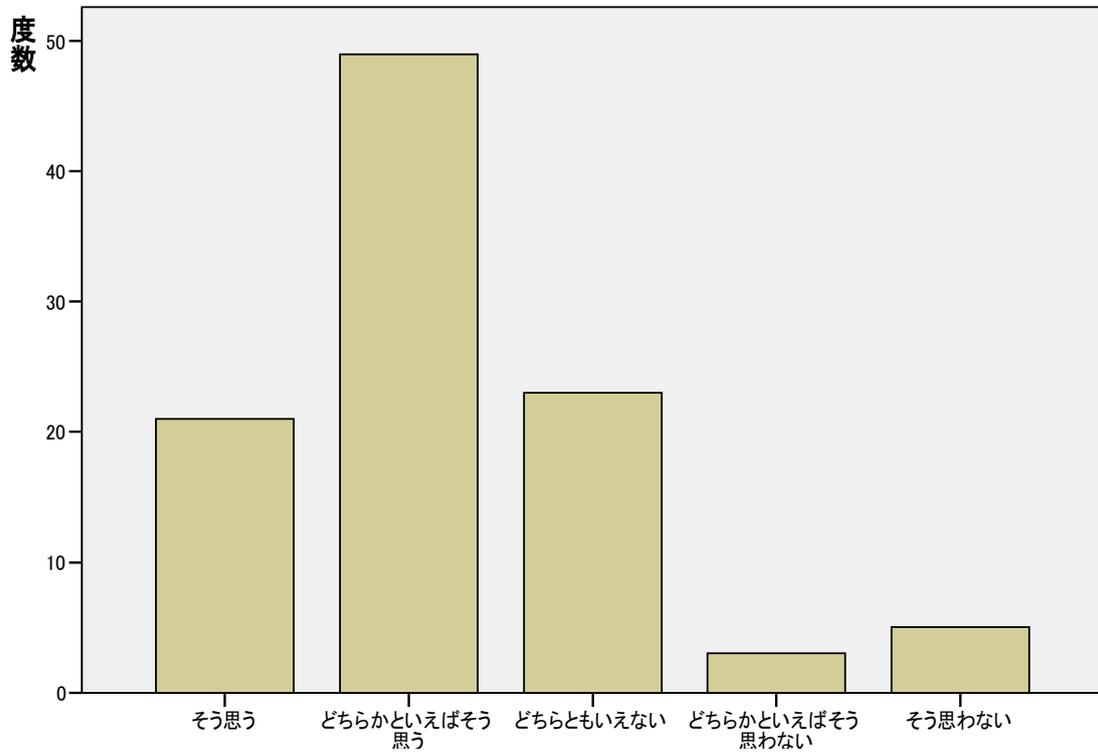
Q28_1_a.裁判官に対する評価・裁判官は問題とその背景をよく理解していた

度数	有効	101
	欠損値	12
平均値		2.23

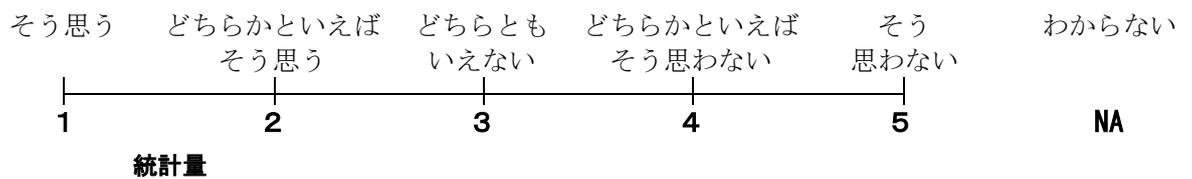
Q28_1_a.裁判官に対する評価・裁判官は問題とその背景をよく理解していた

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	21	18.6	20.8	20.8
	どちらかといえばそう思う	49	43.4	48.5	69.3
	どちらともいえない	23	20.4	22.8	92.1
	どちらかといえばそう思わ ない	3	2.7	3.0	95.0
	そう思わない	5	4.4	5.0	100.0
	合計	101	89.4	100.0	
欠損 値	わからない	10	8.8		
	無回答	2	1.8		
合計	合計	12	10.6		
合計		113	100.0		

Q28_1_a.裁判官に対する評価・裁判官は問題とその背景をよく理解していた



(b) 裁判官は相手方に味方しているように見えた



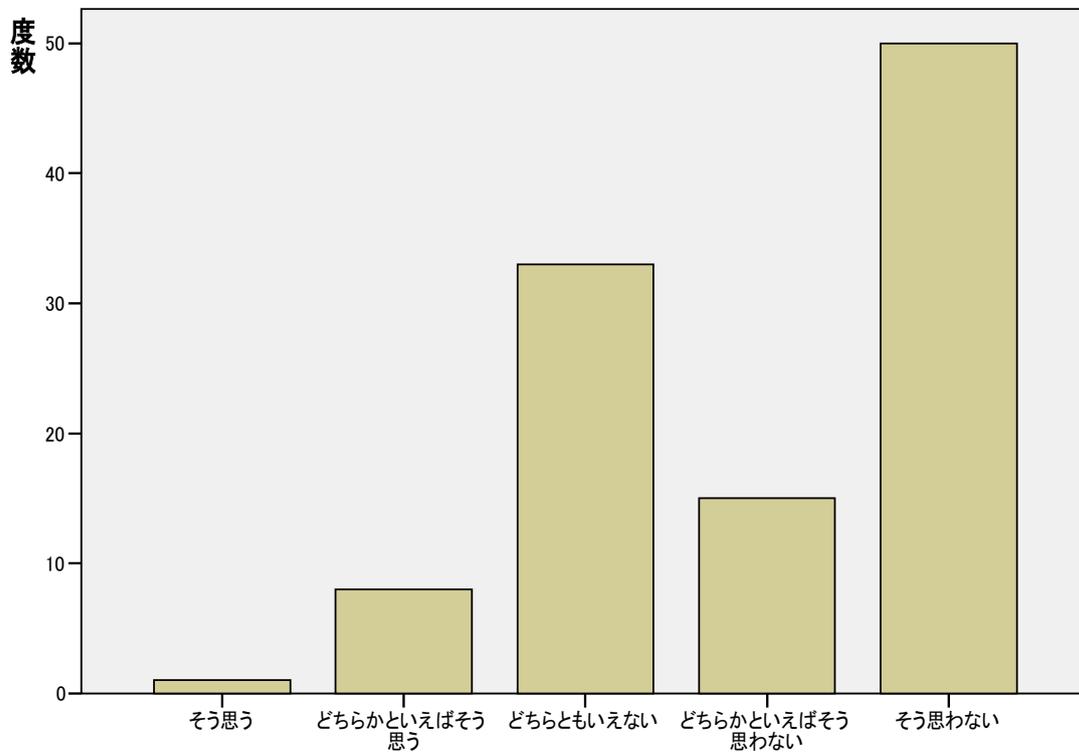
Q28_1_b.裁判官に対する評価・裁判官は相手方に味方しているように見えた

度数	有効	107
	欠損値	6
平均値		3.98

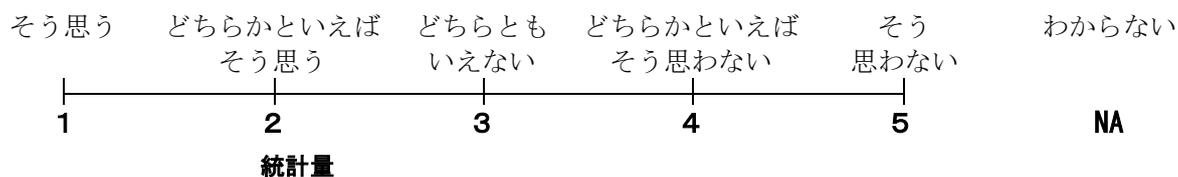
Q28_1.b.裁判官に対する評価・裁判官は相手方に味方しているように見えた

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	1	.9	.9	.9
	どちらかといえばそう思う	8	7.1	7.5	8.4
	どちらともいえない	33	29.2	30.8	39.3
	どちらかといえばそう思わない	15	13.3	14.0	53.3
	そう思わない	50	44.2	46.7	100.0
	合計	107	94.7	100.0	
	欠損	わからない	4	3.5	
値	無回答	2	1.8		
	合計	6	5.3		
合計		113	100.0		

Q28_1.b.裁判官に対する評価・裁判官は相手方に味方しているように見えた



(c) 裁判官の訴訟指揮は強引だった



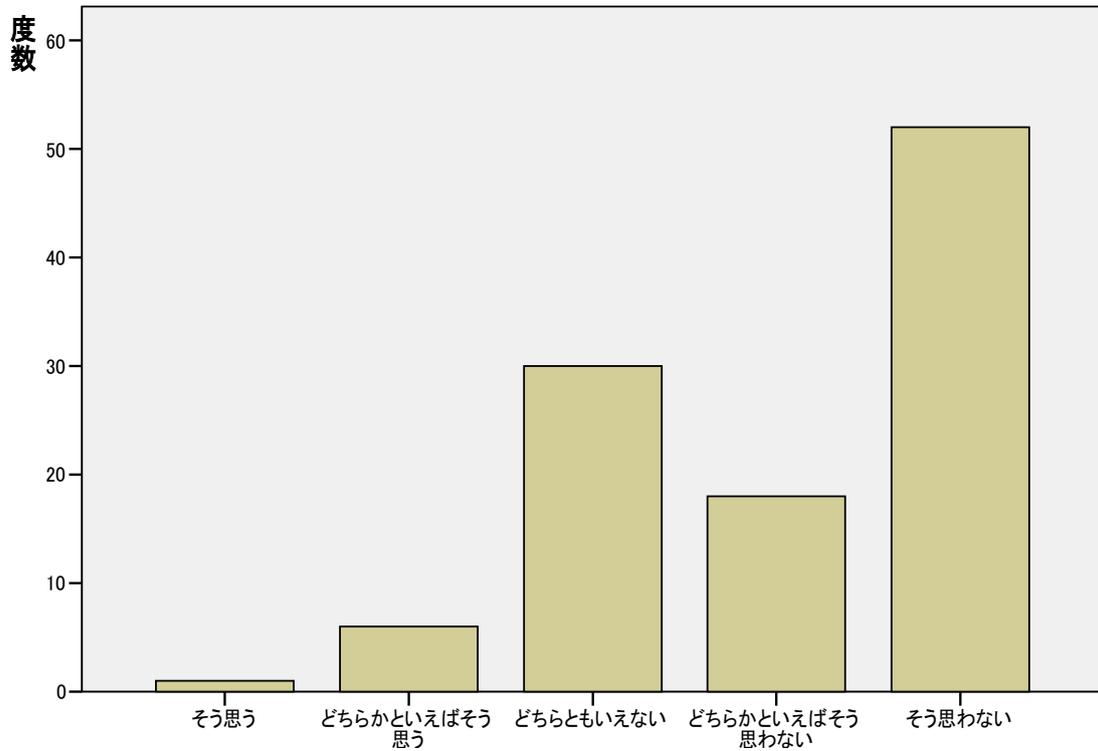
Q28_1_c.裁判官に対する評価・裁判官の訴訟指揮は強引だった

度数	有効	107
	欠損値	6
平均値		4.07

Q28_1_c.裁判官に対する評価・裁判官の訴訟指揮は強引だった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	1	.9	.9	.9
	どちらかといえばそう思う	6	5.3	5.6	6.5
	どちらともいえない	30	26.5	28.0	34.6
	どちらかといえばそう思わない	18	15.9	16.8	51.4
	そう思わない	52	46.0	48.6	100.0
	合計	107	94.7	100.0	
欠損値	わからない	4	3.5		
	無回答	2	1.8		
	合計	6	5.3		
合計		113	100.0		

Q28_1_c.裁判官に対する評価・裁判官の訴訟指揮は強引だった



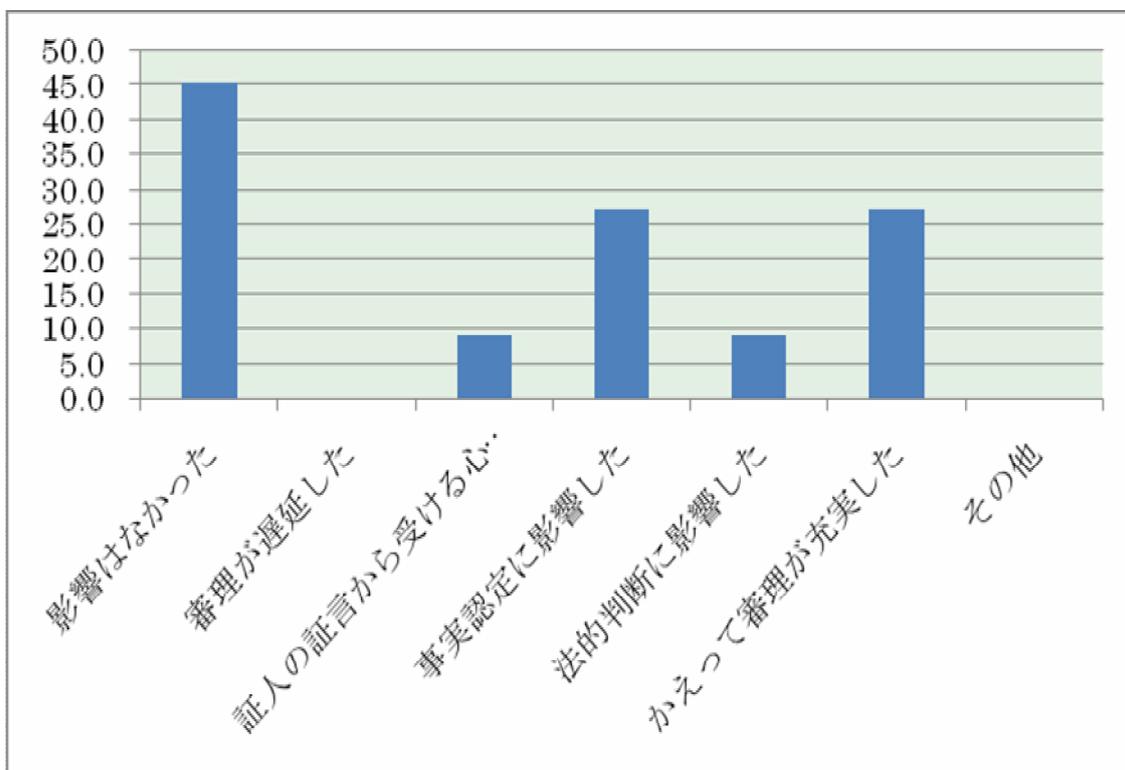
(2) 審理の途中で裁判官の異動がありましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 異動はなかった ⇒ 問 29 へ
- 2 裁判長のための異動があった
- 3 裁判長以外の裁判官の異動があった
- 4 覚えていない ⇒ 問 29 へ

Q28.2.審理途中での裁判官の異動の有無

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
異動はなかった	83	73.5	76.1	76.1
裁判長のための異動があった	4	3.5	3.7	79.8
裁判長以外の裁判官の異動があった	7	6.2	6.4	86.2
覚えていない	15	13.3	13.8	100.0
合計	109	96.5	100.0	
欠損値				
無回答	4	3.5		
合計	113	100.0		

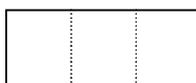
Q28_3x1.裁判官異動による影響-影響はなかった	5	45.5
Q28_3x2.裁判官異動による影響-審理が遅延した	0	0.0
Q28_3x3.裁判官異動による影響-証人の証言から受ける心証形成に影響が出た	1	9.1
Q28_3x4.裁判官異動による影響-事実認定に影響した	3	27.3
Q28_3x5.裁判官異動による影響-法的判断に影響した	1	9.1
Q28_3x6.裁判官異動による影響-かえって審理が充実した	3	27.3
Q28_3x7.裁判官異動による影響-その他	0	0.0



【すべての方にうかがいます。】

問 29 本件裁判の第一審でかかった諸々のコストについてうかがいます。

- (1) この裁判を振り返って、この事件のための望ましい第一審の審理期間はどのくらいであるべきだと思いますか。提訴から終結までの月数でお答え下さい。



カ月くらい

統計量

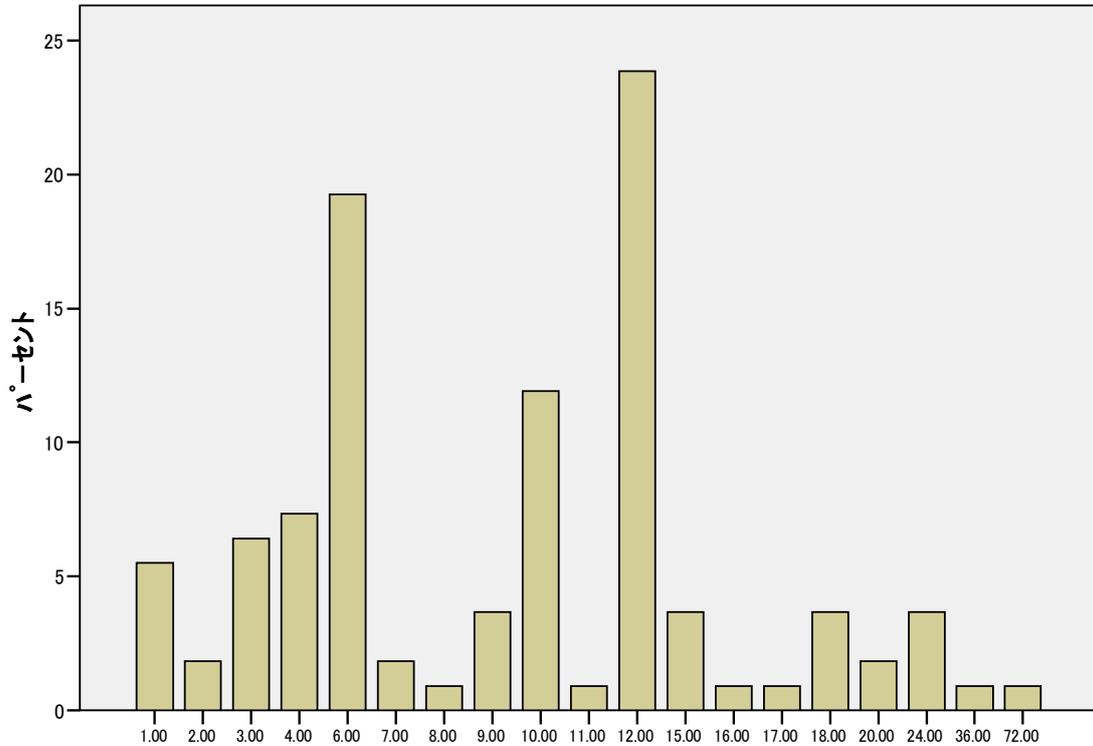
Q29_1.望ましい第一審の審理期間

度数	有効	109
	欠損値	4
平均値		10.1743

Q29_1.望ましい第一審の審理期間

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 1.00	6	5.3	5.5	5.5
2.00	2	1.8	1.8	7.3
3.00	7	6.2	6.4	13.8
4.00	8	7.1	7.3	21.1
6.00	21	18.6	19.3	40.4
7.00	2	1.8	1.8	42.2
8.00	1	.9	.9	43.1
9.00	4	3.5	3.7	46.8
10.00	13	11.5	11.9	58.7
11.00	1	.9	.9	59.6
12.00	26	23.0	23.9	83.5
15.00	4	3.5	3.7	87.2
16.00	1	.9	.9	88.1
17.00	1	.9	.9	89.0
18.00	4	3.5	3.7	92.7
20.00	2	1.8	1.8	94.5
24.00	4	3.5	3.7	98.2
36.00	1	.9	.9	99.1
72.00	1	.9	.9	100.0
合計	109	96.5	100.0	
欠損値 無回答	4	3.5		
合計	113	100.0		

Q29_1.望ましい第一審の審理期間



(2) この裁判を振り返って、この裁判のために依頼人が**第一審で負担する総費用（弁護士費用を含む）**はどのくらいであるべきだと思いますか。万円単位でお答え下さい。

<div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"> </div>	万円くらい
--	-------

統計量

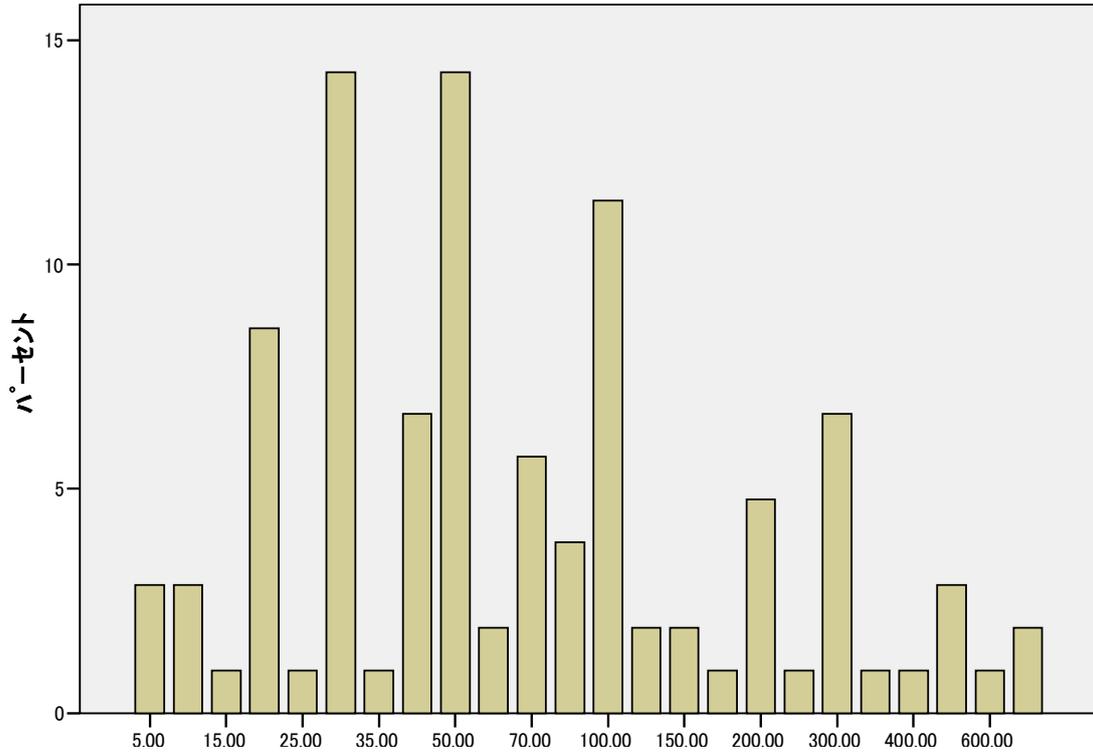
Q29_2.望ましい第一審の依頼人負担費用

度数	有効	105
	欠損値	8
平均値		121.4952

Q29_2.望ましい第一審の依頼人負担費用

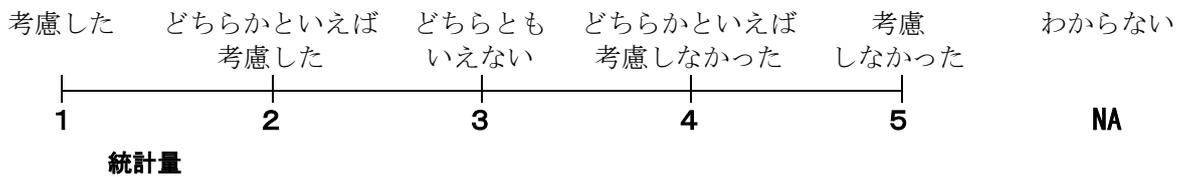
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	5.00	3	2.7	2.9	2.9
	10.00	3	2.7	2.9	5.7
	15.00	1	.9	1.0	6.7
	20.00	9	8.0	8.6	15.2
	25.00	1	.9	1.0	16.2
	30.00	15	13.3	14.3	30.5
	35.00	1	.9	1.0	31.4
	40.00	7	6.2	6.7	38.1
	50.00	15	13.3	14.3	52.4
	60.00	2	1.8	1.9	54.3
	70.00	6	5.3	5.7	60.0
	80.00	4	3.5	3.8	63.8
	100.00	12	10.6	11.4	75.2
	120.00	2	1.8	1.9	77.1
	150.00	2	1.8	1.9	79.0
	177.00	1	.9	1.0	80.0
	200.00	5	4.4	4.8	84.8
	250.00	1	.9	1.0	85.7
	300.00	7	6.2	6.7	92.4
	350.00	1	.9	1.0	93.3
	400.00	1	.9	1.0	94.3
	500.00	3	2.7	2.9	97.1
	600.00	1	.9	1.0	98.1
	1000.00	2	1.8	1.9	100.0
	合計	105	92.9	100.0	
欠損値	無回答	8	7.1		
合計		113	100.0		

Q29_2.望ましい第一審の依頼人負担費用



問 30(1) この事件の第一審を振り返って、あなたは以下の事項をどの程度考慮しましたか。当てはまる程度でお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(a) 依頼人の利益を最大限実現すること



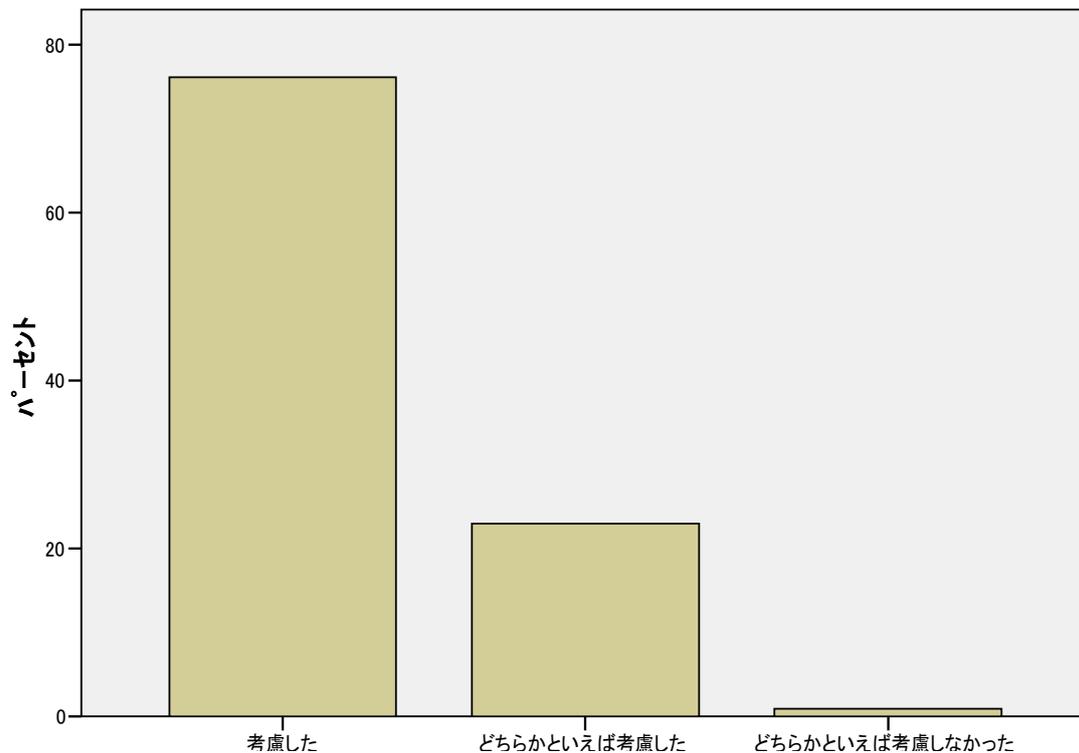
Q30_1_a.第一審で考慮したこと・依頼人の利益を最大限実現すること

度数	有効	109
	欠損値	4
平均値		1.26

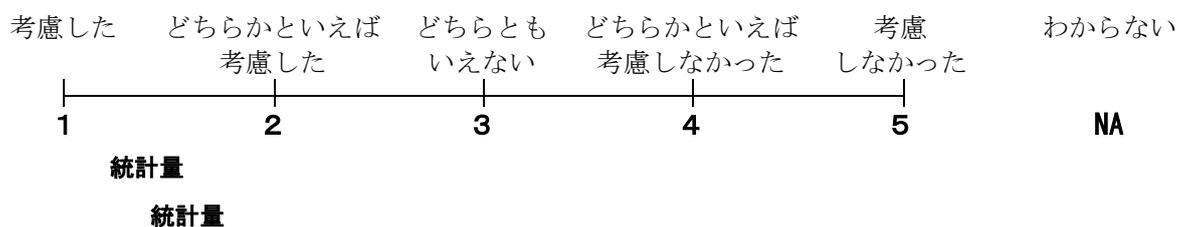
Q30_1_a.第一審で考慮したこと・依頼人の利益を最大限実現すること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	83	73.5	76.1	76.1
	どちらかといえば考慮した	25	22.1	22.9	99.1
	どちらかといえば考慮しな かった	1	.9	.9	100.0
	合計	109	96.5	100.0	
欠損 値	わからない	3	2.7		
	無回答	1	.9		
合計		4	3.5		
合計		113	100.0		

Q30_1_a.第一審で考慮したこと・依頼人の利益を最大限実現すること



(b) 依頼人の言い分が正しいことを明らかにすること



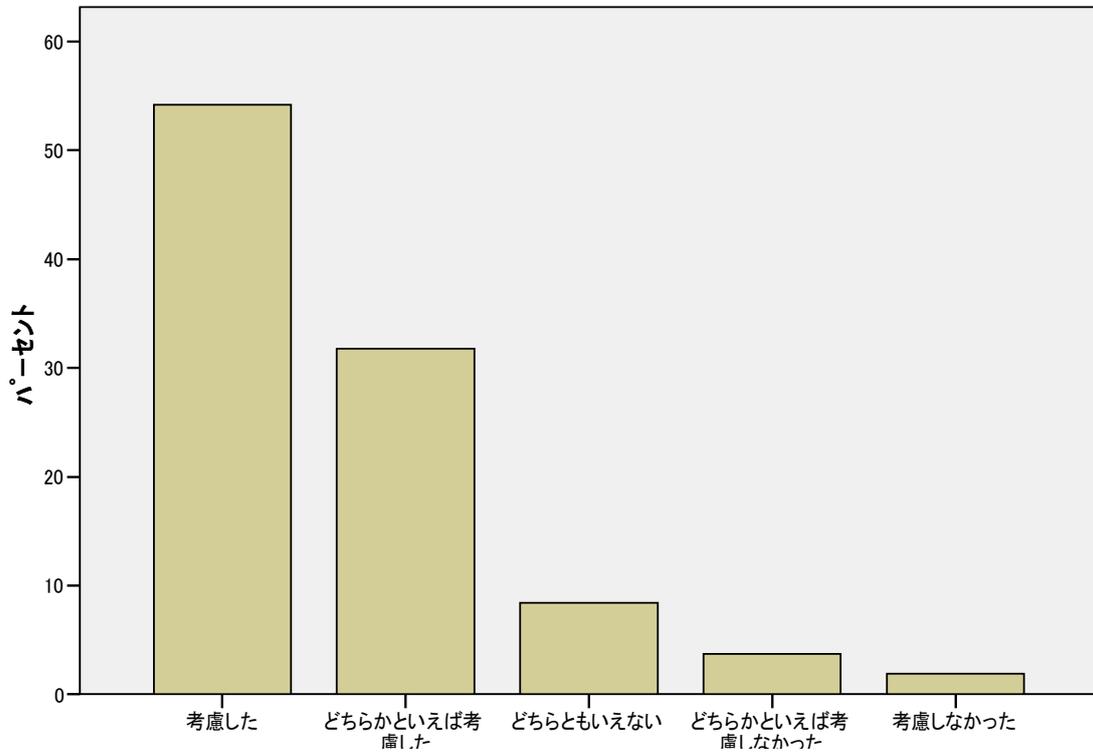
Q30_1_b.第一審で考慮したこと・依頼人の言い分が正しいことを明らかにすること

度数	有効	107
	欠損値	6
平均値		1.67

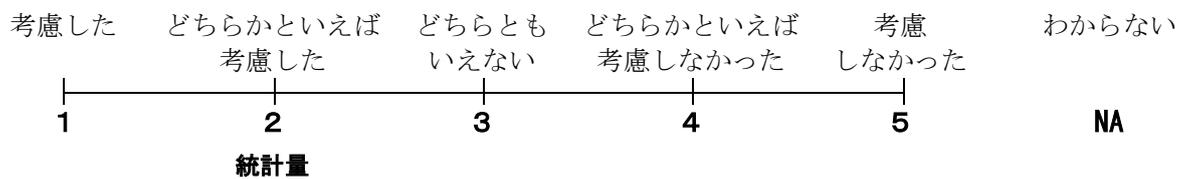
Q30_1_b.第一審で考慮したこと・依頼人の言い分が正しいことを明らかにすること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	58	51.3	54.2	54.2
	どちらかといえば考慮した	34	30.1	31.8	86.0
	どちらともいえぬ	9	8.0	8.4	94.4
	どちらかといえば考慮しな	4	3.5	3.7	98.1
	かった	2	1.8	1.9	100.0
	考慮しなかった	2	1.8	1.9	100.0
	合計	107	94.7	100.0	
欠損	わからない	3	2.7		
	無回答	3	2.7		
	合計	6	5.3		
合計		113	100.0		

Q30_1_b.第一審で考慮したこと・依頼人の言い分が正しいことを明らかにすること



(c) 依頼人の心をケアすること



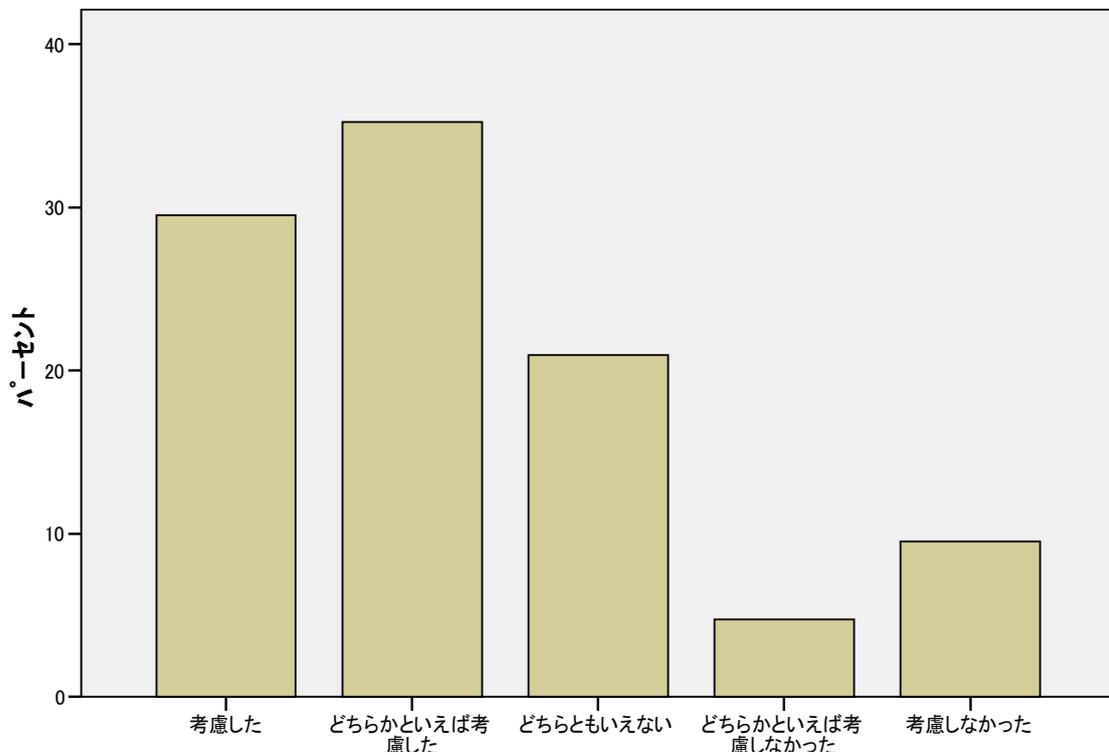
Q30_1_c.第一審で考慮したこと・依頼人の心をケアすること

度数	有効	105
	欠損値	8
平均値		2.30

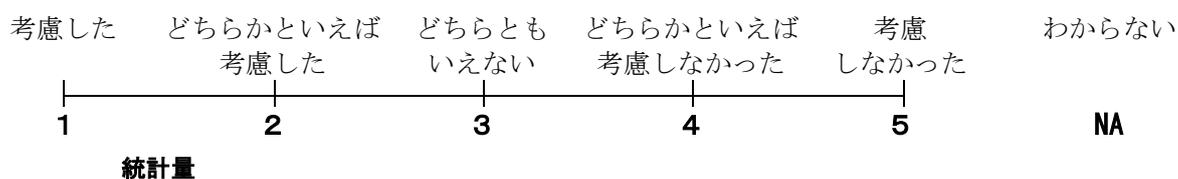
Q30_1.c.第一審で考慮したこと・依頼人の心をケアすること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	31	27.4	29.5	29.5
	どちらかといえば考慮した	37	32.7	35.2	64.8
	どちらともいえない	22	19.5	21.0	85.7
	どちらかといえば考慮しな かった	5	4.4	4.8	90.5
	考慮しなかった	10	8.8	9.5	100.0
	合計	105	92.9	100.0	
	欠損	わからない	5	4.4	
値	無回答	3	2.7		
	合計	8	7.1		
合計		113	100.0		

Q30_1.c.第一審で考慮したこと・依頼人の心をケアすること



(d) 依頼人のみならず、当事者双方に配慮した解決を図ること



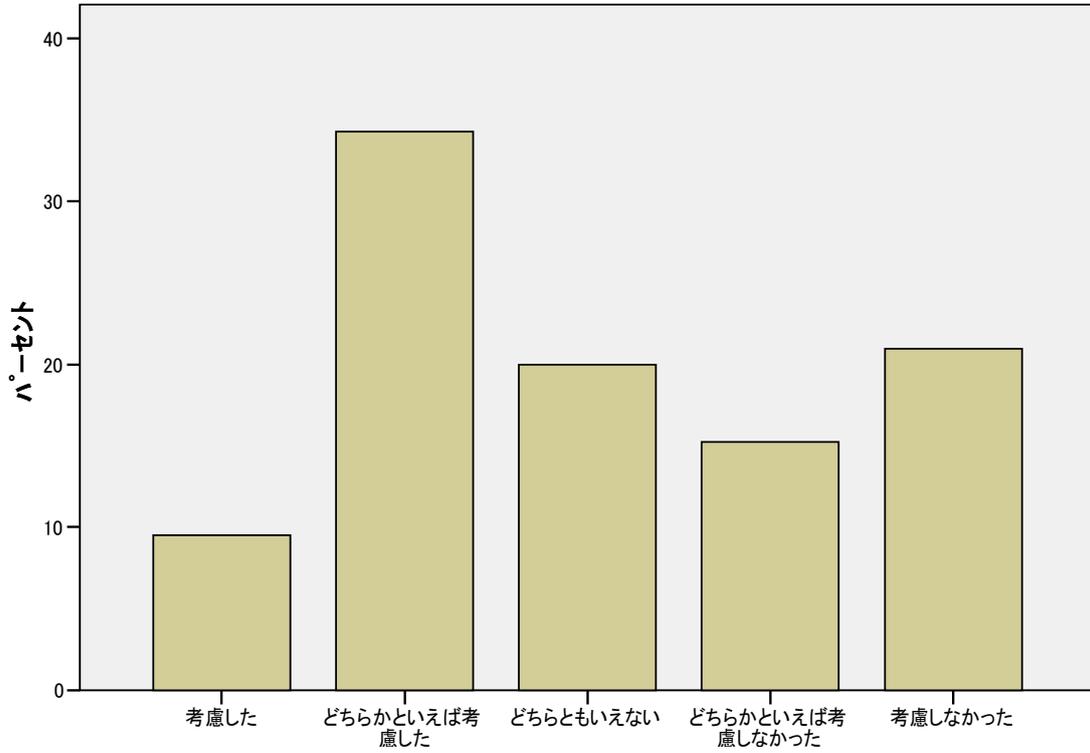
Q30_1_d.第一審で考慮したこと・当事者双方に配慮した解決を図ること

度数	有効	105
	欠損値	8
平均値		3.04

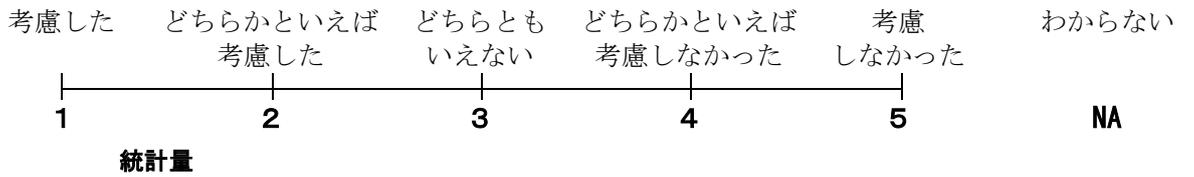
Q30_1_d.第一審で考慮したこと・当事者双方に配慮した解決を図ること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	10	8.8	9.5	9.5
	どちらかといえば考慮した	36	31.9	34.3	43.8
	どちらともいえない	21	18.6	20.0	63.8
	どちらかといえば考慮しな	16	14.2	15.2	79.0
	かった	22	19.5	21.0	100.0
	考慮しなかった	22	19.5	21.0	100.0
	合計	105	92.9	100.0	
欠損	わからない	5	4.4		
	無回答	3	2.7		
	合計	8	7.1		
合計		113	100.0		

Q30_1_d.第一審で考慮したこと・当事者双方に配慮した解決を図ること



(e) 先例や相場に合致した解決を図ること



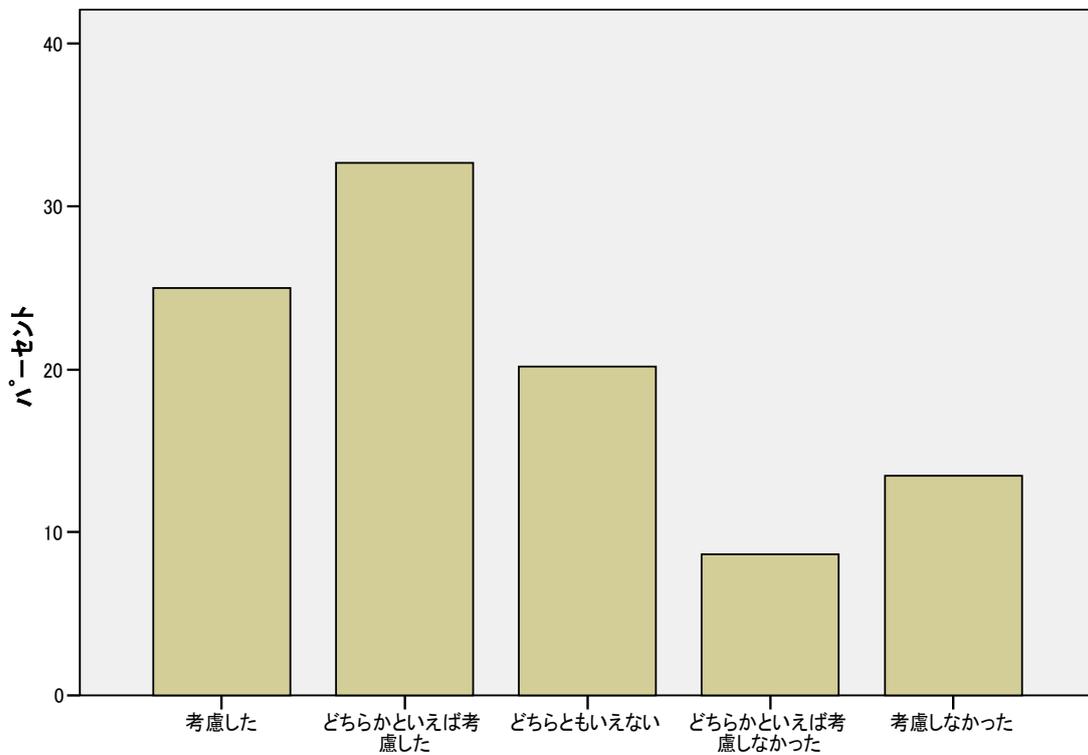
Q30_1_e.第一審で考慮したこと・先例や相場に合致した解決を図ること

度数	有効	104
	欠損値	9
平均値		2.53

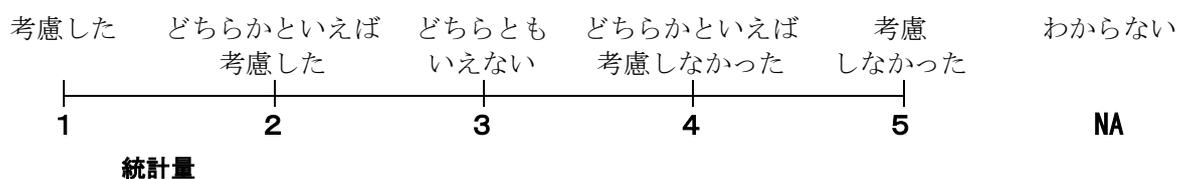
Q30_1_e.第一審で考慮したこと・先例や相場に合致した解決を図ること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	26	23.0	25.0	25.0
	どちらかといえば考慮した	34	30.1	32.7	57.7
	どちらともいえない	21	18.6	20.2	77.9
	どちらかといえば考慮しな かった	9	8.0	8.7	86.5
	考慮しなかった	14	12.4	13.5	100.0
	合計	104	92.0	100.0	
欠損 値	わからない	6	5.3		
	無回答	3	2.7		
合計		9	8.0		
合計		113	100.0		

Q30_1_e.第一審で考慮したこと・先例や相場に合致した解決を図ること



(f) 背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決を図ること



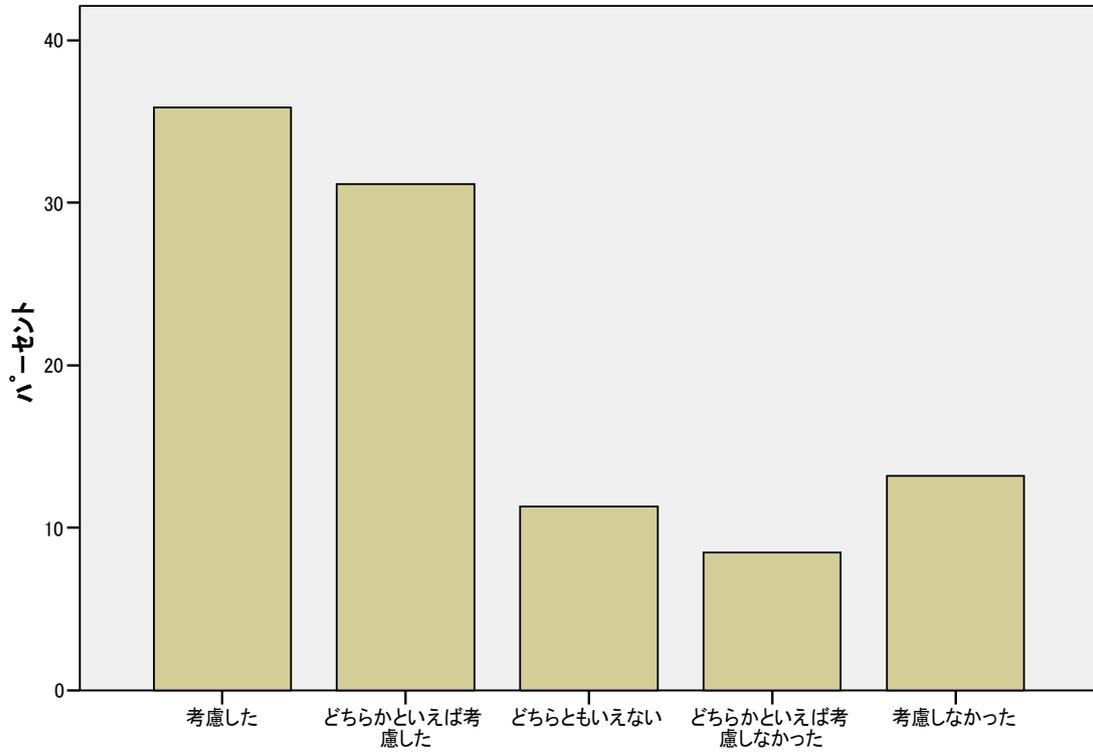
Q30_1.f.第一審で考慮したこと・紛争の根本にある問題の解決を図ること

度数	有効	106
	欠損値	7
平均値		2.32

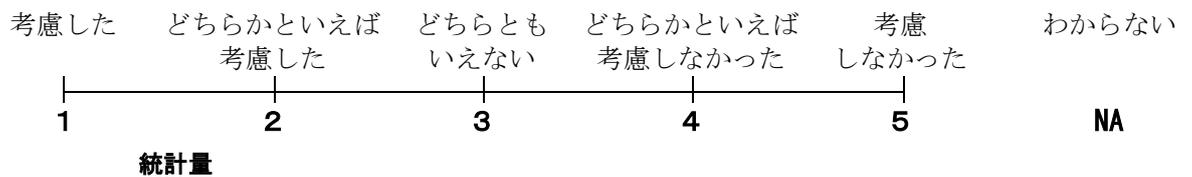
Q30_1.f.第一審で考慮したこと・紛争の根本にある問題の解決を図ること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	38	33.6	35.8	35.8
	どちらかといえば考慮した	33	29.2	31.1	67.0
	どちらともいえぬ	12	10.6	11.3	78.3
	どちらかといえば考慮しな	9	8.0	8.5	86.8
	かった	14	12.4	13.2	100.0
	考慮しなかった	14	12.4	13.2	100.0
	合計	106	93.8	100.0	
欠損	わからない	5	4.4		
	無回答	2	1.8		
	合計	7	6.2		
合計		113	100.0		

Q30_1_f.第一審で考慮したこと・紛争の根本にある問題の解決を図ること



(g) 裁判官が正しい判断を下せるように、判断資料を収集・提供すること



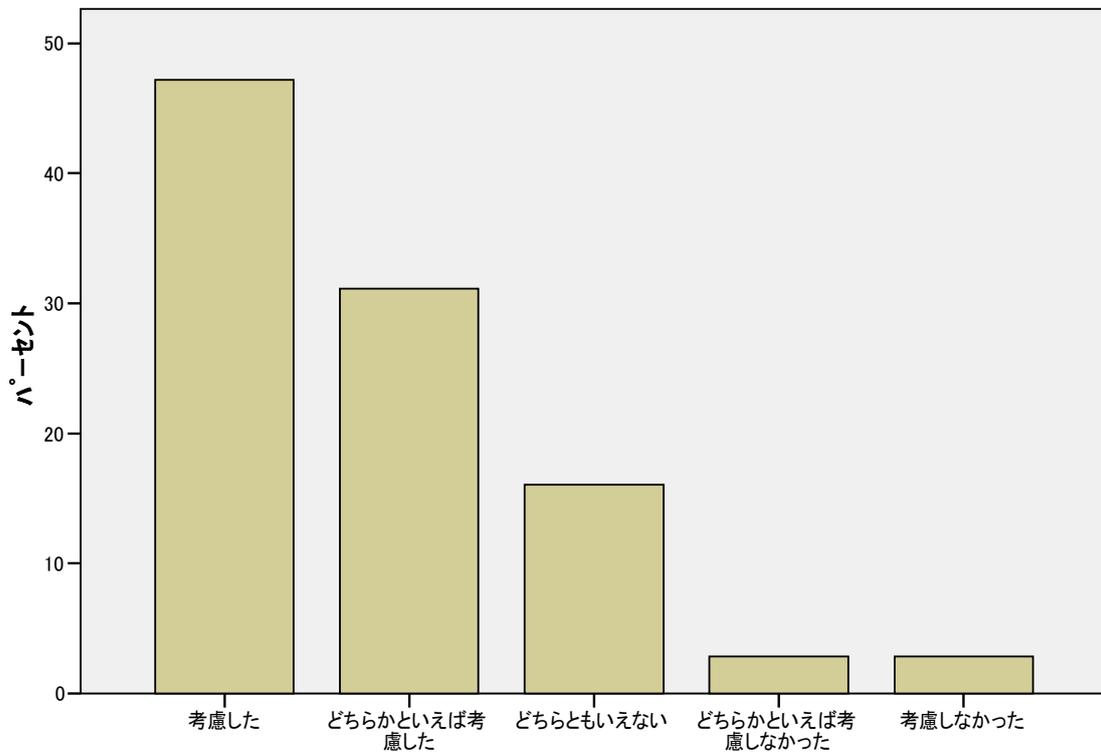
Q30_1_g.第一審で考慮したこと・正しい判断を下せるよう判断資料を収集・提供

度数	有効	106
	欠損値	7
平均値		1.83

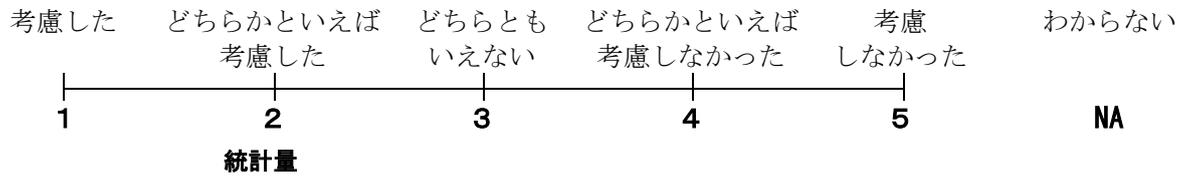
Q30_1_g.第一審で考慮したこと・正しい判断を下せるよう判断資料を収集・提供

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	50	44.2	47.2	47.2
	どちらかといえば考慮した	33	29.2	31.1	78.3
	どちらともいえない	17	15.0	16.0	94.3
	どちらかといえば考慮しな かった	3	2.7	2.8	97.2
	考慮しなかった	3	2.7	2.8	100.0
	合計	106	93.8	100.0	
	欠損	わからない	3	2.7	
値	無回答	4	3.5		
	合計	7	6.2		
合計		113	100.0		

Q30_1_g.第一審で考慮したこと・正しい判断を下せるよう判断資料を収集・提供



(h) 社会正義を実現すること



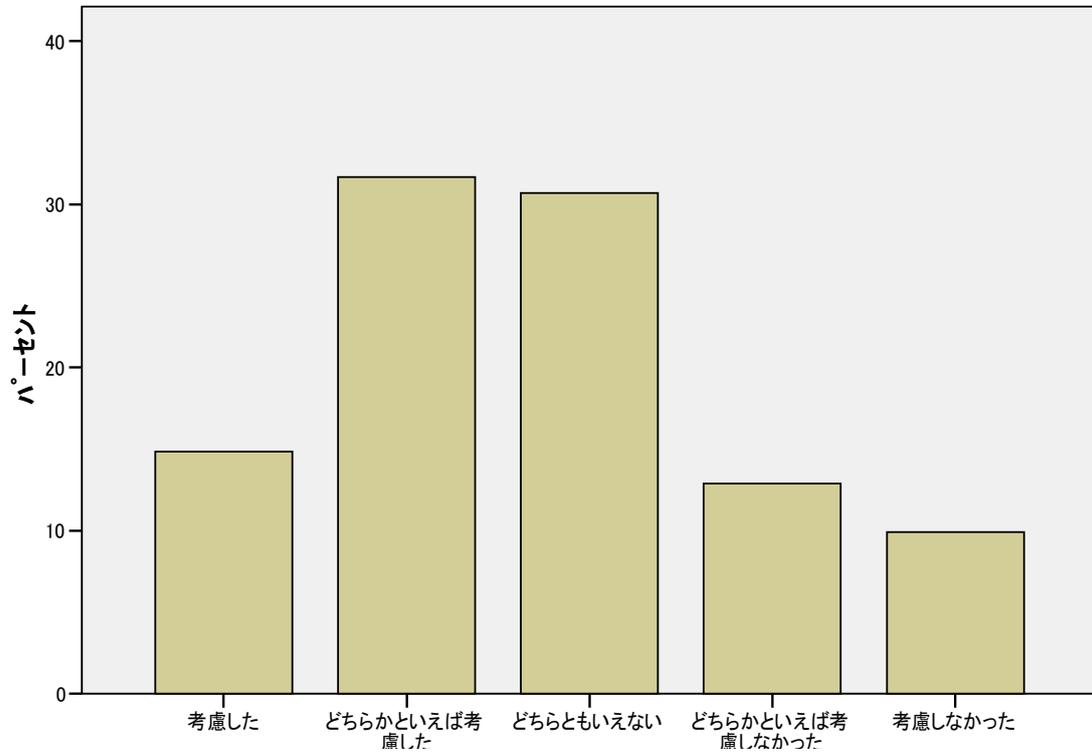
Q30_1_h.第一審で考慮したこと・社会正義を実現すること

度数	有効	101
	欠損値	12
平均値		2.71

Q30_1_h.第一審で考慮したこと・社会正義を実現すること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	15	13.3	14.9	14.9
	どちらかといえば考慮した	32	28.3	31.7	46.5
	どちらともいええない	31	27.4	30.7	77.2
	どちらかといえば考慮しな かった	13	11.5	12.9	90.1
	考慮しなかった	10	8.8	9.9	100.0
	合計	101	89.4	100.0	
欠損	わからない	8	7.1		
値	無回答	4	3.5		
	合計	12	10.6		
合計		113	100.0		

Q30_1_h.第一審で考慮したこと・社会正義を実現すること



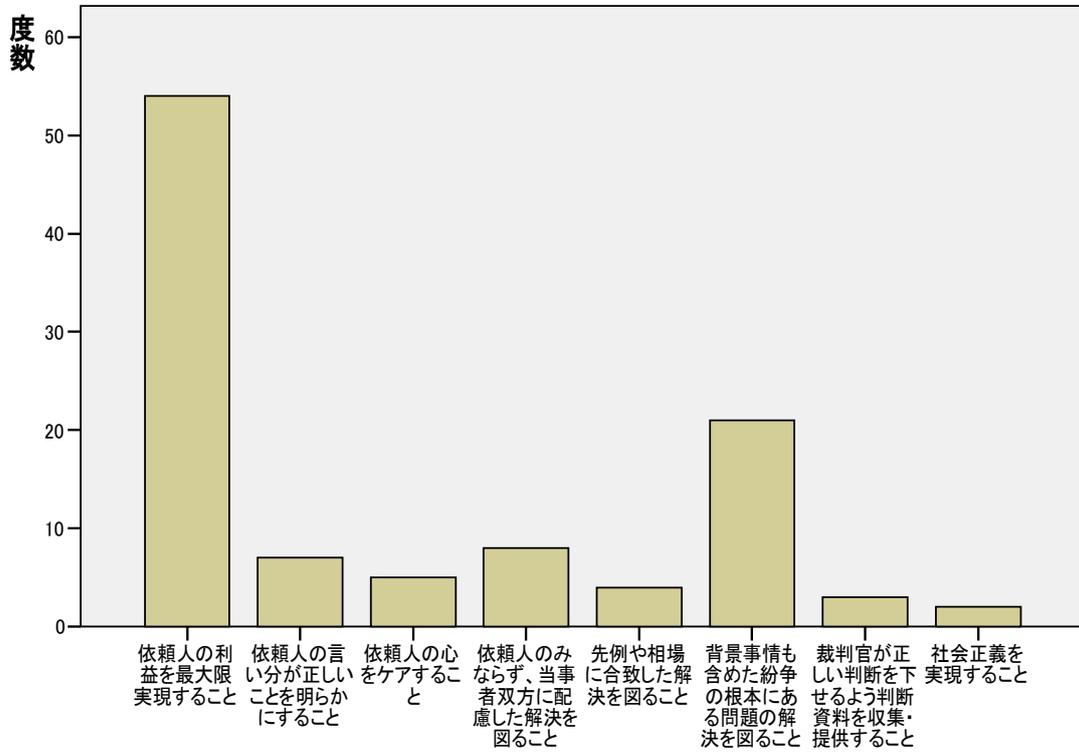
- (2) 上記問 30 (1) の選択肢(a)から(h)のなかでもっとも重視したものはどれですか。
1つを選んで記号でお答え下さい。

()

Q30_2.第一審でもっとも重視したこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	依頼人の利益を最大限実現すること	54	47.8	51.9	51.9
	依頼人の言い分が正しいことを明らかにすること	7	6.2	6.7	58.7
	依頼人の心をケアすること	5	4.4	4.8	63.5
	依頼人のみならず、当事者双方に配慮した解決を図ること	8	7.1	7.7	71.2
	先例や相場に合致した解決を図ること	4	3.5	3.8	75.0
	背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決を図ること	21	18.6	20.2	95.2
	裁判官が正しい判断を下せるよう判断資料を収集・提供すること	3	2.7	2.9	98.1
	社会正義を実現すること	2	1.8	1.9	100.0
	合計	104	92.0	100.0	
欠損値	無回答	9	8.0		
合計		113	100.0		

Q30_2.第一審でもっとも重視したこと



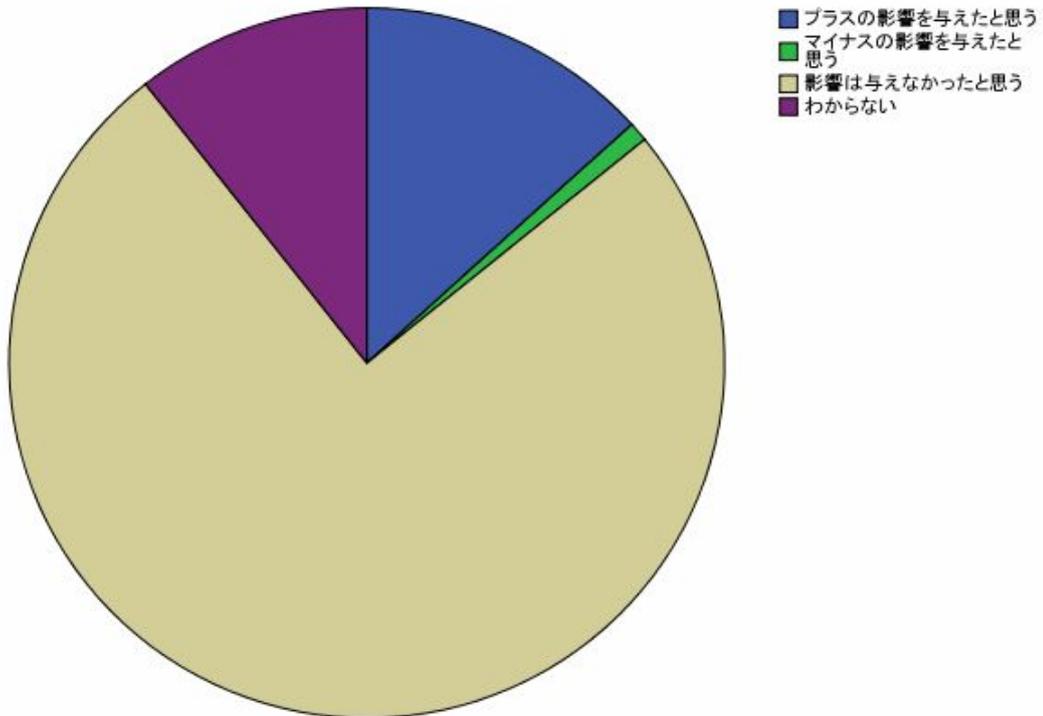
問 31 あなたの性別が男（女）であることが、あなたと依頼人の関係にどのように影響を与えたと思いますか。 **もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

- 1 プラスの影響を与えたと思う
(影響の内容をご記入下さい:)
- 2 マイナスの影響を与えたと思う
(影響の内容をご記入下さい:)
- 3 影響は与えなかったと思う
- 4 わからない

Q31.弁護士の性別による依頼人への影響

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
プラスの影響を与えたと思う	15	13.3	13.3	13.3
マイナスの影響を与えたと思う	1	.9	.9	14.2
影響は与えなかったと思う	85	75.2	75.2	89.4
わからない	12	10.6	10.6	100.0
合計	113	100.0	100.0	

Q31.弁護士の性別による依頼人への影響



☆ 本件の裁判の全過程（控訴、上告を含む）についてうかがいます。

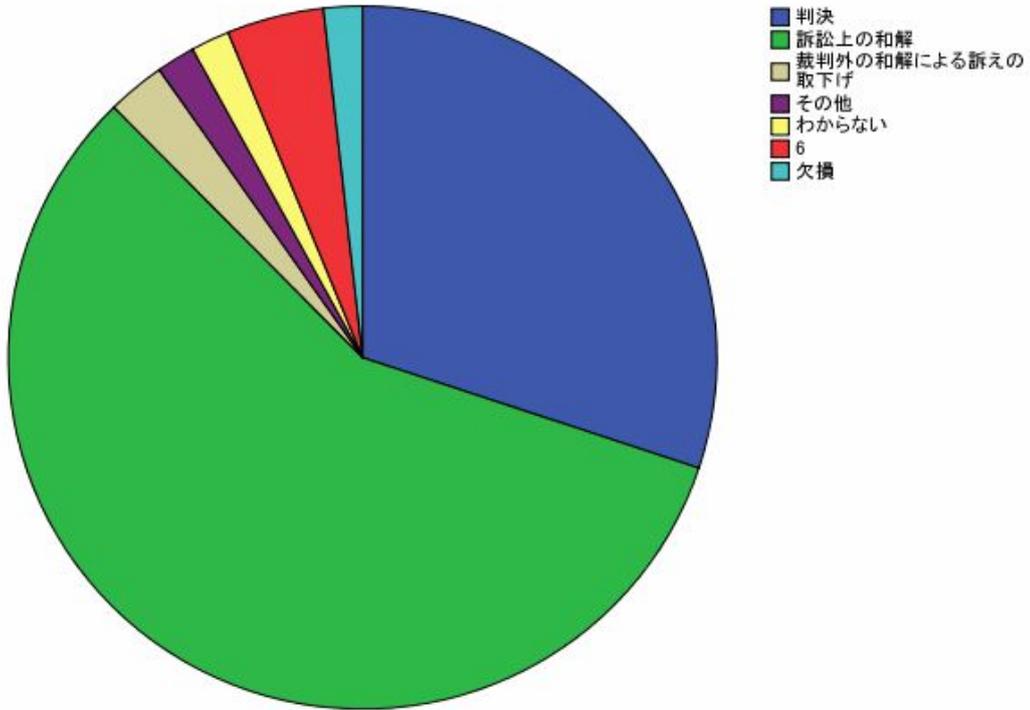
問 32 本件裁判の最終結果はどうになりましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 判決
- 2 訴訟上の和解
- 3 裁判外の和解による訴えの取下げ
- 4 訴えの取下げ（3の場合を除く）
- 5 その他（内容をご記入下さい：)
- 6 わからない

Q32.裁判の最終結果

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	判決	34	30.1	30.6	30.6
	訴訟上の和解	65	57.5	58.6	89.2
	裁判外の和解による訴えの取下げ	3	2.7	2.7	91.9
	訴えの取下げ(3以外)	2	1.8	1.8	93.7
	その他	2	1.8	1.8	95.5
	わからない	5	4.4	4.5	100.0
	合計	111	98.2	100.0	
欠損値	無回答	2	1.8		
合計		113	100.0		

Q32.裁判の最終結果



★ 最後に、あなたご自身についてうかがいます。

F 1 あなたとあなたの事務所の構成をお答え下さい。

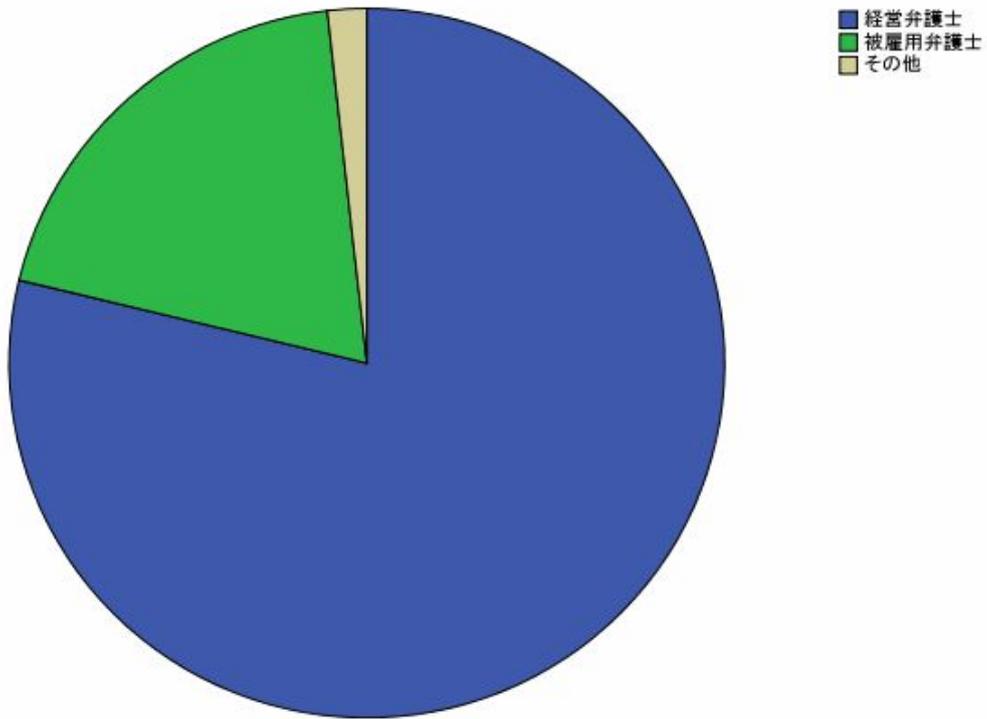
(1) この事件の終了時点で、あなたが該当するのは次のうちのどれですか。

- 1 経営弁護士
(パートナー・共同経営弁護士・単独経営弁護士。一人事務所の場合を含む)
- 2 被雇用弁護士(アソシエイト・補助弁護士など)
- 3 その他 (内容をご記入下さい:)

F1.1.雇用形態

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 経営弁護士	89	78.8	78.8	78.8
被雇用弁護士	22	19.5	19.5	98.2
その他	2	1.8	1.8	100.0
合計	113	100.0	100.0	

F1_1.雇用形態



(2) この事件の終了時点で、あなたが所属していた事務所の規模についてお答え下さい。

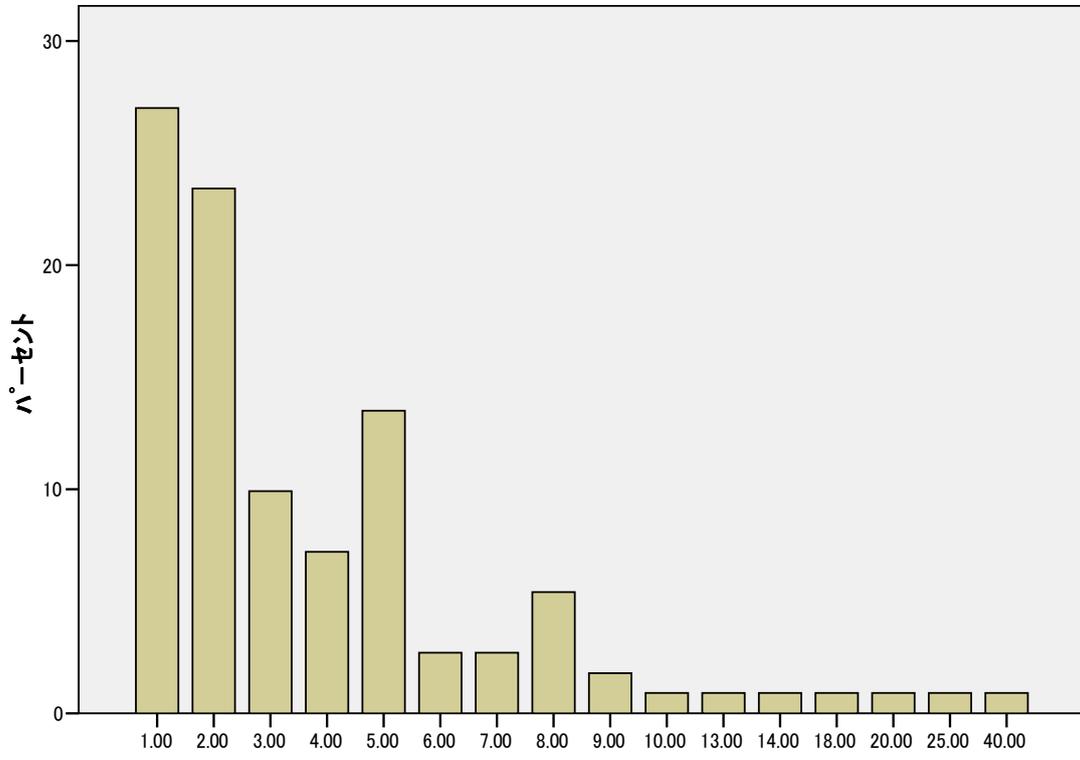
1 全弁護士数：() 人

2 全事務員数：() 人

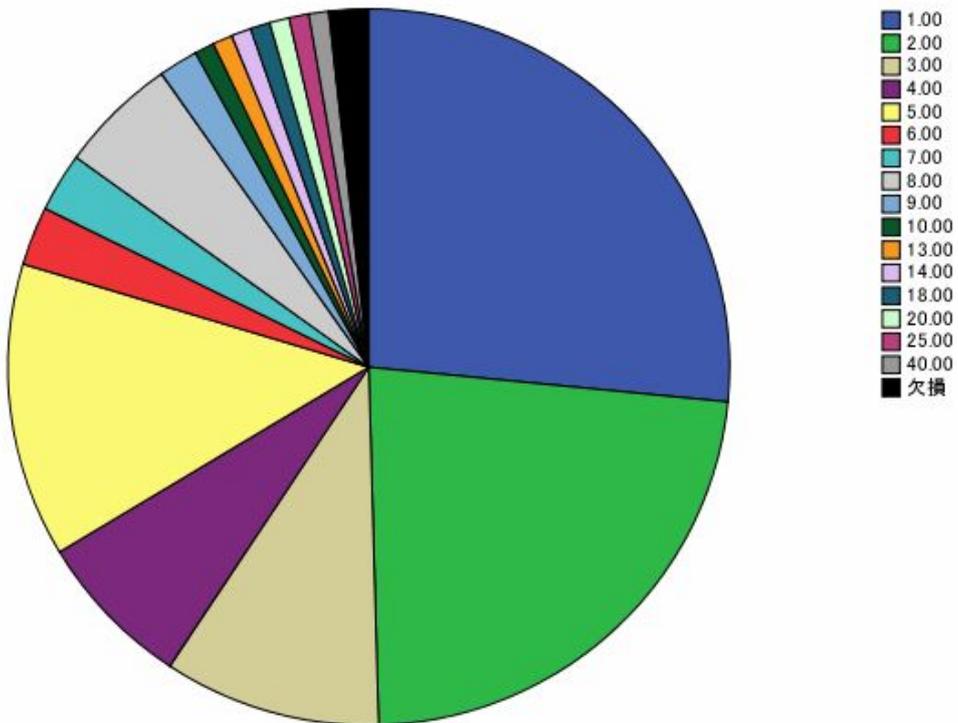
F1_2.1.所属事務所の全弁護士数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.00	30	26.5	27.0	27.0
	2.00	26	23.0	23.4	50.5
	3.00	11	9.7	9.9	60.4
	4.00	8	7.1	7.2	67.6
	5.00	15	13.3	13.5	81.1
	6.00	3	2.7	2.7	83.8
	7.00	3	2.7	2.7	86.5
	8.00	6	5.3	5.4	91.9
	9.00	2	1.8	1.8	93.7
	10.00	1	.9	.9	94.6
	13.00	1	.9	.9	95.5
	14.00	1	.9	.9	96.4
	18.00	1	.9	.9	97.3
	20.00	1	.9	.9	98.2
	25.00	1	.9	.9	99.1
	40.00	1	.9	.9	100.0
		合計	111	98.2	100.0
欠損値	無回答	2	1.8		
	合計	113	100.0		

F1_2.1.所属事務所の全弁護士数



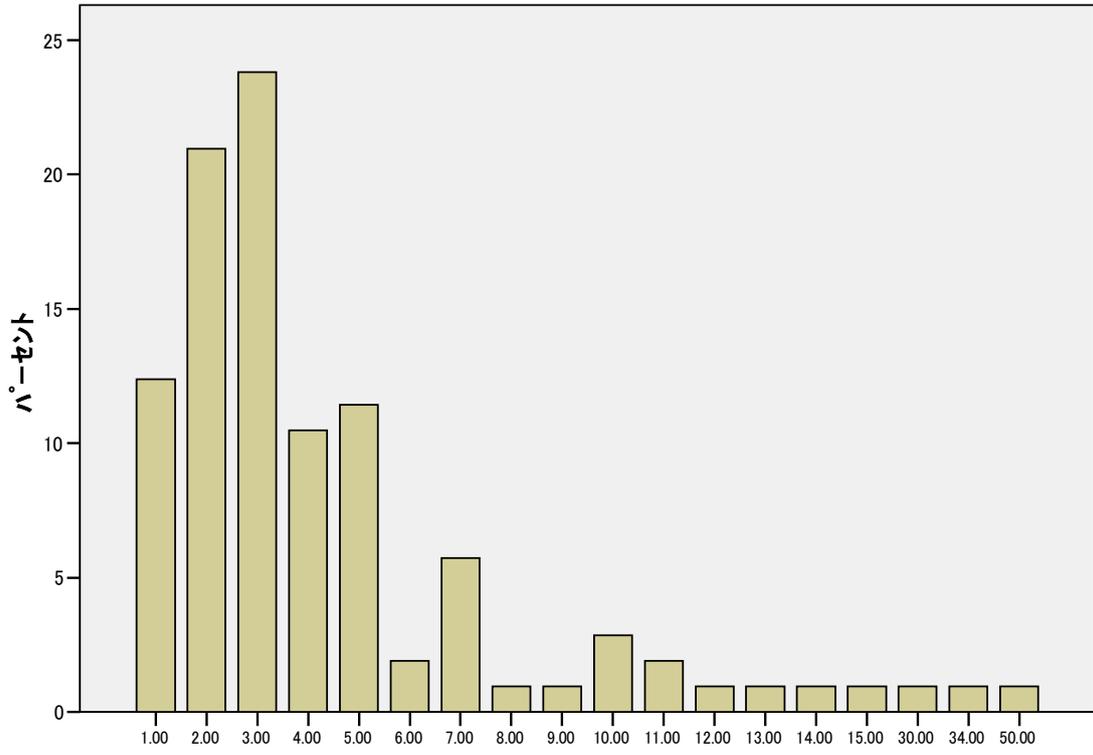
F1_2.1.所属事務所の全弁護士数



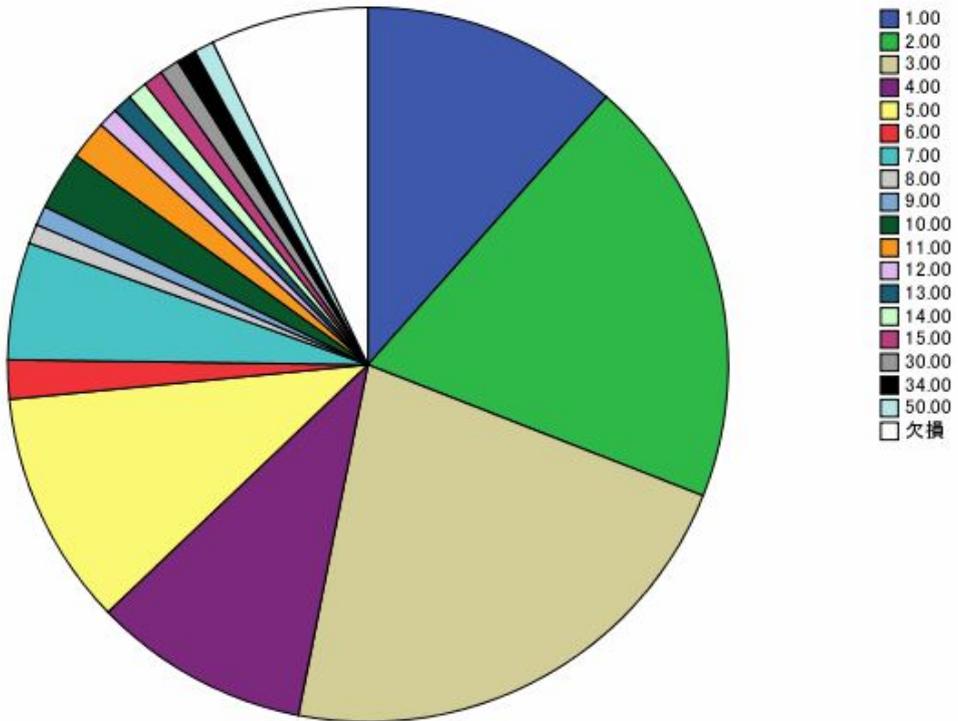
F1_2.2.所属弁護士の全事務員数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.00	13	11.5	12.4	12.4
	2.00	22	19.5	21.0	33.3
	3.00	25	22.1	23.8	57.1
	4.00	11	9.7	10.5	67.6
	5.00	12	10.6	11.4	79.0
	6.00	2	1.8	1.9	81.0
	7.00	6	5.3	5.7	86.7
	8.00	1	.9	1.0	87.6
	9.00	1	.9	1.0	88.6
	10.00	3	2.7	2.9	91.4
	11.00	2	1.8	1.9	93.3
	12.00	1	.9	1.0	94.3
	13.00	1	.9	1.0	95.2
	14.00	1	.9	1.0	96.2
	15.00	1	.9	1.0	97.1
	30.00	1	.9	1.0	98.1
	34.00	1	.9	1.0	99.0
	50.00	1	.9	1.0	100.0
	合計	105	92.9	100.0	
欠損値	無回答	8	7.1		
	合計	113	100.0		

F1_2.2.所属弁護士の全事務員数



F1_2_2.所属弁護士の全事務員数



F 2 あなたの生年をお答え下さい。西暦、もしくは元号を用いてお答え下さい。

西暦

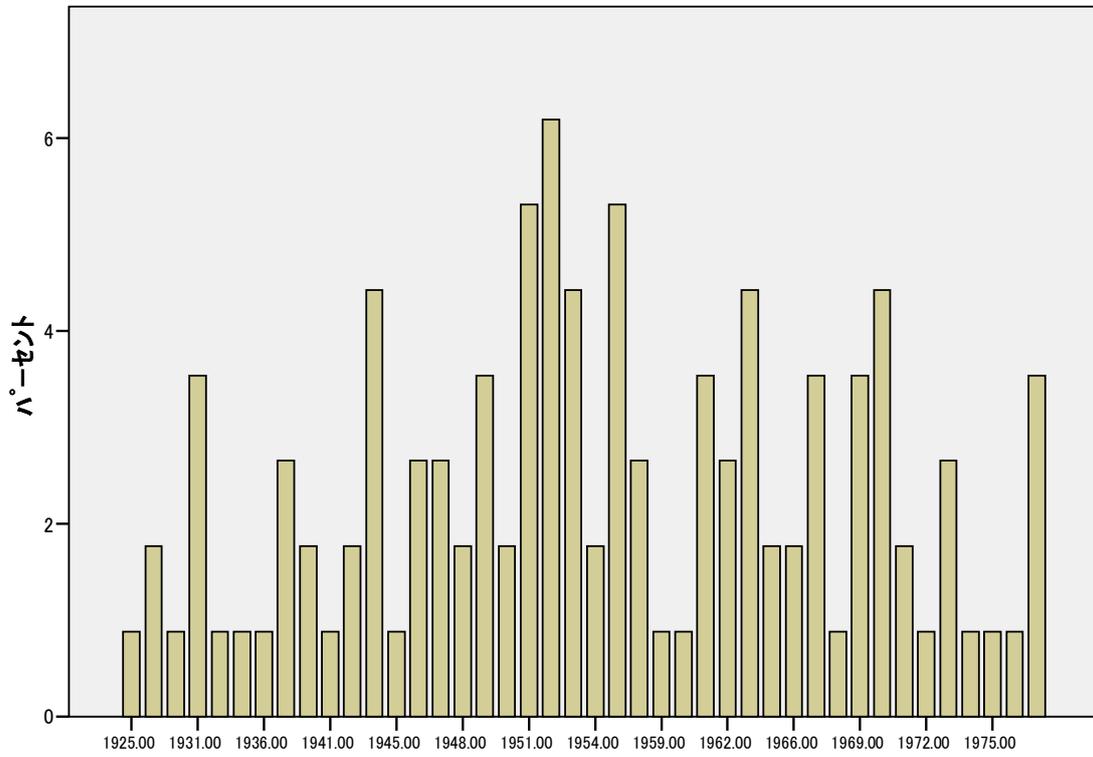
(1. 明治
2. 大正
3. 昭和)

F2.生年

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1925.00	1	.9	.9	.9
	1929.00	2	1.8	1.8	2.7
	1930.00	1	.9	.9	3.5
	1931.00	4	3.5	3.5	7.1
	1933.00	1	.9	.9	8.0
	1935.00	1	.9	.9	8.8
	1936.00	1	.9	.9	9.7
	1937.00	3	2.7	2.7	12.4
	1938.00	2	1.8	1.8	14.2

1941.00	1	.9	.9	15.0
1943.00	2	1.8	1.8	16.8
1944.00	5	4.4	4.4	21.2
1945.00	1	.9	.9	22.1
1946.00	3	2.7	2.7	24.8
1947.00	3	2.7	2.7	27.4
1948.00	2	1.8	1.8	29.2
1949.00	4	3.5	3.5	32.7
1950.00	2	1.8	1.8	34.5
1951.00	6	5.3	5.3	39.8
1952.00	7	6.2	6.2	46.0
1953.00	5	4.4	4.4	50.4
1954.00	2	1.8	1.8	52.2
1956.00	6	5.3	5.3	57.5
1957.00	3	2.7	2.7	60.2
1959.00	1	.9	.9	61.1
1960.00	1	.9	.9	61.9
1961.00	4	3.5	3.5	65.5
1962.00	3	2.7	2.7	68.1
1963.00	5	4.4	4.4	72.6
1964.00	2	1.8	1.8	74.3
1966.00	2	1.8	1.8	76.1
1967.00	4	3.5	3.5	79.6
1968.00	1	.9	.9	80.5
1969.00	4	3.5	3.5	84.1
1970.00	5	4.4	4.4	88.5
1971.00	2	1.8	1.8	90.3
1972.00	1	.9	.9	91.2
1973.00	3	2.7	2.7	93.8
1974.00	1	.9	.9	94.7
1975.00	1	.9	.9	95.6
1977.00	1	.9	.9	96.5
無回答	4	3.5	3.5	100.0
合計	113	100.0	100.0	

F2.生年



F 3 あなたの性別をお答え下さい。

1

男 性

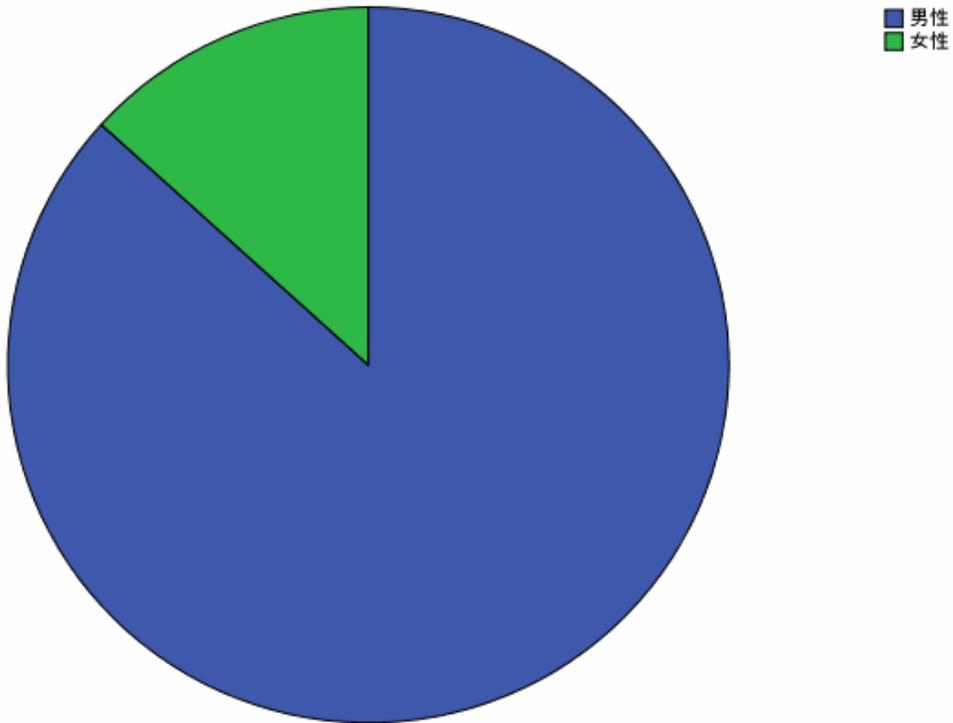
2

女 性

F3.性別

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 男性	98	86.7	86.7	86.7
女性	15	13.3	13.3	100.0
合計	113	100.0	100.0	

F3.性別



F 4 あなたご自身の年間取り扱い事件数について、**2004年の1年間**について、それぞれ概数でお答え下さい。

(1) 民事事件（相談、調停、訴訟、破産など全て）：

件

統計量

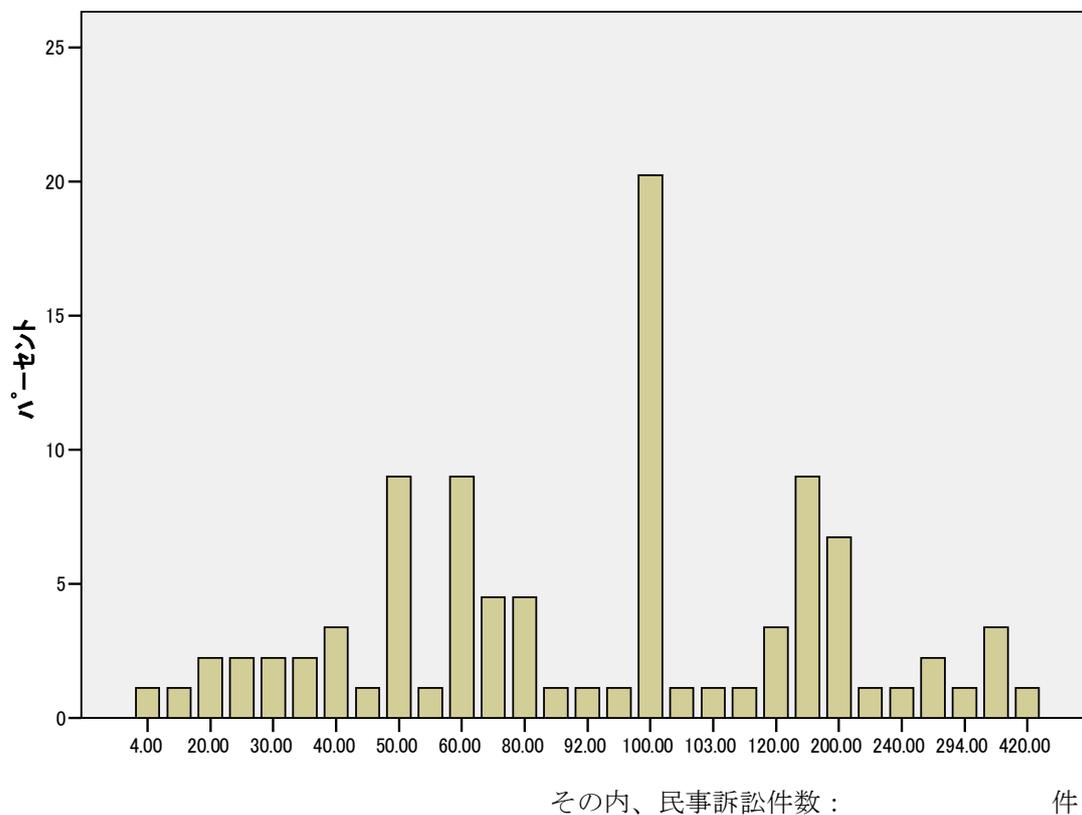
F4_1_1.年間取り扱い事件数(民事事件)・民事事件

度数	有効	89
	欠損値	24
平均値		108.2921

F4_1_1.年間取り扱い事件数(民事事件)・民事事件

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	4.00	1	.9	1.1	1.1
	10.00	1	.9	1.1	2.2
	20.00	2	1.8	2.2	4.5
	25.00	2	1.8	2.2	6.7
	30.00	2	1.8	2.2	9.0
	32.00	2	1.8	2.2	11.2
	40.00	3	2.7	3.4	14.6
	48.00	1	.9	1.1	15.7
	50.00	8	7.1	9.0	24.7
	58.00	1	.9	1.1	25.8
	60.00	8	7.1	9.0	34.8
	70.00	4	3.5	4.5	39.3
	80.00	4	3.5	4.5	43.8
	83.00	1	.9	1.1	44.9
	92.00	1	.9	1.1	46.1
	97.00	1	.9	1.1	47.2
	100.00	18	15.9	20.2	67.4
	101.00	1	.9	1.1	68.5
	103.00	1	.9	1.1	69.7
	110.00	1	.9	1.1	70.8
	120.00	3	2.7	3.4	74.2
	150.00	8	7.1	9.0	83.1
	200.00	6	5.3	6.7	89.9
	204.00	1	.9	1.1	91.0
	240.00	1	.9	1.1	92.1
	250.00	2	1.8	2.2	94.4
	294.00	1	.9	1.1	95.5
	300.00	3	2.7	3.4	98.9
	420.00	1	.9	1.1	100.0
	合計	89	78.8	100.0	
欠損値	無回答	24	21.2		
合計		113	100.0		

F4_1_1.年間取り扱い事件数(民事事件)・民事事件



統計量

F4_1_2.年間取り扱い事件数(民事事件)・そのうち、民事訴訟件数

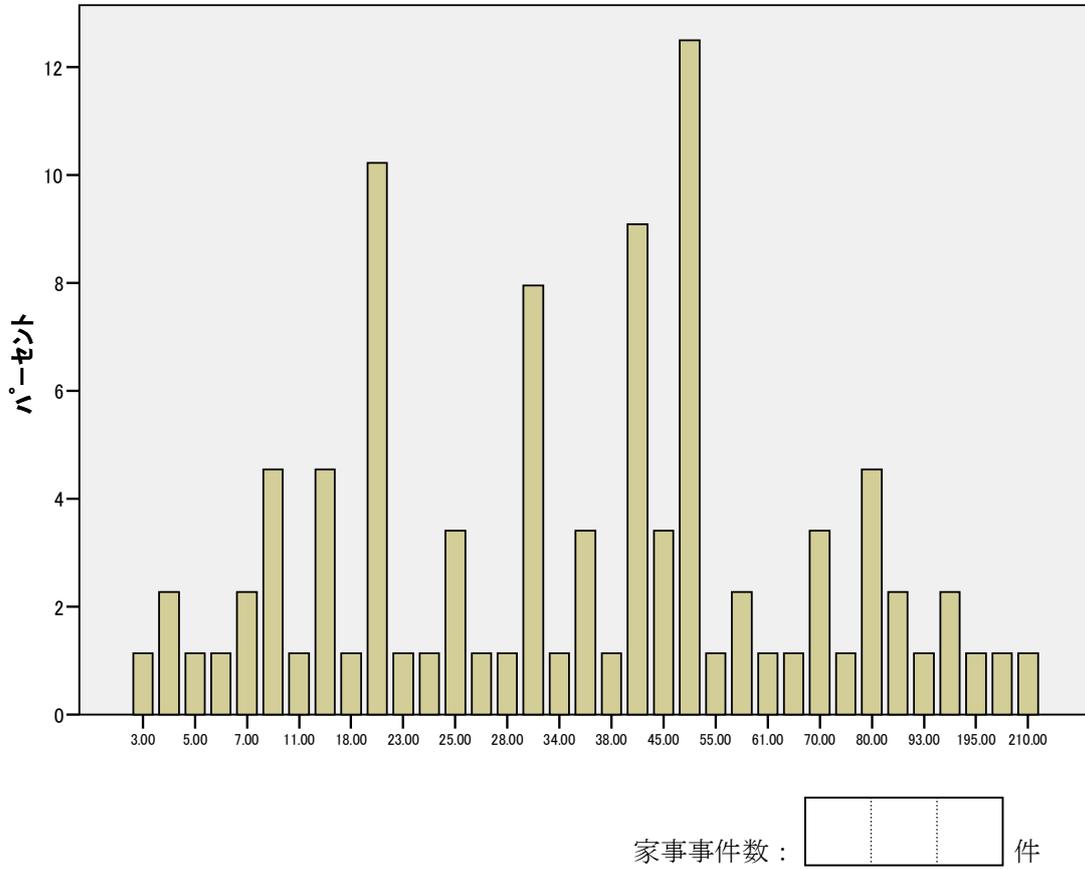
度数	有効	88
	欠損値	25
平均値		44.2841

F4_1_2.年間取り扱い事件数(民事事件)・そのうち、民事訴訟件数

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3.00	1	.9	1.1
	4.00	2	1.8	3.4
	5.00	1	.9	4.5
	6.00	1	.9	5.7

7.00	2	1.8	2.3	8.0
10.00	4	3.5	4.5	12.5
11.00	1	.9	1.1	13.6
15.00	4	3.5	4.5	18.2
18.00	1	.9	1.1	19.3
20.00	9	8.0	10.2	29.5
23.00	1	.9	1.1	30.7
24.00	1	.9	1.1	31.8
25.00	3	2.7	3.4	35.2
26.00	1	.9	1.1	36.4
28.00	1	.9	1.1	37.5
30.00	7	6.2	8.0	45.5
34.00	1	.9	1.1	46.6
35.00	3	2.7	3.4	50.0
38.00	1	.9	1.1	51.1
40.00	8	7.1	9.1	60.2
45.00	3	2.7	3.4	63.6
50.00	11	9.7	12.5	76.1
55.00	1	.9	1.1	77.3
60.00	2	1.8	2.3	79.5
61.00	1	.9	1.1	80.7
65.00	1	.9	1.1	81.8
70.00	3	2.7	3.4	85.2
75.00	1	.9	1.1	86.4
80.00	4	3.5	4.5	90.9
90.00	2	1.8	2.3	93.2
93.00	1	.9	1.1	94.3
100.00	2	1.8	2.3	96.6
195.00	1	.9	1.1	97.7
200.00	1	.9	1.1	98.9
210.00	1	.9	1.1	100.0
合計	88	77.9	100.0	
欠損値 無回答	25	22.1		
合計	113	100.0		

F4_1_2.年間取り扱い事件数(民事事件)・そのうち、民事訴訟件数



統計量

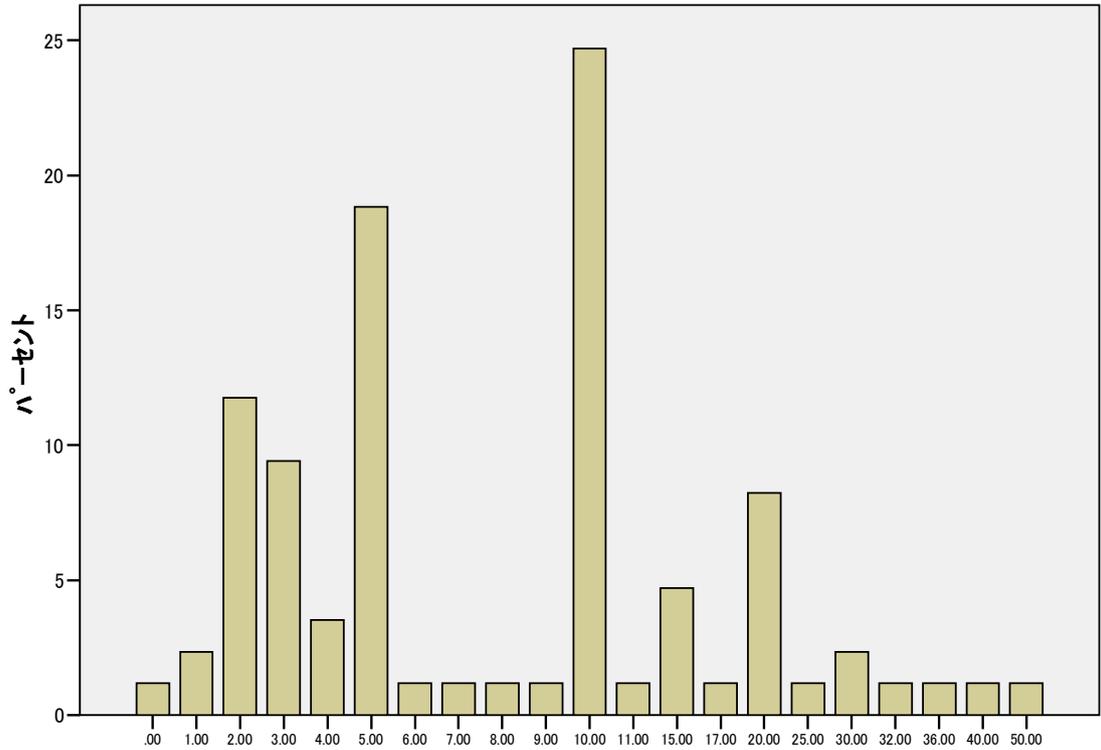
F4_1_3.年間取り扱い事件数(民事事件)・家事事件数

度数	有効	85
	欠損値	28
平均値		9.9882

F4_1.3.年間取り扱い事件数(民事事件)・家事事件数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	.00	1	.9	1.2	1.2
	1.00	2	1.8	2.4	3.5
	2.00	10	8.8	11.8	15.3
	3.00	8	7.1	9.4	24.7
	4.00	3	2.7	3.5	28.2
	5.00	16	14.2	18.8	47.1
	6.00	1	.9	1.2	48.2
	7.00	1	.9	1.2	49.4
	8.00	1	.9	1.2	50.6
	9.00	1	.9	1.2	51.8
	10.00	21	18.6	24.7	76.5
	11.00	1	.9	1.2	77.6
	15.00	4	3.5	4.7	82.4
	17.00	1	.9	1.2	83.5
	20.00	7	6.2	8.2	91.8
	25.00	1	.9	1.2	92.9
	30.00	2	1.8	2.4	95.3
	32.00	1	.9	1.2	96.5
	36.00	1	.9	1.2	97.6
	40.00	1	.9	1.2	98.8
	50.00	1	.9	1.2	100.0
	合計	85	75.2	100.0	
欠損値	無回答	28	24.8		
合計		113	100.0		

F4_1_3.年間取り扱い事件数(民事事件)・家事事件数



法律扶助事件数 : 件

統計量

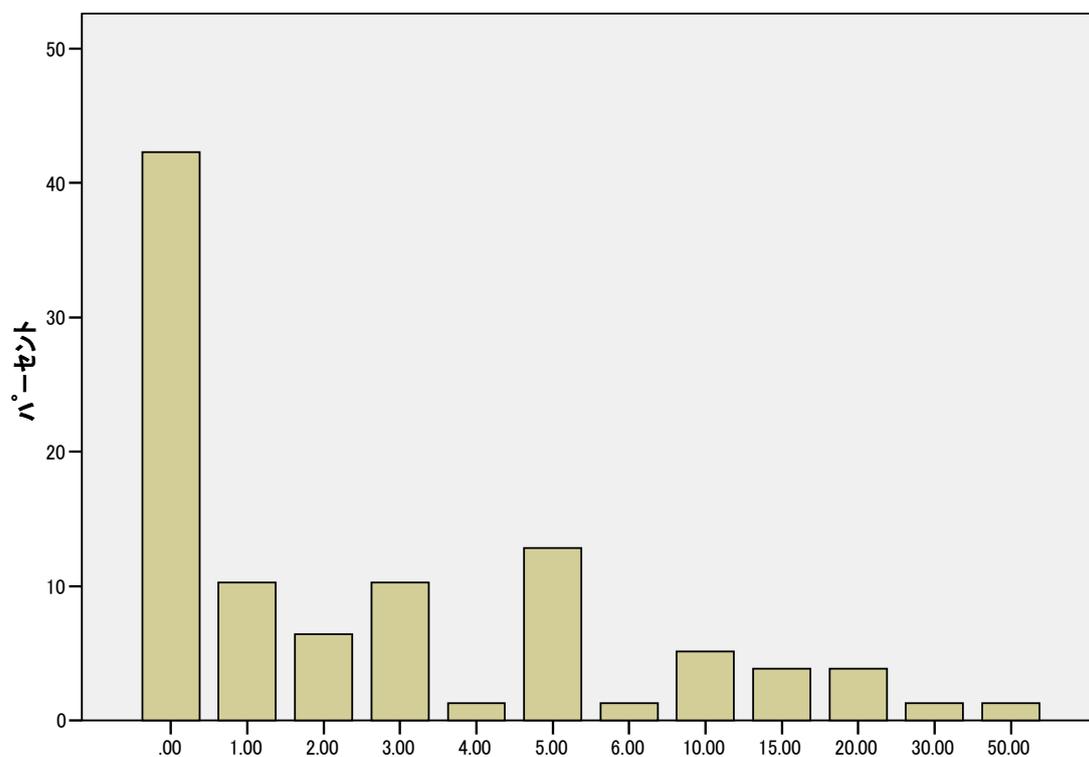
F4_1_4.年間取り扱い事件数(民事事件)・法律扶助事件数

度数	有効	78
	欠損値	35
平均値		4.1923

F4_1_4.年間取り扱い事件数(民事事件)・法律扶助事件数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	.00	33	29.2	42.3	42.3
	1.00	8	7.1	10.3	52.6
	2.00	5	4.4	6.4	59.0
	3.00	8	7.1	10.3	69.2
	4.00	1	.9	1.3	70.5
	5.00	10	8.8	12.8	83.3
	6.00	1	.9	1.3	84.6
	10.00	4	3.5	5.1	89.7
	15.00	3	2.7	3.8	93.6
	20.00	3	2.7	3.8	97.4
	30.00	1	.9	1.3	98.7
	50.00	1	.9	1.3	100.0
	合計	78	69.0	100.0	
欠損値	無回答	35	31.0		
合計		113	100.0		

F4_1_4.年間取り扱い事件数(民事事件)・法律扶助事件数



(2) 刑事事件 : 件

統計量

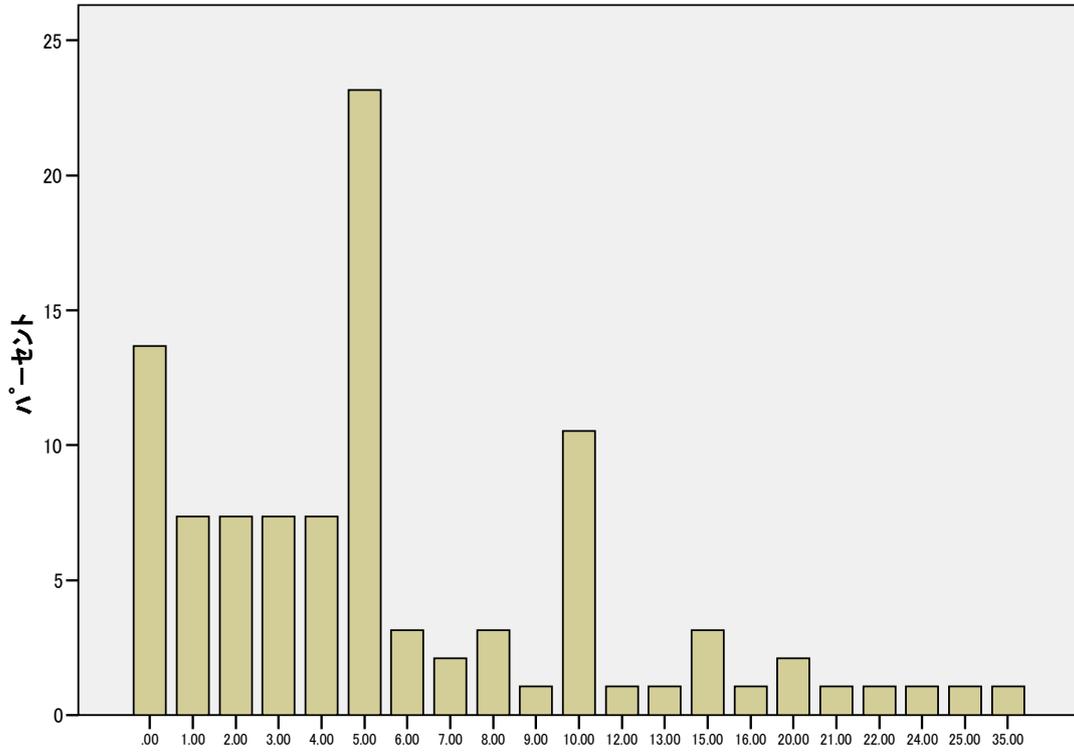
F4_2_1.年間取り扱い事件数(刑事事件)・刑事事件

度数	有効	95
	欠損値	18
平均値		6.2947

F4_2.1.年間取り扱い事件数(刑事事件)・刑事事件

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	.00	13	11.5	13.7	13.7
	1.00	7	6.2	7.4	21.1
	2.00	7	6.2	7.4	28.4
	3.00	7	6.2	7.4	35.8
	4.00	7	6.2	7.4	43.2
	5.00	22	19.5	23.2	66.3
	6.00	3	2.7	3.2	69.5
	7.00	2	1.8	2.1	71.6
	8.00	3	2.7	3.2	74.7
	9.00	1	.9	1.1	75.8
	10.00	10	8.8	10.5	86.3
	12.00	1	.9	1.1	87.4
	13.00	1	.9	1.1	88.4
	15.00	3	2.7	3.2	91.6
	16.00	1	.9	1.1	92.6
	20.00	2	1.8	2.1	94.7
	21.00	1	.9	1.1	95.8
	22.00	1	.9	1.1	96.8
	24.00	1	.9	1.1	97.9
	25.00	1	.9	1.1	98.9
	35.00	1	.9	1.1	100.0
	合計	95	84.1	100.0	
欠損値	無回答	18	15.9		
合計		113	100.0		

F4_2_1.年間取り扱い事件数(刑事事件)・刑事事件



その内、国選弁護事件数： 件

統計量

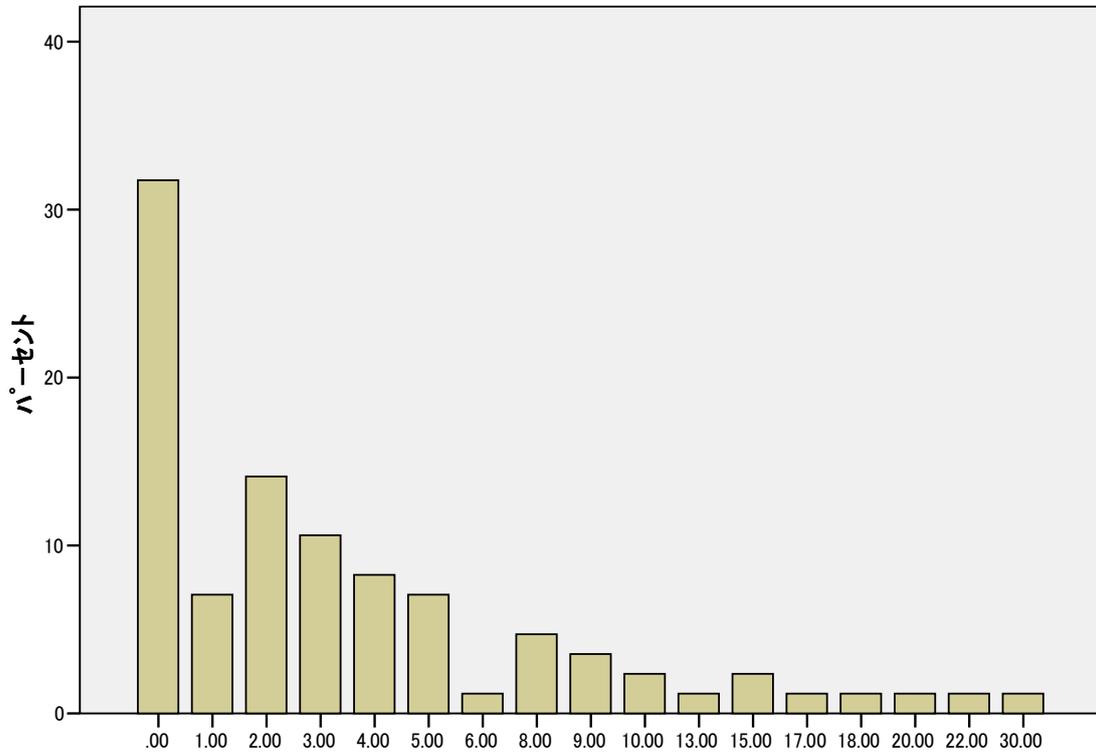
F4_2_2.年間取り扱い事件数(刑事事件)・そのうち、国選弁護事件数

度数	有効	85
	欠損値	28
平均値		4.1176

F4.2.2.年間取り扱い事件数(刑事事件)-そのうち、国選弁護事件数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	.00	27	23.9	31.8	31.8
	1.00	6	5.3	7.1	38.8
	2.00	12	10.6	14.1	52.9
	3.00	9	8.0	10.6	63.5
	4.00	7	6.2	8.2	71.8
	5.00	6	5.3	7.1	78.8
	6.00	1	.9	1.2	80.0
	8.00	4	3.5	4.7	84.7
	9.00	3	2.7	3.5	88.2
	10.00	2	1.8	2.4	90.6
	13.00	1	.9	1.2	91.8
	15.00	2	1.8	2.4	94.1
	17.00	1	.9	1.2	95.3
	18.00	1	.9	1.2	96.5
	20.00	1	.9	1.2	97.6
	22.00	1	.9	1.2	98.8
	30.00	1	.9	1.2	100.0
	合計	85	75.2	100.0	
欠損値	無回答	28	24.8		
合計		113	100.0		

F4_2_2.年間取り扱い事件数(刑事事件)・そのうち、国選弁護事件数



(3) その他 : 件

統計量

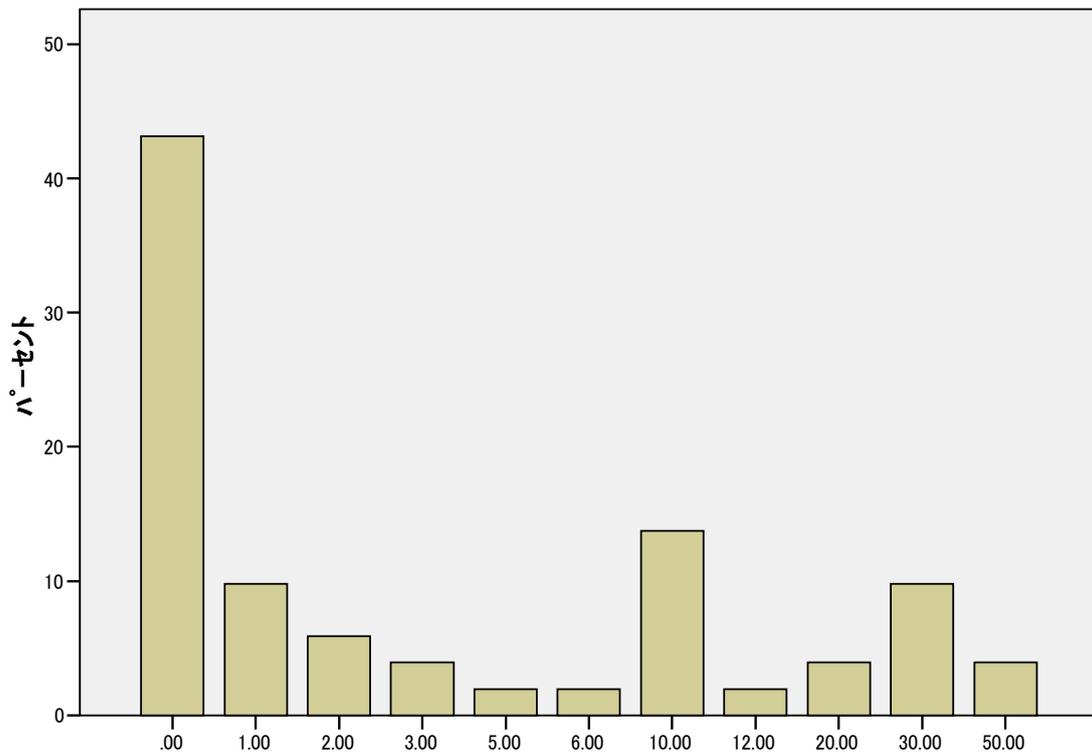
F4.3.その他

度数	有効	51
	欠損値	62
平均値		7.8431

F4.3.その他

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	.00	22	19.5	43.1	43.1
	1.00	5	4.4	9.8	52.9
	2.00	3	2.7	5.9	58.8
	3.00	2	1.8	3.9	62.7
	5.00	1	.9	2.0	64.7
	6.00	1	.9	2.0	66.7
	10.00	7	6.2	13.7	80.4
	12.00	1	.9	2.0	82.4
	20.00	2	1.8	3.9	86.3
	30.00	5	4.4	9.8	96.1
	50.00	2	1.8	3.9	100.0
	合計	51	45.1	100.0	
欠損値	無回答	62	54.9		
合計		113	100.0		

F4.3.その他



F 5 あなたの年間の弁護士としての収入を、2004年の1年間についてお答え下さい。

(1) 粗収入： 万円

統計量

F5_1.弁護士としての収入・粗収入

度数	有効	91
	欠損値	22
平均値		4287.0000

F5_1.弁護士としての収入・粗収入

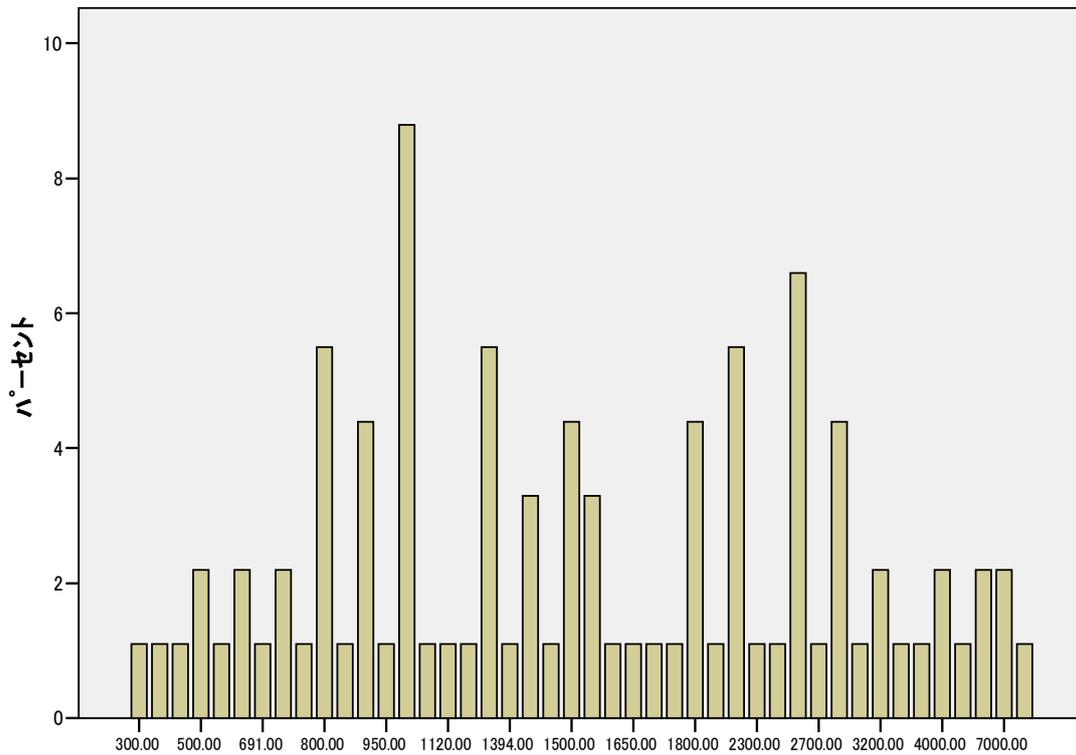
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 40.00	1	.9	1.1	1.1
604.00	1	.9	1.1	2.2
800.00	1	.9	1.1	3.3
850.00	1	.9	1.1	4.4
900.00	1	.9	1.1	5.5
1000.00	6	5.3	6.6	12.1
1100.00	1	.9	1.1	13.2
1200.00	2	1.8	2.2	15.4
1300.00	1	.9	1.1	16.5
1400.00	1	.9	1.1	17.6
1500.00	1	.9	1.1	18.7
1600.00	1	.9	1.1	19.8
1700.00	1	.9	1.1	20.9
1800.00	3	2.7	3.3	24.2
1812.00	1	.9	1.1	25.3
2000.00	4	3.5	4.4	29.7
2100.00	1	.9	1.1	30.8
2167.00	1	.9	1.1	31.9
2300.00	1	.9	1.1	33.0
2500.00	3	2.7	3.3	36.3
2600.00	1	.9	1.1	37.4

2700.00	2	1.8	2.2	39.6
2800.00	1	.9	1.1	40.7
2900.00	1	.9	1.1	41.8
3000.00	10	8.8	11.0	52.7
3200.00	1	.9	1.1	53.8
3500.00	2	1.8	2.2	56.0
3600.00	1	.9	1.1	57.1
4000.00	6	5.3	6.6	63.7
4200.00	1	.9	1.1	64.8
4267.00	1	.9	1.1	65.9
4300.00	1	.9	1.1	67.0
4400.00	1	.9	1.1	68.1
4500.00	2	1.8	2.2	70.3
5000.00	1	.9	1.1	71.4
5300.00	1	.9	1.1	72.5
5450.00	1	.9	1.1	73.6
5454.00	1	.9	1.1	74.7
6000.00	4	3.5	4.4	79.1
6093.00	1	.9	1.1	80.2
6400.00	2	1.8	2.2	82.4
6500.00	1	.9	1.1	83.5
6680.00	1	.9	1.1	84.6
7000.00	3	2.7	3.3	87.9
7500.00	1	.9	1.1	89.0
8000.00	1	.9	1.1	90.1
8200.00	1	.9	1.1	91.2
10000.00	2	1.8	2.2	93.4
12000.00	2	1.8	2.2	95.6
13000.00	1	.9	1.1	96.7
15000.00	2	1.8	2.2	98.9
24000.00	1	.9	1.1	100.0
合計	91	80.5	100.0	
欠損値 無回答	22	19.5		
合計	113	100.0		

740.00	1	.9	1.1	13.2
800.00	5	4.4	5.5	18.7
820.00	1	.9	1.1	19.8
900.00	4	3.5	4.4	24.2
950.00	1	.9	1.1	25.3
1000.00	8	7.1	8.8	34.1
1050.00	1	.9	1.1	35.2
1120.00	1	.9	1.1	36.3
1182.00	1	.9	1.1	37.4
1200.00	5	4.4	5.5	42.9
1394.00	1	.9	1.1	44.0
1400.00	3	2.7	3.3	47.3
1422.00	1	.9	1.1	48.4
1500.00	4	3.5	4.4	52.7
1600.00	3	2.7	3.3	56.0
1649.00	1	.9	1.1	57.1
1650.00	1	.9	1.1	58.2
1700.00	1	.9	1.1	59.3
1750.00	1	.9	1.1	60.4
1800.00	4	3.5	4.4	64.8
1940.00	1	.9	1.1	65.9
2000.00	5	4.4	5.5	71.4
2300.00	1	.9	1.1	72.5
2475.00	1	.9	1.1	73.6
2500.00	6	5.3	6.6	80.2
2700.00	1	.9	1.1	81.3
3000.00	4	3.5	4.4	85.7
3100.00	1	.9	1.1	86.8
3200.00	2	1.8	2.2	89.0
3480.00	1	.9	1.1	90.1
3800.00	1	.9	1.1	91.2
4000.00	2	1.8	2.2	93.4
4022.00	1	.9	1.1	94.5
5000.00	2	1.8	2.2	96.7
7000.00	2	1.8	2.2	98.9
12000.00	1	.9	1.1	100.0

	合計	91	80.5	100.0
欠損値	無回答	22	19.5	
	合計	113	100.0	

F5_2.弁護士としての収入・所得



F 6 2004 年末の時点でのあなたの法曹としての活動年数をお答え下さい。

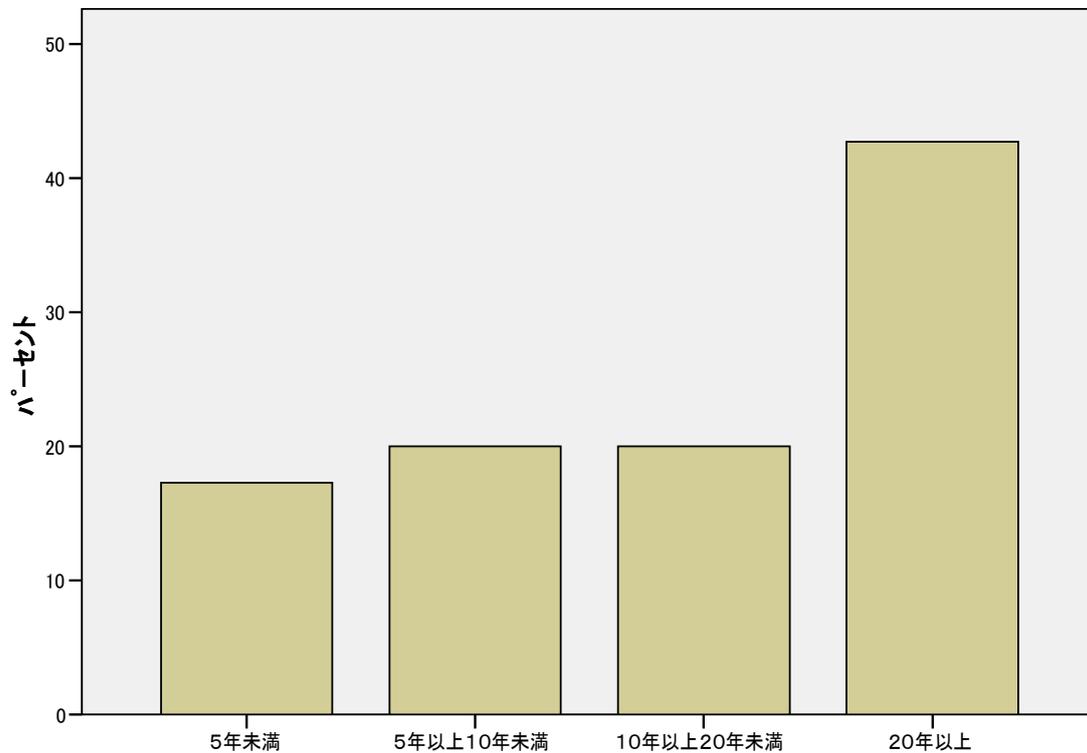
(1) 弁護士としての経験年数

- 1 5年未満
- 2 5年以上10年未満
- 3 10年以上20年未満
- 4 20年以上

F6_1.弁護士としての経験年数

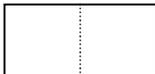
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	5年未満	19	16.8	17.3	17.3
	5年以上10年未満	22	19.5	20.0	37.3
	10年以上20年未満	22	19.5	20.0	57.3
	20年以上	47	41.6	42.7	100.0
合計		110	97.3	100.0	
欠損値	無回答	3	2.7		
合計		113	100.0		

F6_1.弁護士としての経験年数



(2) 裁判官または検察官としての経験年数

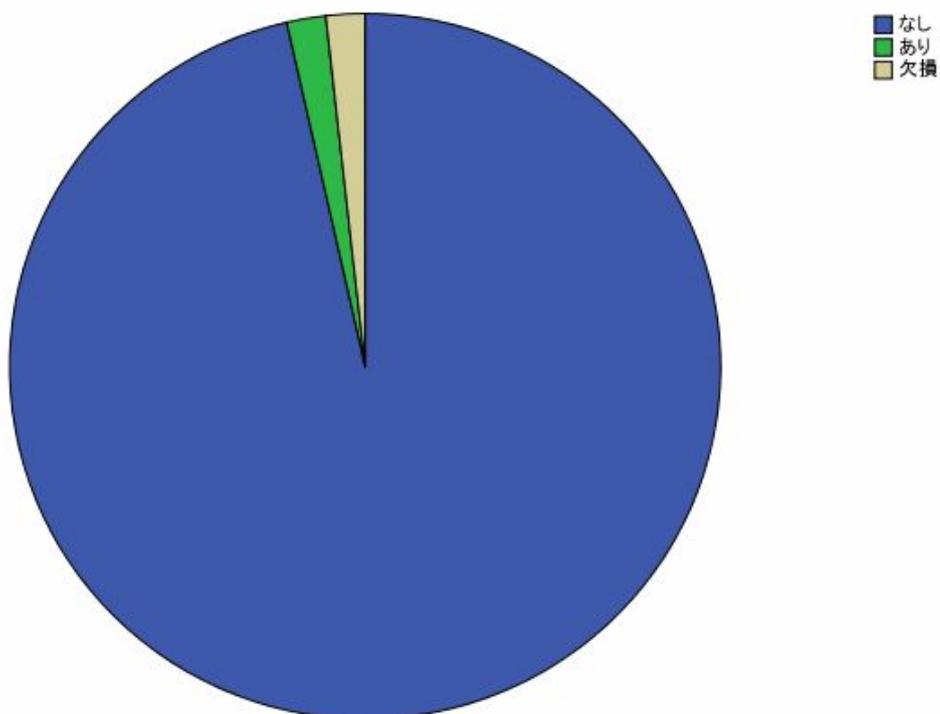
(a) 裁判官経験

1 なし
 2 あり ⇒  年

F6_2.a.裁判官経験有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なし	109	96.5	98.2	98.2
	あり	2	1.8	1.8	100.0
	合計	111	98.2	100.0	
欠損値	無回答	2	1.8		
合計		113	100.0		

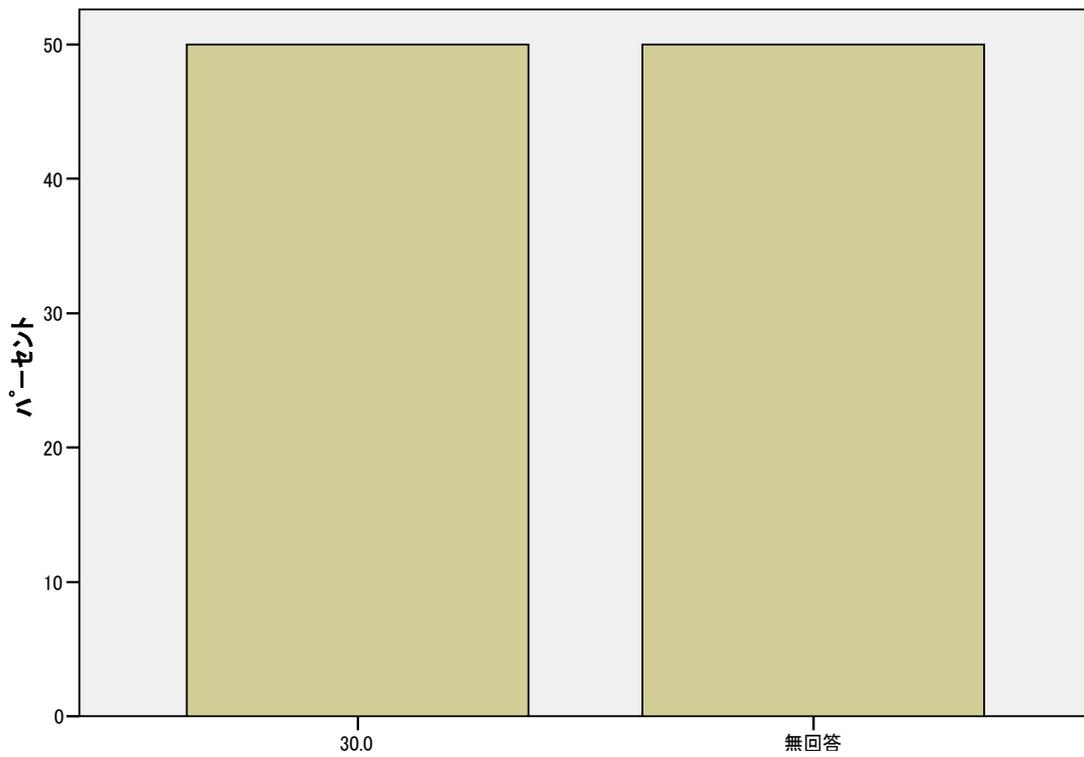
F6_2.a.裁判官経験有無



F6_2_a_sq.裁判官経験年数

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 30.0	1	50.0	50.0	50.0
無回答	1	50.0	50.0	100.0
合計	2	100.0	100.0	

F6_2_a_sq.裁判官経験年数



(b) 検察官経験

1 なし

2 あり ⇒

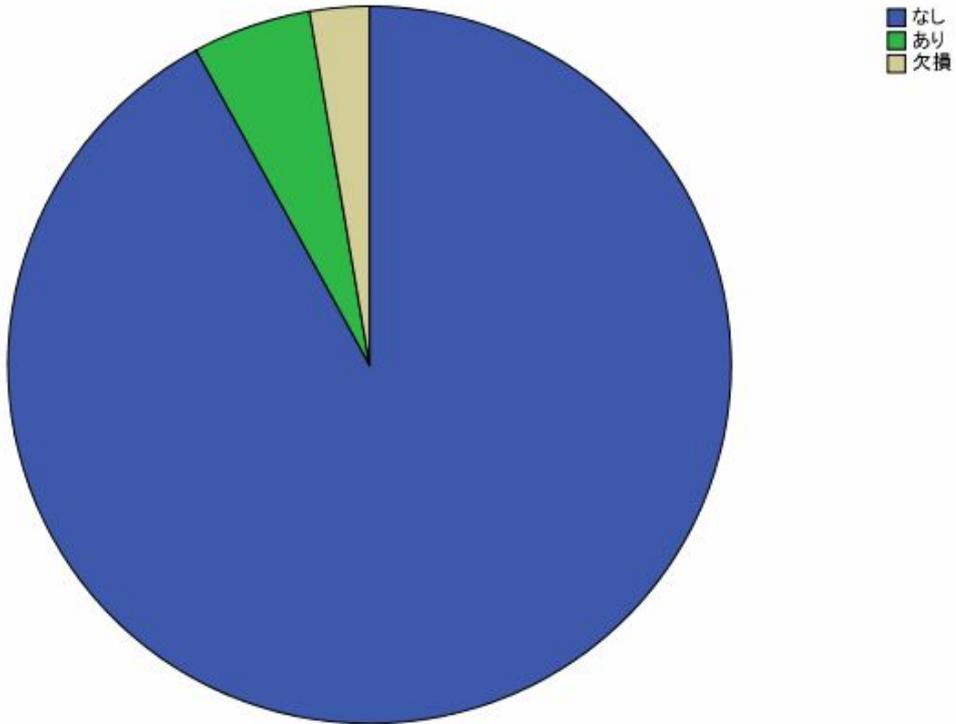
|

年

F6_2_b.検察官経験有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なし	104	92.0	94.5	94.5
	あり	6	5.3	5.5	100.0
	合計	110	97.3	100.0	
欠損値	無回答	3	2.7		
合計		113	100.0		

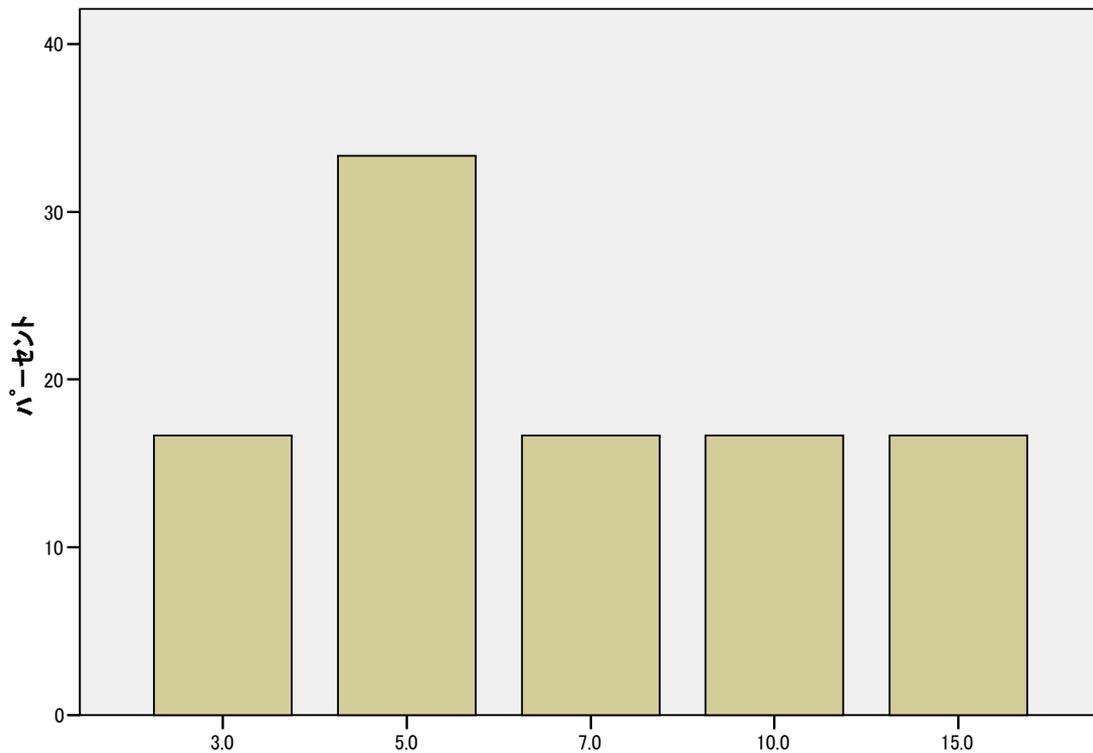
F6_2_b.検察官経験有無



F6_2_b_sq.検察官経験年数

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3.0	1	16.7	16.7
	5.0	2	33.3	50.0
	7.0	1	16.7	66.7
	10.0	1	16.7	83.3
	15.0	1	16.7	100.0
合計	6	100.0	100.0	

F6_2_b_sq.検察官経験年数



F 7 あなたの専門（得意）分野について、2004 年を基準としてお答え下さい。

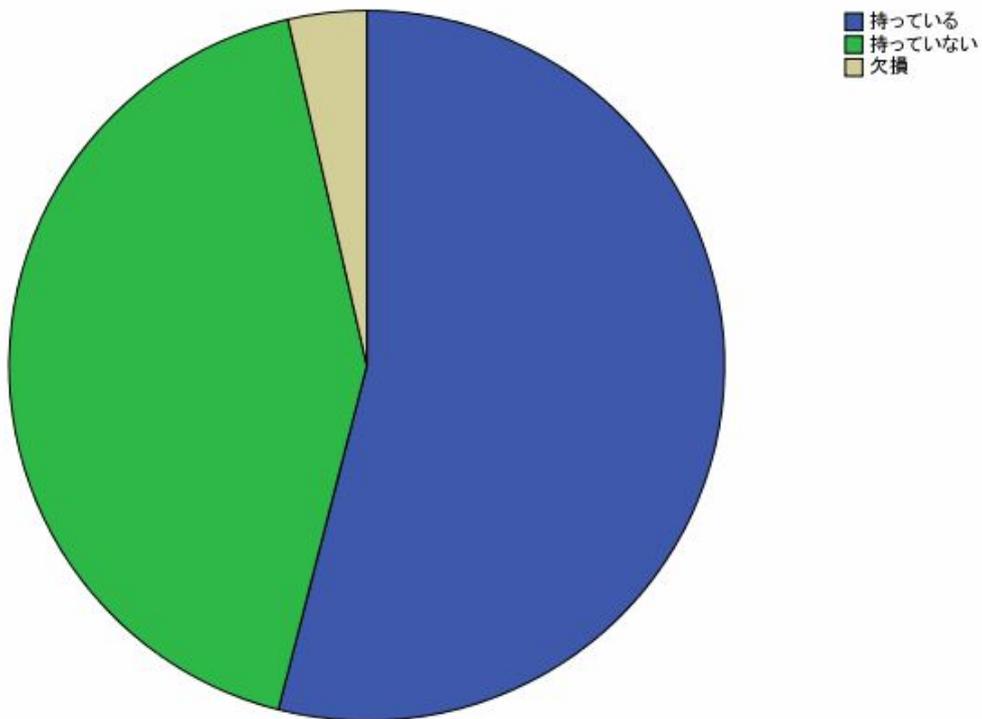
(1) 専門（得意）分野をお持ちですか。

- 1 持っている
 2 持っていない ⇒ 次のページへ

F7.1.専門分野の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	持っている	61	54.0	56.0	56.0
	持っていない	48	42.5	44.0	100.0
	合計	109	96.5	100.0	
欠損値	無回答	4	3.5		
合計		113	100.0		

F7.1.専門分野の有無



【F7(2)と(3)は、(1)で1と答えた方にうかがいます。】

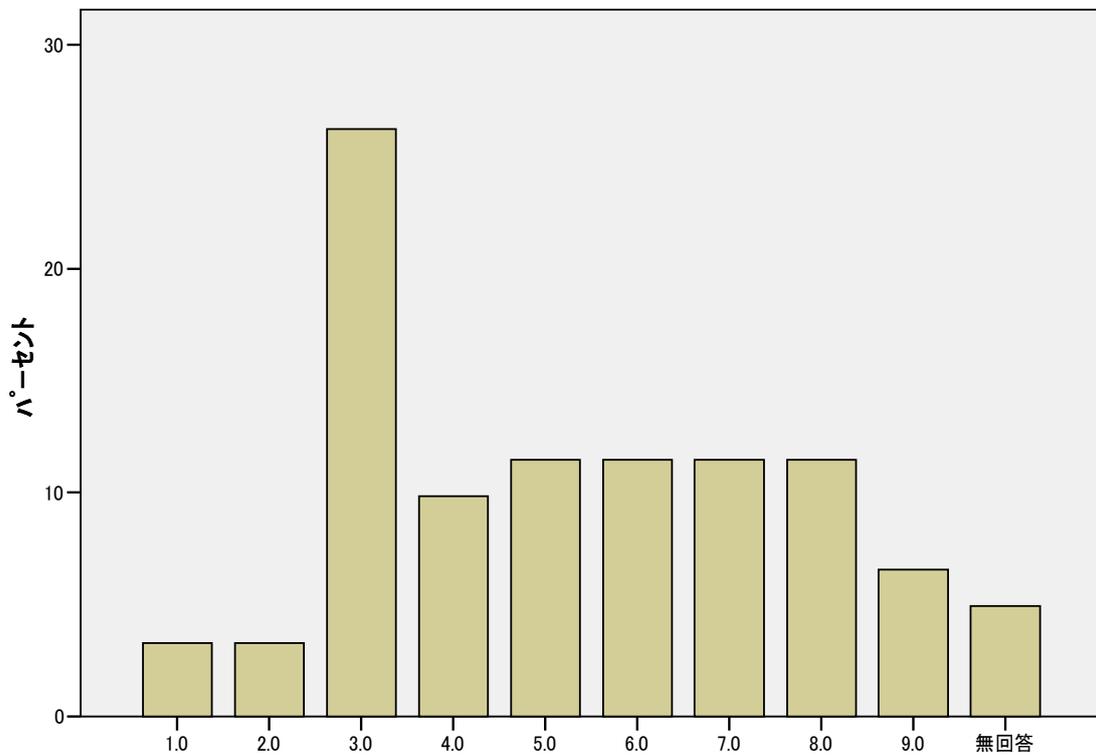
(2) 専門(得意)分野の仕事が、あなたの弁護士としての仕事の中で占める割合はどれくらいですか。数字でお答え下さい。

割

F7_2.専門分野の仕事が占める割合

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.0	2	3.3	3.3	3.3
	2.0	2	3.3	3.3	6.6
	3.0	16	26.2	26.2	32.8
	4.0	6	9.8	9.8	42.6
	5.0	7	11.5	11.5	54.1
	6.0	7	11.5	11.5	65.6
	7.0	7	11.5	11.5	77.0
	8.0	7	11.5	11.5	88.5
	9.0	4	6.6	6.6	95.1
	無回答	3	4.9	4.9	100.0
合計	61	100.0	100.0		

F7_2.専門分野の仕事が占める割合



(3) あなたの専門(得意)分野をお答え下さい。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 医療過誤
- 2 税 務
- 3 交通事故
- 4 消費者契約
- 5 製造物責任
- 6 知的財産(特許、著作権、商標など)
- 7 M&A(企業買収)
- 8 渉外(国際ビジネス)
- 9 企業法務
- 10 離 婚
- 11 相 続
- 12 その他:内容をご記入下さい

()

F7_3x1.専門分野-医療過誤	12	19.7%
F7_3x2.専門分野-税務	1	1.6%
F7_3x3.専門分野-交通事故	26	42.6%
F7_3x4.専門分野-消費者契約	10	16.4%
F7_3x5.専門分野-製造物責任	3	4.9%
F7_3x6.専門分野-知的財産	5	8.2%
F7_3x7.専門分野-M&A	4	6.6%
F7_3x8.専門分野-渉外	3	4.9%
F7_3x9.専門分野-企業法務	19	31.1%
F7_3x10.専門分野-離婚	14	23.0%
F7_3x11.専門分野-相続	18	29.5%
F7_3x12.専門分野-その他	39	63.9%

